

令和7年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和7年3月17日
開会 10時00分 散会 17時09分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員(16名)

畠山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
酒井はやみ	荒 貴賀	野原恵子	石川康弘	小島智恵	藤谷謹至
田口廣之	谷口和弥	藤原 孟	中橋友子		

② 委員長 岡本眞利子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	企 画 総 務 部 長	山端広和 <small>(選挙管理委員会事務局長)</small>
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	小野晴正
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
札 内 支 所 長	川瀬吉治	教 育 部 長	白坂博司
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 <small>(選挙管理委員会書記長)</small>
地 域 振 興 課 長	谷口英将	糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
住 民 課 長	佐々木一成	防 災 環 境 課 長	半田 健
防 災 環 境 課 参 事	山岸伸雄	税 務 課 長	古山悌士
福 祉 課 長	広田瑞恵	こ ど も 課 長	川瀬真由美
発 達 支 援 セ ン タ ー 所 長	牧田博恵	保 健 課 長	西嶋 慎
商 工 観 光 課 長	本間 淳	会 計 課 長	遠藤寛士
保 健 福 祉 課 長	北原正喜	住 民 課 長	田村真由美
事 務 局 長	山本 充 <small>(監査)</small>		

ほか、関係主幹、係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 議事課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子

4 審査事件 令和7年度幕別町一般会計ほか5会計予算審査

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長

議事の経過

(令和7年3月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（岡本眞利子） ただ今より、令和7年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

[委員長挨拶]

○委員長（岡本眞利子） 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議におきまして設置された本特別委員会の委員長といたしまして、私が大任を仰せつかることとなりました。

新年度予算の審査に当たりまして、闊達な議論と円滑な会議の進行に努めてまいりますので、皆さまの特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、委員会の効率的な運営が図られますよう、各委員の質問および説明者の答弁につきましては、簡単明瞭に行っていただきますようお願い申し上げます。

[資料配布]

○委員長（岡本眞利子） はじめに、3月4日の本委員会で、酒井委員から、

- 1、自衛隊への名簿提供数と除外申請数。
- 2、会計年度任用職員配置一覧及び職種ごとの令和7年度賃金単価。
- 3、保育所の待機児童数。
- 4、マイナンバー発行数及び国民健康保険被保険者証としての利用登録数。
- 5、まく pay の加入事業者数と利用実績。
- 6、国民健康保険短期証及び資格証の発行数。
- 7、町内地域密着型介護事業所の従事者数と充足率について。

すべて直近の数値に当たる7件の資料請求がありました。

執行部からその資料の提出があり、あらかじめお配りしておりますので、報告いたします。

[審査]

○委員長（岡本眞利子） それではここで、審査の進め方について確認をいたします。

はじめに、一般会計の歳出、1款議会費から13款予備費まで、款ごとに審査をまいります。

なお、質疑に当たりましては一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言していただくこととし、関連する質疑は、第1発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

ただし、質疑につきましては、お手元に配布しております令和7年度一般会計歳出予算審査の質疑区分表に基づき、34区分に区切って順番に行うこととし、各区分の質疑が終了した後、次の区分に進むものといたします。

なお、質疑が終了した区分に戻って再度質疑を行うことはいたしませんので、各区分において、質疑漏れが生じないように、十分にご留意ください。

その後一般会計歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計および事業会計の審査につきましては、会計ごとに審査をまいります。

質疑に当たりましては、会計ごと一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから、発言していただくこととし、関連する質疑は、第1発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

たします。

答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第13号、令和7年度幕別町一般会計予算から議案第18号、令和7年度幕別町下水道事業会計予算までの6議件を一括議題といたします。

最初に、議案第13号、令和7年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎および予算書の1ページから13ページまでの説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） あらかじめ配布しております予算積算基礎に基づきまして、令和7年度の予算概要をご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧くださいと思います。

一般会計のほか国民健康保険特別会計など3特別会計と、水道、下水道の2事業会計を合わせた6会計であります。

令和7年度当初予算総額は、A欄合計に記載しております314億12万円であります。

会計別に前年度と比較いたしますと、一般会計は、令和7年度当初予算額199億9,898万3,000円で、前年度当初予算額B欄と比較すると、増減A-Bの欄に記載のとおり26億1,892万6,000円、率にして15.1パーセントの増であります。

詳細につきましては、後ほど款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は、当初予算額28億5,843万3,000円で、前年度比で7,539万5,000円、2.6パーセントの減。被保険者数の減による保険給付費の減が主な要因であります。

後期高齢者医療特別会計は5億4,287万8,000円で、前年度比2,178万5,000円、4.2パーセントの増。被保険者数の増加に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

介護保険特別会計は29億4,517万6,000円、前年度比4,712万8,000円、1.6パーセントの増。被保険者数の増加に伴う保険給付費の増であります。

水道事業会計は20億2,942万6,000円、前年度比3億5,295万3,000円、14.8パーセントの減。道道幕別帯広芽室線の配水管移設工事終了に伴い減となっております。

下水道事業会計は30億2,522万4,000円、前年度比4億3,412万9,000円、16.8パーセントの増。下水道処理区統合事業や幕別中継ポンプ場整備事業、農業集落排水処理施設整備事業の実施により増となっております。

2ページをお開きください。

令和7年度一般会計歳入歳出款別予算額について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

1款町税につきましては、前年度比、表の一番右側の増減A-Bの列になりますが、2億56万円、7.3パーセントの増。内訳につきましては、3ページの下段の表をご覧ください。

町税については、税目ごとの比較表となっており、1の町民税につきましては、一番右の列になりますが、対前年度比1億3,643万6,000円、10.5パーセントの増を見込んでおります。国の定額減税の終了に伴う増が主な理由であります。

2の固定資産税は、前年度比6,828万8,000円、5.9パーセントの増。新築住宅の増加による家屋分の増、償却資産の新規取得分の増を見込んでおります。

3の軽自動車税は、前年度とほぼ同額で見込んでおります。

4の町たばこ税は、前年度比609万4,000円、3.2パーセントの減としており、令和6年度実績を加味し、購入本数の減を見込んでおります。

5の入湯税は、前年度比112万円、12.4パーセントの増。令和6年度実績を加味し、日帰り分の増を見込んでおります。

2ページにお戻りください。

2 款地方譲与税は、前年度比 573 万 4,000 円、1.6 パーセントの減。令和 6 年度実績を加味して地方揮発油税を減額するとともに、森林環境譲与税は全国譲与額総額の見直しによる増額としたほか、地方財政計画や、これまでの交付実績を勘案したものであります。

11 款地方特例交付金は、前年度比 1 億 735 万 2,000 円、84.3 パーセントの減としており、国の定額減税による減収への対応分の終了による減額を見込んだところではありますが、先ほど説明しました町民税で同額分を増で見込んでおります。

12 款地方交付税は、前年度比 1 億 4,000 万円、2.3 パーセントの増としております。記載しておりませんが、内訳では、特別交付税は前年度比 5,000 万円増の 3 億円、普通交付税については、国が示す地方財政計画において、出口ベースで 1.6 パーセントの増となっていることから、本町においては、対前年度比で 9,000 万円、1.5 パーセント増で見込んでおります。

14 款分担金及び負担金は、前年度比 1,599 万 3,000 円、15.1 パーセントの増。忠類第 2 地区公社営草地整備事業や土地改良事業に係る分担金の増を見込んだところであります。

16 款国庫支出金は、前年度比 6 億 4,692 万 8,000 円、35.0 パーセントの増。アイヌ文化拠点空間整備事業や地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る国庫補助金の増によるものであります。

17 款道支出金は、前年度比 4 億 9,572 万 1,000 円、31.2 パーセントの増。相川 20 号橋改良事業や、忠類第一幹線明渠排水路整備事業に係る道補助金の増によるものであります。

次に、20 款繰入金は、対前年度比 3 億 2,303 万 8,000 円、39.5 パーセントの増としておりますが、内訳につきましては、一般財源分として、財政調整基金から、前年度比 5,000 万円増の 4 億円の繰入れ、まちづくり基金から、合併特例債で造成した 3 億円の計 7 億円を財源不足として繰入れをしております。

また、特財分として、減債基金から、前年度比 1 億 5,000 万円増の 2 億円、このほか、ふるさと寄附に係るまちづくり基金や、森林環境譲与税基金などを繰入れしております。

最後に、23 款町債であります。前年度比 10 億 2,690 万円、66.6 パーセントの増としております。アイヌ文化拠点空間整備事業債や庁舎エアコン整備事業債の皆増など、普通建設事業に係る起債の増などであります。

なお、臨時財政対策債は、地方財政計画において、平成 13 年度の制度創設以来、新規発行額がゼロとなりましたことから、本町においても皆減としております。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをご覧ください。

主な内容についてご説明いたします。

1 款議会費、令和 7 年度当初予算額は、A 欄になりますが、8,995 万 6,000 円、対前年度比、一番右側になりますが、7.2 パーセントの減であります。各常任委員会における道外研修が、道内研修になること、議員数減に伴う減が主な要因であります。

2 款総務費 15 億 3,660 万 6,000 円、前年度比 29.0 パーセントの増であります。地方公共団体情報システム標準化・共通化対応委託料や庁舎エアコン設置工事の皆増などであります。

3 款民生費 44 億 5,223 万 1,000 円、前年度比 9.1 パーセントの増であります。令和 6 年 10 月の制度改正に伴う児童手当の増や障害者自立支援給付事業の増、町立保育所に係る人件費の増などであります。

4 款衛生費 12 億 5,424 万 9,000 円、前年度比 17.7 パーセントの増であります。公共施設 LED 機器リース料や、新中間処理施設建設等に係る十勝圏複合事務組合負担金の増などであります。

6 款農林業費 11 億 6,871 万 2,000 円、前年度比 0.7 パーセントの増であります。忠類第一幹線明渠排水路整備工事や公社営草地整備事業の増などであります。

7 款商工費 6 億 5,127 万 7,000 円、前年度比 8.3 パーセントの減。アルコ 236 整備工事や企業誘致対策費の減などであります。

8 款土木費 30 億 9,196 万 3,000 円、前年度比 26.2 パーセントの増。相川 20 号橋道路整備工事や

除雪グレーダの更新に係る増などであります。

9 款消防費、予算額 7 億 9,921 万 8,000 円、前年度比 23.6 パーセントの増。指令システム・デジタル無線更新に係るとかち広域消防事務組合への分担金や忠類に配備するタンク車購入の増などであります。

10 款教育費、予算額 32 億 3,142 万 3,000 円、前年度比 39.6 パーセントの増。アイヌ文化拠点空間整備事業や札内東中学校ボイラー更新工事の増などであります。

11 款公債費、予算額 18 億 6,774 万円、前年度比 0.5 パーセントの増。起債償還元金および利息の増であります。

12 款職員費 18 億 3,657 万 9,000 円、前年度比 3.0 パーセントの増。人事院勧告に基づく職員給料、期末勤勉手当の増などであります。

以上が歳出の説明になります。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただ今、申しあげました歳出予算を、性質別に区分したものであります。

主なものを説明いたします。

1 の人件費であります。対前年度比 2 億 2,966 万 3,000 円、8.5 パーセントの増であり、表の一番左の欄、区分の内訳で正職員につきましては、前年と比較し 3,718 万 3,000 円、2.3 パーセントの増。人事院勧告に基づく職員給料や期末勤勉手当の増などであります。

その下の、うち会計年度任用職員給は、令和 7 年度当初予算額は 10 億 9,158 万 9,000 円で、前年度比 1 億 9,064 万 8,000 円、21.2 パーセントの増。ベースアップに伴う報酬・給料の増のほか、勤勉手当の支給に伴う増などであります。

2 の扶助費は、前年度比 2 億 4,051 万 8,000 円、11.9 パーセントの増。令和 6 年 10 月の制度改正に伴う児童手当や障害児通所支援費等給付費の増などであります。

4 の物件費は、前年度比 2 億 9,155 万 9,000 円、12.0 パーセントの増。地方公共団体情報システム標準化・共通化対応委託料や公共施設 LED 機器リース料の増などであります。

6 の補助費等は、前年度比 2 億 7,396 万 2,000 円、10.3 パーセントの増。指令システム・デジタル無線更新に係るとかち広域消防事務組合への分担金や十勝圏複合事務組合負担金の増などであります。

12 の投資的経費は、前年度比 15 億 6,418 万 8,000 円、47.7 パーセントの増。アイヌ文化拠点空間整備事業や相川 20 号橋改修事業の増などであります。

以上で、歳出の性質別内訳についての説明を終わります。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましては、11 ページから具体的な積算基準等を掲載しております。

また、22 ページから 24 ページまでは、主な投資的経費について一覧にしております。個々の事業の説明につきましては省略をさせていただきますが、ご参照いただければと思います。

次に、25 ページから 34 ページまでは地方債の借入状況、35 ページと 36 ページは債務負担行為を掲載しております。

また、37 ページ以降につきましては、各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

一般会計予算の 1 ページには、令和 7 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 199 億 9,898 万 3,000 円と定めるものであります。

同条第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出

予算」によることとし、次の2ページから8ページまでそれぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるもの、第3条は、地方債について定めるものでありますが、詳細については後ほどご説明いたします。

第4条では、一時借入金の借入の最高額を20億円と定めるものであります。

9ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為」であります。忠類第2地区公社営草地整備事業から図書館システム購入までの11事業であります。

一つ目の忠類第2地区公社営草地整備事業につきましては、良質飼料の確保のため、北海道農業公社が草地更新を行う事業であります。令和8年度から10年度までの3年間について限度額を設定するものであります。

次の公共施設LED機器リース料(第2期)につきましては、令和6年度に引き続き、学校や保健福祉センター、ふれあいセンター福寿など、指定避難所の照明設備のLEDを進めるため、令和8年度から16年度までの9年間について限度額を設定するものであります。

次の議会中継システム機器購入から、最下段の図書館システム購入につきましては、パソコンおよび各種システム等の更新を行うため、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、令和8年度から11年度までの4年間を期間として、元金とその利息の合計額について、それぞれ限度額を設定するものであります。

10ページをお開きください。

「第3表 地方債」であります。

本年度は、一番上の庁舎エアコン整備事業から、13ページになりますが、一番下のアイヌ文化拠点空間整備事業まで合計76事業に25億6,980万円を限度額といたしまして、地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

以上が、予算積算基礎および予算書1ページから13ページまでの概要説明であります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(岡本眞利子) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 質疑がないようですので、以上をもって終了をいたします。

次に、1款議会費の審査を行います。

1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山端広和) それでは、1款議会費についてご説明いたします。

1款1項1目議会費8,995万6,000円。

議会運営に要する費目であり、説明欄の事業のうち上から3番目、議会議員活動推進事業は、8節旅費、細節1は議員活動に係る費用弁償、10節需用費で、次のページになりますが、細節30は議会だよりの発行に要する印刷製本費、13節使用料及び賃借料、細節6は議会ICT化のため各議員に貸与するタブレット端末のレンタル料、17節備品購入費、細節1は平成28年に整備した議会中継システム機器の更新費用であり、備荒資金を活用するものであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(岡本眞利子) 説明が終わりましたので、お手元の質疑区分表に基づき質疑を行います。

予算書の47から49ページ、区分1について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(なしの声あり)

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、1 款議会費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、2 款総務費の審査を行います。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 50 ページをお開きください。

2 款総務費についてご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2 億 2,729 万 1,000 円。

役場庁舎の管理運営に要する経費で、総務一般管理事務事業は、11 節役務費の郵便料、電話料、12 節委託料の顧問弁護士委託料、広報配送委託料のほか、会計年度任用職員庶務管理システム保守委託料などがあります。

51 ページをお開きください。

下段の会計年度任用職員給料等支払事務事業は、会計年度任用職員の一般事務補助員のフルタイム 1 人分と、パートタイム 13 人分の給料および報酬などがあります。

53 ページをお開きください。

中段の庁舎維持管理事業は、役場庁舎の管理に要する経費であり、10 節需用費は光熱水費、12 節委託料は庁舎管理や、54 ページになりますが、清掃、警備等の委託料、14 節工事請負費の庁舎エアコン設置工事は、執務環境の改善を図ることを目的に庁舎にエアコンを設置するもの、EV 充電設備整備工事は、電動の公用車 7 台分の充電設備を、役場北側駐車場に設置するものであります。

55 ページをお開きください。

2 目広報広聴費 1,361 万 8,000 円。広報紙の発行やホームページの保守等に要する経費で、広報事務事業は、10 節需用費のうち細節 30 の広報まくべつの発行に要する印刷製本費および 12 節委託料のホームページの保守点検委託料、13 節使用料及び賃借料の細節 21、LINE システム利用料等が主なものであります。

なお、ホームページにつきましては、本年 3 月 3 日に、検索機能等を充実させ、子育てと移住・定住に係る特設サイトを設置しリニューアルいたしました。また、3 月 10 日から幕別町公式 LINE をスタートさせ、防災メニューやごみに関すること、子育てに関するメニューなどを設け、町民の皆さんが知りたい情報を的確に知ることができる機能を充実いたしました。

ホームページや公式 LINE、広報紙やその他の SNS を活用しながら迅速な情報提供に努めてまいります。

3 目財政管理費 233 万 5,000 円。財政事務に要する経費で、財政事務事業の 10 節需用費の予算書作成に係る印刷製本費や次のページになりますが、12 節委託料の財務諸表作成支援に係る業務委託料、公会計システムの保守点検委託料が主なものであります。

4 目会計管理費 665 万 4,000 円。会計事務に係る経費で、10 節需用費は決算書の印刷製本費、11 節役務費の細節 16 口座振込手数料は、昨年 10 月から銀行間の送金に係る費用が公金にも適用されたことを受け計上するもの、細節 18 の窓口収納手数料は、金融機関窓口における公金収納事務に係る手数料、12 節委託料のうち、次のページになりますが、細節 6 キャッシュレス決済システム保守委託料は、窓口キャッシュレス決済に係る POS レジスター 7 台、自動釣銭機 5 台の保守委託料が主なものであります。

5 目一般財産管理費 4,586 万 4,000 円。札内中央会館および旧緑資源公団事務所などの管理に要する経費であり、10 節の施設利用に伴う光熱水費や、12 節の清掃、警備等の委託料のほか、58 ページになりますが、14 節工事請負費の細節 2 忠類テレビジョン中継局地上デジタル送信器更新工事は、忠類の丸山に設置されている忠類テレビジョン中継局の地上デジタル送信機器類を更新するものであります。

59 ページをお開きください。

6 目札内コミュニティプラザ管理費 2,606 万円。札内コミュニティプラザの維持・管理経費で、10 節需用費の電気料などの光熱水費や、12 節委託料の管理業務に係る委託料が主なものであります。

60 ページになります。

7 目近隣センター管理費 8,235 万 4,000 円。46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセンの管理運営に係る経費で、12 節委託料は各コミセンの管理業務に係わる委託料、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、近隣センター運営委員会に対する運営交付金であります。

8 目庁用車両管理費 2,611 万円。役場本庁の集中管理車両 20 台、忠類総合支所管理車両 8 台、計 28 台の車両維持管理費用で、62 ページになりますが、17 節備品購入費は、公用車の更新に際し、プラグインハイブリッド車 4 台を導入するものであります。

9 目企画費 484 万 8,000 円。町の施策の総合企画、広域行政等に係る費用であります。

63 ページをお開きください。

下段の創生総合戦略審議会運営事業は、令和 6 年度の実施状況および 7 年度の事業内容について審議するため、審議会委員 20 人分の報酬および旅費を 2 回分計上しております。

64 ページになります。

行政改革推進委員会運営事業は、「第 4 次行政改革大綱後期推進計画」に基づく施策の実施状況や「第 5 次行政改革大綱前期推進計画」策定に関して審議するため、審議会委員 15 人分の報酬および旅費を 4 回分計上しております。

上から 4 番目幕別町応援大使事業は、文化・芸術分野の応援大使を講師に、幕別地域と忠類地域で小中学生を対象にペーパークラフト講座を開催するため、講師の謝礼および旅費 6 回分を計上しております。

10 目協働のまちづくり支援費 6,836 万 8,000 円。協働のまちづくりの推進などに要する経費で、町内会等活動支援事業は、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金のうち、細節 5 の町内会活動支援交付金として、地域の活動主体である町内会の活動の支援に要する交付金を計上しております。

協働のまちづくり支援事業は、快適で豊かなまちづくりのため、町内会等が取り組む各種事業を支援する協働のまちづくり支援事業交付金を交付するものであります。

66 ページになります。

男女共同参画審議会運営事業は、男女共同参画社会の実現に向け、令和 7 年 3 月策定の「幕別町男女共同参画計画」に関する実施状況などを審議するため、審議会委員 10 人分の報酬および旅費を 1 回分計上しております。

移住・定住対策事業は、18 節負担金補助及び交付金のうち、細節 3 のマイホーム応援事業補助金は、定住対策として、町内にマイホームを取得した世帯に対し、費用の一部を補助するマイホーム応援事業補助金を交付するものであります。

結婚新生活支援事業は、若年の新婚世帯に対する経済的支援として、夫婦ともに 39 歳以下の場合に、新生活に係る住宅費用や引越費用等を補助するものであります。

11 目支所出張所費 173 万円。札内支所および糠内・駒畠各出張所に係る経費で、10 節需用費のほか、67 のページになりますが、11 節役務費の電話料、12 節委託料の番号発券機の保守点検に係る委託料などが主なものであります。

12 目総合支所費 1,308 万 6,000 円。忠類総合支所の管理運営に要する経費で、地域住民会議運営事業は、忠類地域住民会議の委員報酬 15 人分および旅費等であります。

68 ページになります。

忠類地域魅力発信事業は、交流人口の拡大や地域の活性化を図るためのイベント、環境整備等に要する費用について補助するものであります。

69 ページをお開きください。

13目防災諸費 1,930万6,000円。防災および減災等の対策に要する経費であります。地域防災対策事業は、防災対策を図る上で必要な防災会議の開催に要する費用のほか、防災マネージャー1名の費用であります。

71ページをお開きください。

災害用備蓄品整備事業は、アルファ米や缶詰パン、災害用トイレセットなどの備蓄品の購入費用であります。

防災情報機器管理事業は、72ページにわたりますが、防災行政無線の維持管理に要する費用のほか、防災情報の送受信機器に要する費用であります。

14目交通防犯費 1億6,423万1,000円。交通安全対策、防犯対策および地域公共交通対策に要する経費であります。

交通安全対策事業は、交通安全推進員1名に係る費用のほか、次のページになりますが、12節委託料は交通安全指導員33人分の交通安全指導に伴う委託料であります。

74ページになります。

防犯対策事業は防犯灯の維持管理に要する10節需用費の電気料、12節委託料のリース料のほか、18節負担金補助及び交付金の生活安全推進協議会に対する交付金などであります。

下段の地域公共交通活性化事業は、地域公共交通活性化協議会の運営に係る補助金で、地域公共交通計画に基づく施策の実施状況などを審議する協議会の開催に係る費用であります。

75ページをお開きください。

コミュニティバス運行事業は、コミュニティバスの運行に係る事業者への補助金であります。

予約型乗合タクシー運行事業は、予約型乗合タクシー駒島線、古舞線の運行に係る事業者への補助金であります。

地方バス路線維持対策事業は、地方バス路線運行の維持に要する補助金であります。

15目職員厚生費 1,389万3,000円。職員の福利厚生および研修に要する経費であります。

職員健康管理事業は、1節報酬、細節1の産業医報酬、11節役務費は、職員と会計年度任用職員に要する人間ドック手数料と健康診断手数料であり、合計626人分を計上しております。

76ページになりますが、12節委託料の職員ストレスチェック委託料は、職員のメンタルの不調を未然に防止するためのアンケート調査やその分析を委託するもの、職員保健室委託料は、職場におけるメンタルヘルス対策として、主に新採用職員を対象にカウンセラーによる相談支援を行うものであります。

職員研修事業は、8節旅費の自治大学校や北海道市町村職員研修センターでの研修旅費、12節委託料の専門講師を招いて行う研修委託料が主なものであります。

16目公平委員会費 3万2,000円。公平委員会開催に係る経費であります。

17目諸費 1億4,718万3,000円であります。諸費事務事業は77ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の細節3十勝町村会負担金が主なものであります。

表彰事務事業は、表彰者選考委員会委員への報酬や表彰記念品などであります。

78ページになります。

情報公開・個人情報保護審査会運営事業は、審査会開催に要する経費であります。

ふるさと寄附返礼品贈呈事業は、本年度3億円の寄附金を見込み、これに係る所要の経費を計上しております。

7節報償費のふるさと寄附に係る記念品、12節委託料のふるさと寄附の受付から記念品の配送業務等に係る委託料、13節使用料及び賃借料は、79ページになりますが、ふるさと寄附サイト利用料は、6年度、7サイトでありましたが、本年度は14サイトに増やし寄附金を募集するものであります。

指定管理者選定事務事業は、忠類診療所に係る指定管理者を選定するための選定委員会委員の報酬および費用弁償であります。

18 目基金管理費 2 億 528 万 1,000 円。各種基金から生じる利息や寄付金等をそれぞれ基金へ積み立てるもので、基金管理事務事業の 24 節積立金、細節 3 のまちづくり基金積立金はふるさと寄付金を、細節 4 の森林環境譲与税基金積立金は森林環境譲与税をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

80 ページになります。

19 目電算管理費 2 億 7,522 万 6,000 円。電算管理および処理業務に要する経費であります。電算機器管理事業の 10 節需用費は各種納付書などの印刷製本費、12 節委託料の細節 6 は、総合行政システムに係るソフト保守点検、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

81 ページになりますが、細節 12 は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に伴う総合行政システムの更新に要する費用、細節 13 は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に伴う関連機器等の更新に要する費用、細節 14 は、標準化システム移行完了後の総合行政システムおよびガバメントクラウドに係る運用管理に要する費用であります。

13 節使用料及び賃借料の細節 21 議事録作成システム利用料は、各種会議の議事録を作成するためのシステム利用料、細節 22 のチャットツール利用料は、生成 AI を用い、政策立案や文書作成に活用するための費用であり、いずれも事務の効率化を図るためのものであります。

細節 23 のソフトウェア使用料は、ワードやエクセルといったマイクロソフトのオフィス製品の使用および業務の省力化を図ることを目的に、令和 6 年度に導入した RPA のライセンスに要する費用、細節 25 のガバメントクラウド使用料は、標準化システム移行完了後の総合行政システムをクラウド上で利用するための費用であります。

17 節備品購入費は、細節 2 の事務用パソコン、82 ページになりますが、細節 4 の情報セキュリティ強化対策機器に係る経費が主なものであり、備荒資金組合に対する償還金であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナンバーの情報連携において、国と地方公共団体の仲介の役割を担う中間サーバーの運用および次期システム構築に係る共同利用負担金を、地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

20 目地域おこし協力隊推進事業費 2,479 万 1,000 円。地域おこし協力隊およびインターンの募集並びに隊員およびインターンの活動に係る経費で、隊員 3 名およびインターン 6 名の、計 9 名分を計上しております。

84 ページをお開きください。

21 目地方創生推進事業費 130 万円。新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象であります事業に要する経費であります。

UIJ ターン新規就業支援事業 130 万円は、東京圏からの就業等を伴う本町への移住者に対して、移住支援金を交付するものであり、1 世帯分を計上しております。

85 ページをお開きください。

22 目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 5,084 万 2,000 円につきましては、令和 7 年 1 月の第 1 回臨時会において、令和 7 年 4 月から令和 8 年 2 月までの 11 か月分の債務負担行為の議決をいただいているもので、水道料金の基本料金を徴収しないことによる減収相当額を水道事業会計に補助するものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費は廃目とするものであります。

2 項徴税費、1 目税務総務費 375 万 4,000 円。徴税事務に要する経費であります。

税務総務事務事業は、徴税事務に必要な経費について計上しています。86 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への負担金や地方税共同機構への負担金等が主なものであります。

下段の固定資産評価審査委員会運営事業は、固定資産評価審査委員会委員 3 人分の報酬および旅費であります。

87 ページになります。

2 目賦課徴収費 3,625 万 7,000 円。町民税等の賦課徴収事務に要する経費であります。

11 節役務費、細節 19 コンビニ等収納手数料は、コンビニ収納およびスマホ決済に要する 1 件 78 円の手数料であり、延べ 3 万 1,000 件の利用を見込んでおります。

12 節委託料は、次の 88 ページにわたりますが、各町税の賦課徴収業務に係る経費であります。

22 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

89 ページをお開きください。

3 項 1 目戸籍住民登録費 3,628 万 6,000 円。戸籍および住民登録事務に要する費用のほか、令和 6 年度に、窓口 DX 推進事業として導入した住民票等のコンビニ交付サービスおよび窓口での申請書作成支援システム、いわゆる「書かない窓口」の運用保守に要する経費であります。

12 節委託料のうち、90 ページになりますが、細節 10 は、戸籍法の改正に伴う戸籍への振り仮名の記載に際し、その振り仮名が正しいか否かを確認するため送付する通知書の作成に要する委託料であります。

13 節使用料及び賃借料のうち、細節 20 は、戸籍情報システムを、国が示す標準準拠システムへ移行したことに伴うクラウドサービス利用料、細節 22 は、「書かない窓口」におけるライセンス使用料、細節 23 は、コンビニ交付サービスに係るコンビニ事業者への手数料、細節 24 は、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構への利用料が主なものであります。

91 ページをお開きください。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 67 万 9,000 円。選挙管理委員会開催に係る費用であります。

92 ページになります。

2 目参議院議員選挙費 1,968 万 3,000 円。本年度執行が予定されております参議院議員通常選挙に係る費用であります。投票区の再編に伴い、これまでの 23 の投票区から 11 の投票区とした上で予算を計上しております。

1 節報酬では、前回参議院と比較し、投票管理者は 23 人から 11 人に、投票立会人は 61 人から 41 人に見直ししております。

10 節需用費、細節 4 消耗品費では、投票所の土足化に伴う経費を、93 ページになりますが、12 節委託料では、移動支援の拡充に伴う経費を計上しております。

94 ページになります。

5 項 1 目統計調査費 1,695 万 8,000 円。統計調査に係る事務的経費であり、本年度は 5 年に 1 回の国勢調査が実施される予定となっております。

95 ページをお開きください。

6 項 1 目監査委員費 258 万 6,000 円。1 節報酬の監査委員報酬のほか、監査業務に要する経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

はじめに、50 から 55 ページ、区分 2 について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 50 ページです。一般管理事務事業、細節 12 委託料、8 の公衆無線 LAN 保守点検委託料です。

現在、公衆無線 LAN の設置箇所についてお聞きいたします。今後、増やす計画等はお持ちですか。また、一部施設において、同施設内で電波が届かないという場所がありますが、この改善について、町のお考えをお聞きいたします。

もう一つです。54 ページです。庁舎維持管理事業、細節 14 工事請負費、EV 充電設備整備工事で

す。

国の方針は、全国 30 万基の充電設備を目標に、全国で設置が進められているところであります。現在、幕別町でも 12 か所 48 基の充電設備が整えられて、今回、庁舎北側に 4 か所の設備ということでありました。町の計画では、2030 年までに 15 か所 60 基の目標を掲げていますが、あと 2 か所はどこに設置の予定ですか。

また、1,400 万円ほどの地方債が組まれています。予算がどれだけあるのか、また国の補助はどれだけになるのかをお聞きしたいと思います。

あと、管理点検についてなのですが、これは DMM が行うのですか、町が行うのですか。どうなっているのかをお聞かせください。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず先に 54 ページ、EV 充電設備の関係のお話から答弁をさせていただきます。

こちらについては、先ほど説明がありましたとおり、公用車の充電設備ということで、令和 7 年度には庁舎の北側の駐車場の東側 1 列に 7 台分の充電設備を置くことにしております。というのは、土木課や水道課など緊急時の対応車両について主に考えておりますけれども、まず 7 台分というものです。

こちらについては、これからどんどんと EV だとか PHEV で公用車のほうを整備していく予定でありますけれども、公用車に対応するための充電設備の設置に向けては、今後またさらに検討していかなければならないと考えております。

さらに、庁舎駐車場への PPA 方式による太陽光発電設備の設置を予定しております、その中でも充電設備の設置を予定しているところであります。

また、さらに令和 8 年度に、国の重点対策加速化事業の交付金の活用により、さらなる充電設備の設置も検討してまいりたいと考えておりますので、今のところ、まだ正式に何台分の充電設備を設置していくかというところは、具体的な計画はまだこちらのほうとしても持っておりません。それを踏まえて、公用車の整備状況、更新計画というものをもって進めていきたいと思っておりますので、さらなるまた検討を進めていくというようなことでございます。

今、最後のほうにお話がありました DMM で設置をしております充電設備、こちらについては、あくまでそちらは会社のほうで、DMM のほうで管理していくというものでありますので、役場のほうで管理しているというものではございません。

公衆無線 LAN の関係でございます。こちらについても、現在、札内コミュニティプラザ、忠類コミュニティセンター、札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンターということで、幕別公衆無線 LAN の供用開始しているところでございます。ですから、こちらの 4 か所ということなのですが、今、荒委員のほうからお話がありました電波の状況が悪い。ちょっとこちらのほうについては、直接、今、私のほうでも確認をしているところではございませんけれども、今後そのようなお話があれば、対応していきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 役場に設置する予定であった 60 基の残り 12 基はどうかという話かと思えます。

当初、15 施設で 60 基を設置する予定でございました。今回は 12 施設、48 基を整備させていただきましたけれども、未設置の施設としまして、計画では図書館、札内南コミセン、保健福祉センターに各 4 基ずつ設置する予定でありました。しかしながら、事業を実施する際に、詳細調査をしたところ、その施設周辺に、これらの施設をつけるだけの電気の供給ができないというような現有的設備であったと。それを仮にこの 3 施設につけるとしますと、相当な設備投資が必要だということが判明しましたことから、これら 3 施設については、設置を現段階では見送ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） EV車については理解したいと思います。管理点検については、DMMさんで行うと、町役場への設置ということで理解しました。これは全額補助があるのですか。要は町の手出しがあるのかをちょっとお聞きしたいのと、公衆無線なのですが、今後増やしていく考えについてもお聞きしたので、そこについてもお聞かせ願いたいと思います。

公衆無線 LAN なのですが、今どこの公共施設でも、観光振興もそうですけれども、住民の方の多くが、8割がスマホを持っているというような状況で、Wi-Fi 設備というものがほぼ当たり前になってきている状況でもあります。こうした状況で、やはり無料 Wi-Fi を増やしていくこと、何よりも住民サービスが必要などありますので、増やしていく考えが必要だと思えます。

また、災害時に情報共有を図る上でもすごく重要になってきていますので、こういったところも、指定避難所を中心に、Wi-Fi の考えも取っていく必要があるのではないかと思います。行政デジタルを、今、町でも進めているところでありますが、住民が直接関わるこうしたサービスについても、今後、増やしていくことを求めたいと思います。

現在、施設によっては一部しか利用できないというお話も、前にもお話ししたのですが、アンテナが1個しかなくて、いわゆる事務所関係やそういった場所でしかできなくて、要は本来であれば、全館普通 Wi-Fi が使えるはずなのですけれども、ちょっと離れると利用できないというような状況があります。どれぐらいのアンテナ数があって、どれぐらいのエリアをカバーしているのかをぜひ調査して、どういった状況にあるのかを確認して、Wi-Fi が利用できているのかを調査して研究して行っていただきたいと思います。その辺について確認をお願いします。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず、EV 充電設備の関係なのですけれども、これはあくまで、先ほどもお話ししたように、公用車の分の7台分という整備ですので、あくまでこれは町のほうで整備するもので、脱炭素債、そちらの起債のほうを充当して、90パーセントの充当率、30パーセントの交付税措置、そういった起債のほうを充当して整備するものですので、先ほど各施設にある DMM のほうで設置した充電設備と、ちょっと混在したお話になっているのかと思うのですけれども、今回こちらのほうについては、あくまで公用車用の充電設備の設置として、脱炭素債での整備ということでご理解いただければと思います。

そして、公衆無線 LAN の関係なのですけれども、こちらの当初から災害発生時における情報収集だったり、平時における行政情報、観光情報の発信を目的ということで、いろいろと整備した中で、この4か所ということで設置してきたと考えておりますけれども、今後、ほかの施設という部分は、ちょっと今のところ、こちらのほうとしても考えてはいないのですけれども、もちろん必要となってくれば、そういった考え、検討も出てくるのかとは思っておりますけれども、現時点ではそちらのほうは考えておりません。

あとはアンテナ一つでの電波状況、それについては、また再度こちらのほうで確認させていただければと思います。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） EVステーションのほうで、質問をさせていただきます。

庁舎の北側の充電器について、今、予算が上がったところなのですけれども、今回プラグインハイブリッド車4台を導入するということなのですけれども、今回 DMM の件にしても、公共施設をお貸しして民間の事業者がそういったものを設置するというので、まず公用車の中で EV 車、プラグインハイブリッド車は今何台あるのか。

あと、ちょっと難しいのかもしれないのですけれども、町内の人が所有する EV 車とプラグインハイブリッド車の台数を知りたいのですけれども、すごく難しいと思います。そこで、運輸支局のデ

一々に、市町村別の軽自動車以外の車両の台数が載っているのですけれども、道のEV車の保有率から割り出して把握しているものなのでしょうか。町内または管内の大体の車両数が分かれば、教えていただきたいです。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず公用車のEV等の整備状況ということのみお答えしたいと思います。

まず、今、庁舎内に公用車でありますプラグインハイブリッド、PHEVという公用車はこちらのほうで10台という整備の状況となっております。

さらに令和7年度、4台整備したいというものでございます。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 町内のEV車の台数のお尋ねかと思えます。

町内の自動車の登録台数で言いますと、町内には約2万5,000台の登録がございます。そのうち自家用車が約1万2,000台、軽自動車が9,000台ということで、残りは他の車両ということでございます。

その中でも、特に乗用車、軽自動車におけるEV化の台数につきましては、私のほうとしましても、いつも軽自動車協会だとかというところに聞いているのですけれども、そういう統計は取っていないということで、町内に何台EV車等があるかといったところについての実態は、把握していないところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 分かりました。私もいろいろ調べたのですけれども、個別のウェブサイトによって出てくる数字が違っていたりしたのですけれども、新聞の報道によりますと、2022年の12月28日、これはちょっと古いのですけれども、その段階で帯広支局管内のEV車両が319台、もうそれから年数も経過しているので、今はもっと多いと思えます。道内では、札幌に次いで十勝がEV保有率が高いということなのです。脱炭素社会の実現に向けて、これからEV車両も増えていくと思えますし、ステーションも増えていくと思えます。ただ、今は触れませんが、耐用年数もありますし、民間業者が利用料だけで果たして維持管理、そして更新していけるのか疑問は残っております。

そこで、EV充電器ステーションの設置については、どのような形で周知しているのか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） EV車における充電器の設置に関する今後の考え方ということだと思います。

今、本町においては、ご質問がありましたとおり12か所48台を整備したところです。これにつきましては、一般の住民向けに開放するというので、設置させていただいております。

これにつきましては、町として財源負担がなるべく伴わない形で整備したいという考え方を基本的に持っております。そういう面から、現在、新たに急速充電器についても、一般開放できるような仕組みができないかということで検討しているところでございます。

充電器につきましては、基本的な考え方を申し上げますと、充電器の設置に関しては、目的地充電というものと、基礎充電というものと、それと経路充電と大きく三つに分かれると考えてよろしいかと思います。基礎充電というのが、自宅だとか、そういうところで充電するというものでございます。そして目的地充電というものが、役場だとか私どもが整備したような目的地に来てつなぐというような考え方が目的地充電。それと経路充電というのが、SA、要するにサービスステーションとか高速道だとか、それとか一般道においても充電器がないような地帯に設置する場合について、経路充電ということで整備すると大きくこの三つに区分して、国では整備を進めているところでございます。

そういう面から見ましても、本町として整備するとなりますと、まずは目的地充電の公共施設に対する整備、これは一旦、今回の12施設48台で終了しまして、今後は例えば道の駅だとか、そういうところに急速充電器を整備し、利用者の便利を図っていくという考え方で、今後は検討した

いと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） EV 充電器ですけれども、先ほど総務課長のほうから、公用車の分は予算書に載っていますけれども、DMM の分は、今回の予算には載っていません。これは民間の事業を、DMM に行政財産の土地をお貸ししているだけですので、予算は出てきていないと。

先ほどの周知、どうやって周知するのかというところでございますけれども、DMM のステーションの設置目的は、町民の方も利用できるのですけれども、あくまでも町外の方、長距離で移動された方が途中途中で充電しながら移動するというところで、そういったステーションを幕別だけではなくて、全道どこでもステーションを増やそうという考えで設置しているものですので、今回、幕別町の行政区には 12 か所 48 基を設置をしていると。周知の方法ですけれども、DMM さんのステーションのアプリ、近くのステーションはどこにあるのかというのは、アプリで周知するような形になっていますので、車の充電が少なくなってきたら、最寄りのステーションがどこにあるのかと。アプリで近くのステーションに行き、そこで滞在してもらって、30 分とか 1 時間滞在して幾らかでも充電して次のステーションまで、こういうような使われ方をしますので、周知の方法としては DMM のアプリで確認できるという形になります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） よく分かりました。

ただ、町内の公共施設に設置しているわけです。充電器を使う方は、使い方も十分分かっていて使うと思うのですけれども、町内の駐車場にあるということは、一般の施設を利用する人も目にする機会がすごく多いのです。それで、使わないにしても公共駐車場なので、どういったものか。例えば私がよく聞くのは、どういったものかということも聞きますし、例えば満車になることもそんなにないのかもしれないのですけれども、何かがあっていっぱい車が止まっているときに、ここに止められるものなのかとか、4 台分もスペースがあるので、そういう細かいことを、やっぱり地域住民に配慮した周知の仕方がすごく大事だと思うのです。民間の施設でやっていて、民間が自分の施設で自分で運営するのだったら全然問題ないのですけれども、公共施設を貸しているものですから、それで十勝管内では、公共施設でそういうステーションを設けるのは、初めての事例と私はお聞きしているのですけれども、ということは、なかなかまだまだ浸透していない、知らない町民の方もたくさんいらっしゃるということで、どういうものか分かるような簡単な看板を設置してもらって、これによってゼロカーボンに取り組んでいる幕別町ですよということを知ってもらって、環境整備の醸成などにもつなげていくことも必要ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 町のほうの公共施設に整備した充電器の PR の関係でございます。

これまでも、広報 2 月号でも特集の中で、住民の方にお伝えしているとともに、ホームページでも使い方について周知しているところがございます。

今後につきましても、私どもの環境ナビという広報の中でコーナーがございますので、そういうところにおける周知だとか、そういうものでさらなる活用についての周知等をしていければと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 広報やホームページで周知されていることは知っていて、その後にもこういう知らないという声を聞くので、本当に浸透していない中において、最初のうちはそういうようなステーションの横に簡単なものをつけるということも選択肢に入れていただきたいと思つての質問でした。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 利用に関しては、さらなる周知ということで、どういう形で周知していくかということは、検討してまいりたいと思います。

ただ、今回、駐車場それぞれに充電器ステーションということで、看板は一つついております。ご存じかと思うのですが、駐車場の駐車スペースに、一つも充電器の案内がないかと思いません。当初、あれはつける予定で、私どもも業者と話しておりましたが、冬期間の工事になったということで、今年の春に焼つけ方式で、大きく充電器の充電スペースだということをきちっと分かるような仕組みを、今、業者と話しているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） ちょっと補足をします。

焼つけとの説明がありましたけれども、アスファルト舗装に路面標示をするという意味です。よく身体障がい者の車椅子のマークのような、あれの充電スペースだよ、充電ステーションだよというように標示をさせていただくという答弁でございます。

○委員長（岡本眞利子） それでは、審査の途中ですが、この際 11 時 20 分まで休憩をいたします。

11：10 休憩

11：20 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今の質問で、内山委員の駐車場に車を止める場合の答弁漏れがありましたので、答弁をいただきたいと思えます。

防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 申し訳ありませんでした。1点答弁が漏れておりました。

駐車場が混んでいる際、充電スペースに駐車しても構わないかという話だったと思えます。それについては、止めても差し支えないものということで、事業者ともそういうこともあり得るということで確認を取っているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、区分2についてさらに質問のある方は挙手を願います。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 質問をさせていただきます。このところですかどうかがちょっと微妙なところもあるものですから、もし違うところだということであつたらば、それはご指導ください。

テレビ聴視料についてであります。

昨年予算審査特別委員会の中では、経年に戻って計算しなければならないということが分かって、後の臨時議会の中で500万円を超える補正が組まれたところでありました。昨年度の一般会計のテレビ聴視料が、何台分、幾らで、今回この予算にはきつと正しく反映された予算書になっているのだと思うのですが、何台、幾らになったのか。これは先ほども言いましたように、款をまたぐものですから、全体でいいです。しっかりと押さえていきたいなと思えます。ご答弁をお願いします。

○委員長（岡本眞利子） ただ今の質問でございますが、暫時休憩を取りたいと思えます。

11：23 休憩

11：24 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁よろしいですか。

では、総務課長。

○総務課長（西田建司） ちょっと予算の科目でいくと、次のところになるのかなという部分もあって、大変申し訳ございません。ただいま手持ちのほうでちょっと資料のほうがございませんので、何台で幾らと。また、いろんな科目に実は散らばっていますので、それを集計させて、後ほどお伝えしたいと思います。

（発言の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員、いかがでしょうか。

（発言の声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、暫時休憩を取ります。

11：25 休憩

11：26 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今の谷口委員の質問に関しましては、総括で答弁をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、そのようにさせていただきます。

それでは、区分2の質問につきまして、質疑がある方はいらっしゃいますでしょうか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お尋ねしたいと思います。

その前に1点の質問は資料も頂きましたけれども、会計年度任用職員の処遇改善のことについてお尋ねをしようと思うのです。特に職種に関わっての質問ではありません。全般の処遇改善ということですので、この場所でもいいかどうかということが一つです。もし、許可をいただければ、ここでさせていただきたい。

それからもう一つ、ページ数といたしましては、54ページ、14の工事請負費、庁舎エアコン設置工事、この質問には入っていいですか。

○委員長（岡本眞利子） はい。

○委員（中橋友子） この14節工事請負費で、8,000万円強の予算がつかました。1年待つてついたということで、よかったなと思います。前々から改善の要求は、猛暑に向けての冷房と、それから冬の暖房の効果と、両方を改善すべきだという要望を上げておりました。実際にどんな機能を持ち、どのような効果というのが期待されるのかということです。

もう一つ、庁舎において暖房、冷房というのを保つために、障がいとなっていると言っているのかどうかと思いますが、エコボイドの機能の問題があります。これに対しても、今回工事設置において、そのエコボイドの、できればマイナスの部門を軽減させていくというようなことも必要だったのかなと思うものですから、この点についてお尋ねします。

それから、会計年度任用職員のほうなのですが、よろしいですか。

○委員長（岡本眞利子） はい。

○委員（中橋友子） 処遇改善が一般質問の中でも明確に示されまして、随分取り組まれたことは大変よかったなと、実施は遅れたのですが、よかったなと思いました。

それで、改めて再度お聞きしたいのは、この会計年度任用職員の処遇改善が、2025年度からスタートするというのが一つですが、そのときに休暇制度につきましても、実は総務省のほうでは2024年度から改善の指導文書が出されていたと聞いております。今回の改善の中に、一般質問では有給である、出産サポートであるとか、産前産後の休暇だとかというお答えいただいていたのですが、総務省から出ている改善の中身については、短期介護の休暇であるとか、配偶者の出産

の休暇であるとか、それから非常勤職員の病気のときの休暇、これがいずれも有給で補償すべきというふうに指導をしているということなのですが、今回の予算の中には、これらの改善が盛り込まれているのかどうかということです。

それから、もう一点です。

採用のあり方の中で、3年目の公募の問題、会計年度任用職員は、毎年毎年募集されて、毎年毎年それぞれ皆さん必要な書類を出されて、採用、面接を受けてやるということなのですが、この最近の人員不足であるとか、あるいは雇い止めの心配というようなことを考慮して、そういった手続をせずに原則2回までそれを更新することが可能だと。さらに、2024年6月には、この2回までとするものの制限も撤廃をして、3年目の公募の雇い止めを止めるために、そういった事務を行わないで採用につなげるという指導があったと聞いております。幕別町としては、どのように取り組まれているのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 最初に、庁舎のエアコン設置工事の内容についてお答えいたします。

役場庁舎1階と2階、それぞれ執務室に壁かけといいたいでしょうか、10台ずつエアコンの機械を設置することとなります。それで、この内容については、性能といいたいでしょうか、効果ですか、冷房はもちろん暖房に使用することもできるというもので、ある程度、秋の寒くなってきたときにも、そういった暖房の活用もできるのかなとは考えております。なお、あくまでもエアコンの設置工事ですので、エコポイド、そちらの改修だとか、そういった概念は入っているものではないです。あくまでもエアコンの設置というものの工事となっております。

あと、会計年度任用職員の話なのですが、先日も一般質問の答弁でのお話のとおりなのですが、休暇の関係については、もう既に病休も取れます。この介護休暇も取れるということで、そういった処遇といいたいでしょうか、休暇制度も職員に準じて整備してきておりますので、基本的にはそちらのほうは入っていると考えております。なお、あくまでも有給ですので、それが予算に反映するというそういった休暇のことですので、お金のことが出てくるものではないのかなと思っております。

あと、雇い止めのお話もありましたけれども、本町において会計年度任用職員を任用する際に、何年目で雇い止めというか、そういう概念といいたいでしょうか、そういう制度は運用しておりませんので、何年でも、毎年任用されている方ももちろんいらっしゃいますし、そういった雇い止めの考え方は持ってはおりません。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これからエアコンのことについては、工事ですから、実際に設置された後の、つまり決算のあたりでのやり取りでないと、実際の効果とかというのは確認はされないのだろうと思います。

ずっと指摘されてきましたエコポイドが、もちろん建設するときには良好な環境の一つとして期待をして設置したところが、逆にそれが湿気を呼ぶであるとか、あるいは今の冷暖房において逆効果を、効果が発揮できないとか、下から上がってくるということもあるのでしょうけれども、というようなこともありまして、それで今回こういった対策を取るときに、一緒にそういった不備の面についても改善を図られていくのかなと思ったわけです。触らないということでもありますから、実際にエアコンがついてから、そういったことも、再度検討していく必要があるのではないかなと思います。これは私の思いです。

それから、会計年度任用職員のこと、今、私、具体的に申し上げました短期介護の休暇であるとか、配偶者出産の休暇であるとか、それから、というのは、実際に処遇改善されたということですね。非常勤職員の病気のことはお答えありましたけれども、具体的にそういうメニューで確認をしてよろしいですね。予算には関わらないだろうということではありますが、新しく処遇を改善して、

この事業4月からスタートしていくわけですから、当然そういったことも保障されるということは確認させていただきたいと思います。

それから、雇い止めの関係で、これは総務省のほうは雇い止めということも問題にしましたが、私、もう一つ思うことは、毎年毎年同じ人が採用されていくという結果としてありますよね。そういった場合に、いわゆる毎年履歴書を出していただいて、毎年面接もやって、毎年採用するというやり方を幕別町はやっていると思うのですが、そういった点では、ここパートで260人、フルタイムで90人でありますから、350人の皆さんが、できれば働かれています方もそうですが、更新というふうに、一年一年の採用ですから更新ということも適切ではないかとは思いますが、同じ人に働いていただくのに、つまり3年、5年働いていただくのに、3回、5回と履歴書を出さなければならないようなやり方というのは、やっぱり私もっと改善されてもいいのではないかと思いますよね。

したがって、そういった簡素化、それからこれは、働いている人にとっても安心して、毎年出してしまうかというよりは、安心できる仕組みになるであろうし、事務を進める側にとっても、こういったことが、この350人の履歴書が毎年出されて、毎年ほぼ同じような人に働いていただくというようなことについての不合理さというのものもある。したがって、改善に向けて取り組む必要も、こういった雇い止めという文書が、方針が出たのを機会に考えてはどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず、最初にエコボイドのお話ですがけれども、決して不具合が出ているということではなく、夏場であれば、例えば早朝のタイマーで窓の開閉、要するに温度の調整をしながら有効に活用させていただいているのかなと思っております。もちろん今後エアコンの設置ということもあるので、中橋委員おっしゃるような、効果的な活用を上手にやっていくように進めていければと考えております。

次の会計年度任用職員の処遇改善、休暇の部分なのですが、基本的には、病休も当然あります。さらに有給としてですね。さらに配偶者出産休暇だったり、不妊治療休暇、育児参加休暇等、基本的には職員と同様の制度でやらせていただいていると思っております。当然細かいものとして、募集の段階でなかなかお示しはできない部分はあるのですが、そういったことを、休暇制度を持っていますよと広報では簡単に書いてあるのですが、整備はさせていただいておりません。

あと、履歴書の部分なのですが、実はうちの町といましようか、履歴書とは言わず、会計年度任用職員の申込書兼用となっております。なので、申込書を受けるということが、俗に言う履歴書を受け取っているという形にはなっておりまして、やはり会計年度任用職員という言葉のとおり、会計年度での任用ということになってくるので、今の段階では申込書ということでもあるので、その都度ということになるのかな。ただ、中橋委員おっしゃるの分かります。毎年、ただ、それも本当に結果的なお話の部分なのかなということで、その部分で、今はちょっと変えるということは考えていないというところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） エアコンは分かりました。

今、一番最後の考えていないということですが、ぜひ考えてください。というのは、どちらにとっても、応募される方も、応募する側にとっても、合理的な事務作業というのは必要、いつでもやっていかなければならないことだと思うのですよね。

したがって、そういう点から見ると、会計年度任用職員、これももう2020年から始まって今年で丸5年ということで、一定期間を過ぎると、またそれがよかったのかどうかも含めて再検討していくというような、そういった事業といいますか、制度でありますよね。したがって、今までのやり方の中で、今、私が申し上げたようなところについては、改善することによって両方のメリットとい

うか、利点が出てくるのではないかと思います。名前、冠だけに縛られるといいますか、そうすると、今の課長のようなお答えになると思うのですけれども、現実うちのこの職場の中で、毎年毎年繰り返し勤務いただいて、5年、10年と頑張ってくださいる方もいらっしゃるわけですから、その辺の合理性もぜひ、考えないというのではなくて、現状を見ながら、必要な改善の検討なども行っていただければと思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 最後の会計年度任用職員の部分です。どうしても写真を添付したりだとか、記入する部分、確かに中橋委員もおっしゃるように、同じことがずっとということもあろうかと思っています。ただ、先ほども申し上げたとおり、やっぱり申込書という考え方はどうしても必要なもので、そのときに何を省略できるのだろうかというの、やはりちょっと変わってくるのかな。やっぱり欲しい情報というのは、資格だとかもありますし、やっぱり申込書の中では記入いただかないと駄目なのかなと思っていますので、ただ会計年度任用職員の方にとっては、うまく上手にカラーコピー取って使えるようにやられている方ももちろんいらっしゃいますけれども、ただ申込書という考え方にはちょっと変わらないものですから。ただ、どういった部分が省略していけるかという部分は、研究していきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私は、今回一番最初に総務省が出したのは、地方公務員ではなくて国家公務員に対してだったのです。国家公務員にも同じように期間を区切った職員、会計年度任用職員いらっしゃいますよね。そのところで2年という更新の縛りを外して3年。つまりだから3年間は3年前に出した履歴書で行くわけですよ。そういうことです。したがって、そういった制度に沿ってですけれども、やられてきている以上は、地方も、幕別町も同じような改善があっているのではないかなと思うものですから。資格だとかそういうのももちろん必要なのですけれども、勤務している間に取られる方もいらっしゃるから。しかし、マイナンバーカードなんかもそうですけれども、1年で顔が変わっていくとか、毎年毎年そういうものを必要とするというところに、これ私、前から会計年度任用職員の扱いについても、毎年ここまで必要なかと思っていたのですけれども、やっぱり合理化を図るところは図っていくべきだと思います。それは私の思いですから、それ以上は同じ答弁になると思いますからよろしいです。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） では、区分2に対しまして、質疑のある方、ほかにいらっしゃいますか。（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がないようですので、次に、55ページから62ページ、区分3について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 大変申し訳ないのですが、8目です。庁用車両管理費で、62ページになります。8目庁用車両管理費、庁用車両管理事業、備品購入費で1,869万円の内容についてお伺いしたいと思います。

先ほどもご答弁いただいたのですが、ちょっと区分的にこちらだったので分けさせてもらったのですけれども、今回、プラグインハイブリッドを4台、計10台ということでお話がありました。幕別町として、将来的にこのPHVになるのですかね、EVになるのですかね、ちょっとあれなのですけれども、いわゆる環境に配慮した車両を何台整備していく計画があるのでしょうか。

また、1台あたりに温室効果ガスの削減をどれぐらい見込んで導入を考えているのか、そういったものがあればお示しいただければと思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 庁用車両の購入ということです。

4台ということで先ほどもお話しして、現段階で10台、そしてさらに令和7年度に4台購入していくということなのですけれども、これまでも更新計画については、こういった充電設備といいたいでしょうか、そういったものを見ながら、さらにEVにするのか、PHEVで行くのかという部分を考えながら、随時考えながら検討を進めながら更新計画を持っていきたいという部分で、今回の公用車の充電設備のほうも7年度でやらせていただくような形でもう進んでいますので、また再度ほかの充電設備等も含めて、更新計画を持っていきたいと考えております。

ただ、荒委員おっしゃったように、やはり地方公共団体の実行計画、エコオフィス幕別プランで掲げる目標達成、これはもう大きく目標あるかと思えますけれども、その達成に向けて、やはり町として率先してそういった環境に優しい公用車の整備を進めていきたいと考えております。

ちょっと今の質問、温室効果何ぼというのが私のほうではちょっと、大変申し訳ございません、ちょっと資料がないので、1台当たりどのぐらい削減されるのだというものをお示しできないのですけれども、考え方としてはそのような形になっているというものです。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 内容については理解いたしました。

全体として、温室効果ガスの削減目標というのをお示しいただいたところなのですが、細かいところでどれぐらいの効果があるのかなということ、ぜひお聞きしたところでありまして。特にこれからきっと公用車が全台とはいいませんけれども、可能な範囲で環境に適した公用車に切り替わっていくのだと思っています。そうしたところ、当然、今ある公用車の整備を更新していかなければいけないという問題もあるので、やはり計画的に、どちらにするのかというのまだ決まっていないというようなお話もありました。電気自動車にするのか、プラグインハイブリッドにするのかという問題もあるのですけれども、やっぱりそういったものは計画的にもって順次更新していくということも私は重要ではないかなと思っています。

先ほどもご答弁ありましたとおり、90パーセントの充当率で30パーセントの交付金というお話ありましたが、計画性がないと費用の更新も取れないというのがありますので、やっぱりそういったものは計画をもって順次更新を図っていくことを求めたいと思います。どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 先ほどもお話ししました実行計画では、公用車、主として乗用車については全車をEV、この中でPHEVだったり、メタンガスのCNG車、または水素自動車とすべく、計画的に更新していきますという大きな計画ではあるのですが、目の前といたしましては充電設備の関係もあるので、PHEV車でまず整備を進めながら、環境にさらに優しい、時代の変化とともになかなか考え方もひょっとしたら変わってくるかもしれないのですが、どういう車がいいのか、水素だったり、ほかのメタンガスだったり、そういったものを見据えながら更新計画を立てていきたいというものでございます。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 60ページ、7目近隣センター管理費になると思いますが、忠類コミセン大ホールについてなのですけれども、近年、夏場は猛暑日が続く日が多くなってきております。しかしながら、エアコンなどの冷房設備がここには設置されていないかと思えます。暑さのため利用控えは起きていないのか、夏場の利用状況はどのようになっているのかお伺いします。また、避難所にもなっているかと思うのですが、エアコンを設置することは検討されていないのか、お伺いします。

○委員長（岡本眞利子） 忠類地域振興課長。

○地域振興課長（谷口英将） 公共施設のエアコンの設置につきましては、これまでも一般質問等でお答えをさせていただいております。例えば、小中学校であれば、各教室、屋体を除いていますけ

れども、あと学童保育所、それと保育所等について、町では今エアコンを設置しております。一方で、今、質問にありましたコミセンなどについては、比較的那利用できる時間を選べるものですので、近隣センターですとか、町内のコミセンには、今エアコンを設置しているという状況には至っていないのですけれども、今ご質問ありましたとおり、公共施設の中には避難所に指定されている施設もあります。確かに最近の夏は大変非常に暑い状況ですので、町としては引き続き優先順位を決めながら、あと利用状況、あと室内の温度をきちんと確認をしながら、利用環境の改善に努めてまいりたいと考えています。

それと、利用の状況、利用控えにつきましては、今のところ大ホールは2日に1度利用されているような状況です。夏場においても、今のところは暑さによって利用を控えているというような状況ではないのですけれども、先ほど申したとおり暑い状況がありますので、引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 2日に1度利用ということで、かなり頻繁に利用されているのかなということがうかがえます。また、避難所にもなっているということで。しかしながら、平時は忠類地域の方たちが行事等々で集まる本当に主要な場所になっていると思います。エアコン設置について調査されて、今後検討していただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 地域振興課長。

○地域振興課長（谷口英将） 利用状況、そういった暑さの状況を確認しつつ、検討を進めてまいりたいと考えています。

○委員長（岡本眞利子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次、62ページから69ページ、区分4について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

畠山委員。

○委員（畠山美和） ページで言いますと、62ページの9目企画費で、細節7の3企業版ふるさと納税マッチング支援業務謝礼で11万円となっているのですが、これはどのような支援業務となるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 企業版ふるさと納税マッチング支援業務の報酬でありますけれども、現在、私どもの指定金融機関である北洋銀行さんと契約を締結しておりまして、幕別町に興味がある、北洋銀行さんとなつた業者さんをご紹介いただいて、企業版ふるさと納税をいただけるということになった場合に、いただいた額の10パーセントを成功報酬として支払うものです。現在、件数がまだ昨年始まったばかりですので、今のところ2件程度ということで見えていますけれども、今後増えてくれば、その都度予算を計上していくということで考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 畠山委員。

○委員（畠山美和） 成功報酬ということだったのですが、職員の方がもしかしてそういう業務をすると思っていたのですけれども、よそでやってもらうという業務ということでよかったのでしょうか。すみません。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） この支援業務に関しましては、あくまでも金融機関さんのほうで紹介いただけるという業務に対する成功報酬になりますので、職員のほうはこのことについて業者のほうに何かを依頼するということとはございません。

○委員長（岡本眞利子） 畠山委員。

- 委員（畠山美和） 企業版ふるさと納税は、期待される財源の一つなので、幕別町が適切な寄附先になるように、選んでいただけるように取り組んでいってほしいなと思っているのですけれども、そのようにお願いしたいと思います。
- 委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。
- 政策推進課長（宇野和哉） この企業版ふるさと納税マッチング支援業務に関しては、確かに金融機関さんからご紹介いただくということの成功報酬でありますけれども、これ以外に企業版ふるさと納税、今、既に頂いている業者さんとかもいらっしゃいますし、これからも私たちの施策に対して興味のあるといたしますか、応援していただけるという企業を積極的に探しながら、パンフレットなどを用いて紹介していくことは続けていきたいと思っています。
- 委員長（岡本眞利子） よろしいですか。
ほかに質疑のある方は。
酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 66 ページ、10 目協働のまちづくり支援事業の男女共同参画審議会運営事業について伺います。
新年度から男女共同参画基本計画がスタートしますが、今年度はどのような事業を行う予定でしょうか。講演会や催し、重点的に行う取組、職員の体制など、予定されている内容について伺います。
- 委員長（岡本眞利子） 住民課長。
- 住民課長（佐々木一成） 今月 3 月 13 日に男女共同参画計画のほうを策定いたしまして、令和 7 年度は計画の元年度となります。こちらの取組につきましては、まずは基本的にはこれまでそれぞれの担当課で取り組んでできました育児介護支援制度の拡充ですとか、防災分野における男女共同参画の推進、DV などの暴力根絶などの取組を計画に基づき体系的に行うものですが、こちら進捗状況、評価等につきましては、毎年男女共同参画審議会、こちらにおいて PDCA サイクルによる評価・改善等を行って、計画を推進していくものであります。
また、予算上は出てきておりませんが、意識の改革、まずは人の意識を変えていくという部分が重要となってきますので、そちらの意識改革に向けた啓発事業といたしまして、現在、公益財団法人北海道市町村振興協会、こちらの事業を活用したセミナーの開催、こちらを令和 7 年度中に予定しておりまして、男女共同参画への意識の向上を、これをもって図っていきたいと考えてございます。
- 委員長（岡本眞利子） 職員の体制はいいですか。
- 住民課長（佐々木一成） すみません。職員体制につきましては、基本的には住民課の住民活動支援係が主体となりまして行っていますが、それぞれの事業につきましては、これまで担当課で行っていたものを、担当課がそのまま引き続き行うというような形を考えてございます。
- 委員長（岡本眞利子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 基本計画の中で、先ほど後半にお答えいただいたように、広報や学習機会の充実、啓発活動など盛り込まれていますので、積極的に計画していただきたいと思っています。
それと、体制についてですが、計画の中では、男女共同参画推進本部を中心としてと書かれています。こちらの内容を併せて伺いたいのと、推進委員会の会議は年 1 回と言われたのですが、それで推進していけるのかなというちょっと疑問なのですが、そのあたりについての考え方もお聞かせください。
- 委員長（岡本眞利子） 住民課長。
- 住民課長（佐々木一成） すみません。体制の関係、大きな枠でのお話になりますが、こちら今もでございますが、幕別町男女共同参画推進本部、町長以下、部長級の職員で構成しておりますこちらの本部で、総合的かつ効果的な体制を構築し、各施策について取り組んでまいります。
あと、審議会の 1 回の開催の部分につきましては、こちらその年の推進状況の報告ですとか、そ

れに対する評価を行うことを想定しておりますので、年度末の1回ということで考えてございます。
以上です。

○委員長（岡本眞利子） それでは、ほかに質疑はありますか。
（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） それでは、審査の途中ありますが、この際13時まで休憩をいたします。

12：02 休憩

13：00 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

区分4、62ページから69ページについての質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に69ページから75ページ、区分5について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 74ページの下段です。地域公共交通活性化事業についてお尋ねをいたします。

今、地方交通に関しては、この間の方針もありまして、札内駅の無人化とJRもなかなか調整中ということでもありますけれども、やっぱり利用促進について補助金等々、それからバスも路線維持等々には補助金を出しているのですけれども、この利用促進についての具体的な施策というか、そういったものは今現在検討されているのか。また、ノーカーデーがもう実施されていると思うのですけれども、その際の交通期間、要するにバスなのかJRなのか、そういった分類があれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 公共交通の利用促進につきましては、広報紙などを通じて利用状況のお知らせをさせていただいておりますほか、運行状況についても、随時LINEでありますとか、ホームページのほうでのお知らせをさせていただいております。なお、十勝管内で協議会等を構成しておりますので、その中と一緒にしながら、公共交通を利用していただくための促進事業ということで取り組んでいるところでございます。

ノーカーデーの関係でございますけれども、十勝管内の町村で、ノーカーデーということで取組を実施させていただいております。我が町も職員のノーカーデーを実施して取り組ませていただいております。それぞれできるだけ乗り合わせで職場のほうに登庁していただくというような取組を進めております。その中で、バスの利用、JRの利用ということで併せて周知をさせていただいておりますが、ノーカーデーを実施したかしていないかという状況の簡易な取りまとめはさせていただいておりますけれども、どの公共機関を利用して実施したかというところまでは、詳細について取りまとめを行っていないという状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 特にJRに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、この行政報告の中でも取り上げられておりますが、利用促進に取り組むということでございますので、何らか具体的な策を行政側からとしても立てたほうがいいのかと思うのですけれども、利用を促すような施策、これについて検討、もしくは今現在検討中か、今後検討するという部分、そういったところはあるのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 公共交通の利用促進の件です。まず、JRのお話が出ました。行政報告

でも報告させていただきましたが、JRさんとしては、人手不足が1点あるということで、利用が促進されても人手不足が解消されるわけではございませんので、まずその点ですね。だから、みどりの窓口で実際に券を発行する業務が、日平均3枚という状況でございますので、販売枚数が少ない駅から順次このような取組をされてきているということで、今回札内駅ということになりました。

それと、あと利用促進の、ノーカードの話、ちょっと補足させていただきますけれども、十勝管内の市町村で、6月から9月までの4か月間、第1金曜日を統一の、みんなで一緒にやりましょうねという形で取り組んでおります。我が町については、職員が幕別本町から忠類に通っている職員もございまして、そういう方は、なかなか公共交通使えない方がいらっしゃるということで、そういう方は除いて、札内から幕別、幕別から札内の職員についてはJR、路線バスあとは自転車などを使い、自家用車を使わない活動をしているという取組でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 承知いたしました。

それにしても、人手不足ということもJR側の都合、これはもうJRに限らずでございますけれども、あるかと思えます。いずれにしても今後幕別駅もそういったことが、自販機の提供とかいろいろあると思うのですけれども、やっぱり無人化になってくると、ちょっと駅前の活性化にもちょっと支障を来たすということで、やはり乗らないで残せというのは無理がありますので、やっぱり利用促進を続けていくということは、やっぱり取り組んでいかなければいけないかなとは思っています。その点について、さらなる企画とか立てまして、幕別町だけでも、やっぱり線路はつながっていますので、十勝管内のほかの市町村、今、言われたように十勝管内で、沿線で何か企画するようなことも含めて、そういった取組が必要かと思えますけれども、その辺はどうでしょう。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○防災環境課長（半田 健） JRのお話ですけれども、駅舎のお話ですね。利用促進というよりも、駅舎の有効活用ですね。札内駅で言うと、今、事務所スペースが、人がいなくなるので、そこが空きスペースになってくるので、そういったスペースを有効活用できないかというような、コミュニティスペースといったほうがいいのかもわからないですけれども、そういったことができないかということは今JRと詰めて、話し合っ、どういうことができるのか。あとはトイレとかですね、トイレの和式から洋式化にするだとか、そういったことを今検討している最中というのか、これから検討する予定でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 施設の有効活用、もちろんこれも大事ですけれども、やっぱり根本的にJR側としても、バス会社としても、利用者の増加というのがやっぱり肝になりますので、民間会社でするので、やはり収益のある程度の確保に努めるということと、あとやっぱり地方交通がますます普通列車も本数が減ってくるようになりますと、本町から帯広へ買物に行くというような方もいらっしゃると思いますし、そういった減便というのも避けなければならないと思いますし、そういったことで利用促進というのでも同時に取り組んでいただきたいと思えます。その辺のちょっと今後のその辺も含めてやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 利用促進、JRのことなのかなと思っておりますけれども、うちの町に高校がございまして、高校生の利用がありますことから、通学利用が一定程度ございまして、定期券が今4月1日からスマホ定期ということに変わるので、窓口で定期券を買わなくてもスマホで買えるようになるというところで、高校のほうにも出向いて、その利用の仕方を周知すると同時に、あとは特急券が今度買えなくなります。窓口で買えなくなりますので、団体さんにおいても特急券の買い方を周知して、なるべくご不便にならないような形で、周知のほう進めていきたいと

思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 趣旨が、僕も伝え方がちょっといま一つ伝わっていないかなと思うのですが、やっぱり利用促進、民間企業ですので、バスにしても JR にしても、やっぱり使ってもらおうということが大事ですので、その辺の工夫、これはどちらかというと商工のほうになるかと思うのですが、例えば浦幌町、それから池田町、それから豊頃町、この辺ももっと協力で企画するようなもの、町長のガイドも今度あると思いますけれども、そういったものも含めて、そういったものもやっぱり支援していくような形も大事かと思っておりますので、やっぱり乗り慣れてもらうという部分も含めて、検討していただきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 検討したいと思っておりますけれども、これは JR だけではなくて、路線バスと、あとは帯広空港から接続するバスもあるのでありますが、これはバスに関しては、十勝管内で各観光地にシームレスに接続できるような時間、ダイヤ改正というか、そういったことも検討しておりますので、JR に限らず、路線バスも含めて公共交通の利用促進に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

野原委員。

○委員（野原恵子） ページ数は 71 ページ、13 目防災諸費、災害用備蓄品整備事業です。防災対策消耗品費、ここに関わるかなと思っております。

今、防災対策といたしまして、町では避難所の整備、備品など整備してきていると思っております。今、国際的な最低基準を満たすということで、スフィア基準、これに基づいてやはり整備していくことが必要ではないかということで、一般質問でもありましたけれども、これに基づいて今年はどのような備蓄、それから整備をしていくのか。

もう一点は、居住スペースですけれども、1 人当たり 3.5 平方メートル、ここが大きな課題になるかなと思うのですけれども、このところの手だて、今年度はどのように行っていくのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 1 点目、避難所の備蓄の関係でございまして、幕別町で防災計画の中で、防災備蓄計画というものを策定いたしまして、これに基づいて災害備蓄を進めているところでありまして、第 2 期の計画が今年度、令和 6 年度をもって終了するというところでございまして、令和 7 年度以降につきましては、この後、今月 24 日に開催予定の幕別町地域防災会議の中でお諮りをさせていただいて、この後 5 年間の備蓄を進めるという計画でございまして。

今回、国の防災計画が大幅に見直しをされまして、その中で、さきの一般質問の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、基準がそれぞれ変わって、今まで備えていた備蓄用品よりもさらに快適環境をつくれるような備蓄品ということで整備をしなければならないということでございまして。特に今回新たなものとしたしましては、冷暖房に関わります設備でありますとか、温かい食事を提供するのですとか、パーティションの問題と、さまざまな問題が挙げられております。

今現在、今年度予定しておりますのは、備蓄計画の中で、新たに整備するものとしたしましては、さきの一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますけれども、大型扇風機を購入するということと、あとそのほか暖房対策といたしまして、今現在、各避難所用として石油ストーブを配備しておりますけれども、不足する部分を新たに購入するという計画でございまして。そのほか、今まで通常備蓄しております消耗品となる粉ミルクでありますとか、食料の部分につきましても、消費期限の迎えたものについては、消費期限到来後、それを来たものを廃棄というか、有効利用活用し

て、期限を、基準を満たしているものを新たに購入するという事で計画をしております。

そのほか、居住スペースの関係も、これも一般質問の中でお答えをさせていただいておりますけれども、今現在、避難所の基準、1人当たりの面積としては、2平方メートルで基準ということで算出をしておりますけれども、今回の防災計画の見直し、国の計画の見直しによりまして、スフィア基準にのっとった1人当たり3.5平方メートルですよという基準が示されましたことから、それらについても、今現在の町の避難所の避難者の想定受入れ人数を、防災計画の中で2から3.5に数字を置き換えて、防災計画の中で位置づけをさせていただくということでございます。

なお、今、質問の中でありましたその基準が、1人当たりの面積が増えることによって、不足する基準の面積、収容人数につきましては、これらについては全体的な避難所の配置なども、今現在の想定している地域割りを見直すことも出てくる可能性もあります。特に収容人数によっては、不足する部分も、既存の2平方メートルでは基準を満たしていたところが、3.5平方メートルに1人当たりの面積が拡大されることによって、収容人数が減ってくるという計算になりますので、それらについては地域の状況等を踏まえながら、今後の防災計画の中でもご意見をいただきながら、適正な配置ができるように、準備をさせていただきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 居住スペースの件につきましては、やはりやっとな国際基準まで整備していくということが準備されていくのかなと思うのですけれども、今の避難所の場合は、段ボールベッドとか、そういうものを用意されてはおりますけれども、まだまだ床に寝るといふそういう部分があるのかなと思うのですけれども、この国際基準、スフィア基準にしていくということになりますと、本当に公共施設だけでは不足するかなと思うのですよね。民間の方々にも協力していただきながら、避難所の確保を進めていくということでは、計画を持って前倒し前倒しで進めていかなければなかなか進まないのかなと、私思うものですから、こういうところも、いつ災害が起きるか分からないこういう状況の中では、この避難所の確保というのは本当に大きな問題ではあると思いますので、これから5年間の計画を進めていくということでしたけれども、ここのところ本当に拡充していくという手だてを取っていくということが必要だと考えて、質問をいたしました。

それと、パーテーションや何かも準備はしているということなのですが、やはりテントが一番個人の尊厳を守られる整備をしていくということが必要だと思うのです。パーテーションや何かでも、ちょっと背の高い人や何か見ると、上から見られるとか、そういうこともありまして、個人の尊厳が守られないということもまだありますので、このテントの拡充も早めに進めていくべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） それぞれのパーテーション、1人のそれぞれの個人の方のスペースを確保するという事で、今、町のほうでは、段ボールベッド等、段ボール製のパーテーションということを中心に考えておりますけれども、段ボールベッド等の配置になりますと、保管しておくスペースの問題というのも出てきますし、簡易に設置できるできないというものもございまして。そのようなことから、段ボールベッドに限らず、特に今回ベッドと国のほうで示されましたのは、床に直接寝たり座ったりすることによって、快適環境が損なわれるということと、あと暖を取るためにはある一定程度の高さが必要だというようなことから、このような基準でそれぞれの各スペースを設けるということになっておりますので、段ボールベッドに限らず、簡易で、例えばアウトドア用の寝具ですとか、それらのものも活用しながら、あとは先ほどお話ありましたパーテーションの関係ですけれども、なかなかそれぞれいろいろな高さ、周りではなくても上から見られるというような話もありましたので、テント式なものも、今一部町では用意している部分もございまして。ただ、基準には満たさない小さなものですが、個人のスペースを確保できるというようなものも準備をしております。

新たにこの間の一般質問の中では、ほかの国で実施されている避難所を参考にというお話もあり

ました。それらも含めて、段ボールに限らず、さまざまな素材の中でいろいろなパターン、いろいろなバリエーションを持った確保、それぞれの個人スペースを確保できるようなものも含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今も説明いただきましたけれども、それをこれから計画していくということでしたけれども、町としてもきちっとした計画を持って臨むということになると思うのですけれども、その居住スペース、これは本当に計画を持ってきちっと進めていくという、それはやはりそういう民間の施設ですとか、そういうところとも対応していかなければならないと思うのです。ですから、そういうことも含めて、計画をきちっと持つべきではないか、それでこの5年間でどう進めていくかということになると思うのですけれども、この1年間でどこまでそれを進めていくのか。

それと、今テントの場合は、ヨーロッパなどでも国際基準に合わせてテントの活用などもされておりまして、北海道の場合でしたら、夏場でしたら芝生のあるところですか、そういうところでも活用できるわけですから、そういうテントもきちっと計画を持って、この基準に合うように、この5年間でどう整備していくのか、そういう計画を持つべきではないかという問いかけです。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 防災備蓄計画を定めて、いろいろな備蓄を進めていくということのお話をさせていただきましたが、その中で、今これから始まります令和7年からの計画でございまして、具体的な数値等についてはまだ定めてはおりません。といいますのは、当初計画を予定しておりましたときには、最初から、避難所開設当初から個人のスペース3.5平方メートルのパーティションと段ボールベッドという基準がなかったものですから、それが12月に出されたようなこととございまして、今現在の、今回24日の日に防災会議のほうでお諮りをする部分には、その段ボールベッド等とか、1人当たりのものについての備蓄についての具体的な計画というものは盛り込んでおりませんが、防災計画、防災会議自体が、毎年毎年開催をさせていただいて、それぞれその年々によって変更が見られる備蓄品ですとか、装備品などについても、再度計画の中に盛り込んで取り組める、整備していくということが出来る仕組みとなっておりますので、次年度以降の計画の中で、防災備蓄計画の中に位置づけをさせていただいて、計画的に備蓄できるように進めさせていただきたいと考えております。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今の災害用備蓄品整備事業のところなのですけれども、重点事業の骨子14ページに、大まかではありますけれども一部記載がありまして、粉ミルク20箱、液体ミルク100本などとあるのですけれども、避難所生活をリアルに考えますと、細かいことについても気になってくる場所なのですけれども、粉ミルクについては、缶やスティック状のものがあると思うのですけれども、こういったタイプのものであるのでしょうか。

また、粉ミルクは一般的にお湯70度以上で溶かすとされております。これは菌からの感染症を起こさないためということなのですけれども、お湯の確保についてはどのように考えていますでしょうか。

また、哺乳瓶はご家庭で使っていましたら、極力持ってこられるとは思いますが、月齢が低いと消毒が必要になってきます。その消毒についてはどういうふうに考えていますでしょうか。あと、洗浄や消毒が不要な使い捨ての哺乳瓶というのものもあるかと思っておりますけれども、そういったものの備蓄はどうなっていますでしょうか。

あと、液体ミルクは、これは缶なのかパックなのか、何ミリリットルなのか。これは哺乳瓶に移して飲むといったことを考えられているのか。あと、先ほど少し触れられましたけれども、液体ミルクは賞味期限が短い傾向にあります。期限切れになる前に恐らく保育所などで使っているかと思っておりますけれども、廃棄することなくこれは使っているのでしょうか。粉ミルクのほうも廃棄なく使

われているのでしょうか。

あと、離乳食の備蓄については、どういうふうに考えておられますでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） まず、粉ミルクの関係でございますけれども、10 ミリグラム入りの各スティック状になったものを備蓄させていただいております。それから、前後いたしますが、液体ミルクも備蓄をさせていただいております、現在 200 ミリリットルの缶入りのものを備蓄させていただいております。

その液体ミルクですとか、粉ミルクの関係でございますけれども、液体ミルクについては、各ご家庭からご持参いただいた哺乳瓶に移し替えて、飲ませていただくというような形を想定しております。なお、粉ミルクにつきましては、備蓄品の中に電気ポットですとか、加熱する機材というものは想定、用意は、備蓄はしておりません。ただ、避難所の中には、それらを使用できる施設等もございますので、その施設を活用させていただいて、粉ミルク等を湯煎していただいて、お子さんに飲ませていただくという手法を取らせていただきたいということを想定しております。また、哺乳瓶の消毒についても、それらの中で取り組んでいただきたいと思います。

あと、哺乳瓶の関係ですけれども、今、小島委員のほうからお話ありましたように、想定といたしましては、各ご家庭でそれぞれの方が使用されているものを避難所のほうに持ち込んでいただいて、使用していただきたいと、そんなことを想定しております。ただ、不足の場合ということで、哺乳瓶を十数本、町のほうで備蓄をさせていただいております。どうしても急なことで持ってくるのを忘れてしまったという方については、それらの哺乳瓶を活用していただきたいと考えております。

それとあと、離乳食の関係でございますけれども、備蓄品の中に白がゆを備蓄しておりますので、それをお子さまには食べさせていただきたいと想定をしているところでございます。

それから、お尻拭きだとか、消毒の関係については、特段備蓄品としては用意しておりません。それぞれご家庭から持ってこられたものを活用していただく、一時的には活用していただくことになろうかなと思います。

それと、使い捨ての哺乳瓶等についても、現在、町の備蓄としては配備しておりません。これらも細かな想定の中で、今、小島委員いろいろと具体的なことに基づいてご質問いただいたと思っておりますけれども、まず基本は、各ご家庭のものをご持参いただいて、それを活用していただいて、不足する部分について町の備蓄を活用していただきたいと考えております。

廃棄の関係でございますけれども、小島委員おっしゃるとおり保育所等で活用させていただいておりますので、賞味期限が来たからといって廃棄しているものはございません。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 分かりました。災害時などの非常時なんかは、平常時は問題なく母乳育児されていた方であったとしても、強いストレスがかかりますと、母乳が出なくなるといったことも想定されますので、こういったミルクの備蓄、大事だと思います。

また、液体ミルクだけでなく、こういった粉ミルクのほうも備蓄をすることが大事だと思います。平常時は価格が安いことから粉ミルクのほうを使っている方が多いのではないかと思いますので、その粉ミルクをふだん飲んでいきますと、急に液体ミルクのほうを与えましても、嫌がったり飲まない場合もあります。両方備蓄されることが大事であると思っております。

それで、基本はご家庭からなるべく持ってきていただくというのは分かりました。粉ミルクのほうは 10 ミリリットル、スティック状ということで、使い切りで調整しやすいところでありませけれども、液体ミルクのほうは 200 ミリリットルで、120 ミリリットルの缶もあるのかなというふうに思うのですけれども、少し余ってしまったら廃棄しなければいけないと、ちょっとそういった余りが出たらちょっともったいないなどは感じております。

あと、お湯の確保だとか、消毒なのですけれども、電気ポットとかの備蓄はないようなのですけ

れども、これ電力などの関係あるのかなと思ったのですけれども、それではご家庭から電気ポットや電気ケトル、もしくは電子レンジ、そういったものを持ってきて、お湯を確保したり、消毒をご家庭から持ってくるのは可能なのか。そのほうが平常時のやり方もそうやっているので、やっております、やかんも使うことがあるので、そのほうがいいのかと思いますけれども、いかがなのか。

あと、使い捨ての哺乳瓶がないというお答えでした。今、蛇腹式とか、コンパクトタイプ、スペースをなるべく取らないという意味ではコンパクトなタイプもあるので、そういったことはどうなのかということはお聞きしたいと思います。

あと、お尻拭きがないという話でありましたけれども、こういったものもちょっと備えていただけたらありがたいと思います。

あと、粉ミルクの缶ということで、これは哺乳瓶に移し替えてという話だったのですけれども、今、ニプルとアタッチメントをつけて飲めるものもあります。哺乳瓶が不要だということで使えるものもあるので、そういったことも考えられないのかということでもあります。

あと、期限切れにならないように、保育所等で廃棄もなく利用されているということではあるのですが、例えば産後1か月ぐらいに新生児訪問があったり、その後3、4か月健診とかあるのですが、そういったときに試供品みたいな感じでお渡しすることも考えられないのか。これ、管理という面で、保育所のほうで一括で使っていただいたほうが容易であるというふうにも思うのですが、そういったお渡しは考えられないのか。

あと、ちょっと離乳食の備蓄については、白がゆということをお答えももらったのですが、初期から完了期まで4段階ぐらいに分かれております。加熱も1歳ぐらいまで必要だったりもするので、主食以外の野菜、果物類、たんぱく質、そういったもの、栄養が取れないのかなというふうに思ったのですが、これは大人のものから取り分けて、薄味にしたりして、潰して与えていく、そういったことを想定していけばよろしいのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） まず1点目の、電化製品の関係でございますけれども、町のほうでは、全て制限しているものではございません。ただし、避難所の運営に当たりましては、それぞれの避難所において、避難所のルールというものが決められてくると思います。その中で、避難所の中で了解が得られて使えるものであれば、家庭から持ち込まれたものについても利用することは可能なのかなと考えます。ただ、災害の状況によっては、電力状況の供給の問題等がありまして、一概に避難所の中でルールとして使えるから、全てが使えるというものではないとは認識をしております。

それから、使い捨ての哺乳瓶の関係ですけれども、今現在は備蓄品として配備するという計画にはございません。ただ、これからそういうものが必要だということであれば、会議の中でも、皆さま、いろんな方からご意見をいただいて、準備しなければ、配備しなければいけないものなのかなというふうには、検討の中には入ってくるかなと思います。お尻拭きについても、同じようなことなのかなというふうに思います。特にお尻拭きにつきましては、長年、時間がたつと、水分ですとか、アルコール分が蒸発してしまっ、使用期限がなかなか長期間保存できないということもございますので、それらについてはちょっと考えなければいけない部分もあるのかなと考えております。

それと、液体ミルクのアタッチメントの関係でございますけれども、確かに小島委員おっしゃいますように、製品によっては缶に直接アタッチメントをつけて、哺乳瓶として活用できるというものもございます。ただ、今現在、町のほうとしては、そこまでは配備しておりません。承知はしておりますけれども、配備はしておりません。全てのものということではなくて、部分的にもそういうものについては検討させていただきたいと思います。

それから、期限到来の際の健診時での配布ということでございますけれども、健診の時期等に、タイミングよくその消費期限が到来するものであれば、可能になる部分はあるのかもしれませんが、全ての健診でそれが、賞味期限が到来する時期が合致するとは限りません。そのようなことから、今現在は保育所で消費をさせていただいているというような状況でございます。

それとあと、白がゆの関係でございますけれども、特に大人用、子ども用というわけではございませんので、小島委員おっしゃられますように、それを薄めていただいたりして、利用していただくということになるかと思えます。

それとあともう一点、野菜の関係のお話でございます。今の備蓄の中では、野菜などに特化したものについては、大人、子ども問わず備蓄はしておりません。それ以外のものについては、避難生活が長期にわたるといような状況になりました際に、新たに購入をさせていただくという手法でありましたりだとか、災害協定を結んでおりますそれぞれいろいろな調達する企業さんとも協定を結ばせていただいております。その中に協力を求めながら、町だけが備蓄するのだけではなく、町が備蓄している部分で不足する用品が発生した場合には、協定先等とも相談をさせていただいて、避難所に配備するといような手法を取らせていただきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかにございませんか。

畠山委員。

○委員（畠山美和） 69 ページの、13 目防災諸費の地域防災対策事業の中の細節 2 の 4 防災マネージャーの給料のところになります。

ここ数年、災害などが頻発していて、住民の方々の防災意識が高まり、出前講座などの回数も増えているかと思うのですが、令和 6 年度の出前講座の回数で、どのような団体が多いのかと、土曜や日曜祭日での開催頻度はどれくらいあったのか。それと防災訓練の実施は何か所で実施されて、冬期の訓練の計画はあったのかどうか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 防災マネージャーの関係でございますけれども、令和 2 年に防災マネージャーを専属の職員ということで配置をさせていただいております。本年度、令和 3 年から活動が始まりまして、ちょうどコロナで活動をしなければいけないというときに、なかなか活動が思うようにいかず、去年、令和 5 年ぐらいから完全にコロナが明けまして、活動が盛んになってきたというところでございます。

本年度、令和 6 年の状況でございますけれども、出前講座といたしましては、2 月末現在の状況でございますけれども、延べ 32 回開催させていただいております。その中で、812 人の方が出前講座の中に受講されたということとなっております。

なお、開催日の関係でございますけれども、委員の質問の中にありましたように、土曜、日曜の開催がほとんどございまして、さきの定例会の中でも、補正予算を計上、増額をお願いするといような状況になっているといようなことでございまして、延べ回数で比較しますと、令和 4 年が 20 回、令和 5 年が 25 回ということで、本年度については 32 回ということで、まだ年度途中でございまして、だんだんと右肩上がりが出前講座の回数が増えているという状況でございます。

このほかに、出前講座以外に、各町内会などにおきまして、防災に関する講演会等も開催しております。それが 11 回あります。11 回ありまして、762 人の出席をいただいております。合わせますと、防災マネージャーが関係する出前講座、そのほかの防災講座ということで、1,500 人以上の方に受講をしていただいているといような状況となっております。その中で、防災マネージャーが、各地域に防災組織があるところでは、地域で行われる避難訓練等にも参加させていただきまして、防災の強化に努めさせていただいております。特に札内地区でありますとか、札内地区での南小エリアの防災関係の取組にも出席をさせていただいております。そのほか、学校での 1 日防災学校というものもありまして、そこにでも参加をいただいているということでございます。

それから、訓練の関係でございますけれども、役場の防災の関係の職員を対象とした避難所の開設訓練ということで、本年度につきましては、本部開設訓練を実施させていただきました。毎年開催できればいいのですが、まず災害対策本部ができて、指揮系統をどのような体制で災害に当たるのかということで、まずは今年度については、本部の設置訓練をさせていただいたところでございます。

冬期間の、その後、引き続き本部設置訓練が終わって、その後に本部設置訓練の指示の下に、避難所開設訓練というものを2月にということで予定しておりましたが、なかなか準備のほうで、本部対策訓練の中で出た課題がありまして、それをどのような形で次の段階にステップとして広げていくことかということが、調整が整わなかったと、準備が間に合わなかったということで、冬期の避難所の開設訓練には至らなかったというような状況でございます。

それから、出前講座の団体なのですけれども、大変申し訳ありません、出前講座の開催させている団体なのですけれども、老人クラブでありますとか、そのほか各町内会が多いです。各町内会の特に春の催物、秋の催物、その催物の集まる皆さまが、町内の皆さんが集まるときに、町内の行事の前段で防災のお話をさせていただいて、その後、町内の懇親を深めるような事業を展開しているというようなことであります。

○委員長（岡本眞利子） 島山委員。

○委員（島山美和） 今、いろんな実施回数などをお聞きしたのですけれども、大体の開催が土曜日、日曜日ということで、休みの日にやっているのだということもたくさんあってびっくりしたのですけれども、今、聞いた数字で分かってくるのですが、防災マネージャーの役割として、出前講座や防災訓練の実施だったり、自主防災組織の設立支援など多くの役割があると思うのです。

出前講座などの申請など、いろんなことが重なって、そういう実施したい日程を変更したり、お断りする場合などあったのかなというのと、もしそのようなことがあるとすれば、現状の1名で大丈夫なんでしょうかということをお聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） まず、日程の関係でございますけれども、事前に出前講座をされたいという方の、各町内会などからの申出の際には、防災マネージャーは防災環境課にいるということをもう既に認知されている方々が大変多くいらっしゃいまして、事前に相談に見えられております。その中で、ある程度日程の調整をさせていただいた上で、開催日ですとか、講演の中のテーマ、地震であったり、台風被害であったりと、それぞれのどのようなことを、講演の内容までも打合せをさせていただいて、日程調整等させていただいておりますので、現状では日にちが重複してお断りしたということはありません。

ただ、人数的なものでというお話もありました。さきに開催状況をお話しさせていただきましたように、土日に主に行事が、出前講座があると。それはなぜかということ、地域の皆さんにお集まりいただくにしても、ふだんお勤めされている方がいらっしゃいますので、町内会の中で多く人に集まっていたきたいということで、土曜、日曜に開催される町内会が多いということで、その点で土日開催が多いというような状況になっています。

確かに複数名の防災マネージャーがいれば、もっと高度なことができるのではないかというご質問だと思うのですけれども、確かにそうありますけれども、現状の中では、何とかやりくりはさせていただいております。ただ、今の段階としては、防災マネージャーが取り組みたい部分については、ほとんどが土日の防災出前講座の資料の準備ですとか、その後の事後の報告のもの、それから防災マネージャーの本来の業務であります地域の防災施設の点検業務などについても、もういっぱい状態になっているというのは確かなところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 島山委員。

○委員（島山美和） 何とかやりくりしているというお話だったのですけれども、いっぱいいっぱいとおっしゃってましたので、最近では気候変動による自然災害の増加や、地震などの懸念が高まっていて、今、防災マネージャーの重要性を考えると、増員したほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、採用にはある程度の資格も必要とされると思うのですけれども、資格を持った人を増員して、余裕を持って対応していくことも必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 防災マネージャーのご質問いただきました。現状で言うと、今、課長答弁したとおりでございます。防災マネージャーでしかできない仕事は、逆に言うと何だろうかというところなのですが、防災マネージャーというのは、現役の自衛隊のときに災害派遣に行って、実際に東日本と、あと胆振東部の震災に行って、実際に人道支援してきています。行方不明の捜索ですとか、あと避難所での支援だとかという経験を持っておりまして、肌で被災地を体験してきているというところがメリットありまして、地域での訓練ですとか、そういったところで非常に役に立つというところでございます。

現状でいっぱいいっぱいという状況でございましたけれども、職員もいますので、全体的に業務量が多くなれば、全体の職員の中で、職員を配置するのか、会計年度任用職員を配置するのかということになりますけれども、現状、防災マネージャーも会計年度のフルタイムの職員でございますので、全体の職員の配置の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかにございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 75 ページ、一番上のコミュニティバス運行事業に関わってなのですけれども、フリー乗降についてお聞きしたいと思います。

バスの停留所以外の場所で手を挙げて、運転手さんにお知らせして、乗ることができたり、降りたりできるといったものなのですけれども、池田町や、あと音更町、音更はフリー降車だけかもしれないのですけれども、他の自治体で既に実施されているかと思えますけれども、本町は実施をされないのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） フリー乗降の関係でございます。

今、小島委員から質問の中にありましたように、音更町それから隣の池田町さんでもう既に実施をされているというような状況でございます。町の地域公共交通計画、令和6年に策定をしておりますが、その中でも話題としては上がっております。しかしながら、懸念される部分もございます。自由に乗り降りできるという部分ではメリットはあるのですけれども、一方で懸念される部分といたしましては、どこで止まるか分からないということで、後続する車両などについての安全確保の問題が一つあるということ。それから、運行路線が、路線が決まった停留所を、決まった時間に通過して乗り降りをしていただくということの前提で時刻表が設定されておりますが、フリー乗降が発生することによって、通過地点の時刻に遅延が生ずるといったような状況もございます。

そのようなことから、コミュニティバスにつきましては、停留所の位置を通常の公共交通のバスとは違って、短い区間で設定をさせていただいております。現状、今の公共交通計画の中では、フリー乗降を採用するというまでには至っておりませんが、継続して地域公共交通の協議会の中で、意見として協議を進めているものがございますので、その中で改めて利用者の声も聞きながら、うちの町にフリー乗降制度が必要なかどうかということも含めて、検討させていただきたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 自宅と停留所との距離が離れているといったこともありますし、あと足の悪い方については、少しの距離だと思われましても大きな負担になってくることもございます。今いろんな危険だとかの可能性もあるのですけれども、利便性の向上といったことも考えていただいて、協議会のほうでも進めていただくということなのですけれども、可能性として検討していただきたい、実施していただきたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） コミバスのフリー乗降です。池田町、音更町でやられておりますが、うちで言うと、音更町のほうが乗っているバスが同じバスなので、音更町のほうが参考になるのか

など思っております、音更町は、乗るほうはバス停で乗って、降りるところはどどこで降りたいよと申告すればそこで止まってくれるというやり方で、このやり方だとうちもできるかなという感じは持っていたのですが、いろいろ運転手さんですか、あとはルートですね、特に札内は1周90分かかるので、それとあと令和5年の10月にダイヤ改正して、バス停の数、より自宅から近いところを目がけて、誘致距離200メートルを目がけて達成を設置したことによって、団地内の道路、細い道路をバスが通るルートになっておりますので、フリーで降りる場所、狭い道路で降ろすと、先ほど課長が答弁したように後続車両が突然止まってしまうとかと、安全上の問題がちょっといろいろ出てきまして、これもうちちょっと検討が必要かなという状況でございますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） それでは、ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、次、75ページから82ページの区分6について質疑をお受けしたいと思います。

質疑がある方は挙手を願います。

内山委員。

○委員（内山美穂子） ページでいきますと、80ページの19目電算管理費で、細節で電算機器管理事業のところで、先ほどご説明もありましたけれども、このところの委託料が2億15万1,000円になっております。ちょっと私も詳しく分からないのですが、昨年このところの委託料は5,000万円だったのですよね。国のDX推進事業で、自治体の情報システムを全国统一するための移行関連の費用だと思います。これで行政コストの削減とか、事務の効率化を図るために進めているもので、20業務、住民基本台帳とか、国保とか、児童手当、そういうことが対象になっているのですが、何か新聞とか見ていましたら、国が目標にする2025年末までこの移行がスムーズにいかないかもしれないという自治体のことが載ってまして、今回予算に出ていたので、幕別町の状況についてまず伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 自治体情報システムの標準化・共通化ということで、今、内山委員おっしゃったとおりの20事業を、全国で標準化・共通化を図っていくということなのですが、町といたしましては国の財源措置を活用しているということで、必ずしも全てが町のお金だけではやっていないものなのですが、取りあえずタイムスケジュール的なものでいっても、本町におきましては令和7年度中に移行完了するというようなことで予定して、順調に進んでいると考えています。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 分かりました。小さい自治体なんかは、現行システムのほうで十分可能だということもあるのですが、標準化してメリットが多くあるとお聞きしているのですが、コストが削減されるということもありましょうし、今回の予算書を見ていましたら、クラウドシステムに関していろんなところで予算が発生してきていますよね。それで、移行後の保守管理について、コスト削減に本当につながっていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 標準化後の自治体クラウドと言われるそちらへの、要するに庁舎以外の外部データセンターで、そういったシステムだったり、情報を保有するというものが、自治体クラウドというところで一斉に皆さんが、みんなのほかの町がそこで共有することになるのですが、当然その利用料だとか、いろいろ保守という部分ももちろんかかってくるのですが、その経費が必ずしも減ってくるのかどうかというのが、移行後の経費については、中長期的にはほとんど減っていくというのが今の段階では見えています。やはり初期費用については、どうしてもこう

いった大きな金額で見えているのですけれども、中長期的には減ってくると今言われているものでございます。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 人手不足とかそういうことがあっての流れだと思うのですけれども、これ業務量の削減というか、人手不足に対応できるものと理解してよろしいのですね。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） あくまで国のほうで、先ほどお話もありました二重事業を標準化・共通化するということで、必ずしも経費の負担減だったり、作業が減るということではなくて、国民の方というか、どこに行っても共通化が図られているので、どこでも同じように使えるというところにメリットがあるのかなと考えておりますので、自分のところのクラウドでできないかという研究も、実はうちも、ほかの池田町だったりそういったところで、独自にクラウドを設けてやっていけないかというのをもちろん研究はしているのですけれども、やはり最終的な責任の問題だったり、そういった部分で、自治体クラウドという大きな国のほうで持っているそちらのほうを利用していくというところで、今のところ考えているというところがございます。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 2億円の費用というのは、幕別町の全体の人件費の1割にも上る費用でありますから、これがやはりこれだけの投資が有効に生きてくるということが大事なのかなと思います。

それで、今のお答え聞いていましたら、幕別町は令和7年で完了するのですか。ちょっと質問かぶりますけれども、全体としては間に合わないところのほうが多くて、2030年までこの事業そのものが伸びたと、延長されたと聞いております。したがって、うちも当然延びてくるのだろうなどは思っていたのですけれども、そうではないということでもありますから、完成したところからどんどん仕事がつながっていくと理解してよろしいのでしょうか。

確かにこの事業をスタートするときに、最初にご説明いただいたときには、他町村4町との共同の計画も示された時期がありました。そこから選択をしていったということなのではございますけれども、その経費の面だとか、そういったところでの精査とかいうのはあったのかなかったのか。単独でやるのがいいのだということで、事務上はそうなのでしょうけれども、今後の運営管理とか経費を考えた場合にどうだったのかと、そういう検証もされたのでしょうか。

もう一つ、事業の標準化ということで、最初は17事業が示されておりました。住民登録で二つ、地方税で四つ、社会保障で11ということでありましたけれども、これが全部完了されるのかどうか。それと、標準化によって、そこそこの町の独自政策が変えられていく危険性があるということも指摘している、そういったものもあります。その点ではどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） タイムスケジュールの部分なのですけれども、先ほど中橋委員もおっしゃったように、順次、自治体のほうで標準化を進めながら、どうしてもやっぱり遅れていくところがあるというのは、こちらも認識はしているのですけれども、幕別町においては、新しい標準化のシステムは、今のところで来年1月から使っていけるという作業をタイムスケジュールで考えているところがございます。

あと、以前、中橋委員のほうにも、一般質問の中でも、他町村との共同でのクラウドサービス、そういった利用も、研究会で先ほど池田町ともお話ししているというお話もしましたけれども、やはり経費の部分で、もちろんいろいろ具体的な検討もしました。そうすると、そんなに実は経費というのが変わってなくて、逆に地域で該当するところといいましようか、一緒にやるところでそれぞれ負担しなければならないものにはなってくると思っておりますので、今回うちのほうで単独ということではなくて、ガバメントクラウドということで、国が大きく持っているクラウドのほうにお預けするといましようか、その中でやり取りするということですので、決して単独でもってやるとい

うことではないので、そちらもちょっとご理解いただければと思います。

あと、当初 17 事業と言っていたのが、ちょっと税金の部分で、細かい部分を増やした段階で先ほど 20 事業、20 事務ということでお話ししたのですけれども、これあくまでも国のほうで示された事務であって、独自性が出てくるものということがないものなのかなというふうに考えております。例えば、戸籍の事務、住民基本台帳の事務だったり、児童手当の事務ということで、この中で独自性が出てくるものということではなくて、全国で標準化・共通化が図られる事務というふうな認識でおりますので、その辺については問題ないのかなと考えているところです。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ちょっと政策の違いがあったのだけれども、標準化によって、それが損なわれるというようなことはありませんかということを知っていたのですけれども、そのお答え、なかったのではないかと思います。いただきたいと思います。

それで、続けて、プラスしての質問なのですけれども、ガバメントクラウド、つまり国のもの 1 本にしてやっていくのですけれども、いろいろ調べさせていただいたら、その過程の中においても、いろんなサービスを提供する、ベンダーとって、そこの力、兼ね合いも非常に多く出てくると、いろんな業種も出てくるということになれば、住民にとっては大切な情報がどんどんそこに組み込まれていくわけですから、セキュリティの関係では、幕別町と国との契約ではありますけれども、どんな状況、安全を保つための仕組みといたしますか、そういうものがもし分かればお示しいただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） すみません。先ほどの答弁の中で、そうですね、20 事業の標準化するもの以外の部分でのお話だったかと思います。申し訳ございません。

独自のそれぞれの町で持っている標準化される以外の業務についても、標準化システムと連携させるということ、こういったことが出てくるのですけれども、そちらのほうについても支障ないように対応していきたいと考えているところであります。ですから、必ずしも全てが国と統一というわけではなくて、独自で残るものももちろんあるということでご理解いただければと思います。

あと、ベンダーの関係にしても、今のところ、今うちのほうで契約しているベンダーのほうと随契で行っていくような予定でもありますことから、他のベンダーのほうにこういった町のまた情報がさらに行くということは今のところ考えていないのですけれども、当然そういった情報のセキュリティについては、契約上その辺はしっかりと問題ないようにやっていくことにはなりますので、個人情報の流出だとか、そういったところの問題はないと考えているところです。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。独自性は残るということでありますから、結局、本当にこういう仕組みはもう見えないところでどんどん広がっていくので、自分としてはなかなか理解がし切れない部分があるのですけれども、そういった要するに標準化に向かないものというものについては、外してという言い方も変なのですが、外されて標準化できるものだけ進んでいくと捉えていいのでしょうか。

それと、ベンダーとの契約は、これは幕別町が個々にやっていくということになるのですか。本当にビッグ・テック、世界的な規模での巨大 IT 企業群というのがバックにあって、日本全国がそことの関連性がこれから出てくるということになりますからね、一体この小さな町の住民情報、行政事務、全て含めて本当に守られていく、便利さと裏腹にそういう心配もありましてね、これから進めるということでありますから、そのセキュリティ面での、今こんなことが具体的に用意されているのですよということがありましたらお示してください。

それと、このシステムが進んでいくことによって、住民がいろんな行政との関わり、つまり窓口に来ますよとか、いろんな住民の関わりあるのだけれども、具体的に変更が起きてくるものというのは、今の時点でありますか。ありましたらお示してください。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 今回、20 事務ということで国のほうで言っているのは、これはあくまで地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、法律で定められた国の標準化のための基準が告示されてやっているものですので、国が定めているということなのですよ、現段階です。ひょっとするともうちょっと法律の改正によって標準化されるものが増えるかもしれないですけども、現時点ではその事務だと言われておまして、その事務の標準化に向けて行っているというものです。

ベンダーがそれぞれ、実はそれぞれの町であるかと思えますけれども、それぞれのクラウド、実際にクラウドにそれぞれベンダーが入る領域があるのですよね。例えば、日立だったり、何だとかというような、そういう仕組みになっていますので、1 社が全てを持っているわけではないというふうにご理解いただければと思いますので、そういった情報が漏れるというか、ほかのベンダーとの関わりでやっていかなければならないということは出てこないと考えております。

あと、住民のほうで何か変更になるものがあるのかなという部分は、今のところ当然、標準化されれば様式が変わったりだとか、そういったものあるかもしれませんが、何かが大きく変わるということは今のところ想定されていないものです。

このクラウドにつなげるというところであったり、標準化に至っては、デジタル庁、そちらのほうの承認をいただきながら作業を行っていくことになるので、そういった国の認証行為があってやっているということになるので、そういう面でももちろんセキュリティは万全に行われているというところで理解しているところであります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

まだまだこれからの2 億円をかけての事業だと思いますので、どんどん進んでいくのだけれども、結果として職員の皆さんが一番大変な面もあり、事務の合理化ができて、ずっと軽減されるという面もあるのだらうと思うのですけれどもね。しかし、一番大事なものは、やっぱりそれが住民にとって有効なものであるということが確認できていくことだと思います。いろんな意味で、横文字いっぱい出てきて、地方公共団体と国の機関の機密性の問題、LGWAN だとかというようなことも指摘されていて、そういう点での、課長はそういうことはないとおっしゃいましたが、情報が守られていくといいですか、そういう心配をされている研究家などもいらっしゃるものですから、ぜひその点での注意を十分払っていただいて、適時一定進んでいくのでしょうか、住民との関わりが生じたときには、適時議会にも説明をいただきたい、このように思います。

終わります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに区分6 の質問がある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、区分6 の質問がなければ、区分6 に対しては質問を終了したいと思います。

審査の途中ですが、この際14 時20 分まで休憩をいたします。

14 : 12 休憩

14 : 20 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは次に、82 ページから85 ページ、区分7 について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 82 ページ、20 目の地域おこし協力隊推進事業費に関わって質問をさせていただ

きます。

重点事業の骨子の5ページの一番上に説明があるのですが、その中では分からなかった、確認したいと思う中身があったものですから質問させていただきます。

事業の骨子によると、令和7年度は町全域で3名を配置するということが矢印の後に書かれているところであり、その後の文章と令和6年度に創設したインターン制度、最大6人を活用して、そしてマッチングをしてやる気のある人を雇用すると、そういうことなわけなのですが、これは今は既にパートタイムで男性が2人いると思うのです。あと1人を最大6人のインターン制度の中で採用して、3人にするということの意味でしょうか。

ついでにお聞きしますが、地域おこし協力隊、私の目では非常にいい役割を果たして、3年間頑張ってくださいっていると、今も頑張っていると思うのですが、町の地域おこし協力隊の方に対する評価というのは、どのように見ていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 私のほうからは、地域おこし協力隊のインターンの部分についての答弁をさせていただきますけれども、地域おこし協力隊の3名の配置とは別に、地域おこし協力隊インターンという制度をもって、幕別町に興味があって地域おこし協力隊になりたいという方を、2週間以上3か月以内の間に地域おこし協力隊のような活動をしていただいて、その中で相手の思いも、それから私たちの地域おこし協力隊インターンとして応募してくれた方への思いも、一応マッチングができた際には正式な雇用結びつけていくということで、この3名とはちょっと別な形で6名のインターンの制度というのを使っていきたいということで考えておりますので、必ずしも3名以内ということではなくて、6名のインターンについては、その都度考慮していくというような形になっております。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 私からは、地域おこし協力隊隊員の評価という部分についてお答えをさせていただきます。

ご承知かと思いますが、一昨年、令和5年に空き施設サポートセンターを創設いたしまして、そこを基点といたしまして、さまざまな主に本町地域の市街地でありますけれども、かつて店舗であった空き店舗、そういったところの活用、それからその活用を含めて、地域コミュニティの活性化に非常に活躍をいただいているという認識であります。

なかなかこれまで町が取り組んできた事業は、どうしても職員の枠から出ることができないというか、考えですとか行動がなかなかできない部分がありましたけれども、やはり民の力といいますか、そういったノウハウを持って活動をしているということで、そうした評価をしているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 分かりました。先に評価のことについてから、また質問させてもらいたいのですけれども、これまで何人の方が地域おこし協力隊を経験していただき、退任をしていったということがあるのだと思うのですが、少しもったいないと思うところがあるのです。それは、そういうふうには評価しているのだったらなおさらなのです。というのは、今年度2人の方が3年の任期を満了されて、地域おこし協力隊を離れられました。3年間いてくださった中で、いろんな感想を、幕別町の今後のためになる話をきくと話題提供してくれるものを持って退任されたのだと思うのです。そういうことを聞く機会がなかった。いつの間にか、あ、もういらっやらないのねと、そういうことになってしまっている。私の記憶では2回、地域おこし協力隊の方の、全員そろってもらってお話を聞く機会がありました。それは、主催が幕別町民芸術劇場であって、幕別町ではなかったなと記憶しているのです。違ったら指摘してください。

そういう大事な財産を議員だけではない、町民に還元してくださる機会をつくってくださらなかったこと、そのことが非常に悔やまれている。そういったことは、ぜひこれからもやっていただき

たいし、地域おこし協力隊が町に貢献して下さったこと、そういうことをちゃんと広めて、周知させていかなければならないと思うのです。

それで、インターンのことは分かりました。3人とは別に、ここから意欲のある人をさらに採用していくということが分かりました。

このことで言うと、幕別町はもっともっと地域おこし協力隊に依拠する仕事をつくってあげていいのではないかなと思っているのです。というのは、今、評価のところに出てきた、空き空間の利用のところなど全く役場職員はもちろん議員、そういったところの考えにも及ばないような活動のあり方で成果を上げてくれている。ものすごくやっぱりいろんな経験の中で力を発揮してくれている、そういったものがあるのだと思っているのですよ。そして、地域おこし協力隊にたくさん採用して来てもらう、そういったことも町の施策にあってもいいのではないかなと思うのです。

例えば、よその町のことを言ったらあれだけれども、同じ十勝の中で上士幌町は20人の地域おこし協力隊がいる。新得町は16人、池田町は11人、鹿追町と足寄町は8人ずつ、広尾町、大樹町、浦幌町では7人、そういう人口規模がずっと小さいところで、もう幕別町の現在2人よりもずっと多い人数の協力隊が活躍してくれていて、年代も幅広くて、幕別町の場合はちょっと年齢が高い方が多く、それはそれで大変意味があるものなのだけれども、やはり聞くと、若い人は若い人が呼ぶと、そういうことも聞いています。若い地域おこし協力隊を採用すると、その年代の人たちがさらに来てくれて頑張れる、そういったことを幕別町もつくっていかねばならないだと思っただけだけれども、その辺のことに配慮したインターン制度になるのかどうなのか、どれぐらい配慮しているのかどうなのか、ちょっと思いを聞かせていただきたいのです。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） インターンの募集についてですけれども、やはり今までどおり転職のサイトとか、そういったところだけで若い人に来ていただくというのは、少し難しい時代になってきているのかなというのは、私どもも感じています。

昨年末ですけれども、東京での移住フェアですとか、そういったイベントに来ていただく方に、直接語りかけるような機会を設けて、幕別町に興味を持っていただいて来ていただくというのは、すごく大事な事なのかなと思っていますので、それはこれからも続けていきたいと思っています。

若い人が若い人を呼ぶというのは、まさしくそうであると思っただけで、今、正規の雇用している方も若い方1人いらっしゃいますので、そういった仲間づくりみたいところで来ていただくのもありなのかなと思っています。

募集に当たっては、人数多い市町村というのは確かにあるのですけれども、それとは別にして、例えば地域おこし協力隊になっていただいたら、何をさせていただくのかという、そのやっただけくことを明確にして募集するというのも大事なかなと思っていますので、そういったところも意を用いてまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の政策推進課長のその答弁は、大変理解ができるものではありません。何しろ幕別町で地域おこし協力隊を務めて下さった方で、退任後そのまま幕別に残って下さっている方というのが少ないのですよね。私の記憶ではお1人なのだと思う。でも、実際ほかの町では違う数字が出ているようです。それをして、なかなか幕別に来てくれないということがあったけれども、やっぱり幕別はいろんな意味で魅力的な町だと思うものだから、ほかの町にできてこの町にできないということはないのだと思うのですよ。募集の時期が悪いのか、そんなようなことを耳にしたりもします。いろんなことを考えながら、このインターン制度を成功させてもらうよう、努力していただきたいと思うのですけれども、やってくれますか。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） そうですね。募集の時期というのは確かに、皆さんが例えば、次に何をしようかと考える時期というのはかなり早い時期になってきますので、そういった意味でもこの

インターン制度というのを有効に活用しながら、そういう若い方も来ていただけるような募集体制を取って生きたいと考えています。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 先ほど活動報告の機会の件だったと思いますけれども、昨年、一昨年は百年記念ホールの企画として活動報告させていただきました。今年度につきましても、ちょっとそのような考えもございましたが、活動の内容が特に退任した2人のうち、年度末で1人退任になりましたけれども、活動の内容が何といたしますか、まく Pay 事業に特化した内容であったということで、主にシステムの運用管理の部分ということで、なかなか皆さんにお集まりいただいて、それを説明するというか、そういったことにちょっとなじまないのかなという部分もありまして、その部分については見送ったところでございます。

ただ一方で、協力隊の活動というのは、やはり日々住民の皆さんにも見えていかなければならないと思いますので、広報紙であるとか、あとは通常のふだんの活動の中で、しっかりと皆さんにも認識していただけるように努力したいと考えます。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、小田委員。

○委員（小田新紀） 地域おこし協力隊に関わってます。

今の質疑やり取りも踏まえてということになりますけれども、大体これまで幕別町も観光とか商工とか、あるいは農業もありましたかね。そして、いわゆる情報発信というような広報的な、そういった役割を担ってきたいただいた地域おこし協力隊というのが多かったのかなと思います。その部分は否定するものではないのですが、やはりこれから社会教育や学校教育とか、そういったところに関わるような人材も必要ではないかとい考えております。ただ、これもまちづくりという視点の中で、どこかの学校を支援するとかそういうことではなくて、まちづくりという視点の中で、やはり今のうちの町の小中高校生の役割というのは非常に大きいかなと思っています。

先日、幕別清陵高校の運営協議会で、そういった今、高校と中学校、教育委員会のほうで少し頑張ってもらって、高校と中学校をつなぐということをやっておられますが、それから高校も地域連携ということで各地域の団体に出向いたりとかしています。小中学校のほうでもそういったこともやりたいというような思いもあるというような、それから高校と小学校のつながりもあるというようなこともあります。

先ほど申し上げたとおり、どこかの学校を支援するとかそういう視点ではなくて、そういったことを生かしてまちづくりというところで、その視点の中で人材を探していくというような考え方とか、発想もあるのではないかなと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 今は市街地活性化ですとか、空き店舗対策ですとか、例えば前までいらっしゃった忠類地域の方ですとか、そういったところで募集していますけれども、小田委員おっしゃるように、先ほど私も申し上げましたけれども、地域おこし協力隊の方にどんなことをやっていただきたいのかということ、やはり明確にしながら進めていくべきだと考えておりますので、今おっしゃられた、例えば学校教育ですとか社会教育の人材がどんなのが必要かというのも、教育委員会とかとも例えば話をしながらとか、何に協力隊を活用していくのかというのを十分検討しながら進めていければよいかなと思っています。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ないようですので、区分7について質疑を終了したいと思います。

次に、85 ページから 89 ページ、区分8について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では90ページ、戸籍住民登録の説明のところの20戸籍クラウドサービス利用料776万2,000円、この書かない窓口という説明はありましたけれども、もう少し事業の中身を……

（まだそこは行っていないの声あり）

○委員（中橋友子） 違うのですね。失礼いたしました。

○委員長（岡本眞利子） ページ数、85から89の区分8についての質問となりますので、よろしいでしょうか。

ここににつきまして、質問のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、そちらは終了いたしまして、区分9ですね、89ページから96ページ、区分9についての質問をお受けしたいと思います。

質問がある方は。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2点、伺います。

89ページ、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業に関連して、自衛隊への名簿提供について伺います。

対象になっています18歳、22歳の町民が、除外申請制度を知らないまま個人情報が提供されることのないよう、周知の機会を増やすべきだと考えますが、現在の周知方法に加えて、新たな手段を検討する考えはありますか。また、帯広や音更のように、オンラインでの除外申請を導入する予定はありますか。

2点目です。

92ページの参議院議員選挙執行事務事業についてです。

投票所への移動支援ですが、新たに創設されたこの制度について、周知の方法はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 自衛隊名簿の関係でございます。

町では自衛隊の名簿提供に対しまして、法定受託事務ということで取扱いをさせていただいております。その中で本人から除外の申出があったものについては、情報提供しないという仕組みとさせていただいております。

毎年広報紙、ホームページによりまして、対象となる年度において18歳、22歳になる方の除外の受付をさせていただいて、一定の期間までに、4月末までに申出のあった方については、その年度の名簿提供をしないという取扱いとさせていただき、その後においても、通年の期間において除外申請の受付をさせていただいております。本年度につきましても、3月号の広報紙で第1回目の令和7年の除外申請の広報のお知らせをさせていただき、4月号においても引き続きお知らせをさせていただきたいと考えて、今準備をしているところでございます。

ご質問にありました、ほかの町で実施されているインターネット等を通じた除外申請の関係でございますけれども、本町においては、今現在、通年で除外申請の受付をするという仕組みとさせていただいておりますことから、今現在、インターネットによる除外申請については予定をしていないところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田健司） 選挙に関わる移動支援の周知の方法についてということだったのですけれども、このたびの再編でコミュニティバスの利用拡大であったり、巡回車の運行、外出支援サービス利用の拡大だとかということで、移動支援のほうを拡充するわけなのですけれども、まず選挙の再編を含めて4月号の広報のほうで、併せてホームページのほうで再編決定の記事を掲載する予定です。

さらに、広報6月号、7月号において参議院選挙の記事の掲載、あとは今、町のほうでもLINEということで周知方法出ています。さらに加えて、民生委員協議会だとか、そういった場所に出向かせていただきまして、民生委員の皆さまに4月にあるのですけれども、協議会の中で再編だとか中身をまた説明させていただいたり、5月の町内会連絡会議、さらには公共施設への掲示などを今のところ考えているところでもあります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 自衛隊の名簿提供についてです。

幕別町で先ほど答弁があったような形での周知方法なのですが、対象者全員に情報提供する通知文と除外申請書を郵送している町では、2割とか4割とかが除外申請しているという報道もあります。町では資料をいただいたとおり、1.8パーセントとか2.1パーセントという状況です。現在の周知方法でどの程度の住民がこの制度を、除外申請の制度を認識していると考えておられるのか、さらなる周知する方法を検討する必要がないと考えておられるのか、SNSなども含めてできることあるのかなと思うのですけれども、改めて伺います。

選挙の移動支援の周知の方法で、いろいろ考えておられることを伺いました。例えば選挙が始まったときに掲示板ができるのですけれども、そこに別に簡単なお知らせをするとか、はがきにも書くとかということは、法律上どうなのか分からないのですけれども、目に見える形でできないものかなと思ったのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 除外申請の関係でございますけれども、毎年除外申請の広報等でお知らせさせていただきまして、おおよそ約5名から6名、10名弱の方が毎年除外申請の申出をされているというところでございます。

昨年、通年を通して除外申請の受付をさせていただいているというお話をさせていただいたのですが、たまたま親御さんが除外申請の時期を越えて、通常4月30日までを除外申請の時期とさせていただいているものですから、それを越えた後に除外申請をしたいのだけれどもというご相談がありました。その年度につきましては、もう既にそのお話があったのが夏場に相談があったものですから、もう既に名簿提供をした後だったものですから、本年度についてはもう名簿提供をさせていただきましてというお話をさせていただいた上で、町の制度を知って、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、通年で除外申請の受付をさせていただいていますよというお話をさせていただいて、18歳の申出の際には名簿の提供はしてしまったのですけれども、一度提出されれば22歳の名簿申請の除外まで引き続き名簿として登録されていて、その効力が継続されるという仕組みになっておりますというお話も併せてさせていただいております。

そのようなことから、一部部分的にはまだ周知の方法としては十分でないものがあるのかなということで、本年度については、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、3月に一度広報でお知らせをさせていただいて、さらに4月号、通年どおり4月号でもお知らせをさせていただくという手法を取らせていただきたいと思います。

併せまして、公式LINEができて、さまざまな行政情報を発信することができるようになりますので、併せてLINE等も通じて除外申請の周知をさせていただきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田健司） 選挙の移動支援等の周知の関係だったのですが、そうですね、酒井委員おっしゃるように、ホームページも分かりやすくリニューアルされましたので、そういったお知らせの欄だとかそういった部分で分かりやすく、さらに掲示していく、掲載していくということも必要かなと考えております。

入場券のはがきの発送という部分なのですが、ちょっとそれはどうしても告示後だとか時期的にぎりぎりになってしまうものもあるのかなと思うので、当然そこには再編の中身は入れます

けれども、投票所が変わりますよとか、そういった部分は触れていくのですけれども、移動支援のほうはまた違った形で周知できないかというのを考えていきたいです。

何せこの三つあります。コミバス、巡回車の運行、この巡回車の運行については事前に申込みを受けなければならないことにもなります。ただ今回、再編の地域が確定できますので、何らかの形で周知できるのかな。さらには、外出支援サービス、既存の外出支援サービスの拡充という部分なので、そちらのほうは事業者が社会福祉協議会であったり振興協会のほうでもあるので、またそういった事業者の方ともよく相談しながら、発信しやすい形を取っていただければと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 選挙のほうは分かりました。

自衛隊の名簿提供なのですけれども、先ほど手遅れだったというふうな話もあって、改めて周知の重要性、考えなければいけないのではないかなと思いました。特に18歳に新年度になる子供たちは、その年度が始まった1か月間ぐらいしか申請の時期がないのではないかなと思うのですね。もっと前の年齢の段階から受け付けるのかどうかということも考えなければいけなくなってきます。知らなかったとか、その時期ではないと間に合わなくなるということも、きちんと知られていないということの表れだと思いますので、改めて周知の方法を考える必要があるのではないかなと思います。

それと申請のことで、オンライン申請はどうかということで、通年で申請を募集しているからオンライン申請は今検討しないということだったのですけれども、ちょっとそれ話が別かなと思います。今の申請のあり方でしたら、用紙を取り寄せてそれを出すと、電話をかけるとかということをしなればいけなくなるということで、なかなかハードルも高いのではないかなと思います。オンライン申請を導入する上で困難があるのでしたら、改めて伺いますが、検討の余地があるようでしたら、ぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 申請の手続の関係でございますけれども、先ほどお話、何度も繰り返しになりますけれども、昨年時期を逸して申請、除外にできなかったという方がいらっしゃるものですから、本年度についてはそれより回数を増やす、あるいは日程を早めてお知らせをする。確におっしゃいますように、4月1日から4月30日までが除外申請の期間という設定をさせていただいておりますので、あまりにも広報4月号だけでは周知期間が短いということで、令和7年については3月号からお知らせをさせていただいておりますのでございます。併せて4月になりましたら、公式LINE等を通じて、さらにお知らせをさせていただく手法を取らせていただきたいと思います。

それから、除外申請の手続の関係でございますけれども、オンライン申請というお話でございますけれども、現在、先ほどの答弁でもありましたように通年でやっているというのがまず1点、それともう一つが、本人確認のための添付書類というものを併せて付して申請をしていただくという形式を取っております。現在、要綱の中では、マイナンバーカードを併せて添付するですとか、学生証を添付するだとかという手法を取らせていただいております。さらに本人に限らず、保護者の方も申請できるような形を取っております、それらの方につきましても、本人と関係が分かる書類等を付して書類の提出をいただくということになっておりますことから、現在の仕組みとしては、紙による申請方式という手法を取らせていただいておりますけれども、今、酒井委員からご質問ありましたように、電子申請も含めて他の自治体でやっている例もございますので、それらも併せて研究させていただいて、検討させていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がある方は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では90ページ、13の使用料及び賃借料ということで、これも自治体

DXに関わって、住民が利用する戸籍等の取得するときなどの、さまざまなコンビニでの可能だとかということも含めて事業が展開されるのだと思うのです。

20、21、22につきまして、改めてどんな事業なのか、ご説明いただけますか。どんな事業のために必要なのか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） まず初めに、戸籍クラウドサービス利用料でございます。

こちらにつきましては、標準化の移行に伴うクラウドサービスへの移行ということでございますが、もうこちら実はもう既にクラウドのほうには移行しておりまして、現在はガバメントクラウドではなくて、本町が契約しているベンダーの富士フィルムのクラウドサービスを利用している利用料という形となっております。

続いて、21 戸籍情報システムネットワーク回線使用料ですが、こちらにつきましては戸籍の広域化も始まっておりまして、そちらのネットワーク回線使用料という形でございます。

それから、申請書支援システムライセンス使用料でございますが、こちらにつきましては、今年度導入いたしました申請書作成支援システム、いわゆる書かない窓口、こちらのシステムのライセンス使用料ということで、いわゆるシステムの特許あるものですから、それに伴いますライセンス使用料という形でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 町とベンダーの関係は分かるのですけれども、実際にこの事業で住民にとってどんなサービスが向上されているのか、提供されているのか教えてください。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 住民にとって何が変わるかという部分でございますが、基本的には戸籍でいきますと、今現在も行われておりますが、広域交付サービスということで、今までは本籍地が幕別町にないと戸籍の書類というのは取得できなかったのですけれども、今は全国どこの本籍地であっても、申請があれば交付することができるということで、住民サービスのほうを提供してございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ここで1,104万円かかっているのですけれども、住民にとって便利になるというのは、今、課長示していただけたことだけなのでしょう。どこからでも、要するに戸籍が取れますよということだけなのですか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 戸籍でございますが、戸籍につきましては全国どこのものでも取れます。

あと、その広域化に伴うメリット、このクラウドサービス料とは直接は関係ありませんけれども、広域化に伴いまして、例えば今まで本籍地でないところに婚姻届を出す場合には、戸籍謄本つけなければならなかったのですけれども、それらが省略できる、要するにオンラインで状況確認できるものですから、そういう部分の省略ができるですとか、さまざまな部分で住民の皆さんへのメリットのほうがあるかというふうに捉えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか事業が分からなくて、自分なりにどういうことなのかなと調べてみますと、そのクラウドサービスの利用のところについては、要するに全国どこでもパソコンだとかスマホからインターネット上のデータなどを利用して、そういったサービスの提供を受けるといようなことになっているのですけれども、今、課長がお答えいただいているのはちょっと違いますよね。だから、要するに、婚姻届ができますよと、あるいはどこからでも戸籍が取れますよ、でどこに行ってもできますよということに限定されるのですね。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 今おっしゃるとおりなのですけれども、この戸籍の広域化なのですけれども、戸籍を取る場合、最寄りの市区町村の窓口に行って戸籍を取るのですが、幕別町に本籍のある方が、例えば札幌の中央区役所でも戸籍を取れるようになりますと、東京へ行っても東京の区役所で幕別町の戸籍を取ることができると、これが広域交付です。コンビニで取ることはできないのですが、市区町村の役所で取れると。

住民票と印鑑証明はまた別の話で、これは23節コンビニ交付事業者手数料とありますけれども、これは今現在もコンビニでマイナンバーカードをかざして、時間制限はありますけれども、朝の6時半から夜の11時まで、土曜日曜かかわらずコンビニで住民票と印鑑証明、あとは所得証明を取ることができますと。戸籍とは別ですね。

ですので、先ほどご質問いただいた戸籍のクラウドサービスというのは、本籍地が幕別にあっても、最寄りの市区町村役場に行ってくださいと取ることができますよということでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質問はございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、2款総務費につきましては、以上をもって、終了いたします。

次に、3款民生費の審査を行います。

3款民生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 3款民生費についてご説明申し上げます。

97ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額2億9,740万2,000円であります。

福祉施策全般に要する経費であり、説明欄の下段になりますが、民生委員児童委員活動支援事業は、社会福祉委員64人の報酬パーセント費用弁償のほか、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金は、民生委員の活動に対する交付金であります。

社会福祉協議会活動支援事業は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

下段の福祉除雪事業57万8,000円は、高齢や障がい等の理由で自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯を対象に日常生活に支障を来さないよう、玄関から道路までの通路除雪を行うための委託料であります。

2目国民年金事務費515万6,000円であります。国民年金事務事業は、国民年金事務に要する経費であり、年金業務に関わる担当職員の人件費などであります。

99ページになります。

3目障害者福祉費11億696万5,000円あります。障がい者の福祉施策や支援に要する経費であり、100ページになりますが、障害者自立支援給付事業は、19節扶助費、細節1障害福祉サービス費等給付費は、生活介護や就労支援などの障害福祉サービスに係る給付費、次のページの細節2補装具費等給付費は、障がい者の身体機能を補完する義肢や装具、車椅子など補装具等に係る給付費、細節3障害児通所支援費等給付費は、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る給付費、細節4自立支援医療費等給付費は、身体の機能の障がいを軽減または改善するための医療費を助成する経費であります。

障害者地域生活支援事業は、12節委託料、細節6の訪問入浴サービス事業や細節8の日中一時支援事業などの委託料であります。

102ページになります。

障がい者就労支援事業は、チャレンジ雇用事業で働く事務補助員2人の人件費のほか、次のページの7節報償費、障害者職場体験事業に係る謝礼などあります。

104 ページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費 481 万 4,000 円であります。

東部 4 町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要する経費であり、認定審査会委員 5 人の報酬および費用弁償のほか事務補助員の人件費などであります。

105 ページになります。

5 目福祉医療費 5,053 万円であります。

重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業は、それぞれの医療費扶助とその事務に要する経費であります。

106 ページになります。

6 目老人福祉費 5 億 3,308 万 8,000 円であります。

高齢者福祉全般に要する経費であり、下段の敬老祝金等支給事業は、7 節報償費、細節 3 敬老祝金であり、本年度は 80 歳の方が 303 人、87 歳の方が 223 人、100 歳の方が 23 人の合計 549 人を見込んでおります。

107 ページになりますが、老人クラブ活動支援事業は、18 節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会に対する補助金であります。

老人保護措置事業は、19 節扶助費、養護老人ホーム入所者に係る保護措置費であります。

説明欄の一番下からは、介護を補完する各種サービス事業についてであります。

食の自立支援サービス事業は、次のページになりますが、食生活の改善や健康の保持増進を目的に、管理栄養士がカロリー等を計算し、塩分制限にも対応できる健康管理食を、昼食と夕食を毎日提供するものであります。

外出支援サービス事業は、高齢者等で公共交通機関での移動が困難な方や、歩行が困難であり、通常の車両による移動が不可能な方の日常生活上の活動範囲の拡大や、外出を支援するものであり、2 か月間に 5 回までとしていた利用回数を、新年度から 1 か月間に 3 回までに拡充するものであります。

緊急通報装置設置事業は、緊急通報装置を高齢者世帯の自宅に設置し、急病や災害等の事態が発生したときに迅速な救護を行おうとするもので、本年 1 月末現在の設置台数は 320 台であります。

110 ページまでお進みください。

福祉バス運行事業は、12 節福祉バス 3 台の運行委託料であります。

111 ページになります。

中等度難聴者補聴器購入費助成事業は、新年度からの新規事業であります。40 歳以上の方で身体障害者手帳の交付対象とならない、中等度程度の難聴の方を対象に、片耳 5 万円を限度に補聴器の購入費用の 2 分の 1 の補助を行うものであります。

7 目後期高齢者医療費 5 億 2,680 万円であります。後期高齢者医療療養給付事業は、18 節負担金補助及び交付金、後期高齢者の療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額であります。

8 目重層的支援事業費 7,852 万 2,000 円あります。住民の複雑・複合化した困り事に対して、断らない包括的な支援を行うため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う事業に要する経費であります。

総合相談支援事業は、高齢者の総合的な相談・支援などを行う地域包括支援センターの事業であります。

112 ページになりますが、介護予防支援事業は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であり、プランを作成する介護支援専門員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節のケアプラン作成に係る委託料などあります。

権利擁護推進事業は、地域包括支援センターの社会福祉士 2 人に係る人件費のほか、次のページになりますが、12 節の成年後見実施機関に係る委託料などあります。

115 ページになりますが、介護予防ポイント制度事業は、地域づくりに向けた支援事業であり、18 節は、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加の機会をつくり、自らが介護予防に取り組むことに対する介護予防ポイント制度に係る交付金であります。

生活支援体制整備事業は、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活をしていくために必要となる、多様な主体により支え合う地域体制を整備するため、ニーズとサービスのコーディネートを担当する生活支援コーディネーター業務の委託料であります。

116 ページになります。

障害者相談支援事業は、12 節委託料、細節 5 の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業などの委託料であります。

地域活動支援センター運営事業は、障がい者の社会参加や活動支援を行う地域活動支援センター事業の委託料であります。

生活困窮者等支援事業は、生活相談全般や複雑・複合化した課題を調整するコミュニティソーシャルワーカー 1 人の人件費のほか、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、生活困窮者支援等に係る地域づくり事業を実施する社会福祉協議会への補助金であります。

ひきこもり対策推進事業は、ひきこもり状態にある当事者や、その家族の支援に係る事業で、居場所づくりや、就労への準備に向けた職場体験の実施に係る経費であり、ひきこもり支援アドバイザー 1 人の人件費のほか、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の社会福祉協議会への補助金であります。

119 ページになります。

9 目保健福祉センター管理費 5,306 万 4,000 円であります。保健福祉センター維持管理事業は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であり、10 節需用費の光熱水費、12 節清掃委託や各種設備の保守点検に係る委託料などあります。

次のページになります。14 節は、暖房設備や空調等の自動制御機器一式の更新に係る工事請負費であります。

10 目老人福祉センター管理費 1,078 万 4,000 円あります。老人福祉センター維持管理事業は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であり、10 節需用費の光熱水費や 12 節清掃管理や各種設備の保守点検に係る委託料などあります。

121 ページになります。

11 目ふれあいセンター福寿管理費 5,161 万 9,000 円あります。ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費で、忠類地域通所介護事業運営費補助事業は、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

ふれあいセンター福寿維持管理事業 3,827 万 4,000 円は、次のページになりますが、10 節需用費の光熱水費や 12 節委託料は、管理や清掃のほか、各種設備の保守点検に係る委託など、次のページの 14 節工事請負費は、高圧受電設備およびデイサービスで使用する浴槽の循環ろ過に係る紫外線殺菌装置の改修などに要する費用、17 節備品購入費は、非常用発電機始動用バッテリーの更新に要する費用などあります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 5 億 660 万 3,000 円あります。児童福祉総務事務事業は、児童福祉全般に要する経費であり、こども施策審議会委員 13 人の報酬のほか、次のページになりますが、7 節報償費、細節 1 講師謝礼は、子どもの権利に関する講演会の開催に要する経費、19 節扶助費、細節 2 児童手当は、昨年 10 月の制度改正により、所得制限の撤廃や支給対象児童の年齢を高校生年代まで延長されたこと等に伴い、前年度に比べ、延べ児童数で 7,300 人増の 3 万 7,216 人分を見込んでおります。

妊婦のための支援給付金給付事業は、出産・子育て応援給付金給付事業に代わり、昨年 6 月に成立した、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、法定事業となった、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を実施する事業であり、次のページになりますが、18 節負担金補助及び

交付金は、支給対象者 270 人分の給付を見込んでおります。

2 目児童医療費 1 億 1,944 万 8,000 円であります。子ども医療費助成事業は、高校生年代までの子どもに係る医療費扶助およびその事務に要する経費であります。

126 ページになります。

3 目施設型・地域型保育施設費 8 億 5,134 万 7,000 円であります。幕別地域 4 か所の認可保育所と 1 か所の認定こども園の管理運営に要する経費などであり、本年度当初は 514 人が入所する予定であります。

町立保育所運営事業は、1 節報酬は、代替の保育士および給食調理員などパートタイムの職員、2 節給料はフルタイムの保育士、給食調理員などの人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄い材料費は、給食および間食に係る経費であります。

128 ページになりますが、町立保育所維持管理事業は、10 節需用費の光熱水費や、次のページになりますが、12 節委託料は各種設備の保守点検等に係る経費であります。

私立保育所運営事業は、私立の札内青葉保育園および札内南保育園の運営に係る委託料であります。

認定こども園等施設型給付事業は、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 認定こども園等施設型給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に移行済みの認定こども園や幼稚園などに対する給付、細節 4 施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園などに対する給付費であります。

認可外保育施設保育料助成事業は、定員超過などにより町内の認可保育所を利用することができず、認可外保育所や一時保育などを利用する保護者に対し、認可保育料との差額を助成するものであります。

保育所等主食提供事業は、自園調理していない町内の幼稚園、へき地保育所の主食費分の補助であります。家庭的保育事業所運営事業は、家庭的保育事業所 1 か所の運営に係る給付費であります。

131 ページになりますが、幕別認定こども園整備事業は、旧わかば幼稚園園舎の改修と、3 歳未満児用の保育室、自園調理のための調理室などを増築し、新園舎を整備するものであり、12 節委託料は実施設計、14 節工事請負費は、旧わかば幼稚園東側の増築予定地に既設の物置および樹木等の撤去に要する経費であります。

4 目へき地保育所費 1 億 138 万 8,000 円であります。幕別 4 か所、忠類 1 か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であり、へき地保育所運営事業は、1 節の忠類へき地保育所の管理業務員と代替の保育士などパートタイムの職員、2 節のフルタイム保育士などの人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費や次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 へき地保育所給食費負担金は、町の主食費補助分と保護者から徴収した副食材料費分を合わせた給食費負担金を学校給食センターに支払うものであります。

134 ページになります。

5 目発達支援センター費 2,280 万 7,000 円であります。発達支援センター運営事業は、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援などに要する経費であります。2 節のフルタイムの保育士と心理士及び作業療法士の人件費などであります。

136 ページまでお進みください。

6 目児童館費 9,266 万 5,000 円であります。児童館 3 か所および学童保育所 6 か所の管理運営に要する経費であり、本年度は学童 6 か所で 371 人が入所の予定であります。

学童保育所運営事業は、1 節の放課後児童支援員に係る人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費のおやつ代などであります。

学童保育所維持管理事業は、10 節需用費の光熱水費などの管理費用のほか、次のページになりますが、14 節は、はぐるま学童保育所の男子用と女子用便器各 1 台を和式から洋式へ改修するための工事請負費であります。

7 目子育て支援センター費 3,372 万 9,000 円であります。子育て支援センター運営事業は、幕別子育て支援センターおよび忠類子育て支援センターの運営に関する経費であり、保育士や代替保育士に係る人件費のほか、140 ページまでお進みください。11 節役務費、細節 23 傷害保険料や 13 節使用料及び賃借料、細節 2 複写機借上料などは、一時保育やファミリーサポートセンター事業に要する経費、14 節は、幕別子育て支援センター一時保育室で使用している既存エアコンの取替えと、増設 1 台分の工事請負費、17 節備品購入費は、子育て支援センターあおば分室の授乳室にスポットエアコン、保育室に加湿器を導入するための費用であります。

141 ページになります。

3 項 1 目災害救助費 550 万円であります。災害弔慰金給付事業は、災害見舞い等に要する経費であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わったところでございますが、この際 15 時 25 分まで休憩いたします。

15：15 休憩

15：25 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 款民生費の説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

ページ数、97 ページから 105 ページの区分 10 について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点お伺いいたします。

98 ページ、1 目社会福祉総務費、社会福祉協議会活動支援事業の中の就労センターについてお尋ねいたします。

就労センターに登録している方についてですが、2023 年 10 月からインボイス制度ができまして、登録している方を個人事業主ということで、消費税を納めるということに制度が変わっております。それで、この町で発注している事業について、その消費税分、社会福祉協議会の今回のこの予算の中に組み込まれているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

もう一点は、福祉除雪事業の福祉除雪委託料の件についてなのですが、この対象者といたしまして、生保の基準ですとか基準があるのですけれども、預貯金 350 万円以上、1 人単身者、そこになっておりますけれども、この預貯金を申請する場合に、町に申請することになるのではないかと思います。この基準はどのようにして決められたのか、この 2 点についてお尋ねいたします。

○委員長（岡本眞利子） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 社会福祉協議会活動支援事業の中に、インボイス制度に関する消費税分が計上されているかということに関してでございます。

こちらの活動支援事業につきましては、消費税分は上乘せして入ってございません。公共事業として発注する際に、別途消費税を払っているものですから、ここの中で予算を組んでいるというものではございません。

次に、福祉除雪についてでございます。

福祉除雪の 350 万円という預貯金の基準についてでございますが、こちらは介護保険の低所得者の利用者負担軽減制度と同水準を採用して 350 万円ということで設定をしました。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） この就労センターの件なのですが、公共事業を発注する際に、消費税分上乗せして発注しているということなのですかけれども、そういう押さえでよろしいのでしょうか。そうしますと、その就労センターで働いている人たちが、個人事業主として消費税負担、生じるのですけれども、それは個人事業主として働いている人たちに、消費税を納めるということは発生しないということなのですか。そこのところが制度としてどうなるのか理解できないので、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

それと、福祉除雪なのですかけれども、利用されている方にその350万円の預金の証明ということは、それは通帳をコピーして町に提出して、それを証明するということになるのですか。その財産を明らかにしてその制度を利用するという、そういうことの押さえでよろしいのですか。

その証明はどうやってするのか、その点についてはではもう一度、二つについてお聞きいたします。

○委員長（岡本眞利子） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） インボイスの制度でございます

令和5年10月からインボイス制度、開始されております。適格請求書を保存しなければ仕入れ控除額を受けることができないという仕組みが基本的な仕組みでございます。社会福祉協議会と就労センターの会員というのは、雇用関係ない個人事業主の扱いになりますので、社協と個人事業主の請負のための課税、請負のために発生する賃金というのは課税が発生いたします。就労センターの会員、インボイスに登録している場合は、社協が税額控除できるのですけれども、登録していない場合に関しましては、税金を控除できずに社会福祉協議会が負担しているというような状況になっております。

本来インボイスは、就労センターの会員が納税するというのが大前提になってございますが、会員の皆さん、高齢者であるということと、個々は少額の金額ということになりますから、現状、社会福祉協議会で負担しているとお伺いしているところでございます。

次に、福祉除雪についてでございます。350万円の証明ということだったのですけれども、こちらは社会福祉系のほうで調査ということで、申請があった段階で幾らお金、収入がありますかとか、預貯金お幾らですかというような調査をさせていただく仕組みになっております。その調査のときに口頭でお伺いして、その金額で判定をさせていただいておりますので、通帳を提出していただくとか証明書を出すとか、そこまでは求めてございません。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 就労センターの場合ですが、そうしましたら、そこに登録している方に負担は求めないということですが、そうしますと、その消費税分、インボイスに今度制度が移行した場合に、社協がその消費税分を負担するという押さえでよろしいのですか。それでいいのですか。そうしますと、町で発注するこの金額に上乗せしなければ、その負担は社協で負担しなければならないという押さえでよろしいのですか。そうすると、社協で使うお金がその分減額されてしまう、消費税分少なくなってしまう、そういうことになりますよね。でしたら、町で発注している委託事業ありますよね、草取りとかそういうものは町で発注しています。その分は、やはり町で社協に負担をお願いするのではなくて、町が上乗せして社協にその分を上乗せして金額を上乗せさせるということをしていかなければ、町の事業を社協に委託するのに金額を少なくして発注するということにつながるのではないのでしょうか。そうすると、社協の負担が増えるということになるのではないかと思うのです。

この移行期間として、インボイスで発生した消費税、2年間は2割といいますけれども、2年間過ぎると全額社協で負担しなければならない、こういうことにつながりまして、社協の運営が困難になる可能性もあるのではないかと思うのですが、そこはちゃんと町が負担すべきではないかとい

うふうに思います。

もう一つ、除雪の件なのですが、口頭で幾ら幾らありますよというふうに答えればいいということなのですが、その辺は介護保険に準じるとは言いながらも、証明するものがなければ、それはどうやって証明するのでしょうか。口頭で、はい、私は300万円です、私は350万1円あります、そういうふうになると制度から除外されます、こういう判断になるのではないのでしょうか。私は、この預貯金の枠は外すべきだと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まず、就労センターのお話ですけれども、これは国の税のほうの中でインボイスというものが決まったものであります。町からその業務をお願いするときにつきましては、当然消費税含めてお支払いをしていくものであります。そして、結局、会員さんが申告をされないという今話でありますので、そうなることによって、社会福祉協議会の就労センターの事業のほうでその分の控除ができない。そのためにもう就労センターとして税控除ができない分の負担をしなければならないというものが、それが今の仕組みになっています。

町との、何ていうのですかね、委託を受ける際のその単価ですとかそういった部分につきましては、社会福祉協議会と町で協議をした上で価格を決定して、今それで今回の予算を組んでいるところにもなりますので、ここについてはもう社会福祉協議会が負担をするという考え方で今進めてきているものですので、今後また料金単価とかの見直しは、翌年度以降また協議があるとは思いますが、今年度についてはこの価格でやれるということでお話をお伺いしています。

あと、福祉除雪の預貯金の条件ですけれども、これにつきましては、町としては、今どのように証明したらいいのかというお話でしたけれども、証明は求めておりません。あくまでも性善説に立って、預金額が幾らあるかという確認をさせていただいています。一つの基準が、先ほど申し上げました介護保険の軽減の基準を適用したものであります。これ、なぜ要件をつくったかと申しますと、除雪に係る経費が捻出できるかできないかという確認です。所得については確認は取れるのですけれども、預金に関しましては、実際にその預金がある方については、本来であれば、本来自分で除雪をするのが基本、ただ自分でできないので、その場合は、例えば親族にお願いする、もしくは地域にお願いする。それができない場合に、業者で請負しているところがありますので、業者に発注するというのが本来の流れかと思えます。そのときに業者に発注する余裕もないという部分の判断のために、預金の部分の基準も設けたというところでもあります。

ただ、先ほどからお話ししているように、明確に証明してほしいというところまでではなくて、ここは性善説に立ちまして、間違いがないという私どもはそういうふうに判断をしておりますので、そういった中で除雪事業を実施していきたいと考えたものであります。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 就労センターのそのインボイスの件ですけれども、今、移行期間で2割の負担ということで移行期間が終わったら全額消費税を納めるというふうに、インボイス制度としてそうなっていると私は承知しております。そうしますと、今2割で社協で消費税を納めますよということになりますけれども、10割になると、5倍になりますよね。そうすると、社協としてどう考えるのか協議していきたいというお話でしたけれども、この点しっかり協議していただきまして、就労センターで、今、募集していましたよね、働きたい方は登録してくださいと、新聞広告に載っていました。そうすると、社協で働く方も増えてくるのではないかなと思うのです。そして、そうなったときに、やはり社協の負担も重くなる可能性もありますので、このインボイス制度に関しましては、しっかり社協とこれから協議を進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、除雪の件なのですが、性善説に従って幾ら幾らと聞くということなのですが、この辺非常に曖昧です。ですから、そういう曖昧なことは私は町民に課すべきではないというふうに思うのです。そういう曖昧な対応をするのであれば、聞き取りを行うという、そういうことはやはりやめるべきではないかと思うのです。

例えば上限、一人で暮らしている場合 350 万円、そのときはありますよと思っけても、緊急に何か用事ができて、預貯金を下ろさなければならなくなる、そうなった場合基準額よりも突然減る場合だってあるわけです。だから、そういう曖昧な対応はすべきではない、条件を外すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まず、就労センターのほうです。

このインボイスの制度につきましては、社会福祉協議会の事業の中で、先ほど申しあげましたような内容で進めるということでもありますけれども、社会福祉協議会自体は、この就労センターの事業だけをやっているわけではなくて、ほかの事業も行っている中の全体の中で、またその辺を考えていくということになるかと思ひます。先ほど、確かにお話のとおり、最初の年度は 2 割負担、その後 5 割負担になり、最後 8 割負担となって、最後は全額となってきますけれども、その間にどういった協議をやるかは分かりませんが、まずは社会福祉協議会の運営の話を、運営の考え方をまずは確認をしていって、それからなるものなのかなと思ひます。

あと、福祉除雪の預貯金のこの制度をなくしたらいいのではないかというお話ですけれども、先ほどもお話ししてありますとおり、基本的には一定の財産がある場合につきましては、業者に対して除雪の発注ができるというふうに考えておりますので、そういった財産のある方については、福祉除雪の適用になりませんよという一つのラインとして 350 万円という、この預貯金のラインを引いたものであります。

もちろん使って行って減ったという方はいらっしゃると思ひますので、そのときにはその部分の条件をクリアしますので、そういったときはまた除雪の申請をいただくということも可能になってくるとは思ひますけれども、町としましては、福祉除雪を受けられる事業者がある、そしてそれに対して負担ができるという部分のどこかに線を引かなければなりませんので、そのためのラインとして、350 万円というラインを引いたものであります。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 就労センターのことについては、社協としっかり協議、お話を進めていっていただきたい、それは承知しました。

福祉除雪ですけれども、基準はまずは一人暮らしの場合、生保基準の 1.1 倍です。ほとんどの方が年金生活だと思ひますよね。そういう中では、日常の生活費があまり高くはない、そういう方が対象になると思ひますよね。ですから、そういう点では、預貯金も本当にぎりぎりのところで暮らしているという方も、何人か声を聞いております。この除雪制度を受ける場合には、内疾患ですとか、それから体の状況が悪いですとか、障がいがあるとか、そういう方が対象になって利用しているという声も届いております。そういう方が、この預貯金があるということで除外されているということは、非常に除雪が困難だという声も届いているわけですから、やはりそういうところにも実際に町民の声を聞いて、ぜひ検討していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 除雪の関係でありますけれども、確かに今お話いただいたように、所得事情につきましては生保基準の 1.1 倍ということで進めております。これらも同じくふだんの暮らしに加えて、除雪経費を捻出することが難しいと判断するラインを引いて、今その基準を設けたものであります。この辺はもちろん数年運営していく中で、どこか見直ししていく部分というのは当然考えていかなければならないと思ひますけれども、現段階においてはまだ始まったばかりでありますので、その辺、預貯金のほうの考え方も同じですけれども、まずはこの形で運用をさせていただいて、そしてその状況を見て、今お話にあったように利用者の方の声というのがありますので、そういった部分も確認しながら、今後どういう方法がいいのかというのは研究したいと思ひます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、次に 105 ページから 111 ページ、区分 11 についての質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 6 目老人福祉費であります。111 ページ、6 目老人福祉費、中等度難聴者補聴器購入補助事業についてお聞きいたします。

住民要望の大変大きかった補聴器の助成制度が創設されました。本当に大変歓迎されるものであり、住民の健康増進に向けて、また一歩進んだものと確信しております。次年度から始まる助成制度についてなのですが、事業内容について詳しくお聞きしたいところであります。特に、相談体制や周知方法、スタート時期についてお示してください。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 中等度の難聴者の補聴器購入支援事業の概要ということで、ご説明いたします。

まず、目的につきましては、積極的な社会参加と地域交流の促進、それと認知症の予防というのを目的としている事業でございます。そのため、対象者につきましては 40 歳以上の町民、そして身体障害者手帳、聴覚の障がいに係るもの、その交付対象と交付を受けていない方、そして耳鼻科の専門医の方が、中等度の難聴で補聴器の使用を必要があると認める方を対象とするものでございます。助成額につきましては、補聴器本体および附属備品の購入に係る経費を対象とし、その費用の 2 分の 1 以内、ただし上限としましては一耳、片耳ですね、片耳につき、補助上限額を 5 万円とするものでございます。

手続につきましては、今回これは専門医、医師の証明というか、補聴器をつける必要があると認めるものを対象としているものですから、手続につきましては、まず耳鼻科の医師の診断が必要でございます。その上で医師の署名を申請書にもらって、その後、補聴器の購入店につきましては、認定補聴器の技能者が在籍する販売店で補聴器を購入することが必要になります。そしてその後、領収書と振込先、そして補聴器の申請書と領収書が必要になります。実施時期につきましては、4 月 1 日からを予定して今準備を進めているところでございます。

周知方法につきましては、広報の 4 月号に事業内容を掲載するとともに、今回、助成事業の説明会を本町地区、忠類地区、札内地区、それぞれ開催しようと考えております。説明会の開催日時につきましては、今現在、保健福祉センター、本町地区は 4 月 17 日、そして忠類ふれあいセンター福寿につきましては 21 日、そして札内のコミュニティプラザにつきましては、23 日を予定しているところでございます。

そのほか昨年も秋に実施したのですけれども、聞こえとコミュニケーションの講演会を実施したりですとか、今回この制度を実施するに当たっては、補聴器の販売店に対しても事業の説明等が必要になってきますので、それにつきましては、役場のほうで補聴器の販売店、それと耳鼻科ですね、耳鼻科の方の医師のほうには説明に参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 細かくやはり専門医の方が、適切なタイミングで適切な場所で取り込まれるということは本当に大切ですので、せっかく補助したのに、なかなか利用できなかったということはあってはいけませんし、そういったものが効率よく住民の方に広がればいいと思っております。

特に補聴器は、上手に使いこなすには専門家のフォローが大切なのです。要は、前にもお話ししたのですけれども 1 週間から 1 か月程度かかる場合もあって、眼鏡と違って急につけたから耳がよくなるというわけではなくて、やはり調整しながら進めないと、うまく利用できないというものがあるのですよね。やっぱりそういったときのトレーニングであったり、フィッティングの調整というもの、病院では少し難しいので、専門の技術専門員のお店のところでやれるのかということも、それ

は研究して、本人がしっかり利用できるものになれるように取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 1点ごめんなさい、先ほどの説明でちょっと抜けているところがありましたので、併せて説明させていただきます。

今回、申請した後に、我々のほうとしても長く使い続けてほしいという、当然希望がございます。そのため対象となった耳に対して補聴器を申請したら、その耳については5年間申請できないという形で、使ったけれどもすぐやっぱり使えないから外した、けどやっぱり欲しいという方をそこについては長く使い続けてほしい、よりちゃんと調整して自分に合ったものを使ってほしいという趣旨から、対象となった耳についての補聴器購入については、5年間再申請できないという規定は設けてございます。

その上で先ほどのご質問について、やはり今回その今我々のほうとしても医師、そして実際に認定補聴器の技能者がいる店舗のほうに回って、どのような制度設計が必要かというところはよく協議してきました。やはり今おっしゃられたとおり、すぐつけてもなかなか慣れるまでに時間がかかると。特に今回、中等度程度としているものですから、音の範囲の設定によっては、ふだん聞こえている音がより大きく聞こえてしまったりだとかいうところがございます。その部分については、やはりより調整していただくために、今回条件として認定補聴器の技能者がいる、在籍する店舗での購入を必要条件、補助対象要件として定めてきたところでございます。

我々のほうとしても、今回事業を実施した方については、事後調査を実施する予定でございます。補助したから終わりというわけではなくて、補助した方に対して、期間についてはどの程度というのはまだ調整でございますけれども、事後調査をすることで現在も使い続けているかとか、どのような効果があったか、より聞こえやすくなって生活がしやすくなったかとか、社会参加できるようになったかだとか、そういった事後調査をすることで、この事業に対する事業評価ができるものと考えておりますので、そのような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 108ページ、5目老人福祉費。今回、外出支援サービスの事業が5回から6回になりました。これは高齢者から大変喜ばれております。このように事業を拡大したことによりまして、今までの利用条件、これは今までどおりなのでしょうか。確認のため、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 外出支援サービスにつきまして、これまでは利用回数、2か月に5回、ちょっと分かりづらいところございました。今回は1か月に3回ということで、単純計算しますと、年間で最大で30回から36回としたところでございます。

回数につきましては、このようにすることで、これまで通院だけしか使えなかった方が、通院以外の買物ですとか利用に使えたりだとか、あとはお買物だけしかできなかったけれども、それ以外の利用、外出支援につなげていくとかということではございますけれども、恐らく対象者の要件のところだと思っておりますけれども、要件については現在と変更する予定はございません。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次、111ページから118ページの区分12に移りたいと思います。

区分12について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

荒委員。

- 委員（荒 貴賀） 8日重層的支援事業についてお聞きいたします。117ページ、細節19扶助費のひきこもり対策支援事業についてお聞きいたします。

予算が1,400万円ほどついています。喫緊の相談件数、お聞きしたいと思います。

あと、負担金補助及び交付金に社会福祉協議会補助金として700万円、ひきこもり対策事業費の約半分が社会福祉協議会のところに行われているのかなと思います。説明では連携というふうにあるのですが、社協とのひきこもり対策について、連携がどういったものになっているのか、詳しくお聞かせ願えますか。

- 委員長（岡本眞利子） 福祉課長。

- 福祉課長（広田瑞恵） 社会福祉協議会とひきこもりの問題に関する連携といった部分でございます。

まず、生活相談というのを双方で受けている状況なのですが、生活相談があった場合、適宜必要な情報についてやり取りをしているといった状況です。

中でも、社会福祉協議会のほうでひきこもり相談を受けているのですが、令和5年度で2件、令和6年度で2件ということで、向こうのほうでもひきこもりの相談ということで受けていただいております。社会福祉系のほうと情報を共有しながら対応に当たっているというような状況でございます。

ひきこもりの町の相談件数でございます。令和5年度なのですが、80回ということで、実人数としまして25人の方からご相談をいただいております。令和6年度に関しましては、2月末現在なのですが、72回の相談を受けまして、実人数で13人の方のひきこもり相談をいただいております。

以上です。

- 委員長（岡本眞利子） 荒委員。

- 委員（荒 貴賀） ひきこもり対策については、幕別町でもすごく予算を設けて、令和4年度から5年度にかけては予算が倍になりました。その後、令和5年度から6年度にかけて900万円から1,400万円、令和4年度から比べたらもう3倍近くのひきこもり支援で予算をつけて、この問題を町として重要課題と受け止めて取り組んできているのだらうと私は認識しています。

そうした中で、社協とのやはり連携はすごく大切だと思うのです。町で相談を受けることもあるのだと思います。でもやっぱり専門家の方や、場所によっては社協さんが引っぱりひきこもり支援を進めていくことで、一緒に情報共有しながら、もっと住民の方に寄り添った対応をとということもありました。かなりの配分されているのですから、事業としてどういったことを社協さんと取られているのかということでお聞かせ願いたかったのですが、その辺はどうなのですかね。

- 委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

- 保健福祉部長（亀田貴仁） 社会福祉協議会の関係ですが、今、荒委員おっしゃられますように、確かに社会福祉協議会との連携というのはもう欠かせないというふうを考えております。

今回、この予算の組み方としましては、令和5年度に重層的支援事業を開始するに当たって、社会福祉協議会の補助金の見直し、組み直しをしております。社会福祉協議会におきましても、社会福祉協議会で行われている事業ですとか、あとは人的な資源を活用した中で、そのひきこもりの相談、そのつながりというのもそちらのほうにもありますので、そういったものを活用した、まずは相談窓口を設置をさせていただきました。そして、あとひきこもり支援事業の周知の部分ですとか、あと潜在的なひきこもり者の早期の把握という部分を、まず入り口として取り組んでいただいております。

そのほか、ひきこもりの当事者を社協で実施しておりますカフェの事業ですとか、農園サロンの事業ですとか、ボランティアの活動の中に参加を促して、そしてそういったその当事者の方

のサポートを行うとかという、社会復帰のきっかけを、その場でも行っていただくということでの伴走的な支援を行うための委託料という形で組み替えて、支出しているものであります。

私、間違っただけ委託料と申し上げたかもしれませんが、今の考え方で社会福祉協議会への補助金として支出をしているものであります。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員、よろしいですか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） これ、まだ2年目ということもあるのですけれども、これからになってくるのかなというところは理解はしたいのですが、かなりの予算を取って取り組んでいるものですから、やはり成果を求めているものではないのです。どういったやり方がいいのかな、やはり町としてサロンをやったりとかやっているのは、町の姿勢はすごく見えて、いや、本当に考えているなどというのは分かるのですけれども、では、社協とはこういう社協独自の対応とか、そういったところでどういったところ、具体的に取組まれているのかというのはちょっとお聞きしたかったので、実態がどうなのかなというのを、もし分かれば。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 申し訳ありません、具体的にご説明したつもりだったのですけれども。

あまり当事者がそれほど数多くは、社協のほうには相談は来てはいないのでけれども、ただその相談だけではなくて、まずはそこで発見の部分では、まずは、そこでまず役割を担っていただいているという部分、町だけではやはり把握し切れない部分というのがありますので、その部分をまずは別の側面からも担っていただいているというのが、まず一つ大きな役割だと思っています。

そして、あと先ほど申し上げました、活動の場のようなところですね、これにつきましては、もともと社会福祉協議会で既存の事業で取り組んでいる部分ではあるのですけれども、重層的支援体制整備事業のほうの交付金の活用もうまくできる部分もありますので、そういったものを入れながら、社協の既存の活動の中にそのひきこもりの活動を含めていただくということで進めてきております。

ただまだ、当事者のほうにも声かけをしたりはしてはいるのですけれども、社協のそういった事業への利用というところには直接まだつながっていない部分もありますので、これについては当事者ともいろいろ話をしながらですし、あとは社協の取組としてのその居場所という部分も、何か別の形が組めるのかどうかというのは、今後も社協とは連携をしながら話をしていきたいとは考えておりますけれども、さまざまなこういうひきこもりの社会復帰に向けた事業を、社協と連携しながら進めたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） ぜひ期待したいと思います。すごく大切なのは、今、部長が社会復帰というお話されたのですけれども、将来的には社会復帰というのは必要なのだと思います。まずは居場所づくりとか、その人を認めるという人権的な問題からスタートして、誰にもそういった方が集えるとか、そういった方が相談しやすいとか、まずそういったところの入り口のところをまず大切にしてください、将来的にはこういった状況になれたらいいな、そういう社会復帰になれたらいいなというのを検討して進めていただきたいと思います。

それと、数を追うものではないので、なかなか成果は出ないのですよね。10年やってとか20年やってというものだったりしたりするので、その辺は今後の活動に期待したいと思います。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですね。

ほかに質疑のある方は、いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に119ページから123ページ、区分13について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

小島委員。

○委員（小島智恵） 121 ページ、11 目、ふれあいセンター福寿管理費に関わってですが、令和 7 年度は 123 ページにありますように、改修工事も行うといったことなのですけれども、福寿の多目的ホールなのですけれども、忠類コミセンと同様なのですけれども、夏場については猛暑日の続く日が多くなってきております。ここはスポットクーラーのようなものが 1 台設置されていたのかなと思うのですが、これはいつぐらいから設置されているのでしょうか。

また、冷房効果としてはどうなのでしょう。この近年の猛暑に対し効果はあるのでしょうか。

あと、夏場の利用状況、暑さで利用控えは起きていないのか、お伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜） 福寿の多目的ホールの夏場の利用なのですけれども、夏場の利用については、暑いというか、クーラーのついていない冷房のない施設として認知されている部分もありまして、比較的午前中とか夜の利用になっていまして、午後の利用というのはほとんどないような状況でございます。

それで、令和 6 年度の利用状況、普通の月の状況につきましては、使用料をいただくような利用ですね、貸し館業務につきましては、週に 2 回ほど。それとあと健診とか健康講座も大体週に 2 回程度、それと空いている日なのですけれども、令和 6 年度から発達支援センターで療育に使用しているということで、それが週に 3 回程度、合計で大体週に五、六件の利用というような状況になっています。

現在使われている部分で、スポットクーラー、冷風扇のものなのですけれども、こちらコロナ対策の時期に導入されたもので、そちらにあったものを現在使っているような状況でございます。

スポットクーラーの効果についてなのですけれども、風の当たっている部分については冷えるのですけれども、部屋全体を冷やすというような効果には至っていない状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今お話をお聞きしましたけれども、夏場は午後の利用がほぼないといったことや、健診だとか発達支援センターの方の利用だとか、結構重要なことで利用がされているのですけれども、夏場はやはり暑いので、このように午後の利用がないといったことで、利用控えが起きているといったことであるかと思えます。

コロナ対策の際にスポットクーラーを導入されたということでありまして、結構最近のことなのかなと思ったのですけれども、ただ、部屋全体まで冷房効果がないといった答弁でありました。こちら今後のことを考えると、エアコンの設置、これが望ましいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（北原正喜） 忠類地域におきましては、ここ数年、急激に気温が上昇してきたものと考えられます。通常というか、今までは結構冷涼な地域としてきたのかなと思ひまして、例えば大樹町の気温なのですけれども、真夏日が令和 3 年、4 年と 4 日程度、それと令和 5 年については 20 日プラス猛暑日が 1 日ありましたね。それと令和 6 年におきましては、真夏日が 7 日というような状況で、建築された平成 9 年当時は比較的冷涼な時期だったということです。今後におきましては集会施設、また人が集まる施設、利用が多い施設ということで、ほかの施設との状況も見まして、今後検討の余地はあるかなというようなことで、今後も調査のほうを進めていきたいと思ひます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、次に、123 ページから 134 ページ、区分 14 についての質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

小田委員。

○委員（小田新紀） 1点質問します。124 ページになります。

児童福祉総務事務事業の報償費で、先ほど子どもの権利に関する条例に関して講演会を開催するというようなご説明がありました。その詳細について、改めて伺いたいと思うのですが、講演会を開催するということについては前向きに捉えております。ただ、なかなかこのテーマだけでいろいろと人に来てもらうということについては、なかなか難しいと感じているわけですが、現況、この件に関する条例の町における現況等をどのように鑑みながら、こういった対象、こういった形あるいはこういった内容で研修会を開催しようという意図があるのかをお伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） ただ今ご質問のありました、子どもの権利に関する講演会の概要について説明をさせていただきたいと思います。

まず、内容についてでございますけれども、令和5年に制定されましたこども基本法、それに伴いまして、北海道こども基本条例というのが令和7年4月から施行される予定でございます。それを基に、幕別町子どもの権利に関する条例により、子どもの権利と大人の責務について考える場を提供するというものを考えておりまして、開催の時期につきましては、子どもの権利月間である11月を予定しております。

あと、対象者につきましては、子どもの権利に関心のある方として、教育、福祉、行政関係者、一般住民の方、広く募りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 内容についてもう少し詳しく、こういった講師の先生が来られて、こういった内容について学ぶことができるのかということですね。

そして、追加の質問になりますけれども、広くということでありました。先ほど申し上げたとおり、大事なテーマではあるのですけれども、呼びかけるだけでは、なかなか足を運んでもらえるようなテーマではないというのも現状かなと思っております。そういったところでの声かけであったりとか、逆にその興味を持っていなかった方々に知ってもらいたい内容でもあるかと思うのです。実際、学校現場においても、保育所の現場においても、この権利の条例があることを知らないという先生方も実際おられるというのも、今現状かなと思うので、そういったことも含めてさらなる仕掛けというか、声かけも含めた普及の仕方が必要かなと思っております。いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） ただ今ご質問のありました講演会の内容の講師につきましては、まだ詳細には詰めておりませんが、大学の准教授をお願いする予定でございます。その方につきましては、一応子どもの権利条例ですとかそういう講演会をなさっている詳しい方とお聞きしておりますので、まだちょっと交渉とかはまだ全然しておりませんが、そういう方を呼んでやりたいなと考えております。

また、周知の仕方についてでございます。先ほど委員のほうからもありましたけれども、学校ですとか、うちで言う保育施設ですとか、いろいろな施設を通じての呼びかけをしたいなと思っておりますし、もちろん広報ですとか、ホームページでも周知のほうをさせていただきたいなと考えております。

また、広報におきまして、今現在考えているのが、11月号にいつも子どもの権利のことを載せているのですけれども、その前段に特集ページですとか、そういうもので関心と呼ぶという方法も今のところ考えております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） できれば最後にしたいなと思っております。

内容についてですけれども、分かりました。分かりましたが、北海道の条例よりも、先に幕別町はもう何年も前からこうした条例を制定しておりますし、それから条例した過程であったりとか、そういった経緯とか、そういったものも非常にすばらしい経緯があるなということも実感しております。そういったことにしっかりと誇りを持ちながら、全国の話であったりとか基本的な話とかというものも、先生と打合せしながらしていただければと思いますし、またそういったことを広く地域の住民の方に知ってもらいたいという強い思いがあります。

その上で、当然ながら教育に関わる者だったりとか、直接子供に関わる者、そういった対象の方におかれましては、どこまで強制力があるかどうか分かりませんが、ある程度、義務研修等々に組み入れていただけるような働きかけなんかはできるのかなと思います。もしご回答があれば、最後お願いします。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 子どもの権利の講演会であります。開催は11月頃に予定をしております。まだ日数がございますので、先ほど申し上げましたように、学校との協議だけでなく、子供に関連する子育ての団体とか、そういったところのご意見も聞きながら、そういった団体との協力を得ながら、なるべくたくさんの方に参加してもらえて、そしてやはり子どもの権利という部分をしっかり知っていただきたいと思っておりますので、そういった取組になるよう、ご意見伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 126ページ、3目施設型・地域型保育施設費、町立保育所運営事業、この部分に当たると思います。行政資料で保育所の待機児童、どれだけいるのかという資料を頂きました。その資料には、潜在的待機児童の人数が、今年の2月末までの待機児童の数が書いてあります。この中で定数、ゼロ歳と1歳の定数なのですが、五つの保育所の中のゼロ歳と1歳の定数と、そこで入所できている子供の人数をお知らせいただきたいと思っております。

保育所が充実しているという、入りたいときにすぐ入所できるということは、今、共働きの保護者にとっては安心して仕事ができる、そして子育てができる最大の条件だと思います。それで今言いました定数、児童数、教えていただきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 審査の途中ですが、暫時休憩を取りたいと思っております。

16：21 休憩

16：22 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁よろしいですか。

こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） すみません。各保育所のゼロ・1歳の定数と入所の児童数でございます。

まず、幕別認定こども園につきましては、ゼロ歳児の定員が5名に対しまして、2月末の入所者数が2名、1歳児につきましては定員が10名に対し4名の方が入所しております。

次に、さかえ保育所になります。ゼロ歳児定数が5名に対しまして6名の入所、1歳児定数15名に対して19名の入所になります。

続きまして、札内北保育所でございます。ゼロ歳児定数が5人に対しまして6人の入所、1歳児定数10名に対しまして10名の入所になっております。

次に、札内南保育園になります。ゼロ歳児の定数が10人でございますが、入所が5名、1歳児の

定数が15名に対して14名の入所となっております。

青葉保育園につきましては、ゼロ歳児の定員が10名に対しまして6人の入所、1歳児の定員が15名に対して、1歳児18名の入所となっております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 各保育所によって定数と、それから入所、子どもがさまざまです。

それで、待機児童もばらつきがあるのですけれども、例えば幕別認定こども園、ゼロ歳児5名に対して2人児童が入所しています。そして、待機児が1名という、この押さえでよろしいですね。

こうやってずっと見ていきますと、定員が5名のところを6名の入所児で、待機児が3名。これはさかえ保育所。このような状況の中で、二つ課題あると思うのです。一つは、定員5名のところで2名入所できていて、待機児が1名いる。この要因は、どういうことなのか。それと、さかえ保育所の場合は、定数が5名で入所児が6人、待機児が3名。それと、札内北保育所は、定数5名に対して6人の入所児があつて、8名の待機児。こういうふうな、一つは定数に満たない子どもがいないながら、待機児童がいる原因は何なのかということと、それから定数が5名のところで、定数オーバーで子どもを受け入れていて、なお待機児がいる、この二つの要因についてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） ただ今ご質問のありました待機児童につきましては、こちら資料のほうに提出しております潜在待機の児童の数となっております。完全待機につきましては、2月末現在おりません。潜在待機なのですけれども、特定施設希望ですとか育児休業延長希望で、ただ今29名の方がいらっしゃるのですけれども、特定希望の方につきましては、もう兄弟ですとかそういう関係でそこを希望されていて、待機となっている方。育児休業の延長でなっている方なのですけれども、申込用紙の段階で第1希望、第2希望、第3希望と、申込用紙に書くようにはなっているのですけれども、第1希望でどここの保育所を希望しますよといったときに、そこが入れなかったですとかというときには、もうそのほかに行く意向がないものですから、潜在待機となるというところがあります。

また、幕別認定こども園ですとか、札内北保育所につきましては、ゼロ歳と1歳を混合で保育をしているというところもございまして、単純にゼロ歳定員何名に対して、例えば少ない定員ですよと言っても、1歳児がそこそこ定員ぐらいいれば、またそこで保育のほうができないですとか、あと職員の配置の問題がありまして、ゼロ歳児につきましては配置基準も1人につき3名ですとかありますので、職員配置によってお受けできない状況もございまして。

幕別認定こども園の関係でございまして、定数に対して受入れ人数が少なく、どうして待機が出ているかということもございまして、配置職員数ですね、そちらのほうは不足しているものですから、定員数までは受けることができない状況でございまして。また、さかえ保育所につきましては、定員数を超えて保育のほう、入所のほうをしておりますけれども、そちらにつきましては加配という形を取りまして、職員を配置して対応していることから、定員数を超えた預かりをしているということになります。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今の実態を踏まえて、一つは幕別認定こども園は保育士の不足が原因、そういう押さえでよろしいですね。それと、さかえ保育所も混合で受け入れていることなのですけれども、ここでもやはり潜在は3名。ほかの保育所でも、北保育所もそうですし、南保育園でも潜在待機児が多いです。青葉保育園も多いです。青葉補意見には待機児童が9人いるということですね。それから見て、その要因が認定こども園と同じように、保育所の不足が大きな要因で、このように待機児がいるという押さえでよろしいのでしょうか。第1、第2、第3の希望があるということでしたけれども、その要因もあると押さえますけれども、一番の大本は保育士の配置が困難という押さえでよろしいのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 先ほど、幕別認定こども園に関しましては、今説明しましたように、定数に対して必要な保育士の確保ができていないという部分で、そのために実際に待機が生じているという状況はございます。ただ、ほかの施設に関しましては、基本は先ほどの説明のように、本来の待機児童は発生しておりませんので、潜在待機ということで、特定の保育所を選ばれたりするところで待機になるという形になっております。あとは、施設の受入れの面積基準とかもありますので、そうした中で受け入れられるところまでは、何とか保育士を確保できる限りは配置をして、受入れをしていってはいるのですけれども、現状ではそこまでの配置にはならないところで、現状で保育士の確保がそこまで及ばない部分で受入れができないというのも実際にはあります。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 保育士の手だてが取れないというお答えでした。そして、育児休業の延長ということでも、保護者の希望で育児休業の延長になっているのか、保育所の都合で育児休業を延長しているのか、ここはちょっと質的に違う問題があると押さえるのですけれども、一番の要因は保育士の手だてが取れないという、そういうことがずっと恒常的に幕別町はあるのではないかと思うのですね。ですから、そういう点では、やはり保育士をきちっと確保して、希望する子どもたちがしっかり入所できる、そういう手だてが必要だと思います。今の経済状況を見ましても、共働きしていかなければなかなか経済的に家庭が大変だという状況もありまして、やはり子どもをしっかり預けて働きたい、こういう希望もある中で、こういう待機児を生み出すということは、子育て世帯は一生懸命行っているのですけれども、働いていく、もらって、そして経済効果も働くことによって地域の経済回っていくことになるわけですから、育児休業の保障されているところはいいのですけれども、そうでない家庭もあると思うのです。そういう点では、やはり保育所が充実していくことが、子育て支援として大きな役割果たすと思うのです。それで、保育士の手だてをどういうふうに確保していくのか、町の考えを伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 先ほど、育児休業の延長の声があるのかということもありますけれども、そこは実際の声として、延長を希望されている方は中にはいます。ただ、実際に潜在待機の中に、何人そういう方がいるかということまでは、全部が把握できるわけではないものですから、その数までは分らないです。

あとは、ただ何にしても保育士の確保の部分のお話もありましたけれども、実は今年度の退職者が4人、正職員の保育士退職しまして、そして新年度5人採用という形で、なるべく増やす考え進めてきたのですけれども、ただ年度途中でさらに1名退職してしまいましたので、実際には5人辞めて5人採用という、人数増やす形には至らなかったです。ただ、同じような形でできる限り必要な保育士の確保ができるようには、今後も努めてまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 育児休業延長の実態を把握していないとおっしゃいました。

よろしいですね、その確認は。保護者が育児休業を自分の都合で育児休業をしているのか、保育所に入れなくて育児休業しているのか、その実態は把握していないというお答えでしたが、それでよろしいのでしょうか。それ質的に違うと思うのです。確認です。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 申し訳ありません。

入所の希望があって、そしてその保育所が入れなくて、そしてその方が育児休業の延長を希望するという流れになるかと思えますけれども、そのときに何もおっしゃらないで延長される方もいらっしゃると思いますので、こちらのそういったお話があれば、延長を希望しているのだということが分かるのですけれども、その声が出てこない場合もありますので、そうなりますと、全部の把握ができるかということ、全部の把握はできないということをおっしゃるものであります。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 私は、そこもやはり確認に手間取るわけではないわけですから、そういう確認もしながら保育の体制を整えていくということが、私は大事だと思いますので、そういう確認をするということは、保育所の保護者の実態をつかむということになりますので、そういう実態をつかむということも大切だと思います。

それと、保育士の確保なのですが、いつもいろいろな手だてを取っているというお答えでした。でも、若年層の世帯は子どもを生む人たちは少なくなっているということではありますけれども、保育所に預けたいという方は横ばいか増えています。それだけ保育所の重要性というのを若い共働きの家庭にとっては大切な施設なのですね。ですから、そういう点ではそこを充実させるというためにも、保育士の確保というのは本当に急がれると思うのですけれども、なかなか保育士が来ないと言いながらも、どのような手だてを取って保育士の確保を進めていっているのか、その辺がどうも弱いような気がするのです。ですから、その手だてをどうこれから取っていくかということの考え方、手だて、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 私のほうから、保育士の確保について申し上げたいと思います。

まず、保育士確保につきましては、保育士養成施設、キャンパスなどに次年度の会計年度任用職員の申込みの案内をするときに、文書を発送しているですとか、正職員の受験の案内につきましては、町村会のほうから養成施設のほうに案内をしているというところがあります。また、会計年度任用職員の募集につきましては、広報を活用するほか、ホームページ、それとハローワークにも掲載しております。今年度につきましては、ハローワークのほうからも問合せ等ありまして、保育士確保、パートも含めまして申込みがありまして、面接をして任用しているということもありますので、徐々に確保にはつながっているのかなと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 保育士の賃金が低いとか、それから勤務時間の内容ですとか、そういうところもやはり働きやすい環境をつくっていくということが大事だと思うのですが、やはり一番は正職員で採用するという、そこを基本にしながら待遇改善をしていくということが大事だと思っております。どこも保育士の確保は大変だという声を聞いているのですけれども、やはり幕別町での保育士確保ということでは、働く条件、そういうところもしっかり精査しながら、確保に努めていっていただきたいと思います。お答えいただいて。

○委員長（岡本眞利子） 答弁、保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 引き続き、保育士の確保に努めてまいります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がないようですので、次に 134 ページから 141 ページ、区分 15 について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 139 ページ、子育て支援センター運営事業について伺います。

一時保育の受入れについてです。昨年、同僚議員の一般質問で一時保育についての議論があり、今年度の前半で 51 名のキャンセル待ちがあったということでしたが、今年度受入れは改善されるのでしょうか、伺います。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 一時保育のキャンセルについてでございます。

令和 6 年度の状況で申し上げますと、キャンセル待ちにつきましては、2 月末現在で 182 人おりましたけれども、キャンセル待ちから利用できた方というのが 102 人ですので、実質 80 人の方が今

年度利用できなかったという形になっております。前年度同月と比較しまして、前年度の2月末現在で160件のキャンセル待ちとなっておりましたところ、今年度につきましては80件と、ちょうど半分ぐあらいになったかと思えます。できる限り町といたしましても、一時保育のほう、預かるように職員の配置ですとかをしております、何とか改善に向かっていくかと思えます。また、次年度につきましても、職員数、会計年度職員数を1名増やしておりますことから、預かりにつきましては拡充されるのかなと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 体制増やして対応していくということで、前進だと感じています。

一般質問の中では、受け入れられない人にはファミリーサポートを利用するなど、幼稚園の預かりを利用するようにお願いしているというお話がありましたが、ファミリーサポートを利用するほど恒常的にサポートが要るわけではないけれども、今回必要だという保護者の方や、幼稚園の預かりは幼稚園所属のお子さんしか対象ではないので、見てもらえる家族がいない人にとっては、預かってもらえるかどうかというのは本当に切実な問題ですので、引き続きキャンセル待ちのお子さんが出ないような取組を期待したいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では、136ページ、137ページの児童館費でお尋ねをいたします。

学童保育のことです。

学童保育につきましても、やはり定員オーバーがずっと続いてきている現状あります。今年の見直しはどうでしょうか。

また、指導員の学習の機会の保障という点で、学童保育の指導員はほとんど会計年度任用職員という形で、勤務時間ぎりぎりに来られて、子どもさんが帰られたら自分たちも帰るといようなことが現状なようです。したがって、職員間同士の意見の交流、あるいは職員が特化した講習会を受けるなどということに、なかなかつながらないというのが悩みだと思っています。それは、どのように受け止めているのでしょうか。解消されていきますでしょうか。

あと、配置されている先生方がかなり一つの保育所で長く勤務されている状況がありまして、昨年あたりから人事異動が開始されてきたのではないかと思うのですが、今年状況はどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 学童保育所の新年度の入所の申込み状況でございます。

忠類学童も含めまして、次年度の申込み状況は371人となっております。

職員間の意見交流ですとか研修の機会につきましては、まず研修の機会ですけれども、オンラインで研修の場が設けられておりますことから、支援員の方に受けていただくという手法を取っております。また、職員間の意見交流ですとかにつきましては、まず第一に、学童保育所開所前に各学童保育所の職員間で打合せをしているところです。また、学童保育所との意見交流も含めて答えますと、学校の長期休みの前に、学童支援員会議というものを年3回開催しております、その中で他の学童保育の支援員同士の交流の場というのですか、意見交換の場を設けておりまして、そこで意見交換を行っております。

あと、人事異動の状況でございますけれども、学童保育園の支援につきましては、会計年度任用職員で運営を行っております。令和7年の4月1日の人事異動につきましても、長く同じ場所にいる方ですとかは、異動の対象になっておりますので、人事についても今年も行っている状況でございます。

令和7年度の入所の児童数について、もう一度説明させていただきます。

まず、本町地域にあります、はぐるま学童につきましては、定員50名に対して56名の申込み、札幌地域のあすなろ学童につきましては、定員40名に対しまして74名の方の申込み、つくし学童につきましては、定員90名に対しまして155名の申込み、やまびこ学童につきましては、定員40名に対しまして69名の方の申込みで、ちゅうるい学童保育所につきましては、定員25名に対して17名の方の申込みとなっております、371名の方の入所となっております。

あと、定員に対して大きく超えているというところはございますけれども、支援員数とかを増やして、全員入所としております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 審査の途中でございますが、この際お諮りしたいと思います。

本日の委員会は、3款民生費の審査が終了するまで行いと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようでありますので、本日の委員会は民生費の審査が終わるまで行いたいと思います。

では、今の続きの中橋委員。

中橋委員、どうぞ。

○委員（中橋友子） まず、定数245の定数に対して、371人の申込みがあり、定数を超えている。結果としては、支援員を配置して371人全員の入所を可能にしているとうことが一つですね。これは、かなり特にいつも議論になりますが、つくし学童保育所などは、65名の定員を超える入所になっているという点で、お預かりはしているけれども、場所の問題ですとか手狭、そういうことについては、やはりずっと課題として残ってきていると思います。この点は、どんな議論をされているのでしょうか、解決に向かっていらっしゃるのでしょうか。

二つ目、研修です。オンラインでされているということではありますが、これは年何回されているのでしょうか。教員であるとか保育士であるとか、要するに保育・教育の専門家の方たちの研修というのは、よどみなくやっていると、どこの機関でもやっておられると思うのですが、オンラインのみでよしとされるものなのかどうか。もう少し深めた研修が必要ではないでしょうか。

それから、開所前の打合せ、これはきちっと時間を保証してやっていらっしゃるのでしょうか。受入れの時間というのが決まっている、週に1回職員会議をすとかというふうになれば、週に1回は例えば子どもさんの入所前の1時間前に出勤をして1時間は打合せをすとか、それでローテーションを組んでいくというような形が理想的かなと思うのですが、そんなふうにはなっているのでしょうか。

それから、長期勤務のときの打合せは分かりました。

人事異動は、ある程度の基準が必要なのだと思うのですが、今年の異動というのは、どんな勤続年数であるとかということも含めて、どんな基準で行われているのでしょうか。ここには、指導員、全員支援員だと思うのですが、それぞれの任務、所長さんであって、主任さんはいるのかな、どうかちょっと分からないのですけれども、そういった責任ある部署の人たちもいらっしゃると思うので、そういう方たちの異動なども含まれているのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 委員からのご質問の一つ目、つくしの定員オーバーの対処法でございますけれども、以前から何かと答弁させていただいておりますけれども、札幌南コミセンを活用したりですとか、空いている時間の活用ですとかで混み合うことを解消したりとかはしております。

2点目の研修につきまして、オンライン研修の回数でございますけれども、年に3回ございまして、そちらのほうの受講となっております。

あと、職員会議の関係でございます。すみません。ちょっと説明不足だったかと思っておりますけれども

も、職員が出勤してきた後、子どもが登所するまでの間、短い時間なのですけれども、その間で打合せをするという形を取っているものですから、大々的な職員会議というイメージではなく、今日の登所の人数ですとかそういう感じの打合せをしているという会議ですので、長時間のものではございませんので、出勤後で対応しているというものでございます。

人事異動の基準でございます。まず、学童の支援員なのですけれども、一番トップというのが学童の主任というものがございまして、その後、支援員で、補助という形で学童を運営しております。今回、4月の人事異動に関しましては、主任についてはそのままと考えております。支援員で長い、同じ場所で四、五年以上経過している方を異動の対象といたしまして、もちろんその方のちょっと通勤ですとか手段の関係もございまして、全員が全員動いているわけではございませんけれども、四、五年たっている方を異動の対象として動いている状況でございます。あと、補助の方につきましては、一応配置をさせていただくのですけれども、どうしても各学童保育所において、職員の人数が足りない、お休みですとか、そういう関係で足りないときとかに、主としている学童保育所からほかの保育所にも派遣して運営しているの、主任間同士でその辺の勤務状況は、シフト状況を考えまして、配置をして運営しているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。順番にいきます。

定員オーバーについて南コミセンを活用してというのは、従来から聞いておりました。また、昨年でしたか、放課後、学校を利用した学童の授業ということもありましたけれども、一、二か月でそれは終わってしまったということも聞いております。これ、子どもさんの学校の人数というのは、向こう何年間も掌握されていると思いますので、このまま南コミセンの活用だけでよとするのか、本来であればやはり今の発達障がいも含めて、いろんな状況の子どもさんたちが通っておられると聞いております。そうなっていきますと、そういう方たちに合った、これ研修にもつながるのですけれども、施設のあり方というのも、今まで南コミセン使っていたからそれでいいということではなくて、常時解消に向けての研究、議論がなされるべきであると思います。その姿勢についてはお伺いしておきたいと思います。

それに絡めてこの研修です。オンラインで年3回、恐らくオンラインというのはこれコロナ禍で出てきたのでしょうか。オンライン全部を私は否定はしませんが、遠くの専門家の先生のお話を聞くこともできるとかということもありますけれども、研修でありますから、やはり同じ職業の人たち、保育士も教員もそうだと思います。そういう方たちの実践も含めたさまざまなテーマでの技術を向上させていくということが常に必要だと思います。そういう点では、このオンラインだけの研修というのは、どうもやってはいるけれども、その効果としてはもう少し深めた他の職場も含めて、先生方同士の交流できると、生で交流できるというような機会はつくっていくことはできないのでしょうか。

異動です。分かりました。四、五年をめどにということでもありますから、やはり人事異動も大事かなと思います。その点で、四、五年となれば、補助の方は足りないときに来ていただくということであるのですけれども、責任ある先生方も含めて、やっぱり四、五年を超えると、もちろん十分協議をなされてですが、異動があってもいいのではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 私のほうから、研修についてお答えいたしたいと思います。

まず、コロナ禍前の研修につきましては、AEDの研修を集合してやっているという状況でございました。あと、研修につきましては、学童保育所というのが放課後、あと長期休業中も全て開いているという状況でございますので、支援員ですとか主任ですとか全員集まって研修するのは、なかなか難しいというところもございまして、オンライン研修ですけれども、平日の午前中に開催され

るものがありますので、それを受講していただいているという状況でございます。ですので、全員が一堂に会して研修をするというのは、なかなか難しいのかなと、今のところは考えている状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まず、つくし学童の定員超過の解消の指針ということでお話がありました。実際に、先ほどの答弁させていただいた人数につきましては、登録の人数でありまして、通う数に関してはかなりここから割合としては落ちてくるというところがございます。総じて児童数が全体的に減ってきている流れの中で、今ずっとこれまでつくし学童につきましては、隣に南コミセンがございまして、その部屋を活用して保育を行ってきたところであります。今後も考え方としては、新たに施設を建てるとなりますと、かなりの経費もかかってまいりますので、今、隣にあるそういった有効な施設の活用をしながら、保育を進めていきたいと考えております。

あと、人事異動の絡みで、主任の異動の話ですけれども、これまで過去にも主任が異動したことはあるのですけれども、その中で、今回はその異動は予定はしておりませんでしたけれども、それは状況に応じてある程度先ほどの話のように、一定程度長くなるとかということも加味しながら、異動のほうは考えていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） では、研修のことだけで終わります。

現場の先生方からもっともっと学んでいきたい、そしていろんな経験、交流もしたいのだという声が聞こえてきたものですから、お話をさせていただいたところです。

大体職員会議というのは、まず研修の前にやられてまず当たり前だと思うのですよね。それは、きちっと保障されていないということでありましたから、やっぱり週に1回は職員が一堂に会して、自分のところの施設の問題点も含めてきちっと会議をやって、保育の向上を図っていくということですから、それは賃金の保障もされて、週1回の会議などというのが保障されていくことが理想だと思います。

それから、研修もそうなのですけれども、多様性を受け入れるための特化した研修、それもそうですし、それから日常的にこれだけ371人という方たちが過ごされる施設でありますから、その子どもたちの対応に対して、担当する先生方自身が、同士が、意見の交換あるいは経験発表と、自分たちの体験発表も含めてやれるような研修が大事だと思います。実際どんな研修されているのか、AEDの研修だけは分かったのですけれども、その放課後だとか、それ以外というのは、どんな研修されているのか分からないのですけれども、実際にそういった保育現場の中で技術の向上を図ることができる、自信を持ってどんどん保育ができるのだというような、そういった研修であれば、それはまた続けていただければと思うのですが、そういうふうになっているのかどうか。

私は、一堂に会してと、一堂に会してほしいですけれども、全員を集めてやりなさいという意味ではありません。そういう先生方たちの保育所内だけなのか、あるいは二つの保育所なのか、あるいはもっと言えば、学童保育などというのは、隣の帯広なんかは本当に歴史が古くて、実践も積んでこられています。いろんな組み方があると思うのですよね。そういうものを視野に入れて、そして本当に子どもたちが生き生きと喜んで行ける、先生方も頑張れるという施設になっていただきたいと思ってお尋ねをしました。お答えがあればお願いします。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 学童保育所の内部での指導員たちの話とか声というか、そういったものについては、基本は内部で意見交換はなされております。その中で、何か町のほうにも確認する部分があれば、もちろんこちらにも話が来ますし、町のほうとして指示しなければいけないものももちろんありますので、そういったものは話をさせていただいておりますので、そういった部分の意見交換とかの部分、問題なく回っているものだと考えております。

あと、一堂に会する会議、当然全員となるとお話したように難しい部分がありますけれども、

例えば平日の午前中とかであれば、場合によっては集まれる可能性は、全部ではないのですが、例えば指導員、主任だけが集まってくるとか、そういう場面も検討はできると思いますので、その辺はちょっと必要に応じて、そういった開催も考えてまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ないようですね。

それでは、3款民生費つきまして、ほかに質疑がないようですので、以上をもちまして終了とさせていただきます。

[散会宣告]

○委員長（岡本眞利子） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開催をいたします。

17:09 散会

令和7年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和7年3月18日
開会 10時00分 散会 16時56分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(16名)

畠山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
酒井はやみ	荒 貴賀	野原恵子	石川康弘	小島智恵	藤谷謹至
田口廣之	谷口和弥	藤原 孟	中橋友子		

② 委員長 岡本眞利子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	企 画 総 務 部 長	山端広和 <small>(選挙管理委員会事務局長)</small>
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	小野晴正
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
札 内 支 所 長	川瀬吉治	教 育 部 長	白坂博司
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 <small>(選挙管理委員会書記長)</small>
地 域 振 興 課 長	谷口英将	糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
住 民 課 長	佐々木一成	防 災 環 境 課 長	半田 健
防 災 環 境 課 参 事 (消防担当)	西川浩之	防 災 環 境 課 参 事	山岸伸雄
保 健 課 長	西嶋 慎	農 林 課 長	密岡遼一
農 林 課 参 事	廣瀬康友	農 業 振 興 担 当 参 事	平井幸彦
商 工 観 光 課 長	本間 淳	土 木 課 長	香田裕一
都 市 計 画 課 長	松井公博	保 健 福 祉 課 長	北原正喜
経 済 建 設 課 長	吉仲有希	学 校 教 育 課 長	酒井貴範
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	幕 別 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	守屋敦史
図 書 館 長	岩岡夢貴	事 務 局 長	木村純一 <small>(農委)</small>

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 議事課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子

- 4 審査事件 令和7年度幕別町一般会計ほか5会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計ほか質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長

議事の経過

(令和7年3月18日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

- 委員長（岡本眞利子） 昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開きます。
委員並びに説明員の方に申し上げます。
質問並びに答弁は、簡単明瞭をお願いをいたします。

[審議]

- 委員長（岡本眞利子） それでは、4款衛生費の審査を行います。
まず、4款衛生費の説明を求めます。
保健福祉部長。
- 保健福祉部長（亀田貴仁） 4款衛生費について、ご説明申し上げます。
142 ページをお開きください。
4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費 3,937万9,000円であります。
保健衛生総務事務事業は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、内科医師6人と歯科医師10人に係る報酬および費用弁償、担当保健師の人件費であります。
143 ページになります。
地域医療対策事業は、医療の提供体制の確立に要する経費であり、18節負担金補助及び交付金、細節3の高等看護学院に係る負担金や、細節5の帯広厚生病院運営費補助金、次ページの、細節6二次救急医療対策事業負担金は、二次救急医療患者への医療提供のため、帯広市をはじめ十勝管内全市町村で支える仕組みを構築し、患者数等に応じた割合で要する費用の一部を負担するものであります。
2目母子保健対策費 3,088万2,000円であります。
妊娠期から子育て期にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに要する経費であります。
母子保健対策事業は、よちよちサロン、歯磨き教室、パパママ教室等の実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師など担当職員の人件費のほか、実習材料費などであります。
145 ページになります。
乳幼児健診事業は、乳幼児健康診査の実施に要する経費であり、8節旅費、細節1は乳幼児健診に係る医師の費用弁償などであります。
12節委託料、細節6は昨年10月から開始している1か月児健康診査に対する委託料、細節7は、本年度から新たに開始する新生児の聴覚検査に対する委託料で、初回検査に要する費用の全額を町が負担するものであります。
146 ページになります。
妊婦・産婦健診事業は、12節の妊婦一般健康診査に係る委託料や、18節の妊婦健診および産婦健診に対する助成に要する経費であります。
妊娠・出産包括支援事業は、12節委託料と18節負担金補助及び交付金は、産後ケア事業であります。通所型の委託先を増やすほか、本年度から十勝管外の里帰り先で事業を利用した場合にまで拡大し、利用料等の助成を行うものであります。
不妊・不育症対策事業は、次のページになりますが、特定不妊治療やそれに伴う先進的医療、一般不妊治療、不育症治療に要する費用に対する助成金であります。
3目予防費 1億288万3,000円あります。
乳幼児等定期予防接種事業は、感染症予防のための予防接種などに要する経費のうち乳幼児等に係

る経費であり、10 節需用費は、細節 70 の定期予防接種に係る医薬材料費、12 節は、各種定期予防接種に係る委託料であります。

次のページになりますが、細節 7 の子宮頸がんワクチン接種委託料は、定期接種の対象のほか、キャッチアップ接種が令和 8 年 3 月末まで延長されたことによる接種に要する経費であります。

任意予防接種事業は、希望される方に対し接種をする任意予防接種で、次のページになりますが、中学 3 年生と高校 3 年生、妊婦に対する「インフルエンザワクチン接種」や風疹抗体価の低い妊娠を希望する女性とその家族に対する「麻疹風疹ワクチン接種」に要する経費であります。

高齢者等定期予防接種事業は、感染症予防のための予防接種などに要する経費のうち高齢者等に係る経費であり、12 節は定期予防接種に係る委託料のうち細節 7 は新型コロナワクチン、細節 8 は新年度から定期接種化された帯状疱疹ワクチンの接種委託料であります。

18 節負担金補助及び交付金は、予防接種や抗体検査に係る自己負担分の助成などであります。

150 ページになります。

4 目成人保健対策費 3,646 万 2,000 円であります。

成人に対する健康づくりのため、健康相談、生活習慣や食習慣の改善、各種健康診査やがん検診などに要する経費であります。

成人保健対策事業は、健康相談に対応する保健師の人件費などあります。

151 ページになります。

生活習慣改善事業は、運動習慣の普及や健康意識の啓発に要する経費であり、7 節報償費、細節 1 は、からだケア&体力アップ講座などの運動講座の講師謝礼であります。

食習慣改善事業は、高血圧や低栄養を予防する料理教室や、野菜摂取量を増やすためのレシピ開発や周知を行う経費で、10 節需用費は、料理教室等の材料費であります。

疾病対策事業は、町民の疾病の予防や早期発見、早期治療により健康寿命を延伸するため、各種健診の受診に要する経費であり、次のページになりますが、12 節は人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種健診の委託料であり、細節 8 の歯科健診委託料は、これまで 20 歳以上であった対象者を 18 歳以上に拡充し、高校卒業後も切れ目のない健診体制で口腔の健康を維持しようとするものであり、細節 14 骨粗鬆症健診委託料は、骨粗鬆症を早期に発見し、栄養・運動に関する相談や指導により生活習慣の見直しを図るため、新年度から、40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの女性を対象に集団健診を実施し、費用の一部を助成するものであります。

がん対策事業は、がんの予防教育およびがん検診の受診率向上のため、次のページになりますが、クーポン券発行やはがきによる受診勧奨を実施するなど、がんの早期発見のための各種がん検診に要する経費であり、11 節役務費は、クーポン券やはがきによる受診勧奨の発送に係る郵便料、12 節委託料は、各種がん検診の委託料などあります。

5 目診療所費 5,068 万 5,000 円あります。

へき地診療所運営事業は、幕別地区の糠内および駒島診療所の運営に要する経費であり、内科医師 1 人の報酬および費用弁償のほか、診療車の運転手に係る人件費などあります。

次のページになりますが、忠類診療所運営事業は、忠類診療所の管理運営に要する経費であり、12 節委託料、公益財団法人北海道医療団への指定管理者業務指定管理料および電子カルテシステムの導入に係る委託料であります。

14 節工事請負費は、院長室、心電図室へのエアコン設置、レセプト電子カルテシステムの専用ネットワークの環境整備に要する経費などあります。

忠類歯科診療所運営事業は、忠類歯科診療所の運営に要する経費であり、次のページになりますが 12 節委託料は、指定管理者業務指定管理料およびレセプトシステム更新に係る委託料、17 節備品購入費は、口腔機能管理のための測定機器と訪問診療に対応するため、往診に要する医療器具を購入するものであります。

6 目環境衛生費 2 億 9,062 万 9,000 円あります。

環境衛生対策事業は、環境衛生および環境保全に要する経費であり、環境衛生業務員の人件費のほか、

次のページになりますが、12 節委託料は、死亡犬等の焼却や狂犬病予防注射の接種に係る委託料などです。

墓地維持管理事業は、町内 11 か所の墓地の維持管理に要する経費であり、次ページになりますが、墓地草刈委託料や忠類地域の墓地管理に要する墓地環境整備委託料です。

葬斎場維持管理事業は、葬斎場の管理運営に要する経費であり、10 節需用費の燃料費、灯油や電気料、12 節委託料の葬斎場の管理および警備委託料などです。

次ページになりますが、14 節工事請負費は、炉前（ろまえ）ホールのエアコン設置および 3 号炉の主燃焼炉セラミック全面張替えを行うものです。

地球温暖化対策推進事業は、6 年度策定した「地球温暖化対策実行計画」の推進に係る経費です。

13 節使用料及び賃借料は、公共施設の照明機器の LED 化に係る費用で、6 年度 30 施設と本年度予定している 25 施設、計 55 施設分のリース料です。

18 節負担金補助及び交付金は、一般家庭への再エネ導入と省エネ推進を図るための設備導入に対する補助金で、今年度から高断熱浴槽、節水型トイレ、窓・ドア、軀対の省エネ改修および屋根や壁の遮熱塗装をメニューに追加し、実施するものです。

159 ページになります。

水道事業会計補助金は、水道事業会計への補助金です。

7 目水道費 2 億 2,478 万 5,000 円です。水道事業会計への補助金に要する経費などです。

160 ページになります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 4 億 7,854 万 4,000 円です。

ごみ収集運搬処理事業は、ごみの収集および処理に要する経費であり、10 節需用費、細節 30 印刷製本費は、指定ごみ袋およびごみカレンダーの作製に係る経費、11 節役務費、細節 15 公共施設等ごみ処理手数料は、公共施設や道路の管理上生じるごみの処分経費、12 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなど、家庭ごみの収集運搬に係る経費です。

次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝圏複合事務組合負担金は、忠類地域を含むごみを 1 市 14 町村で共同処理することに係る本町の負担金、細節 4 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地域の火葬場やこれまで埋立処理してきたごみの最終処分場の管理に係る経費など、本町の負担金です。

し尿処理事業は、し尿の適正処理に要する経費であり、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝圏複合事務組合負担金は、19 市町村で共同処理することに係る本町の負担金です。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。

142 ページから 150 ページ、区分 16 について、質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は、挙手を願います。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今、説明受けましたのですが、152 ページ、4 目成人保健対策事業、14 骨粗鬆症検診委託料ですが、骨粗鬆症の……、そこ違いますか。

○委員長（岡本眞利子） 次じゃないですかね。

○委員（野原恵子） 次、失礼しました。

○委員長（岡本眞利子） ページ数のほうを確認していただきまして、質問のほうをよろしく願います。質問のある方。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数は146です。よろしいですか。

衛生費の2目の母子保健対策費の中の146ページにおきましては、細節12の委託料の産後ケア事業の委託について、お伺いいたします。

ただ今、部長のご説明でありましたら、産後ケアの事業について当事者、該当者ということで、十勝管内の里帰りの出産された方にも適応されると受け止めたのですけれども、これは十勝管内に限定ということでしょうか。もう一つ、里帰りでありますから、幕別町で妊娠されて出産された町民の方が里帰りされます。その里帰り先なのですけれども、これは十勝管内に限定ということなのでしょうか。逆でしょうか。お願いします。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 産後ケアについてですけれども、里帰りの関係についてでございます。

幕別町内で妊娠された方が、実家というかり帰りをする場合、十勝管内につきましては、昨年度から十勝管内であれば、利用料の助成はしていました。令和7年度につきましては、十勝管内については、訪問型の事業所を利用する場合には、交通費についても助成をするという形になります。

それと、十勝管外についてでございます。十勝管外に里帰りする場合もでございます。その場合につきましても、令和7年度から助成の対象とします。その場合につきましては、訪問型と通所型について、利用料と交通費を助成する形になりますが、一部事業所によっては、料金の差異があるものですから、そちらについては上限額を設ける考えでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、里帰り先というのは、十勝管内に限定されず、どこに里帰りをされても通所型、訪問型対象になりますよということですよ。上限の規制というのは、これもどこでも十勝管内でも管外でも、最初の説明に管内という限定があったものですから、管内とそれから十勝管外との何か差異があるのかな。つまり例えば上限の設定などに十勝管内はここまでだけれども、管外は費用、交通費も含めて多額にかかることなども予想されれば、そこで一定の仕切りがあるのかなとかというふうに。この事業というのは、実に大変好評な事業で、今、出産される方たちで、里帰り出産もかなりあると思います。そういう中で、その自治体がどこにいても応援しますよと。子どもさんの出産は東京であろうが沖縄であろうが応援しますよという一つのメッセージでありまして、当人にとっては大変安心できる制度であると思います。

したがって、そういう違い、つまりもっと言えば町内であっても日本全国であっても適用になり、どなたにも同じような補助が出るという押さえでよろしいですね。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今、委員おっしゃるとおりです。幕別町内の在住者が妊娠した場合には、どこにあっても同じ制度を利用できるという考え方でありまして。ただ、上限額を設けるというのは、事業所によっては、セレブというか、高級者向けの事業所さんもあったりするものですから、すみません、失礼しました。利用料が高い事業所もあるものですから、そういった場合には、上限額を設けるという考え方でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。安心しました。セレブということはあまり考えなかったものから。ちなみに上限というのは幾らなのでしょう。ごめんなさい、いっぺんに聞かないで。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 上限額につきましては、今現在、町内で利用されている方の事業所の最高額を基本としております。現在、通所型であれば1万7,000円を予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 交通費あるいは訪問型も併せて教えていただけますか。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 申し訳ございません。訪問型につきましては、委託料の上限額を1万円とする予定でございます。交通費につきましては1万円を上限額とする予定でございます。訪問型の利用料につきましては、委託料として1万7,000円を上限とする予定でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 確認させてください。

通所型も訪問型も、利用に当たっては1万7,000円を限度とすると。それから交通費については1万円を限度として補助するというので、確認させていただいてよろしいですね。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 申し訳ございません。先ほどの訪問型の上限額を訂正させていただきます。

委託料の訪問型につきましては上限額1万6,000円です。通所型については1万7,000円です。訪問型の交通費につきましては、上限額1万円とする予定です。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方は。

小島委員。

○委員（小島智恵） 同じ146ページなのですが、上部のほうにあります細節4新生児聴覚検査費用助成金に関わってなのですが、令和7年度から聴覚検査が新たに助成されるということ、そのことについては理解をしました。

それと、聴覚検査と同じタイミングで、病院側から受けるかどうか確認を取る検査もありまして、あれもこれも助成というわけにはいかないのかもしれませんが、まず知っていただこうと思ひまして、お伝えしたいと思います。

一つが、新生児マススクリーニング、先天性代謝異常等検査ということで、約26種類の疾患が対象になるのですが、これは道が費用負担はするのですが、採血費用などは自己負担の場合があるといったことであります。

もう一つが、原発性免疫不全症、ライソゾーム病、脊髄性筋萎縮症といった検査で、病院によるかもしれませんが、これは7,700円、自己負担ということになっております。いずれも任意でして、検査を受けるのなら、保護者の方が同意書を記入して、新生児の足裏のかかとのほうから採血して検査をしていくといったものであるのですが、病院側から渡されるパンフレットを見ますと、早期発見・早期治療が重要といったことが書かれてあります。

子どもの成長、将来のことを考えますと、恐らくこういった検査を受けている方が多いのではないかと、これはあくまで推測するわけでありまして。それで、もし受診率等々、何か把握されていることがありましたら教えていただきたいと思ひますし、こういったこと助成をするというのも、あれもこれも難しいのかもしれませんが、今、申し上げた検査について、マススクリーニングには採血費用になるのですが、こういった助成についての検討はされていないのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今、お話のございましたマススクリーニングと原発性免疫不全症の関係でございますが、今現在は、実施率とかの数字は押さえてはございません。今後、実際にどのようなものがあるのか、委員もおっしゃるとおり何でもどれでも費用負担を助成するという考え方は、なかなか難しい部分ありますけれども、それにつきましては、実際のまず実情を把握したいと考えております。

以上です。

- 委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はおりませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に 150 ページから 155 ページ、区分 17 について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。
谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 1 点質問をさせていただきたいと思います。
153 ページ、5 目診療所費の中の細節、154 ページになりますが、忠類診療所運営事業についてであります。
地域の方からの声ということになりますけれども、患者数が最近少なくなってきているのだと、あまりかかる人が少なくなってきているのだ、そんな声を聞くことがあります。地域のかかりつけの診療所としては大変長い歴史を持ちながら、ずっと確固たる立ち位置にある診療所だと思うのですが、それが事実であればあまりよろしいことではないと。まずはそのところを確認させていただきたいと思います。
- 委員長（岡本眞利子） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（北原正喜） 診療所の受診数におきましてなのですが、令和 5 年度の比較といたしまして、2 月までの集計でいいますと、受診者数につきましては 32 パーセント程度の減。それと日平均の受診者数につきましても、28 パーセントの減という状況になっております。
こちらにつきましては、4 月から 2 月までですので、指定管理が始まってから減少しているという状況になっております。
- 委員長（岡本眞利子） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 指定管理になって患者さんが減っているということは、ひとつ事実としてあると。令和 6 年度になっては、もしかしたらさらにそれが進んでいる可能性もあるし、戻っている可能性もあるけれども、かかっている患者さんにしたならば減っている印象があると。
普通、医療機関の患者数の増減、こういうふうに医師が代わるときというのは、その医師が独立して違うところで開業するとき、その患者が従来からかかっているお医者さんについて変わるということがあつたりするのですけれども、この場合はそういうケースではないということになるわけです。
北海道医療団という大きな法人が、指定管理に名乗りを上げてきてくださったということは、十勝全体の中でも大きな病院や大きな介護施設、そういうものを持っている、そういう法人ですから、もろ手を挙げて大歓迎で、私は指定管理に名乗りを上げてくれたことに喜んでいるわけなのですけれども、ちょっとそれがうまくいっていない印象を受けます。南のほうの自治体の診療所に通うなどということも始まっている。さて、これは何が理由と考えられますか。
- 委員長（岡本眞利子） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（北原正喜） 実態といたしまして 9 月の状況までで、モニタリングのほうで指定管理の北海道医療団のほうには、そういった状況、また利用者様から寄せられた意見のほうについては、お伝えしているところであり、北海道医療団のほうに、改善していただけるようにお話ししているところでございます。
実際にも今後、改善していただけるというご回答をいただいているところでございます。
- 委員長（岡本眞利子） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 細かい理由というのは、いろいろあるでしょうから、こういう議場の平場でご答弁をいただくということにはならないものかなと。今の答弁で大体のことを想像していきたいと思います。
北海道医療団は、二次救急指定病院なども持つ医療法人なものですから、例えば忠類診療所にかかっている方が何かあったと、緊急事態が発生したというときに、同じ法人の中ですから、そこに運ん

でいただきたい。いろいろな情報がそこに集中できる、そういう仕組みもあって、いろいろな意味で私は期待をしているのです。

ですから、今いろいろなところで申し上げて改善に向かっているということだったけれども、そのことについては、しっかりと確認もしながら対応をしていただく、そのことが大事なのだと思うのです。よろしかったでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡 健） ただいまの診療所の件でございますが、保健福祉課と医療団の関係と、十分協議をしながら、現在進めているところでありまして、今後におきましても、北海道医療団と連携を取りながら、改善に向けて進めてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 152 ページですけれども、4 目成人保健対策事業の細節 14 骨粗鬆症検診委託料、新しい取組になると思うのですが、これなのですけれども、今、説明を受けたところでは、40 歳から 70 歳まで 5 歳刻みで検診をとということなのですけれども、今、健康寿命が延びておりまして、70 歳以上の方でも、元気で過ごしておられます。ですから、この対象年齢を広げて上げていく、そういう考えはないのでしょうか。何点か地域の方から、この骨粗鬆症の検診、成人病に入れてほしいという相談もあったのですが、70 歳以上の方もおりまして、そういう対象から外すこの考えは、どうして 70 歳上限にしたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回、骨粗鬆症検診を実施する理由につきましては、目的につきましては、介護予防の関係で多い疾病症が、一つ目が心臓病、2 番目が高血圧、3 番目が筋骨格症の関連のものが多いということなものですから、介護予防を進めるためでございます。

あくまで今回、骨粗鬆症の約 8 割が女性に値するというものなので、40 歳以上の女性を対象に、40、45、50、55、60、65、70 歳ということで実施するものでございます。あくまでその年度対象者を実施するものでございますので、今、委員がおっしゃったように全員が実施できればいいのですけれども、その分については、今年度につきましては、年齢を引き上げる部分につきましては、あくまで予防という観点なものですので、引き上げる考えについては、今、持ち合わせておりません。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 予防ということであれば、70 歳以上も対象にすべきではないかと思えます。70 歳以上でも元気で活躍されている方いらっしゃいます。女性が多いということですが、健康寿命を延ばすということでは、骨が丈夫であるということは一番大事なことだと思うのですけれども、そこを 70 歳で区切るということには、ちょっとそういう対策としては不十分ではないかと思うのですけれども、新しくスタートする制度でありますから、そこはしっかり予防という意味で、検診の年齢を引き上げていくことは大事なことだと思うのですけれども、もう一度回答をお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回の事業につきましては、あくまで国の補助金を使って実施するものでございます。そのため、国のほうでは 70 歳以上の方についてもあくまで予防する。その後に、70 歳以上の方に対して実施することで改善するという効果的なものが低いという考え方になるものですから、予防という観点で、この年齢で実施するところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 国の制度に合わせて町も実施したということですが、そうしたら 70 歳以上の方に対しては、町が独自で助成して、この骨粗鬆症の検診を引き上げていく、そのお考えはないのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 骨粗鬆症のこの事業ですけれども、医学的な見地に基づいて、基本 70

歳を超えて、もしその骨粗鬆症の症状が判明したとしても、生活習慣病の改善という手段として、もうその年齢になってしまいますと、改善がちょっと難しくなるということもあって、そういった部分から70歳までということで制度ができています。

なるべく70歳以上の方に関しては、例えば生活していく中で転ばないように気をつけていただくか、そういった注意をまずはしていくということが、必要になってくるものだと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 70歳で区切られるということであれば、それ以上の年齢の方に対しまして、あなたたちはもう検診を受けなくていいのですよという、そういう考え方になるのではないでしょうか。とても寂しいです。ぜひ町が上乘せして、5年刻みですから、その次は75歳になります。75歳になっても元気な方、元気で骨を丈夫にしていきたい、そう思って検診をしてほしいという、そういう要望も寄せられておりますので、何とか町が上乘せして、5年刻みの方々にも検診を進めていただきたいと思いますと思いますが、もう一度お答え願います。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 70歳以上の方、検査をして、その症状が分かったとしても、改善が非常に難しいというところがあるものですから、それで国のこの制度の中では、予防という視点で70歳までとしているところでありまして、70歳を超えた場合については、先ほど申し上げたように、そういった転ばないとかという部分の気をつけていただく部分と、あとはやはり症状が出てきている部分というのであれば、まずは専門の医師にご相談をいただいて、対応を考えていただくということになると考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、お答えをいただきましたけれども、私自身としては納得できないのですけれども、ぜひ検討していただきたい、その要望を伝えて終わります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に155ページから161ページ、区分18について質疑をお受けしたいと思います。

畠山委員。

○委員（畠山美和） 6目の環境衛生費で、ページ数は158ページで、細節18の3のゼロカーボン推進総合補助金です。

先日の一般質問でも質問をされていたのですが、昨年度の予算が約2,800万円に対して、約1,300万円で、施行率が45.9パーセントと説明されていたかと思うのですが、せっかくの補助金が半分も使われていないのがちょっと残念に思い、今、質問をしているのですが、多分広報やホームページなどで周知されているかと思うのですが、ほかにどういった要因で使われなかったのか、考えられることがあればお聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） ゼロカーボン推進総合補助金の執行額に対するご質問です。

委員おっしゃいましたとおり、予算額、昨年度2,879万5,000円に対して、執行額が1,321万2,000円ということで、45.8パーセントの執行となっております。これにつきましては、昨年度7月に要綱を制定しまして、実質8月から事業がスタートしているということで、8月から2月10日までが実行期間でございます。そういう実質半年間であったという部分も執行率が少し上がらなかった部分というのがあるのかなと。

私どもとしましては、広報だとかホームページで周知しているところがございますけれども、なかなか浸透していかなかったといった部分については、反省しているところでございます。実際に、月ごとに徐々に徐々にこの事業が広まってまいりまして、現状、12月、1月、2月あたりでしたら、相当数の伸びがあったといったところで、徐々に広まってきているかと考えております。

次年度以降、事業を進めるに当たって、どのような形でPRするかといったことについて、内部で検

討しておりまして、例えば広報の中で、今回事業を実施していただいた方の感想だとか、そういうものも吸い上げてご紹介するといったことも、一つの手かなと考えておりまして、さまざまな手段で普及、PRしてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 畠山委員。

○委員（畠山美和） 今、お答えいただいて、いろいろな形でPRしていくということだったのですけれども、実際、私もホームページを見たのですけれども、申請の内容と対象となる設備が文字だけの説明だったので、なかなか想像することができなかつたのですけれども、そういった分かりにくくて諦めた方もいるとお聞きしているので、今回の予算が3,900万円ぐらいで省エネに関連する屋根や壁なども、ゼロカーボンにつながるものも補助の対象となるとのことで、こういった町民が直接申請しなくてはいけないものについては、視覚的に分かりやすく説明していくことが重要だと思いますので、ホームページも新しくなったことですし、補助の対象設備も増えました。しっかりとこの制度を多くの町民に活用してもらえるように分かりやすくしてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 答弁は。

○委員（畠山美和） いいです。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も同じように、大いに活用されて、ゼロカーボンつまり二酸化炭素の削減に、がっちりつながっていくことを期待しておりました。

執行率が50パーセント行かなかったというのは、やっぱり残念なことで、同じようにPR状況がどうだったのかということがあるのですけれども、もう一つは、幕別町はこの事業はCO₂の削減を目標としてつくった事業だと。昨年の予算、約2,900万円つけたのですけれども、これでどのぐらいの削減を期待していたのかと。それから今年はこの予算執行で、どこまで数字を上げていくのかということとを、一つお聞きします。

それと実績の中で、再エネの事業、新築の住宅再エネの事業、省エネの事業ということで区分されておりまして、どれも目標からいったら少ないとは思ったのですけれども、特に太陽光発電システム、蓄電池とセットということについては、わずか6件、全体で一般質問しましたときに、利用は89件と58件で、合わせて147件の実績だったのですけれども、特に太陽光部門あたりは、これは費用もかかるということがあるのでしょうか、そういう背景もあるのだらうと思うのですけれども、極端に少ないものもありました。

それで、今年新たに事業を設けられたと。その新たな事業は何なのかということの説明と、それから、それぞれ目標はどこまで予算をつけて、何件の利用を想定しているのかをお示しいただけますか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境参事。

○防災環境課参事（岸伸雄） まず1点目、去年の実績におけるCO₂の削減効果でございます。このCO₂の削減効果については、現在、CO₂の削減効果が幾らあったかということは計算中でございます。今、まだ計算はできておりません。と言いますのは、一つ一つ機器の確認をしながら過去の機器の性能などを含めて計算していかないと、最終的な数字が出ないということもございまして、ちょっと複雑な計算になってくるものですから、大変申し訳ございません。現段階ではまだ計算ができていないということで、御承知いただきたいと思っております。件数については先ほど委員がおっしゃったとおりの件数でございます。

それと新しい事業に対する件数の見込みでございます。まずは新しい事業で言いますと、ゼロカーボン推進総合補助金の中の、住まいのゼロカーボン化推進事業のほうで言いますと、高断熱浴槽に対する支援、これが予算としましては3件を見込んでおります。節水型トイレというのを新しく事業化しておりまして、それを見込みとしては4件としております。あと開口部の窓の改修、省エネですがそれを2件、ドアの改修については2件、それと住宅の躯体全体を省エネ化するというところにつ

いては、5件の改修の見込みを立てております。

それとあと、省エネ化の推進事業におきましては、これは町の単費の事業の部分でございます。遮熱塗装に関する件数としては、8件を見込んでいるということです。ただ、件数的には少ないかというふうに思われるかと思いますが、執行段階においては、あくまでこれは予算の見積上の件数でございます。事業費総体を確保する形においては、事業費の大きい部分もそれ相応に予算を見ておかなければ、最終的に足りなくなる可能性があります。

そういうことから事業全体、今お話しした新規事業と、昨年度あります事業の中の予算を総体的に運用上は全体の中で運用できるような仕組みとして、執行段階では考えております。

ということで、件数的には少ないように見えますけれども、全体額としましては、住まいのゼロカーボン分としては、241件の3,409万円を予算しております。それと省エネ化事業については、全体でいうと77件で、565万円の予算、その中でやりくりをするというような形になっております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まずお答えの順番からですが、効果がまだ分からないと、なかなか難しいことなのですね。私はPR、つまり今もありましたように、もっともっと利用していただくためには、お知らせの仕方に、視覚に訴える努力というものも本当に大事だと思います。もっと言えば、目的に沿った事業でありますから、これを利用していただくことによって、これだけの目的が達成されますよと、あと残りはこれだけ頑張るのですよというような、もっともっと住民とともにゼロカーボンの事業を一緒に進めていくのだという視点が、ちょっと弱いかと思います。

どうしてかといいますと、うちは難しかったというのですけれども、よその町村のことを出して申し訳ないと思うのですけれども、今年、土幌町のことを紹介されたときに、あそこは冷蔵庫で利用がかなり多かったのです。人口規模で言ったら、幕別の10倍ぐらいの利用があったのではないかと思います。冷蔵庫だけでも当初178件の利用があったというわけですから、うちとは随分違いますよね。そこに178件もすごいなとは思っただけけれども、一緒にCO₂の削減量が44万トン分に値しますよという、そういう提示がされているのです。だから、幕別町の町民も、3回に分けてゼロカーボンに向かう計画を立てていて、それぞれの目標値があって、現段階ではどこまで進んでいるのだと、そして今年の目標はここまでなのだというようなことが、もっとPRされていく、お知らせ、広報などでも伝わっていくということが、心を動かす提案に、報道になるのか広報になると思ひまして、そんな改善が必要だなと思ひました。

もう一つ、事業を進めるに当たっての、やっぱり文書だけで理解するのは難しいと。ここはやっぱり出前講座だとか、それから広報紙には載るのだけれども、これ2030年、もっと言えば2050年までの事業ですから、何かゼロカーボンに特化した町民向けのパンフだとかというようなことなどは、検討したことはありますか。そのぐらい位置づけを明確にしてやっていかなかったら、なかなか町民と共有して削減ということにはいかないのではないかと思います。その考えはどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 上士幌町の例があります。私どもも上士幌町の関係は承知しております。

（土幌の声あり）

○防災環境課参事（山岸伸雄） 土幌町でしたか。失礼しました。上士幌は先行自治体というのはあったのですけれども、土幌町は違います。

PRが足りないと言われれば、そういうこともあるかということで、先ほど来説明していますとおり、今年度さらにPRを進めていかななくてはならないと考えています。

去年、実際に出前講座のお話もありました。出前講座でも2か所、去年やっております。また、ゼロカーボンの補助金が始まる際、夏フェスタで事業者の協力をいただいて、ゼロカーボンの私どものブースをつくって、PRしたところがございますけれども、なかなかゼロカーボンの浸透といったところ

ろで、なかなかご来客がなかったというのも実態でございます。

そういう面で言うと、やはり委員がおっしゃいましたように、ゼロカーボン全体の町の取組について、もっともっといろいろなことを PR していかなければ、やっぱりならないと考えております。そういう面で、どういうことがまた町としてできるのか、十分検討させていただきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） お答えで結構だと思います。

それで私はやっぱりもともと今の大雪も含めて、地球温暖化の影響というのは避けられないのです。この現象についての町民の関心、困り事も含めて大きいのですけれども、出発点の思いとなったときには、まだまだ執行側からの働きかけがなかったら行かないのだと思っています。というのは、出発の時点での説明会に、どのぐらい関心を持っていただけるかなと思って参加しましたら、本当 10 人切れてしまっているのです。何か所かの会場でやられて、大変努力されて企画もされてお知らせもされていたのですけれども、住民の関心事になるまでは行っていないということが一つあります。

こういったゼロカーボンの補助事業が出てきたら、もちろん買換えの時期が来たら、冷蔵庫を買い換える、ちょうどよかったとかと、いろいろなふうになってくると思うのですけれども、目的のところ、本当にもともと熱く熱く訴えていくような、そういう事業にしていくということが、もう 2 年目ですから、去年は半分でありましたから、実績についてもそこそこというのは、もうそのとおりでありますけれども、今年はこの 1 年、ずっとこの予算でやるわけですから、住民に対するアプローチを、本当に力を入れてやっていただきたい。いろいろ検討してと今お答えいただきましたので、検討の詰めをよろしく求めたいと思います。

終わります。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） おっしゃるとおり出前講座なんかもなかなかゼロカーボンのリクエストの出前講座も少ないのですけれども、今、防災の出前講座が多いので、防災の出前講座の後半 10 分ですとか、そういったところでパンフを配って PR するような、そのようなことも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） ゼロカーボンの補助金の関係で、車の EV、PHEV の補助金の考えはあるかどうか。やはり EV の充電器や何か環境が整ってきている中で、ほかの自治体がやらない補助金というのは、やっぱり今、目玉になると思うのですけれども、国の補助金が 55 万円と。あと EV の補助金、東京都ではもっとさらに補助金を出している。環境性能が、クリーンエネルギーの車の普及にもつながると思うのですけれども、その辺の考えだけお聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） EV に関する補助はということかと思っております。

私どもも、このゼロカーボン推進総合補助金の創設の際に、この EV に対する補助をどうするかということ議論させていただきました。今回この事業をつくる際には、まず財源の確保というものも一方では必要だということで、北海道の補助事業、これは住まいのゼロカーボン化推進事業というのですが、それがほとんどの事業となっております。その中には、EV に関する補助メニューは存在しません。と言いますのは、EV に関しては国のほうで CEV 補助金があります。国の補助のメニューもたくさんいろいろな支援があるのですけれども、結局、全て調べても、要は CEV の補助金を限度額にしているというのがほとんどでございます。というのは、東京都だとか、そういうところはまた別ですけれども、通常の補助事業については、CEV 補助金をベースにして、全て組み立てられているということを鑑みますと、私どものほうで新たな CEV 補助を上回っての補助といったところまでについてはい

かがかなと。全体の補助効果等を考えたときに、いかがかなということで、現在のところは、補助メニューの中に、町の補助メニューの中には、入れていないという状態でございます。

しかしながら、何度も申し訳ありません。EVに関する補助については、国のCEV補助金があるといったところで、そちらをまずお使い願いたいという考え方でございます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、4款衛生費につきましては、以上をもちまして終了いたします。

審査の途中ですが、この際11時10分まで休憩といたします。

10:59 休憩

11:10 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5款労働費の審査を行います。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高橋修二） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

162ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費423万8,000円、本目は労働者対策に係る経費で、説明欄の2番目、勤労者福祉資金貸付事業は、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫へ預託するものであります。

2目雇用対策費979万1,000円、本目は雇用対策に係る経費で、説明欄の若年者緊急雇用対策事業は、新規学卒者等で就職未定の方を町の事務補助員として最長6か月間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るもので、4名分に要する経費であります。

次のページになります。

説明欄の季節労働者雇用対策事業は、季節労働者の生活の安定のために実施する冬季の雇用対策等に要する経費であります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思えます。

ページ数162ページから163ページ、区分19について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、5款労働費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、6款農林業費の審査を行います。6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高橋修二） 6款農林業費について、ご説明を申し上げます。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費1,899万8,000円、本目は農業委員会の運営や、農業者年金事務などに要する経費で、農業委員会運営事業は農業委員会委員23名の報酬のほか、事務局経費が主なものであります。

166ページになります。

2目農業振興費1億4,667万5,000円、本目は農業振興に係る補助金や負担金などが主なもので、次のページになりますが、説明欄の下段、ゆとりみらい21推進協議会運営事業は、町と農業関係団

体等で構成するゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金で、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金の細節 4 は、狩猟免許取得補助などの有害鳥獣、被害対策事業に対する補助金であります。

説明欄の 2 番目、ふるさと土づくり支援事業は、堆肥切り返し作業や堆肥購入、そして令和 7 年度からは、緑肥種子購入を対象外とする代わりに、新たに土壌診断を実施した農業者に対し、その費用の一部を補助するもの。説明欄の 4 番目、環境保全型農業直接支援対策事業は、化学肥料・農薬の使用低減や有機農業など、環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体に対する補助金であります。

次のページになります。

説明欄の下段、中山間地域等直接支援対策事業は、忠類地域における農業の多面的機能の確保を図るため、集落自らが農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金、次のページになりますが、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業は、農業振興と農村地域の活性化を図る農業者等に対する無利子または低利の貸付金であります。

次の農業振興公社運営費補助事業は、農業の担い手対策や農地の利用集積などを行う農業振興公社に対する補助金。次の新規就農者支援事業は、新規就農者に対する支援として令和 6 年度から就農している夫婦 2 組、1 個人に合計 600 万円と新規就農者の就農直後の経営確立を支援する資金として、夫婦 2 組に 284 万 1,000 円を交付するものであります。

171 ページになります。

3 目農業試験圃場費 427 万 8,000 円、本目は施肥、品種比較試験などを実施する、町の農業試験圃場の運営に要する費用であります。

次のページになります。

4 目農業施設管理費 1,180 万 3,000 円、本目は農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の管理運営に要する経費で、次のページになりますが、説明欄の下段、ふるさと味覚工房維持管理事業は、指導員 2 名の人件費や味覚工房の管理運営に係る経費が主なものであります。

175 ページになります。

5 目畜産費 9,626 万 5,000 円、本目は畜産振興に係る補助金や負担金などが主なもので、次のページになりますが、説明欄の 1 番目、畜産団体活動支援事業は、乳牛検定組合をはじめ、酪農ヘルパー組合などの畜産関係団体に対する補助、次のページになりますが、説明欄の 2 番目、忠類地区道営草地整備事業は、忠類地域の共栄牧場において実施する道営草地整備事業に対する負担金、次の公社営草地整備事業は、幕別地域および忠類地域において、北海道農業公社が実施する草地畜産基盤整備事業に対する委託料、次の優良和牛生産基盤強化事業は、和牛繁殖産地として経済性の高い和牛の改良を促進するために、体格発育に優れた繁殖雌牛を保留した農業者に対する補助金であります。

178 ページになります。

6 目町営牧場費 7,843 万 2,000 円、本目は町営牧場 4 か所の維持管理に要する経費で、作業員および補助作業員の人件費や牧草地の肥料費が主なものであります。

なお、本年度は幕別地域で 500 頭、忠類地域で 600 頭の入牧を見込んでおります。

180 ページお聞きください。

7 目農地費 6 億 1,780 万 1,000 円、本目は土地改良施設の管理運営に要する経費が主なもので、説明欄の土地改良施設等維持管理事業は、上統内排水機場をはじめ、幕別ダムなどの土地改良施設の維持管理経費であります。

183 ページをお聞きください。

説明欄の 1 番目、小規模暗渠排水整備事業は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠や支線明渠の整備を行った農業者に対し、その費用の一部を補助するもの、次の多面的機能支払交付金事業は、農地や水路、農道などの保全管理や維持補修、植栽等の景観形成など、農村地域の共同活動を支援するもので、14 組織に対する交付金、説明欄の下段、団体営土地改良事業は、次のページになりますが、14 節工事請負費の忠類第一幹線明渠排水路の再整備や、幕別ダムの電気設備更新工事に要する費用が主なも

のであります。

8目土地改良事業費8,577万7,000円、本目は道営土地改良事業に係る負担金や事務的経費で、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金の細節5軍豊第2地区から、細節9の中里美川地区までの5地区で実施する道営水利施設等、保全高度化事業の負担金が主なものであります。

186ページになります。

2項林業費、1目林業総務費4,900万1,000円、本目は林業振興に係る補助金や鳥獣被害対策などに要する経費で、次のページになりますが、説明欄の1番目、公費造林推進補助事業は、国の森林環境保全整備事業を活用し、人工林の造林を実施した森林所有者に対し、その経費の一部を補助するもの、次の有害鳥獣駆除対策事業は、鳥獣被害対策実施隊の報酬や有害鳥獣捕獲者に対する出動謝礼のほか、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲した鳥獣に応じた補助金を交付するものであります。

次のページになります。

説明欄の1番目、森林整備環境促進事業は、森林環境譲与税を活用した事業で、18節負担金補助及び交付金の細節3私有林森林整備環境保全事業補助金は、私有林を維持するために必要な下刈りや除間伐などの森林整備に要する負担を軽減するため、森林所有者にその経費の一部を補助するもの、細節5は新規事業であります。需要に応じた多様かつ良質な苗木の安定的な供給を目的に、苗木生産事業者に対し、出荷した苗木の樹種や生産方式等に応じて、その生産に係る経費の一部を補助するものであります。

2目町有林管理経営費5,968万2,000円、本目は町有林の管理に要する経費で、次のページになりますが、14節工事請負費は下刈りや皆伐、植栽などの町有林の整備に要する経費であります。

育苗センター管理費は、センター廃止に伴い廃目となります。

以上で、6款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

164ページから175ページの区分20について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 164ページから、ごめんなさいね。再確認しながら、農林業。農業施設管理費までいいのですね。

お尋ねしたいところは、170ページになるのですが、よろしいですか。

毎年、予算決算でお尋ねしているのですけれども、幕別町の農業者が後継者不足ということもありまして、年々減少してきているのが実態であります。昨年度の状況ではどうだったのか、今年度の経営者というのは増えていけばいいのですけれども、どういう状況であるかということと、それからこのページ、170ページで、農業振興費の中の新しい人に農業をやっていただく、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業の中での新規就農者支援事業があります。ご説明では、ご夫婦1組と個人1人に対する支援を令和6年は行ってきたということですが、令和7年の見通しをお示しください。

○委員長（岡本眞利子） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） まず、令和6年度の新規就農の状況でございます。

まず、人数といたしましては9人という状況で、その内訳といたしまして、新規の学卒者が1人、それからUターン4人というような5人。この5人につきましては、既存経営農家への後継としての就農者でございます。残り4人は新規参入者、新規参入補助金というところとも関連いたしますが、二夫婦4人ということでの合計9人という状況でございます。

ご質問の二つ目の新しい人へのというところで、600万円の新規就農次世代の補助金というところでの600万円は、説明のとおり、今の令和6年度から就農を果たした夫婦2件というところから225万円掛ける2件というところでの450万円。それから、単身1件というところが本町地区での単身での

新規就農ではございますが、令和6年度に始められた個人に対する1件150万円という経営戸数としては3件への支援でございます。

7年度の状況というところでございます。

今回の予算計上にもしておりますけれども、6年度から開始したというところでの二夫婦、それから一個人というところでの先ほどの合計600万円という補助、こちらのほうは6年度開始ということで3年間の補助、6年、7年、8年という3年で支援をいたします。今のところ、7年度で追加になる、7年度からの新規というところは、今のところ予定はありません。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 恐らく今の委員会の進行の仕方の中では、農家戸数というふうに向っても酪農のほうまで行ってしまいますから、ちょっと聞きづらいなという思いをしながらお尋ねしたのですけれども、最初の質問は例年農家戸数が減ってきていると。したがって、令和7年度はどうなのだということが一つです。ここのお答えがありませんでした。

その上で、新規就農のことについて、これは何とか維持して農家経営を発展させていくための事業でありますから、その中身については、今ご説明をいただきました。補助について、学卒者とUターンの方、ここのご夫婦の組もUターンの方はあるのかな、ということですが、令和6年、新規の4人に対する支援というのは、どんな支援だったのでしょうか。そして、今年も600万円の補助は継続されていきますよということなのですが、3か年の計画で補助していくということでしたよね。簡単に言ってしまうと、年間200万円ずつの支援というように取れたのですけれども、そうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） お尋ねのありました農家戸数の件なのですが、令和5年度の農家戸数が町内全体で456戸、組合員さんでいらっしゃいまして、令和6年度は463戸ということでございます。令和6年度中に離農される予定の方は、農協からの聞き取りですが6戸と伺っておりまして、このうち1戸については第三者継承という形ですので、厳密な戸数の減少ということであれば、5戸になるかと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦） 先ほどの6年度の新規就農者4人への支援というところでございますが、先ほどのお話のとおり、6年度から8年度、3年間の支援というのは国の制度であります人材育成経営開始資金というところを活用しております。それ以外に、170ページの18節の負担金補助及び交付金の中の細節4新規就農者支援奨励金というところがございまして、こちらは町独自の補助でございます。先ほどの夫婦4人というのが、アカデミー研修、いわゆる町が所定する研修というところを終了されて就農された農業者でございますので、そちら町の独自の支援ということで、土地の賃借料の2分の1、それと農場リース料、そこの2分の1というような支援で、合計で284万1,000円というところを7年度補助する予定でございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、農家戸数でございますが、できれば畑作と畜産と分けて教えてください。

今のご説明では、令和5年が456で6年が463、つまりここで7件のプラスということなのですが、そうなのですね。令和2年の段階では479件ということで、毎年毎年減少し、この間5年間で大体50件から55件の減少が続いてきていたと思うのですが、ここ令和6年で増えたということになれば、そこに一定の歯止めがかかったと、1年だけですから言えませんが、463件のうち6件辞めて1件継承ができたということは5件ですから、458件になるということですね。ほぼ維持ということになりますでしょうか。

今、新しいUターンや、地元にも専門の大学もあり、そういったところから新たな農業の魅力というものが発信されていって、そことの連携で就農につながるというケースが、北海道全体の中ではそう多くはないのですが、増えているのだということも聞いております。幕別町でもそういったことで

つながっていくことを期待したいと思いますが、進学の人1名という人の就農に至った経過などというの、できればお示しいただけますか。そういったPR活動なんかも含めて、恐らく農協さんが主だとは思いますが、やっておられるのかどうかということです。

それから、支援は600万円が3年で分割されていくのでしょうかというところは、ちょっとお答えがなかったのをお願いします。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） すみません。離農件数の内訳になりますけれども、6戸のうち、畑作が4件、酪農が2件となっております。

分析についてですけれども、令和6年度については、経営継承、我々が把握しているだけなのですが、畑作部門だけで12件ございまして、直近の年度ですと令和5年度が5件でしたので、これまでよりも比較的経営継承が進んだ結果、歯止めがかかったのかなと思っております。それにプラスして先ほど答弁ありましたけれども、新規就農があったということで、令和6年度は若干農家戸数が増えたのかなと思っております。

令和6年度に、先ほど申しました第三者継承があったということの詳細ですけれども、こちらについては、農業振興公社のほうに新しく就農したいということで相談に来られた方として、そこからアカデミーのほうで研修を受けていただいたのですけれども、その中で就農を希望される場所ですとか、就農希望する経営の形態、それに応じて農家さんとマッチングをした上で、令和6年度に新規就農するに至ったということでございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 何回聞いても3年間の助成が答えていただけないので、3年間通して600万円の支援ということで確認したいと思えますけれども、よろしいですか。

多少歯止めがかかったということは、期待したいところです。実際に離農、畑作4件、酪農2件の離農の理由がどういう理由だったのかということをお示しいただきたいのと、第三者に継承していく、あるいは経営継承するという5件のケースですね、こういうのがやっぱりどんどん進んでいくことが、後継者不足の中で維持につながっていくということなので、お答え聞いてその点では頑張っていってほしいというか、そういう成果が出ることを令和7年度も期待したいと思えます。

離農に至った理由だけでもう一度ご説明いただけますか。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 何度も申し訳ございません。

離農の理由なのですが、後継者がいらっしやらなかったことによる離農が全体6件のうち2件でございまして、純粋な高齢化が2件、その他、ちょっとこれは経営者が事故で亡くなられて、それによる離農ということでございます。あと、残りの1件が経営不振による1件で、合わせて6件となります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後です。

一番心配したのが経営不振、つまりこの間の農業情勢の中で、とりわけ畜産、酪農関係の資材の高騰、飼料の高騰を含めて、いい状況はありませんでした。そういう中で、もっと経営不振といいますか、やりたいのだけれどもできないのだということにつながったのではないかと思うのですが、1件だけだったということがありますから、これは畑作なのか畜産なのかお示しいただきまして、今後の農業支援策に期待をしたいと思えます。そこだけお答えください。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 経営不振による1件ですが、酪農ということになります。この方なのですが、令和6年度に辞められることになったのですが、これは蓄積によるものということなので、4年度、5年度、経営は大変厳しい状況であった方が結果的に辞められることになったということでございます。

- 委員長（岡本眞利子） ほかにはございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に 175 ページから 186 ページ、区分 21 について質疑をお受けしたいと思います。
ございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に 186 ページから 189 ページ、区分 22 について質疑をお受けしたいと思います。
中橋委員。
- 委員（中橋友子） ページ数では 188 ページの森林整備環境促進事業の中で、森林の整備を促進するという点で、これは環境整備はもとより、今の CO₂ 削減の中でも大変重要な事業だと思います。重点政策の中で、この森林に関わってカラマツ、トドマツの植栽について応援をするというようなものでありましたけれども、これはカラマツ、トドマツに限定している理由というのは何かあるのでしょうか。
- 委員長（岡本眞利子） 農林課長。
- 農林課長（密岡遼一） ご指摘いただいている事業なのですが、林業緑化推進事業補助金のことかと思えます。こちらについてなのですが、対象の樹種はカラマツ、トドマツ、あとその他の苗木ということで、例えばグイマツであったりとか、クリーンラーチであったりとかも一応対象にはしております。
- 委員長（岡本眞利子） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 今のその他のところを聞いたかったですから、私たちこの議会の産業建設常任委員会で、この 2 年間、随分このことで学ばせていただきました。特にクリーンラーチのことは、地元にも力を入れて生産されている方もいらっしやって、そういったものが普及されることによって効果が期待されるのだなというふうに思っていたものですから、しかし説明資料の中には一切それが出てこなかったの、そういう位置付けはないのかなというふうに思っておりました。今、お聞きしてちょっと安心しましたけれども、特に支援ですから、それぞれどんな形で支援されるのか、苗木 1 本について幾らとかというふうになっていくのではないかとは思うのですけれども、松の種類によって値段が変わっていくというようなことはあるのでしょうか。
- 委員長（岡本眞利子） 農林課長。
- 農林課長（密岡遼一） 林業緑化推進事業補助金の具体的な中身ですが、これについてはまだ内部事務の途中ですので、確定したものではないのですが、支援の内訳としましては、町内の苗木の生産事業者に対して、その出荷本数に応じて支援をしていくものなのですが、それぞれの樹種の生産費であったりとか需要も含めまして、カラマツ、トドマツについては、裸苗が 10 本当たり 5 円、コンテナ苗になりますと 10 本当たり 10 円、その他の苗木ということでグイマツであったり、F1、あとクリーンラーチかと思えますが、それについては裸苗が 10 本当たり 15 円、コンテナ苗になりますと 10 本当たり 20 円ということで、基本的にカラマツであれば、クリーンラーチと比べると 2 倍ぐらいの生産費の差があるものですから、そのあたりを考慮した単価設定としております。
- 委員長（岡本眞利子） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 生産されるところに支援をするということは、生産を促進させるという、そういう効果ですよ。実際に幕別町にあります町有林、民有林を含めて、そこに植栽される木なのですが、そこでは環境に配慮された木について推進していく、普及していくというような両面の取組があって、広がっていくのかなと思うのですけれども、その点はどうか。
- 委員長（岡本眞利子） 農林課長。
- 農林課長（密岡遼一） 今回の苗木の補助の目的としましては、林業の生産性の効率化ということで、コンテナ苗、そして優良種苗を普及させたいという目的がございまして、なので裸苗よりもコンテナ

苗の単価を引き上げているところでございます。コンテナ苗を推進していくに当たって、林業形態の聞き取りでは、コンテナ苗を令和6年度の事情ですけれども、要望しても配分がそれほどないというところでは、いろんなところ聞いたのですが、今の時点で必要な支援は林業形態の植栽の補助というよりは、もうちょっと生産を希望に近づけるということで、今回はその生産部分に対しての補助をしているところであります。今後、コンテナ苗の需要と供給が一致するか、それに近づくような段階で、もちろん植栽の部分についても補助はしたいと思っておりますし、コンテナ苗のよさはやっぱり玄人でなくても簡単に植えられるということもございますので、そういった植栽の例えば機械の補助であったりとか、そういう部分についても今後は補助をしていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 勉強になりました。

今の時点で、生産と需要と供給の関係なのですけれども、生産者は幕別だけではなくていろんなところに出荷していくのだと思うのですけれども、幕別町で植栽していくに当たって、カラマツ、トドマツを含めて、クリーンラチも含めて、計画的にやっていращゃると思うのですけれども、そういう植栽をしていく上において、環境に配慮したものがもっと普及されるような、そんな取組が期待をするところなのですけれども、その点だけはどんな取組になっているのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（密岡遼一） 環境に配慮された樹種の促進ということなのですが、我々の把握している範囲では、基本的に樹種の選定はカラマツ、トドマツが費用対効果の高い樹種ということで、基本的に手間のかからない樹種ということになっておりまして、例えばグイマツであったりクリーンラチ、これを植えてみようという方、もちろん環境を重視される方もいращゃるとは思うのですが、野ネズミの食害に強い樹種でもありますので、食害のひどいような山林に植栽をされる方が好まれるのかなというところもございます。なので、もちろん需要に応じた供給を実現していくという点で、今回クリーンラチの生産もより振興していくということで、単価の補助の差を設けておりますし、それは町としても意図するところではあるのですが、環境だけではなくて、そういった地域の実態にも応じたものを振興していくべきなのかなと思っております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいращゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、6款農林業費につきましては、以上をもちまして終了をいたします。

次に、7款商工費の審査を行います。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（高橋修二） 7款商工費について、ご説明を申し上げます。

190 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費4億5,939万7,000円、本目は商工振興や中小企業支援に要する経費で、説明欄の2番目、商工会振興補助事業は商工会に対する補助金、次の商店街活性化店舗開店等支援事業は、新規出店者が行う空き店舗の改修費用などに対する補助金で、新規1件分を見込んでおります。

説明欄の下段、中小企業融資保証料・利息補給事業は、次のページになりますが、中小企業融資に係る保証料および利子補給の補助金、次の新型コロナウイルス感染症関連融資利息補給事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、融資を受けた中小事業者に対する保証料および利子補給で、208件分を見込んでおります。

2目消費者行政推進費1,398万6,000円、本目は消費者行政推進に要する経費で、説明欄の消費者保護推進事業は、消費生活相談員3名分に係る人件費や消費生活センターにおける活動経費が主なものであります。

192 ページになります。

3 目観光費 6,691 万円、本目は観光や物産振興に要する経費で、説明欄の観光物産振興事業は、まくべつ夏フェスタをはじめとした各種イベントを実施する観光物産協会に対する補助金が主なものであります。

次のページになります。

説明欄の観光施設維持管理事業は、忠類地域の観光施設の維持管理に要する経費で、次のページになりますが、17 節備品購入費は道の駅忠類のオープン更新等に要する費用、説明欄の下段、アルコ 236 整備事業は、アルコ 236 の客室等の Wi-Fi 設備と冷蔵庫の更新費用であります。

4 目スキー場管理費 4,959 万 7,000 円、本目は明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要する経費で、説明欄のスキー場維持管理事業は、スキー場の補助作業員および管理作業員に係る人件費や、スキー場運営に係る経費が主なものでありますが、197 ページまでお進みください。

14 節工事請負費は、白銀台スキー場のリフト降り場の板の張り替え工事であります。

5 目企業誘致対策費 6,138 万 7,000 円、本目は企業誘致等に要する経費で、説明欄の企業誘致対策事業の 18 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金は、12 社分の固定資産税相当額の補助、細節 4 雇用促進補助金は、町民の新規雇用に対する補助で、1 社 1 名分を予定しております。

説明欄の 3 番目、工業団地取得資金貸付事業は、工業団地取得資金の融資に係る原資を金融機関に預託するものであります。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

190 ページから 197 ページ、区分 23 について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1 点質問させていただきます。

190 ページ、1 目商工振興費の中の細目、商工会振興補助事業についてであります。

この事業については、重点事業の骨子の 4 ページにあるのですけれども、あまり多く書かれていなくて、この内訳が分からないのです。昨年度の予算では、ここは約 4,200 万円の予算なのだけれども、今年は 1,800 万円の大幅な増額が、今、中身示されないまま増えているということがこの予算委員会で示されていることです。この中身を教えてください。

委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） こちら補助金につきましては、商工会の運営に要する補助金、あとはパークプラザの運営管理に係る補助金であります。

大きく増員となった要因といたしましては、パークプラザのキュービクルという受電設備の更新を予定しておりますので、その分の増額となります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今、施設の更新があったということでありました。

それは幾らなのですか。1,800 万円の中のどれだけなのかを教えてください。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 失礼いたしました。

工事費といたしまして、予定では 1,500 万円ほどで、1,504 万 5,800 円、これはあれですね、1,500 万円ほどの内訳となっております。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 残りの 300 万円ですね。幕別町商工業振興事業補助金交付規則では、補助金の算定の基準ということでは、三つの対処区分があって、経営改善普及事業費、管理費、一般事業費とい

うふうにあるわけなのですけれども、これで言うと残りの部分、今の大体 1,500 万円ぐらいの数字がちょっと聞こえてきたのですけれども、だから 300 万円はこの部分に該当する補助金が増えたというふうになるのでしょうか。この区分で教えてください。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 区分ごとの増となった要因ということでございます。

全体的に細かい部分での増という部分もありますけれども、主なものとしたしましては、まず経営指導員の設置に要する部分の人件費の部分、それから同じく施設の管理運営に関する部分、項目ごとに人件費がございまして、それぞれ人件費の増額によるものが主なものであります。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 令和 6 年 11 月 11 日付で、幕別町議会寺林議長様宛で、商工会から令和 7 年度の市町村補助金についての要望が出されていて、これは全議員が配られているもので、恐らく同じ中身のものが庁舎や町長宛でも出されているのではないかなと推察します。この中で、ちょっと気になっているものがあって、まく Pay です。まく Pay に関わって、既に退任された今村隊員の役割を果たしている人を、引き続き地域おこし協力隊として採用してもらいたいと。もしくは、商工観光課の機能の中で、この役割を担う人をつくってもらいたいというのが出ていました。これらの要望についてはあくまで要望で、町がどういうふうにかこれを受け止めるのかなのですけれども、幕別町の対応としては、それはどういうことになっていくのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） まく Pay の運営における、これまで地域おこし協力隊の隊員が関わっていた部分でございますが、あくまでも当初の導入支援、それからスタートしてから軌道に乗るまでの運営の中のデータの分析などを担ってまいりました。3 月末で退任となりますけれども、これまでの間、商工会の事業として自走していくために、分析をするための分析のツールといいますか、プログラムですとか、そういった部分については、任期中に作成をして事務局の職員に引継ぎをしているところでございます。先日、システムを運用しているベンダーとも話し合いをする機会がございまして、その部分についての相談をしまして、その分析の部分については我々本町が導入した以降も、システムのアップデートがされているので、そういった部分についても簡易にできるということで、その部分についてはベンダーのほうからも支援を受けられるというそういった体制となっております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） まく Pay は、幕別町商工会が主体で運営する、そういう事業ですから、であっても幕別町としてはしっかり支えていかないと、今この段階では大変心配されるものがあるなと思っています。ということは、そういう役割がなくても、そういう役割の人を配置しなくても、現状でやっていけるのだということの理解でいいでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） そのように、これまでも任期中の打合せにおいても、そのようなお話はさせていただいておりますし、実際にそういったことで準備も進めておりますし、先ほどのベンダーの対応というものもございまして、そういった部分で作業的には問題ないという判断をしております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） これで最後にしますけれども、昨日も地域おこし協力隊のところ、この質問に関わる質問をさせていただきました。地域おこし協力隊員がいつの間にか任期を終えて、いなくなってしまうぞと、貴重な話を聞きたいなど。実は、最後まく Pay に特化した仕事だったから、そういった場は考えなかったということだったけれども、本当は非常に重要な部分だったのだと思うの

ですよ。だから、その判断は正しいかどうかということについては、ちゃんと考えてほしい。そのように思います。

まく Pay については、来年の 12 月以降にシステム料の新たな部分の支払いが始まる中で、それをどうしていくのだろうという声がやはり伝わってきます。会員の中で、もし 6 億 9,000 万円の売上げということに達しなければ、独自に売上げの中からの手数料では賄えないことになる。その赤字分をどう補填するのかということのあり方の中で、商工会の会員全体でやるのか、利用の会員だけでやるのか、きつともしそんなことになってしまったときには、大変大きなことになってしまうと思う。何としても利用者を増やし、利用料金を増やすということを懸命にやっけていかないとならない料金だと思うものだから、そのことについては強くしっかりとした支援を町でもするよう要望していきたいと思えます。

以上です。何かあればご答弁ください。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 来年 12 月から経費負担が出てくるという部分につきましては、これまでも当然商工会であったり、町としても理解をしているところでございます。

これまでやってきた取組といたしましては、やはり夏ですとか冬の大型のキャンペーンというものを軸に、利用者数、利用額を増やしていくということに取り組んでまいりましたが、なかなかそれだけではこれまでも十分な利用額であったり、利用者の増にはつながっていない。全くつながっていないわけではなくて、それだけでは必ずしも来年の費用を捻出するまで至らないというところは、商工会であったり町としても十分認識をしております。このことにつきましては、定期的にまく Pay の運営協議会、推進委員会が定期的に開催されおまして、町もその席に同席をさせていただいて、町からの意見というか、そういった形でいろいろと要望をさせていただいております。中にはやはり大型店の導入という部分も考えなければいけないという部分と、あとはやはり夏と冬の大型のキャンペーンだけの利用ではなくて、ふだんに使っていただける、そういった取組を進めないと、やはり底上げにはなっていないものですから、そのあたり今後も十分商工会と協議をして、よりよいものになるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、7 款商工費につきまして、以上をもって終了をいたします。

審査の途中ですが、この際 13 時まで休憩をいたします。

12 : 02 休憩

13 : 00 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8 款土木費の審査を行います。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 8 款土木費についてご説明申し上げます。

198 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路・河川管理費 5,354 万 9,000 円、本目は、道路および河川の財産管理に要する経費で、道路・河川財産管理事業は、スノーポール、土のう袋など管理用消耗品のほか、道路台帳のデジタル化に伴う修正業務や公開型地理情報システムおよび除雪管理システムの保守点検業務に要する委託料が主なものであります。

199 ページになります。

2 目地籍調査費 6,281 万 7,000 円、本目は、地籍調査に要する経費で、地籍調査事業は、消耗品などの事務経費のほか、200 ページになります。12 節委託料、細節 6 地籍調査測量委託料は、継続地区 4 地区、合計面積 34.47 平方キロメートルの地籍調査を実施するものであります。

3 目樋門・樋管管理費 353 万 9,000 円、本目は、樋門・樋管の維持管理に要する経費で、樋門・樋管維持管理事業の主なものは、201 ページになります。12 節委託料で、町内にある 107 か所の樋門・樋管の定期点検等に要する委託料であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路新設改良費 9 億 4,382 万 3,000 円、本目は、町道の整備に要する経費で、道路新設改良事業の 12 節委託料は、町道の調査設計等に要する経費で、次のページになりますが、細節 6 東 3 条 4 条仲通調査設計委託料から細節 11 相川千住線調査設計委託料までの町道 5 路線のほか、細節 8 は、北海道が実施する旧途別川河川改修事業に伴う補償工事として、町が施工する相川 20 号橋改修工事に係る発注者支援業務で、道負担金を財源とするものであります。

13 節使用料及び賃借料は、相川 20 号橋改修工事に伴う仮橋の借上料などが主なものであります。

14 節工事請負費は、道路改良や舗装補修工事等に要する経費で、細節 2 文京学園通道路整備工事から、203 ページになります。細節 14 相川 20 号線道路整備工事までの町道 12 路線で 13 か所の道路工事を予定しており、地域別では幕別地域 12 工事、忠類地域 1 工事となっております。

なお、忠類 24 号線道路整備工事は、令和 6 年度の繰越明許費で 3,878 万 7,000 円を繰り越しているところであります。

21 節補償補填及び賠償金は、道路整備に伴う補償費等の経費で、細節 1 は、忠類 24 号線道路整備工事に伴う水道管の移設補償費であり、204 ページの細節 2 は、相川 20 号橋改修工事に伴う農作物の休耕補償であります。

2 目道路維持補修費 6 億 8,852 万 1,000 円、本目は、町道の維持補修に要する経費で、道路施設維持事業は、町道の維持管理に要する経費で、12 節委託料、細節 1 町道管理委託料は、幕別地域と忠類地域の除排雪を含めた通年の維持管理業務に要する委託料、細節 5 町道除雪等委託料は、幕別地域の町道除雪に係る委託料、13 節使用料及び賃借料、細節 5 除排雪機械借上料は、町道や公共施設の除排雪に要する機械借上料であります。

18 節負担金補助及び交付金は、205 ページになりますが、細節 3 は、音更町と共同で管理する十勝中央大橋の維持管理に要する負担金であります。

道路施設補修事業は、町道の補修に要する経費で、12 節委託料は、5 年に 1 度実施する橋梁の法定点検の委託料であり、当年度は 42 橋を予定しております。

14 節工事請負費、細節 3 橋梁長寿命化修繕工事は、南勢橋のほか、忠類地域のすみれ橋、錦橋、幌内 7 号橋、幌内 12 号橋の補修工事であります。

なお、南勢橋の補修工事は、令和 6 年度の繰越明許費で 3,046 万 5,000 円を繰り越しているところであります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 3 億 3,298 万 4,000 円、本目は、都市計画に関する経常的な経費であります。

都市計画総務事務事業は、都市計画審議会に要する経費が主なものであります。

206 ページになります。

説明欄中段の下水道事業会計補助金は、公営企業である下水道事業会計への補助金であります。

2 目都市環境管理費 1 億 8,244 万 3,000 円、本目は、公園の維持管理や補修に要する経費であり、公園施設維持管理事業の主なものとしては、207 ページになります。12 節委託料、細節 1 は、公園や学校などに設置する遊具の定期点検等に要する経費で、細節 2 は、公園やパークゴルフコースの草刈りや清掃に要する経費であります。

14 節工事請負費は、次のページになります。細節 2 緊急整備工事は、糠内公園のパークゴルフコース「やまびこコース」のトイレ改修工事のほか、幕別運動公園の「つつじコース」のあずまやを更新

する工事などであります。

説明欄中段のナウマン公園キャンプ場維持管理事業は、ナウマン公園キャンプ場の維持管理に要する経費であり、主なものは12節委託料、細節5の施設の利用案内と使用料の徴収を含めた受付業務、細節6の巡回清掃業務および細節7のごみ収集業務に要する委託料であります。

209ページになります。

3目都市施設整備費938万円、本目は、公園整備に要する経費で、公園整備事業は14節工事請負費が主なもので、細節1は、スマイルパークの東側トイレのフロア交換工事、細節2は、札内北公園およびほのぼの公園のベンチや野外卓などを更新する工事であります。

4項住宅費、1目住宅総務費443万4,000円、本目は、公営住宅を中心とした事務に要する経費で、住宅総務事務事業は、会計年度任用職員である公営住宅業務員に要する経費が主なものであります。

210ページになります。

2目住宅管理費3,385万4,000円、本目は、町が管理する住宅の維持管理や修繕等に要する経費で、公営住宅維持管理事業の主なものは、211ページになります。10節需要費、細節40の修繕料のほか、12節委託料、細節1の公営住宅管理人の管理委託料や、14節工事請負費、細節1の入退去時に伴い必要となる営繕工事に要する経費であります。

212ページになります。

3目公営住宅建設事業費7億7,661万9,000円、本目は、公営住宅の整備に要する経費であります。

公営住宅建設事業は、公営住宅の建て替えや改善に係る経費で、12節委託料、細節5は、新あかしや南団地建設工事の工事監理に要する委託料、細節6は、泉町団地126戸の長寿命化や脱炭素に向けた改善事業の実施設計に要する委託料、14節工事請負費、細節1は、新あかしや南団地の最終の建設となる9号棟、10号棟の2棟16戸の建設工事、細節2は、令和6年度に完成した7号棟と8号棟の駐車場などの外構工事で、9月までに外構工事を完了させて、10月から入居ができるように進めてまいります。

21節補償補填及び賠償金は、公営住宅等長寿命化計画において、令和14年度までに改善・集約および用途廃止を予定している団地の入居者に対し、移転が必要になる場合の補償費であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

198ページから205ページ、区分24について質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

山端委員。

○委員（山端隆治） 2目地籍調査の、199ページから200ページです。今4か所、32ヘクタールとちよっとあったのですが、できれば地域を教えてください。

それと、今までの進捗率、どれぐらい行ったか教えてください。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 今回、実施する地区ですが、継続4地区で、令和2年着手の中里の一部、令和3年着手の中里および五位の一部、令和4年着手の明倫の西側、令和5年着手の明倫の東側となっております。

進捗率につきましては、全体の大体27パーセントぐらいになっております。

○委員長（岡本眞利子） 山端委員。

○委員（山端隆治） 今、例えば農業が主なのですが、経営規模が大きくなってきて、地籍がきちっとならないと経営継承もできないし、人から買うこともできないということでちょっと問題になっているので、その辺もうちょっと早く進めるように、事業を使っているみたいなのですが、なるべく早くお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 答弁はいいですか。

では、ほかに質疑のある方は。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1点、質問させていただきます。1.5 ぐらいかもしれない。

209 ページ、3 目都市……

（まだですの声あり）

○委員（谷口和弥） まだだった。大変失礼をいたしました。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、次に 205 ページから 212 ページの区分 25 についての質疑をお受けしたいと思います。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 209 ページ、都市施設整備のところ、公園整備事業、ここに該当するか、ちょっとあれなのですけれども、明野ヶ丘公園、以前も一般質問でもお聞きしたことがあると思いますが、ワークショップ、令和 2 年に開催して以降、この計画によると、今年度は整備内容決定ということには、一応 7 年度にはなっているかと思うのですけれども、その進捗状況、それからもう一点、前回のときにトイレと、それからカシワの木の眺望とか、維持管理の伐採、こういうのはその後どうなっているのか、計画等もあるのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 明野ヶ丘公園の再整備ですけれども、今年度、令和 6 年度に民間活力の導入可能性調査を実施しまして、その中で整備に興味があるという 8 社といろいろ協議を重ねてきております。ただ、その事業者との協議が、今年度中、ちょっと調わなかったことから、来年度も引き続きどのような整備が可能かということを協議して、それからどういった整備内容がふさわしいのかというのを 7 年度中に決めて、8 年度からできれば着手していきたいと考えております。

カシワの木も、一応、町の森林組合のほうとも話をし、現地を確認しているのですけれども、かなり結構大きな木がありますので、予算がかなりかかるものですから、ちょっと計画を立てながら順次対応していきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 以前、参加した小学生も結構中学生ぐらいになったりして、どうなったのかなんていう声も聞くこともありますので、これは相手もいることですし、予算的にも大きいものですから、なかなかすぐにはというわけにはいきませんが、やっぱり着実に進めていただければと、期待の大きいものですから、その辺も提案したいと思います。

あと、木のほうは間伐なりとも、やっぱり少しでも眺望よく、また木もそろそろ 40 年以上たっているとしますので、病気等も考えられますので、その辺も、間伐のほうも進めていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 212 ページ、3 目公営住宅建設事業、12 節の泉町の団地改善実施設計業務委託料についてお聞きいたします。

現在、建て替えが行われているあかしや南団地の建設が終了後に、泉町の公営住宅の改修が行われるための実施設計計画が計上されたところであります。ご説明では、ゼロカーボンに向けた脱炭素の取組ということでお話がありましたが、泉町の公営住宅、そもそもの設計、外構設計が北海道に適しているのかという状況にぐらい、通路、あと中の小屋というかがかなり複雑になっていまして、特に 1 階がバリアフリーで設計されて、結構、足の悪い方とか高齢者の方とかが住まわれているのですが、一歩外に出ると危険な状況です。特に冬場とかは、壁があるのですけれども、模様のために穴が空い

ているので、そこから雪が入って、通路に入って足元が滑ると。雨の日になると、そこから雨が降ったりとか、風除室の入り口のところに雨がもろに入って、もうびしゃびしゃになったとか、特に冬になると、その入り口の扉が凍って開かなくて、ガンガンしてから入れるみたいな、かなり苦勞をされて住まわれている状況があります。そもそもの設計自体がどうなのだろうというところがあって、住まわれている方も大変苦勞されている状況があります。

特に今回、ゼロカーボンに向けて屋内の改修工事が行われるということだと思っておりますが、そこに併せて外構も一体的に取り組む必要があるのではないかと考えて、その辺の計画についてどのような考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 泉町団地の改修の改善の関係でございますけれども、これにつきましては幕別町の公営住宅等長寿命化計画に基づきまして改善をするということで計画をしております。

改善の中身としては、外構については今のところ改善するという考えはなかったのですが、建物について、屋上の断熱ですとか外壁の断熱、それから先ほどお話がありましたけれども、脱炭素ということで断熱効果の高い窓サッシの交換ですとか、あと室内の台所ですとか、洗面台等での照明のLED化というのを進めていくという考えでおります。

外構のほうにつきましては、先ほど委員のほうからお話がありまして、雪が降ったときに通路の部分に雪があつて滑るということで、昨年、一昨年前から町内会のほうからもそのようなお話がありまして、実は昨年、4号棟、一番北側になる棟になるのですが、その通路につきまして、最初、開口部のその穴の部分がある程度塞げないかということも考えたのですが、よくお話を聞いたら、やはり冬場、そこを散歩される方がいらっしゃるということで、その際に滑るのだというお話もありまして、昨年、滑り止め塗装というのを施工させていただきまして、その後、雪が降った後に私も現地のほうに行きまして確認をさせていただきましたら、ちょうど除雪をされている入居者の方もいまして、滑らなくなって安全になりましたというお話も、お声もいただきましたので、今のところは特段、外構のほうについては、何か改修をするかということについては今のところ考えておりません。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 私も存じております。その4号棟、3号棟だったらちょっとあれですけども、塗装が入って、ほかの階の方から、うちの号棟にも入れてほしいという声も聞いています。その部分は滑らないとか、その部分はよいのですが、根本的な問題、いわゆる穴から雪が入るとか雨が入るといった根本的な問題は改善されていないのです。やっぱり対症療法的な問題ではなくて、今回、改修工事を行うのであれば、一体的に行うということもやはり考えていく必要があるのではないかなと思って提案させていただきました。町としては改修しないというお話ではありますけれども、やっぱり泉町公営住宅、デザイン的にすごく先進的なのか、革新的な、かなり先進的なデザインではあるのですが、やはり利用状況がかなりよくないものですから、やはりもっと、改修が行われるのであれば一体的に改修して、住民の方がよりよく住みやすい状況の改善を行えるタイミングであれば行うべきだと思っておりますので、要望しておきます。

○委員長（岡本眞利子） 答弁はありますか。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 泉町の公営住宅の外構と、それから入り口付近の関係だと思っておりますけれども、まず入り口付近については、以前、町内会長会議の関係でご要望をいただきまして、現地確認して、先ほど課長が答弁したような対応をしたというような状況です。それは今後、壁に穴が空いている部分を修繕するかどうかについては、今、予算で見ている実施設計の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、外構につきましては、今、実施設計で見ているのはあくまでも建物の改善の部分の実設計なものですから、外構につきましては、段差があるとか、そういった部分は通行などに支障を来す部

分があるものですから、そういった部分は再度職員で調査したりとかしながら、改善に向けて今後必要であればやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 特に1階、バリアフリーで室内に段差なく入れるものですが、でも入り口前で段差があるというので、そういったところも考えて研究していただければと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 209 ページ、3目都市施設整備費ですね。先ほども公園整備のことでは質問があったけれども、ちょっと場所が違うから、関連とはしませんでした。

スマイルパークに関わってであります。

私は、令和5年12月の議会で、町民の要望の中で多かったものでありましたドッグランの設置を求めた、そういうことがありました。そのときの答弁は、予防接種の時期にアンケート調査をするなど、1年間検討して答えを出しますということでありました。その間、1年たったわけですけれども、何も、何か出ていけば説明があるのかなと思ったけれども、何もないことがちょっと遺憾なところでありますが、今回の予算書の中にはそれらが無い。どういうふうな調査があって、どんな議論を経て、予算がないということは今年度はやらないということなのだろう、そういう結論に至ったかを説明してください。

もう一つ、スマイルパークに関して言うと、百年記念ホールの事業に関わって、駐車場のことなのです。百年記念ホールの北側、それから東側に利用者の方の駐車場があるのだけれども、いかんせん十分な台数のものになっていないなど、それから入り口までの距離があるなど、その辺のことは多くの方から言われるところなのです。特に冬は雪が降ってしまうと、どうしても除雪の山があって狭くなる。

（教育の声あり）

○委員（谷口和弥） 百年記念ホールではないのだよな、駐車場なのだよな。それでも教育費がいいか。こっちだよな。

○委員長（岡本眞利子） はい。

○委員（谷口和弥） 冬場はそうだし、夏場、土日だとパークゴルフのお客さんがたくさんいて、日中の行事ができないとか、要は開演時間が30分とか45分とか早くにあるわけだけれども、それよりもちょっと遅れてしまった人は駐車ができなくて、開場がそうなのだけれども、開演時間に間に合わなくて遅れて入ってしまう。当然、それは苦情になるわけです、もう二度とこんなところ来るかと。これはやっぱり改善するべきところ、面積を増やしていかねばならないだろうし、それから足の弱い人に対して、もっと入り口に近いところに駐車場を置くことが必要なのだろうなど、そのように思っているところです。そういう考えがあるのかどうなのか、この2点お尋ねしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） はじめに、ドッグランの関係ですけれども、令和6年度、10月8日から11月10日の間に無作為抽出による郵送で536名の方にアンケート調査を実施しております。回答があったのが218件で、全体の40.7パーセントになっております。その中で、ドッグランの設置に賛成と答えた方が113名で、51.8パーセントの方が賛成ということになっております。これを受けまして、町としてもドッグランの必要性はあるということで、令和7年度にスマイルパークの空いている場所で試行的にドッグランをやってみようと考えております。その際には、地域の方のアンケートとか聞き取りも行って、本格的に設置するかどうかは、令和7年度中にその試行の段階を見て決定したいと考えております。

それと、百年記念ホール、スマイルパークの駐車場についてなのですが、こちらにつきましては、パークゴルフ場と百年記念ホールと併用している駐車場になっておりますので、大会が重なっ

たり、コンサートが重なったりした場合には、駐車場が不足する場合もあるかと思いますが、その辺は教育委員会とも協議しながら、こういった方法があるか検討していきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ドッグランについては、必要性はまずあるだろうというふうに結論が出たと。そして、令和7年度にお試しで、どこかドッグランスペースを造ってみるということですね。そういったことが、この出されている資料から分からないものだから、説明があつてよかつたし、事前に、やはり一般質問の内容でもあることだ、説明したことのほうが丁寧でいいと思います。そんなことを伝えさせてもらいます。

駐車場です。教育委員会と調整しながらということの答弁でありましたけれども、これは長年の課題のはずなのですよ。ずっと変わらないで来ている、そういうものです。性急に台数を増やす方向でいかないとならないものだと思いますので、よく協議をして、なるべく早い時期に増やすということの結論の下、具体的な作業を進めていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） ドッグランの関係なのですけれども、私の先ほどの説明でドッグランの説明をしなかったのは、今回の令和7年度の予算には反映されていなかったものですから、その部分でしなかったという部分でございます。

あと、調査に当たっては315名の方から回答をいただいたのですが、やはり回答をいただくというか、回答をする側のほうとしては、やはりドッグランを造ってほしいという方のほうが多いものですから、どうしても犬を飼っている方の回答が多かったのです。実際、前回の一般質問のときにも回答しているのですが、実際に犬を飼っている方は、町民のうち1,260人程度ですね。そういう回答を一般質問のときにもしていますけれども、その中で、今回、犬を飼っている人が半分以上の回答をしている状況がありますので、ちょっとそういった部分で、アンケートを全て町民の声というふうに理解しているわけではございません。なので、いきなり実施するのではなくて、試行しながら再度検討していくというような形で考えているような状況です。そして、やっていくには、例えばどのような改善点が必要かということも含めながら、実施していく場合には、そういった部分を含めて、今後実施していきながらそういった改善をしてやっていきたいと思っています。

それから、スマイルパークの駐車場の件なのですけれども、足の不自由な方とかは、通常、あそこの入り口というのは、すぐ前に通路がありまして、道路がありまして、車で行けるのです。ですから、そここのところで例えば降ろしていただいて、一緒に来た方が駐車場に行くという方も、かなりそういうような形で利用されている例が多いとは思いますが、どうしても駐車場から行くという部分は一定程度の距離はあるのですが、あそこの施設で駐車場が遠いからということで役場のほうというか、公園管理している私たちのほうに、土木課のほうに苦情があるというような状況はなかったものですから、先ほど課長が答弁したように、今後、教育委員会と協議しながら、本当に必要性があるのかどうかという部分を含めて検討していくことになるかと思っています。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 回答のあり方として納得のしやすいものと、そうでないものがありましたね。予算書にないからしなかったのだというのは、説明の中ではしなかったことにはなるのかもしれないけれども、さっきも言ったように、やっぱり質問者には事前にこういう結果が出ていますというような話があつてしかるべきだなと。ここで私が言わなかったら、ドッグランのことは実際に何か立ち出すまで何も分からなかったということだ。そういうことは、あまりよろしくないのだと思う。

駐車場、足の悪い人は降ろしてもらつてということがあつただけけれども、実際、駐車場スペースから歩いていくということをちゃんと想定していただきたい。その辺も、ちょっと話が百年記念ホール側まで行っていて、教育委員会にまとめにいくときに小さくなっていくということもあるわけだか

ら、土木のほうに届いていませんということでは、ちょっと済ませられないような状況があるのではないかなということ想像しました。

私の思いを述べさせてもらったところです。何かあったら、答弁をお願いします。

○委員長（岡本眞利子） 教育委員会のほうから、何か答弁ございますか。

教育部長。

○教育部長（白坂博司） 百年記念ホールの利用者の関係でということでお話しさせていただきますけれども、確かにイベントがあったときに、パークゴルフ利用者が止めている車とかぶって駐車できないとかということで、そういった声はいただいております、増築というか、駐車場の増設についても、百年のほうからも要望はいただいているところでもあります。実際、どのぐらい、例えばそうしたら期間のうちどのぐらいそういった状況があって、どのぐらいの台数が足りないのかとか、その辺、具体的な数字も含めて状況のほうの把握をさせてくださいという話を私どものほうからも百年のほうにはお話しさせていただいております、そこについて、百年のほうもある程度そういった把握を踏まえながら、再度どういった形がいいのかということで要望したいというお話もいただいておりますので、現場の状況なんかを私どもと一緒に把握した上で、今後どうしていくかということは決めていきたいとか、検討していきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） これで最後にしますけれども、土木のほうには行っていなくても、教育委員会のほうにはそういった駐車場のことでの要望は出ていたということが、今はっきりと答弁の中にあっただけであります。教育委員会と百年記念ホールは、とても今、風通しがいい関係だと思うから、しっかり議論をして、そして結論を出して行ってください。特に答弁はよろしかったです。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 公園に関わることでありますが、それぞれ場所が違うので、私も関連ということでは申し上げないのですが、土木のページ数としては、公園が、例えば 207 ページの工事請負費とか、順次出てきています。私、お尋ねしたいのは、幕別町内の中の公園の、一つはトイレの問題です。高齢者が利用しやすいというようなことで水洗化を求める声が過去にもあったかと思います。今、どこまで進んでいるのかということが一つです。

二つ目、その公園の管理のあり方で、例えばここでは委託で業者がやるということも都市公園の中であるのでしょうけれども、町内会に委託をして管理をしているということがあります。それで、それぞれの数と、町内会の管理が、人が少ない、高齢化が進むという中で難しいという声を聞いているわけですが、実際にその声が町のほうに届いているかどうかは分かりません。そういった関係で、公園の管理のあり方について、今までのような方式をずっと続けられていく考えなのかどうか。特に、前段に戻りますけれども、水洗化などになっていくと、管理は結構難しいのです。水圧ですとか、適切な使用の仕方をしないと詰まってしまうとかあるものですから、両方兼ね合わせてお尋ねをしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） まず、はじめに公園の水洗化ですけれども、町内の公園 53 か所に 66 か所のトイレがございます。そのうち、水洗化されているトイレが 43 公園で 52 か所になっております。水洗化率は 78.8 パーセントとなっております。

二つ目のご質問ですけれども、公園の管理の実態ですけれども、町内全体で 98 の公園があります。そのうち直営、土木課で管理しているのが 14、事業者に委託しているのが 23、町内会で管理しているのが 58 の公園となっております。

あと、3つ目の質問ですけれども、町内会の管理が難しいという声は、土木課のほうにもここ数年多くなってきております。そのことも踏まえて、改めて、町内に街区公園が全体で 62 か所あるので、街区公園について、その数が適正なのかどうかも含めて令和 7 年度中に検討して、今後

の管理の方向性についても考えていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ町内の声も聞いて、今おっしゃってくださったように方向性を検討していただきます。

それで、水洗化が78.8パーセントということは、随分進んできたのだなと思います。当然、冬場の使用はできないということはあるのですが、水洗化が進んできている一方で、水洗が水圧の問題ですとか、いろんなことがありまして、例えばですけれども、北栄町辺りに新しい公園ができて、水洗化にもなっているのですが、実際は、もう水洗化の役割はあまり果たしていないなという、そういう状況も実はあるのです。したがって、水洗化を進めることは大事だと思いますから、やることと、管理を、ここは恐らく直営なのか委託なのか、どちらかだと思うのですが、常時、そういったトイレについてなどは、地域の人々の協力も含めて細かな管理が要るのではないかと思います。そういった管理のあり方などもぜひ検討していただいて、せっかくならうやうやって広まっていることは大変いいことだと思いますので、役割が果たせるように気を配っていただきたい。申し上げて終わります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、8款土木費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、9款消防費の審査を行います。

9款消防費の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 9款消防費についてご説明申し上げます。

予算書は213ページになります。

9款1項消防費、1日常備消防費7億3,179万2,000円であります。

1市18町村で構成する、とかち広域消防事務組合への分担金で、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器の部分更新と、忠類支署に配備する水槽付消防ポンプ自動車1台の更新に係る費用が含まれております。

2目非常備消防費3,783万7,000円であります。

幕別町消防団に関わる経費で、消防団活動推進事業、1節報酬は、消防団員150人の年額報酬と災害および訓練出動等に係る出動報酬が主なものであります。

215ページになります。

非常備消防施設維持管理事業は、消防団施設および車両に係る維持管理に要する経費であります。

3目消防施設費2,908万9,000円であります。

消防施設整備事業は、消防施設整備、消防車両の更新、管理に要する経費であり、次のページになります。14節工事請負費は、消防庁舎札内支署のボイラー設備更新工事、18節負担金補助及び交付金は、消火栓取替え工事に伴う負担金であります。

4目水防費50万円であります。

水防対策に要する経費であり、15節原材料費は、水防活動に伴う土のう袋等の資材購入に係る費用が主なものであります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

213ページから216ページの区分26について質疑をお受けいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） ページ数213ページの消防団活動推進事業に関わっております。

全国的な課題でもあるのですけれども、団員不足というところは継続的な課題かと思っております。報酬面等も上げて、そういったこともされておりますが、なかなかこの団員不足という部分は解決しないのかなと思っておりますが、次年度、何かそこに向けて、現状の把握と対策等、お考えになっているものがあれば、お示しいただければと思います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課消防担当参事。

○防災環境課参事（消防担当）（西川浩之） 消防団員の確保という部分では、全国的に課題となっているところでございます。幕別町におきましても、現在 134 名、定員 170 名のところを 134 名となっており、団員確保は難しい問題となっております。

現状なのですけれども、各町内の SNS 等広報媒体、こちらを利用して団の PR、それから団員の募集等を行っているところでございます。また、各種イベントで団員の募集も実施しているところでございます。

今後につきましても、令和 7 年度につきましても、同様に各種町内のイベント等で団員募集、PR 活動を行っていきたいと思っております。また、現団員さんをお願いいたしまして、個人的な勧誘活動ですとか、各種事業所回りをさせていただいて、団員の確保に努めているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） よく分かりはしました。私も団員だった頃があって、ただ、なかなか自分のライフスタイルに合わせていくとその責務が果たせない部分も多々あり、現在は退団しているところではありますが、やはり周りにもそういった方々がたくさんおられて、やはり今の時代の変化であったりとか、それぞれのライフスタイルも変わってきたり、それから人の考え方というのも変わってきているのは皆さん承知の上かと思うのですが、そういうことに合わせながら、消防団という組織自体の、その組織はとても大切な組織だと思いますし、そこで人がつながっていくということは、まさにこれからの時代、大事ななとつくづく感じているところではあります。成り手というところでいきますと、今の現状の形でどれだけ募集をしても、それから口コミとかそういう話も、なかなかいないのだろうなと懸念されるところであります。

現在、団員になられている方々も、いろんな改善案とか、あるいはこうしていったらいいのという部分があったりとか、そういった意見をお持ちの団員さんもたくさんおられて、ただ、それを伝える場であったりとか、それを受け止めていただけるような場であったりとか、そういったものがなかなか今の段階ではないのかなと感じております。そういった報酬面とか衣服とか、そういった提供というのを待遇改善するだけでは解決しないと思っておりますので、そういった場であったりとか、そもそも今の、たくさん町内にはいろんな分団があるわけなのですけれども、その分団の編成のあり方とか、そういったことなども根本的に少し考えていくべき時期かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課消防担当参事。

○防災環境課参事（消防担当）（西川浩之） 令和 7 年度以降におきまして、消防団員の方々とも協議いたしまして、そういう場を少しでも広げていって、団員確保に努めていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、9 款消防費につきまして、以上をもって終了いたします。

次に、10 款教育費の審査を行います。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（白坂博司） 10 款教育費につきましてご説明を申し上げます。

217 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 228 万 9,000 円、本目は、教育委員の活動に要す

る費用であります。

2目事務局費6,094万3,000円、本目は、教育行政事務を行う上での費用で、教育総務事務事業の1節報酬は、義務教育学校開校準備委員会委員9人の報酬、7節報償費は、義務教育学校「まくべつ学園」の校歌制作に係る専門家への謝礼、218ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の細節10は、令和7年度末で閉校する途別小学校の閉校記念事業に係る補助金であります。

次に、会計年度任用職員給料等支払事務事業(教育)は、教育委員会事務局の事務補助員1人、学校教育推進員3人、子どもカウンセラー3人、スクールカウンセラー3人に要する費用であります。

219ページになりますが、学校運営協議会運営事業は、学校運営協議会委員41人の報酬のほか、各中学校エリアで実施する乗り入れ授業等の教育活動に対する小中一貫教育推進交付金の交付が主なものであります。

220ページになります。

魅力ある高校づくり支援事業は、幕別清陵高等学校および中札内高等養護学校幕別分校における特色ある教育活動に対する補助金であります。

221ページになります。

3目教育財産費1億1,892万8,000円、本目は、学校施設等の管理に要する費用で、学校教育施設維持管理事業は、小・中学校13校と教職員住宅71戸の維持管理に要する費用であります。

223ページになります。

学校教育施設整備事業は、老朽化した学校施設等の大規模な補修工事に要する費用を計上するもので、令和7年度は札内東中学校地下オイルタンクライニング工事や札内東中学校ボイラー更新工事のほか、小・中学校3校における学校林整備工事に要する費用であります。

4目スクールバス管理費1億2,015万8,000円、本目は、スクールバス運行に要する費用であります。

224ページになります。

5目国際化教育推進事業費1,611万8,000円、本目は、国際交流員によります小中学校等における英語指導に要する費用であります。

225ページになりますが、6目学校給食センター管理費3億6,387万7,000円、本目は、幕別学校給食センターおよび忠類学校給食センターの給食提供と管理運営に要する費用であります。

学校給食センター給食提供事業は、児童生徒・教職員を合わせて、幕別は1日約2,300食、忠類は1日約160食を見込んだ給食の提供に要する費用であります。

226ページになります。

10節需用費、細節61は、児童生徒の給食食材購入に対する町の支援費用であり、1食当たり22円、年間約40万6,000食を見込んでおります。

227ページになりますが、17節備品購入費、細節2は、忠類学校給食センターの真空冷却機、細節3は、幕別学校給食センターのプレハブ冷蔵庫冷却ユニット、細節4は、幕別学校給食センターの給食配送車1台をそれぞれ更新するための費用であります。

学校給食センター維持管理事業は、学校給食センター施設の維持管理に要する費用であります。

229ページになりますが、14節工事請負費は、細節1は、幕別学校給食センターのボイラー設備等の更新工事、細節2は、忠類学校給食センターのエアコン設置工事を行うための費用であります。

230ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費2億9,397万4,000円、本目は、小学校8校の管理に要する費用であり、本年度の児童数ですけれども、前年度より22人減の1,235人、教職員数は142人の見込みとなっております。

小学校維持管理事業、1節報酬は、町で任用する6校6人の学校事務補助員、5校36人の特別支援教育支援員および臨時英語指導助手1人に要する費用であります。

231ページになりますが、12節委託料、細節5は、医療的ケアが必要な児童に対し、看護師を学校

へ派遣する費用であります。

232 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

学校健康診断事業（小学校）は、児童および小学校教職員の健康診断等の実施に要する費用が主なものであり、12 節委託料は、教職員のストレスチェックに要する費用であります。

233 ページになります。

2 目教育振興費 4,514 万円、本目は、小学校の教育活動および保護者負担軽減に要する費用であります。

小学校教育活動推進事業、13 節使用料及び賃借料、細節 21 授業支援ソフト使用料は、協働的な学びの充実を図るために導入する授業支援ソフトのライセンスに要する費用であります。

17 節備品購入費、細節 2 教育用 ICT 機器は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して更新しました学校サーバと教職員用パソコンの償還金であります。

保護者費用負担軽減事業（小学校）は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業であり、234 ページになりますが、19 節扶助費の新入学児童学用品費入学前支給をはじめ、就学援助などの費用が主なものであります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 1 億 7,796 万 2,000 円、本目は、中学校 5 校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は、前年度より 17 人減の 696 人、教職員数は 93 人の見込みであります。

中学校維持管理事業、1 節報酬は、町で任用する 3 校 3 人の学校事務補助員および 3 校 7 人の特別支援教育支援員に要する費用であります。

236 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、学校規模に応じた必要な管理費を、237 ページになりますが、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2 目教育振興費 6,528 万 7,000 円、本目は、中学校の教育活動および保護者負担軽減に要する費用であります。

中学校教育活動推進事業、1 節報酬は、部活動地域移行に係る諸課題について検討を進めるための部活動地域移行検討委員会委員 8 人の報酬であります。

7 節報償費、細節 3 は、部活動などで優秀な成績を収め、全国・全道大会に出場する際の費用を補助するものであります。

238 ページになりますが、10 節需用費、細節 5 の教師用指導書と、13 節使用料及び賃借料の細節 20 教師用指導書使用料は、令和 7 年度から使用する中学校用教科用図書に係る指導書の購入とデジタル指導書のライセンスに要する費用であります。

同じく 13 節、細節 21 授業支援ソフト使用料は、小学校と同様、授業支援ソフトのライセンスに要する費用であります。

17 節備品購入費、細節 2 教育用 ICT 機器は、こちらも小学校同様、教職員用パソコン等の償還金であります。

保護者費用負担軽減事業（中学校）は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業であります。

18 節負担金補助及び交付金、239 ページになりますが、細節 4 は、中学生の修学旅行に要する費用の一部を補助するものであります。

19 節扶助費は、新入学生徒学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などの費用であります。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1,980 万 5,000 円、本目は、文化賞・スポーツ賞等表彰式のほか、小学生国内交流事業や中学生・高校生海外研修事業などに要する費用であります。

社会教育総務事務事業は、生涯学習推進員 1 人に要する人件費のほか、241 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金の各種団体等に対する補助金が主なものであります。

小学生国内交流事業は、神奈川県開成町と高知県中土佐町からの受入れと、埼玉県上尾市へ本町の

小学校5・6年生10名を派遣するための費用であります。

242 ページになりますが、中学生・高校生海外研修事業は、オーストラリアのキャンベラ市との相互交流事業で、中高生18名を派遣する費用であります。

243 ページになります。

2目公民館費1,330万円、本目は、糠内・駒島公民館およびまなびや相川と中里の管理運営費のほか、しらかば大学運営に要する費用であります。

245 ページになります。

3目町民会館費2,915万5,000円、本目は、町民会館の管理運営に要する費用であります。

246 ページになりますが、14節工事請負費、細節1は、町民会館塔屋の経年劣化による壁の改修工事に要する費用であります。

4目郷土館費1,163万6,000円、本目は、ふるさと館の管理運営などに要する費用であり、生涯学習推進員1人と事務補助員1人に要する人件費のほか、施設の維持管理に要する費用が主なものであります。

249 ページになります。

5目ナウマン象記念館管理費3,084万9,000円、本目は、ナウマン象記念館の管理運営に要する費用であります。

化石発掘調査研究事業は、本町の学芸員を中心にナウマンゾウ化石の発掘調査に要する費用で、昨年10月に忠類地域で54年ぶりにナウマンゾウの化石が発掘されましたことから、本年度は未発掘エリアを調査するとともに、12万年前の地層から発掘しました昆虫化石の鑑定等に伴う指導謝礼のほか、250 ページになりますが、13節使用料及び賃借料の重機借り上げに要する費用が主なものであります。

ナウマン象記念館発掘等体験講座事業は、発掘体験講座等の専門機関への委託料と講座で使用する化石の購入費用が主なものであります。

ナウマン象記念館維持管理事業は、事務補助員3人に要する人件費のほか、施設の維持管理に要する経費が主なものであります。

252 ページになりますが、14節工事請負費、細節1は、54年ぶりの化石発掘によりまして、ナウマン象記念館の来館者の増加が見込まれますことから、より快適に鑑賞できる空間を提供するため、展示室のエアコン設置工事を行うものであります。

6目集団研修施設費203万6,000円、本目は、集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であります。

253 ページになります。

7目図書館管理費7,060万6,000円、本目は、本館、札内および忠類分館の管理運営に要する費用であります。

図書館を核とした地域づくり事業の1節報酬は、図書館協議会委員10人分の報酬、254 ページになりますが、13節使用料及び賃借料は、郷土の史跡や地域の観光資源などについて情報発信するために必要なアプリケーション「マチアルキ」の使用に要する費用であります。

図書館蔵書整備事業は、図書資料3,700冊、AV資料54タイトルの購入費用であります。

マイファーストブックサポート事業は、本年度は民間企業の寄附事業を活用し、事業を拡充して実施するものでありますが、7節報償費の絵本作家によるワークショップに係る講師謝礼と、10節需用費は、寄附事業の目的でもあります環境に配慮した素材を活用した絵本バック作成に係る費用などが主なものであります。

図書館維持管理事業は、事務補助員1人とブックモバイル運転手1人、図書館司書8人に要する人件費が主なものであります。

257 ページになります。

17節備品購入費、細節1は、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用し行う、図書館3館および中学

校5校の図書システムの更新費用であり、18節負担金補助及び交付金、細節6は、町民文芸まくべつの発行に係る交付金であります。

258 ページになります。

8目百年記念ホール管理費9,379万6,000円、本目は、百年記念ホールの管理運営に要する費用のほか、芸術・文化公演事業は、忠類地区の生涯学習講座および特別講演会に要する費用が主なものであります。

259 ページになります。

9目アイヌ施策推進事業費15億6,014万円、本目は、アイヌ文化の拠点となる施設の整備とアイヌ文化の伝承・普及事業に要する費用であります。

アイヌ文化拠点空間整備事業はハード事業であり、14節工事請負費は、260ページになりますが、生活館棟、展示館棟の建設工事と蝦夷文化考古館保存改修工事および駐車場整備など外構に係る工事費であります。

アイヌ文化振興事業はソフト事業で、7節報償費、細節1アイヌ文化振興事業謝礼は、復元チセ建設に向けた演習や着物作成技術伝承支援事業、アイヌ伝統料理や木彫りなどの体験講座等に要する講師謝礼、12節委託料は、アイヌ文化事業の宣伝を目的とするプロモーションフェアの開催や、261ページになりますが、復元チセ建設に向けた柱材レプリカ作製、小学生を対象としたアイヌ語等の公営塾開設に要する委託料などが主なものであります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費1,399万9,000円、本目は、スポーツ推進委員12人の報酬や大会参加奨励金のほか、各種スポーツ団体の活動支援に要する費用であります。

保健体育総務事務事業は、262ページになりますが、7節報償費、細節3の少年団や部活動などで全道・全国大会に出場する際の交通費や宿泊費などの費用を補助する参加奨励金が主なものであります。

263ページになりますが、アスリートと創るオリンピックの町創生事業は、運動・スポーツを支えるための講演会および町内出身アスリートとの交流事業に要する費用のほか、18節負担金補助及び交付金、264ページになりますが、細節3のスポーツ合宿誘致に取り組むための補助に要する費用が主なものであります。

2目体育施設費1億2,142万5,000円、本目は、屋内および屋外運動施設の管理運営に要する費用であります。

屋外体育施設維持管理事業は、運動公園陸上競技場や野球場など、屋外体育施設の維持管理に要する費用であります。

265ページになりますが、屋内体育施設維持管理事業は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館等の維持管理に要する費用であり、10節需用費のほか、本年度は、266ページになりますが、14節工事請負費の細節1札内スポーツセンターアリーナ床ウレタン塗装工事を実施します。

267ページになりますが、町民プール維持管理事業は、町民プールの管理運営に要する費用であります。

268ページになります。

クマゲラハウス維持管理事業は、クマゲラハウスの管理運営に要する経費であり、事務補助員3人に要する人件費が主なものであります。

以上で、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わったところですが、この際14時15分まで休憩といたします。

14:06 休憩

14:15 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

217 ページから 223 ページ、区分 27 について質疑をお受けしたいと思います。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 223 ページです。

教職員住宅に関してなのですけれども、今現在、入居率はどんな感じかということと、それから校長、教頭先生でも、実際は、夜は近いところの方は自宅に帰られているような方もいるような感じで、女性の方が増えたりして子育て等の理由でということもあると思うのですけれども、今後、結構、空いている教職員住宅、そしてかなり老朽化が進んでもう使用に耐えない部分もあると思います。今後、それらに対してどういうふうに対処していかれるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） ご質問の 1 点目、教員住宅の入居状況になります。

今現在、全戸数が 71 戸で、今年度の状況で申しますと、25 戸の入居、空き家となっているのは 46 戸、入居率でお伝えしますと 35.2 パーセントであります。

ご質問の 2 点目、今後の対応についてであります。

令和 6 年 4 月に教員住宅戸数の適正化方針、こちら策定しておりますが、市街地においては、民間賃貸住宅等の供給数の増加や通勤圏の拡大などを理由に、入居率が低いことから建て替えは行わないものと考えております。農村地区におきましては、住環境を考慮するなど管理職等の意見を伺いながら、教職員住宅の適正な戸数を図って、今後も入居が見込まれない住宅等が発生した場合には、有効な活用の方策を関係課と協議することとしております。

○委員長（岡本眞利子） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） なかなか難しい部分もあって、一般にはなかなか貸せないとか、そういった部分もあると思いますし、老朽化のところは市街地の中学校でも結構目につくところがありまして、外観上も防犯上もよろしくないかと思しますので、その辺のところも工夫していただくよう提案して終わります。

○委員長（岡本眞利子） 答弁はいいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 今後、用途廃止等、必要な方策について検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

小田委員。

○委員（小田新紀） 2 点質問させていただきます。

217 ページの報償費、まくべつ学園校歌制作費に関わってです。

先ほど、一般質問での同僚議員の質問に対して、子どもたちの声を聞き取りながらということ、そこを使いながらということでお答えがございました。

質問としては、今後どうやって作り上げていくかという過程についての質問となりますが、子どもたちが上げた声をそのまま幾つか、例えば多かった言葉を取り入れるとか、そういうような感じで終わってしまうのか、どういったことで予定されているでしょうか。

もう一点です。2 点目は、218 ページ、報酬の学校教育推進員報酬の部分になります。

会計年度任用職員の中でも、月額においても非常に大きい金額にありまして、教育現場経験のある元先生と、元教員ということであったりとか、教育行政においてその役割・責任というのは大きいものだろうと認識しております。しかしながら、現場においてせっかくそういった人材の先生方がおられる中で、どういう役割を果たしてくれているのかとか、それからそういった役割の方がそもそもいらっしゃるということ自体も知らなかったというようなこともあります。それらを含めて、改めて教

育委員会として、町として、期待される役割について伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 1点目、まくべつ学園の校歌についてであります。

令和6年11月に、幕別小学校および中学校の児童生徒に対し応募用紙を配付して、校歌の歌詞に入れたいフレーズ、こちらを募集いたしました。校歌の歌詞に入れたいフレーズの募集結果は、先日の答弁でありましたように、幕別小学校では148人から469フレーズの応募があり、「元気」「楽しく」「みんなで」、そういったものが多く、幕別中学校では38人から207フレーズの応募があり、「たくましく」「美しく」「輝く」、そういった多くのフレーズがございました。今後、フレーズの募集結果を令和7年4月以降に、歌詞、作曲を専門家のほうに提供することで考えております。

次に、ご質問の2点目、学校教育推進員の業務内容についてであります。

現在、3名の学校教育推進員が配置されておりまして、学校における教育課程、学習指導、その他、学校教育に係る専門的事項に対して指導や助言を行っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず、1点目についてです。教育現場において、かねてよりこのまくべつ学園の創設に向けて、子どもたちの思いや学校現場の思い、地域の思いをしっかりと酌み取ってほしいという、また同僚議員もそういった意見を議会の場でも挙げてきたかと思います。そうした中で、この校歌を子どもたちの声を聞きながら作っていくということに関しては、すごく評価をして歓迎しているところであります。

ただ、言葉を上げてそれっきりということになってしまうと、ちょっと残念だなという思いがあります。やっぱり、みんなで一緒に作っていくと、子どもたちと共に作り上げていくような、そういった過程が非常に大事だと思いますし、また、そこに込められた言葉というものの意味といったものも、作られる方も認識されていくのではないかなと思います。

また、子どもたちの声だけじゃなくて、地域の声だったりとか、大人の思いというのもきっと入ってくるのだらうなと思うのですが、そういったことも一から十まで全てというわけにはいかないでしょうけれども、やはり子どもたちと共に作っていくというような場面があってもいいのではないかと。

先生たちの中での一つの案としても、なかなかそういった作業が時間的に難しかったとしても、作る方が学校現場に来てもらって、授業の様子とか学校生活の様子、子どもたちの様子というのを見ていただくだけでも、その言葉の思いというのが伝わるのではないかなというようなお話もありました。そのあたりについて、改めていかがでしょうか。

それから、2点目になります。業務については分かります、分かるのですが、もう少しやっぱり町の教育委員会として期待したい役割というのを、そこらあたりをもう少し明確にしていく必要があるのではないかなと思います。というのは、やはり推進員になられている先生方も、どのような立場で業務を執行していけばいいのかということについて、今いる先生方ではないのですけれども、以前におられた先生からもそういった言葉を聞いたことがあります。ちょっとどういった立場で、どういった存在で意見を申し上げていいのか、あるいは行動していけばいいのかというようなこともありましたし、あと、幾つか懸念される部分については、教育行政において、教育委員会の職員の皆さんがやはり学校現場経験されている先生ということで、少し依存し過ぎていないかどうかというような、そんな声もあるわけでありまして。

もう一つ申し上げますと、学校の先生のほうからも、なかなかこれはいい悪いというのはあれなのですけれども、やはりもともと一緒におられた先生方が、一緒に仕事された先生方が、校長・教頭においては、管理・監督される教育委員会というところの立場におられる方に対してやはり少し遠慮がどうしても入ってしまうという声もないわけではありません。そこら辺のコーディネートをするのが教育委員会の役割だというふうに私は思います。

せっかくの人材ですので、貴重な人材ですので、そういったところをうまく円滑に教育現場におい

ても、教育行政においても滑らかな動きになって、よりよい教育行政ができるような、そういったコーディネートをしていかなければいけないのが教育委員会の役割だと思うわけであります。

改めてお伺いします。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） まくべつ学園の校歌についてであります。

先ほど答弁させていただきましたが、令和7年4月以降に正式に依頼していくことになるのですけれども、その後、専門家の方に本町に来ていただいて、学校の様子、そういったものも見てもらい、地域柄だとか、そういったところも見てもらいながら校歌の作成に努めていただくところで考えております。

ご質問の2点目、学校教育推進員の業務についてであります。

こちら、文部科学省においても、指導周知というような配置ということであるのですけれども、やはり校長の経験、そういったものを生かしてもらいながら、現在の学校運営に対しての指導・助言、そういったところがやはり一番なのかなというところで考えております。

また、令和7年におきましては、今、令和6年から取り組んでおりますCS・地域学校協働活動、そういったものですか、今、取り組んでいる部活動の地域移行、そういった新たな重点事項、そういったものにも携わってもらいながら進めているところであります。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） そういった業務を進めていただくのは当然なことながら、それについても、今、先生方も一生懸命やってくださっているのは重々承知しているところであります。

より大きな効果を生み出すためにということで、そういった、先ほど申し上げたとおりなのですけれども、同じことになってしまうのですけれども、そこにおいて教育委員会としてしっかりとコーディネートしていく必要があるのではないかということに対して、改めて伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 今、課長のほうからお答えしましたように、いろんな業務やっていただいております、ただ、先ほど言ったように、依存しているとか言われるとちょっとあれなのですけれども、今、小田委員おっしゃっていただきましたように、私どももコーディネーターの役割というのを果たしているつもりで、やってきたつもりではあるのですけれども、そういった声が現場にもあるというお話、今いただきましたので、そこについては十分気をつけて今後も行っていきたいと思っております。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 学校教育推進員のことなのですけれども、この方たちは、幕別町の各学校全体の課題、例えば、今いじめが低年齢化しているだとか、不登校が増えているだとか、例えば町でしたら、子どもの権利条例を学校でどういうふうに普及していくかだとか、そういった町の教育を分析したりだとか、課題を整理したりという、そういう役割はその方々にはないのでしょうか。担っていただくということではできないのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 学校教育推進員なのですけれども、今、酒井委員のおっしゃるとおり、いじめですとか不登校、そういった問題が発生した場合には、推進員も学校のほうに出向いてもらったりして、状況を確認しながら一緒に取り組んでいるところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 質問した意図は、個々の事例に対応していただくということだけではなくて、そういったこともされているということですので、町全体での課題が見えてきているのかなと思いついて、幕別町で、例えばですけれども、いじめが低学年に広がっているとすれば、そこに対してどう

いったことをしていけばいいのかということを検討するとか、そういった役割はさせていただくことにはならないのでしょうか。個々の対応という範囲なののでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 今現在、取り組んでいる推進員の業務としては、個々の業務が主なものになっておりまして、全体で言うと、いじめの防止対策基本方針、そういったところは教育委員会と一体となって取り組んでいるような状況であります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 私は、後段のほうで、教職員の皆さんの働き方改革がどこまで進んでいるのかなという質問をしようと思っておりました。どこまで行っても、教員が足りないという声が解消されていないと思うものですから。

そこで今、質問がありました学校教育推進員の皆さんの役割ですよね。それが、一番は学校教育を推進されるという役割でありますから、直接、今、現場で頑張っていらっしゃるのは、推進しているのは現職の先生方ですよね。その現職の先生方にとって、幕別町がわざわざ設けている学校教育推進員の方たちの役割が生きた形で役割を果たしていただいているのかどうかということが問われるのかなと思って聞いていました。

したがって、現場の先生方の声で、もっともっといろんなところに力を貸してほしいというのはあるのだと思うのですよね。だから、何ていうのですか、あまりちょっと言いづらい面もあるのですけれども、自分たちが働いていたときの管理職だった方たちがそろっていらっしゃって、そこで今現場の先生方が力貸してほしいなと思って、現職時代の配置関係なんかも考えると、なかなか伝えづらいのかなという思いもありまして、やっぱり現場の先生方にどうなのだというを直接投げかけて聞いていただいて、本当にこの役割、これだけ900万円以上の予算つけていらっしゃるわけですから、生かされることが大事なのではないかと。

今、ここで、こういう提言をさせていただくということをちょっと受け止めていただいて、現場の声をしっかり聞いていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 学校教育推進員。やはり校長での経験生かしながら、現場の先生からの声も大分相談の件数としてはありまして、やはり困ったことですか、対応、ちょっと判断悩むようなところがあったら推進員のほうに連絡があって、的確な指導・助言は行っている状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういう役割を果たしていただいているということは、再確認をさせていただきました。

その上で、何ていうのでしょうか。恐らく学校が抱えている課題は本当に多岐にわたり、教育そのものの推進であると同時に、育む、人間性を育てるというようなこと、当然、今ありましたように、不登校であるとか、いじめであるとかということになってくるのだらうと思うのです。幕別町としては、そういったことに対応するための専門の配置もされていますよね、スクールカウンセラーであるとか、アドバイザーも含めて。

そうすると、今、果たしていただいている役割というのは、今、お答えいただいたように、直接、現場の先生から相談をいただいて、その事例に対しての対応ということになるのかな、限られているのかな、どうなのでしょうかね。その辺はちょっと見えづらいと思ひまして、今、果たしていただいている役割などについて、もう少しお示しいただけますか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 課長のほうからお話しさせていただいたように、学校からもいろいろ推進員さんのほうに個々のケースを含めて相談があったりということで、こちらのほうでは非常に助かっ

ているといえますか、その辺の部分はあるのですけれども、基本的に一般職の教職員で言いますと、本来であれば、学校内のことなので管理職のほうにご相談をするなりして、そこで本来であれば学校の中で解決という形にはなるのだと思いますけれども、そういった中で、管理職の方も、当然、経験不足な方もいらっしゃるから、その部分では今の推進員の方々、経験、知見、かなりそろっていますので、だからそちらのほうに相談というのはよく来る話で、私たちよりさきに推進員さんのほうに学校からご相談があって、推進員がすぐ対応してというような形は取っているところなので、機能としては非常に回っているというか、しっかりと機能しているのかなと思っています。

そういった例えば個々の事案があった場合につきましても、こんなケースがありましたとかあれば、それをほかの学校なりに推進員を通じてもあるので、そういった形で、こんなこともあったので、こういったことは学校の場合にはこういった対応をしましょうねですか、その辺の話もほかの学校にも広がるような形というのも取っておりますので、個々のケースだけということでは、その対応だけではなくて、その後の発展的なこと、そういった活動というのですか、そういったこともやっておりますので、そんな形で推進員のほうを私どもこの予算の中で活用させていただいているところであります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） お仕事の中身は分かりました。

恐らく複数いらっしゃると思いますので、どんな形なのか、担当を決めておられるのか、それともチーム全体でやっておられるのか、もっと言えば、3人で足りているのか、3人で多いのか、少ないのかというようなこともあります。実際にそういうことが私たちにはちょっと見えていないものですから、それで繰り返し現場からの必ずしもそれが生きた形ばかりではないという声も実は聞こえてくるものですから、それでお尋ねをしたわけです。

前段の方の質問とちょっとずれるのかもしれませんが、ぜひせつかくの制度でありますから、繰り返します、現場の先生方の声をよく聞いて、推進、この事業に当たっていただきたいというか、検証をしていただきたいと思いますが、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） そうですね、現場の声、十分そういった形で聞き取れるようにというか、垣根を低くというのでしょうか、推進員のほうにも一般教職員の方でも相談できるような形というのを取りながら、十分活用していきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 220 ページになります。

魅力ある高校づくり支援事業についてお尋ねをさせていただきます。毎回、この質問、こだわりを持っているような印象もお受けになりますけれども、率直な疑問として持っているものですから、お答えになってください。

昨年、新人議員のほうから一般質問の中で、高校の支援をということでの質問がありました。私も、秋の特別委員会の中で、そのことについて触れて質問させていただいたところでもあります。その中の答弁としては、9月以降ということであったと思うのですけれども、どういう支援のあり方がいいのかというのを学校側と相談していくということの答弁があって、きっとそのことが今回の予算案に反映しているのではないかなと推察します。

昨年度の重点事業の骨子があまり内容が触れられていないものですから、今回は、7年度については随分と厚く、18 ページのところにかかれているところであります。何がこの話し合いの中で変わったのか。金額が今までと全く同じ 1,035 万 6,000 円という金額が上がってきているわけです。中札内高等養護学校の分と合わせての金額ですけれども、これが何だかまるで定額で、この金額を決めてからどうしようという印象にも取れてしまうようなことになってしまっているものですから、それはたまたま一緒だったのだろうということではまず理解して、変わってきた内容についてお尋ねします。

それから、昨日、道立高校の合格発表がありました。入学の手続が着々と進んでいるのではないかというふうに思います。この中で、これに関わって、今年度の受験において入学希望者確保の活動、教育委員会としてどんなことをされてきたのかなということを伺いたい。そして、今回受験の中で、幕別町内の中学生何人が清陵高校を希望したのかということをお尋ねしたい。

それから、合格発表の結果、まだ手続の途中かもしれないけれども、何人ぐらいが入学手続を終えそうなのか、入学者の見込みがもし具体的なものがあつたら教えていただきたい。

それから、私は、昨年の中では財政のところ、本来、道が持つべきもの、それに対して町が不自由なものを肩代わりしているという考え方を述べさせてもらいました。そして OB 等の独自の財政活動、協力してもらえよう活動についても、他校の例を出して行ったところでもあります。こんなところはどうか、可能性はあるのか伺いたい。

それから、道のほうで来年度の予算ということになりますけれども、設計費という形だったと思います。文言で予算がつきました。これは、何をしようとするものの予算なのか、私は分からないですが、もし情報があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 幕別清陵高校への魅力ある高校づくり支援事業になります。

令和7年度、こちらの補助金については、先ほど谷口委員がおっしゃったとおり、同額の1,035万6,000円。そのうち、こちらの清陵高校に対しては1,005万6,000円です。こちらにつきましては、補助金の内容を幕別清陵高校と複数回にわたって高校と協議を進めてまいりました。入学者の確保についても話をしながら協議を進めてきました。

令和7年の主なものといたしましては、先端教育の推進を新たに設け、一つ目に、探求学習の推進として、地域連携マイプロジェクトへの支援、あと地域連携コーディネーター活動経費の補助、あと二つ目に、生徒個々の能力と個性を伸ばす個別最適な教育の推進、こちらを補助することにより、町内の高校としてさらに魅力を高める事業として注力した組立て等を行ったところでございます。

ご質問の2点目、入学者確保に向けての活動としましては、令和6年度に町内の中学校と清陵高校において、教育活動の連携を図るということを目的に、幕別町の中高連携協議会を立ち上げました。こちらにおいて、昨年2回、会議を開催して、設立に当たった経過の説明ですとか、次年度に向けて中高連携における中学校、高校での取組、そういった意見交換を行っております。

あと、今回、昨日発表された高校の受験の人数等におきましては、現在、まだ詳細については聞き取れていない状況でございます。

北海道の予算についてなのですが、こちらは校舎の長寿命化の実施設計ということで伺っておりますが、詳細については、北海道の予算なので把握はしてございません。

高校のほうも、詳細については把握していないということでございます。

今年度の町内の受験者数も、まだ確認は取れていない状況でございます。

OBの支援ということなのですが、そちらのほうも、こちらのほうでは把握はしてございません。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の答弁を聞いた中では、非常にちょっと不安なのは、幕別町は、教育委員会から教育部長が学校運営委員会に参加しているということですよ。どういう立場で参加しているのかを知りたい。

私は、今後、学校が120人という定員になって運営されること、それらも含めて、生徒数が、中学生が受けてみたいという、そういう学校になるように、行ってみたいという学校になることにまずは一番の重点を置くべきかなと思っているのですよ。そういった点から今いろいろ聞いたのだけれども、それらのことが把握されていないかということになってくると、例えば合格者が何ぼといったらば、まだ分かりませんはありだけれども、受験者数が、中学校、幕別から何人受けたかも分からな

い、そうなってくると、何かどういうことかなど。本当に分からないのか、もう一回お聞きします。ここ、大事なところだから。

学校運営委員会にどういう立場で参加しているのかを確認したいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 合格者については確かに把握は、今のところは、町内の中学生が何人いたかということはちょっと把握しておりません。実際、受験者が何人いたかというご質問でしたけれども、大変申し訳ありません、こちらにつきましても今の段階でちょっと把握はしていないという状況であります。

私自体が運営協議会含めてどういった形で携わっているのかということなのですが、基本的に、その地域から高校なくなるということで、地域の活力、当然失われていくということになりますので、その地域で子どもを産み育てるといった選択肢、こういったものが入ってこなくなるといったことのないように、地域振興に大きな影響を及ぼすという形もありますので、幕別高校の二の舞にというのは、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、高校存続、そして3間口維持に向けてしっかりと支えていくというような立場で参加をさせていただいているというところであります。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の教育部長の答弁は納得のできるものでありました。そういう立場をしっかりと維持して、だからほかの委員の皆さんとは、ちょっと違う立場で座っているということが、その会に参加しているということ、ちゃんとわきまえて発言等もしていただきたいと思うのです。

ほかの人たちはきっと、その学校をよきものにしようという思いの中でいろいろ言うのだと思う。だけれども、忘れてはならないのは幕別高校の二の舞にならないように、人数が減っていく中で、学校そのものの存続ができなくなる、この町から学校がなくなるということが、高校がなくなるということ、これを一番気をつけなければ駄目なことなわけで、そのためには120人の定員、これが早く埋められるようにならないと思うのですよ。

去年は初めて入学時点において100人を切ってしまったと、そういうことがあってしまった。今年はそうでなくて、120人ということの入学生を迎えられるように、そんなふうにしたい。そういう願いを持っているところです。

いろいろとしましたけれども、あまり細かいことを伺ってもあれだと思うのですが、何せ1,000万円を超える予算が使われる幕別高校、江陵高校が二つあった時代よりも何倍もお金がこの費用として使われている。そして、小学校、中学校と違うのは、必ずしも幕別町民が通ってきているわけではない。幕別町の町民であったらばまた違う思いがあるのだけれども、よその町から来る生徒も平等にする、その辺に対しても意見が出ても、それは大きい金額になれば当たり前なのだと思うのですよ。

今回の支援事業が、新しくいろいろ議論する中で行う施策が実を結んで、120人の定員で学校運営ができるように、教育部長、教育長、頑張ってください。何か覚悟があれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 覚悟ということですが、今、谷口委員がおっしゃっていただいたとおりがなと思っております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり地域から高校なくなるということは、地域の活力にもつながってきますし、地元の子どものための選択肢が一つなくなるということにもなりますので、そこが絶対ないよということ、7年度以降もしっかりと教育委員会として地元の高校を支える、そういった活動はしていきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。区分27に対する質問ではありますが、中橋委員。

○委員（中橋友子） 221ページの3目、教育財産費の学校教育施設維持管理事業について質問をさせていただきます。

小学校 13 校、また住宅に対する管理ということでありましたが、この小中学校 13 校の体育館のエアコンの設置についてお尋ねをしたいと思います。

学校体育館のエアコンの設置の声は、これまでもこの議会の中でもありましたが、結果としては実施しないということで推移されてきたと思います。そこで、こういう中で、したがって全国での、今、体育館のエアコンの設置率というのは 22.1 パーセント、2 割ちょっとだということであります。問題は、体育館が避難所と併用しているということがあって、昨年 12 月 17 日に成立しました国の補正予算の中で、空調設備の臨時特例交付金というのが付きまして、それがこういった避難所、つまり体育館のエアコンの設置を推奨するという中身になっておりました。もっと併せて言えば、もともと文部科学省の学校設備環境改善交付金というのもありまして、これでも設置が可能だということでもあります。

こういったことを受けて、今までの設置はしないぞと言ってきた教育委員会の考え方ではありましたが、この流れに沿って、必要なものはやはり整備していくということが大切ではないかと思ひまして、まず現時点での考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 体育館のエアコン設置についてであります。

今、中橋委員おっしゃるとおり、現在、幕別町の学校の体育館には設置はされておられません。お話のあった国の交付金、そちらについては、避難所としての設置に対しての交付金でございます。町部局の避難所担当と今後、連携を図っていきながら、そういったところを進める必要があるのかなと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回の昨年末の補正は、やはり避難所の環境を整えるという、そういう目的が主だったと思います。ですから、それまでの学校施設環境改善交付金でのエアコンのとは、ちょっと性格が違ってくるのかなとは思いますが、しかし、同じ体育館にエアコンが付くという点では、避難所になったときも、あとは常時、教育施設として使う点でも有効な交付金であろうと思います。

もっと言いますと、こういった状況から、つまり災害が頻発しているということもありまして、国のほうでは、今後 10 年間で設置率を 95 パーセントまで引き上げる目標を掲げて、交付金が設立されたというふうになります。95 パーセントといいますが、今、幕別町、13 校の中で、かなりの数が設置可能となっていきますので、こういったものができたときには、いろんなところが手挙げて、そしてその事業に乗っていくのだと思うのですけれども、やはり新しいメニューができたときには、しっかりと研究をなされて、早めの設備ということも大切ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 今回、国のほうで、避難所としてのエアコン設置、要綱を示されたところだったのですけれども、令和 15 年までの交付金の期限となっておりますので、今後、研究を進めながら進めていきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に 223 ページから 229 ページ、区分 28 についての質疑をお受けしたいと思います。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 国際化教育推進事業になりますけれども、ページが 224 ページ、5 目です。

ここが該当するかどうか分かりませんが、昨今、幕別町の場合は留学はオーストラリアということになっておりますが、北海道内でも、アジアの国々との連携、特に台湾との国々との連携が進んでいるところでもあります。アイヌの関連もありまして、民族では白老とかも民族関係のこと、あと、釧路町などは防災の関係、そして帯広はスポーツの交流がまたコロナ禍明けて進んでおりますので、幕別町としてもアジアというか、台湾とか、そういったところの交流も進めていくのもどうなの

かなと思いますけれども、その辺の考えとか検討というのはありますか。

○委員長（岡本眞利子） 今、質問されました塚本委員に申し上げます。

今、お聞きしたところはこの項目には該当しないので、社会教育のほうで該当するということになりますので、ご理解いただけますか。

ほかに質疑のある方は。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 225 ページの学校給食センター給食提供事業について、大きく2点伺いたいと思います。

一つは、幕別清陵高校に給食を提供することについて検討されているかどうか。

もう一つは、226 ページの給食材料費の支援を町として今年も900万円、昨年度同様にやるということですが、保護者の負担軽減のために支援を拡充することは検討されたのかという点と、来年度も断続的に食材が高騰することが予想されることで予算が不足することも心配されますが、給食の質や量を下げないわけにはいかないという中で、どのように賄っていくことを検討しているか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 学校給食センター所長。

○幕別学校給食センター所長（守屋敦史） それでは、ご質問の1問目です。

清陵高校のほうに給食の提供をということで検討したかということだったのですけれども、給食センター内におきましては備品の関係ですとかもありますので、今現在につきましては検討のほうはいたしておりません。

続きまして、2番目です。食材費の関係でございます。

今、委員おっしゃるとおり、物価高騰も続いておりまして、今の情報でいきますと、令和7年の4月にも、給食のほうでいきますと、米が50パーセントだったり、麺類が8パーセント、牛乳が5パーセントなど、それぞれ上昇が予定されている状況にあります。そのような中にはありますけれども、引き続きこういった状況で高い水準で価格が想定されますが、これによって給食材料費の不足が懸念されることもあります。しかしながら、食材の選定であったり献立の内容をこれまでどおり工夫しながら、もちろん給食費の値上げについてということになるのでしょうか、こちらにも関わってくるかと思うのですけれども、引き続き慎重に、極力、保護者の負担が伴わないような形で検討してまいりたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 高校への給食ですが、3年ほど前、議会の議論の中で、子どもたちが減っていく下で条件があるかどうか、今後検討していくという答弁もありました。10年ほど前と比べまして、三百数十人から四百数十人ぐらい小中の児童生徒の数は減っています。あと備品がということで言われたのですけれども、これまでは人数、作る総量が足りないということかなと思っていたのですが、備品というお答えだったので、人数以外にも課題があるのかなと改めて伺いたいと思います。

食材、材料費についてですが、これまでもすごく相当工夫していただいて、給食、子どもたち喜んで食べていると思うのですけれども、それでもやっぱり日によっては、保護者から見ても、保護者の試食会とかありますよね、試食会に出た保護者からも、この給食で、子どもたち夜まで、夕方まで大丈夫なのかという、量の心配をしている声もお聞きしています。これ以上の高騰に対応できるのかというか、率直に心配なのですが、保護者に負担を求めることがないようにということだったのですが、町として支援することも含めて検討されるということなのか。全国でも給食の無償化も進んでいるのですが、町としてそれも踏まえてどういう対応を考えているのか、改めて伺います。

○委員長（岡本眞利子） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史） まず、ご質問の1点目です。

清陵高校のほうに、以前、議会でも議論になったということでしたけれども、確かに人数、児童生徒数は減少傾向が続いております。ただちょっと、給食センター内ですね、先ほど備品というお話もちょっとさせてもらったのですけれども、学校ごとに備品ですか、大きなコンテナというのを用意し

ていたりするものですから、そういったものがトラックに積載できるかというような細かいところではあるのですけれども、そういったところでしたり、人数の関係ですかね、そういった部分も含めて、今現在は議論のほうは特にしていないところではあるのですけれども、もし今後、そういったお話が出てくるかどうかはちょっと学校側とものにはなると思うのですけれども、今現在は特段する予定というか、検討はしていなかったものですから、今後そういったお話になれば、再度ちょっと協議等になるのかなと思っております。

続きまして、2点目です。給食費の支援の関係です。

今、無償化のほうのお話も出ましたけれども、無償化につきましては、以前も議会、一般質問等も受けているところであるのですけれども、そのときも国の支援を待って無償化のほうを検討するというようなことだったのであるけれども、基本的には、受益者負担の観点から町独自で実施する予定は今のところございません。ただ、報道でもありますとおり、現在 2026 年度から小学校の無償化、これを三党で先行して実施するというような制度設計、こちらの方向性をまとめているという話も聞いておりますので、無償化の関係については、これらの国の動向だったり、他の自治体の動向を引き続き注視してまいりたいと思います。

あと、給食費の単価のほうについては、不足するのが懸念されるということだったのであるけれども、確かに先ほども申しましたとおり、米が 1.5 倍でしたりというようなことで値上がりが予想されておりますことから、今後、もし不足となれば、また皆さんにご相談させてもらいながら補正ということもあり得るのかなとは思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 高校の給食ですが、ほかの高校でも、1食幾らで希望者だけということで提供している自治体もあります。ぜひ要望も調査していただいたり、協議していただきたいと思います。

給食費についてですが、さっき単価を相談させていただいてということで、どこに相談し、保護者のほうに相談を持ちかけるということなのか、ちょっと分からないのですけれども、保護者負担が増えるということがないように改めて要望したいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 答弁ありますか。

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史） ただ今の給食費の支援の関係につきましては、先ほど申したとおり、極力、単価のほうは上げないような形で、物価高騰もいろいろ献立等の工夫をしながら、食材購入等も含めて献立を作成していきながら、保護者負担のほうにならないような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 高校の給食の関係だったのであるけれども、私どもも、高校の魅力づくりということで、学校のほうと、今、給食がないものですから親御さんの負担になっているのかなということで、そういった支援だとか必要かどうかということで、協議のほうはさせていただいているところではあったのですけれども、その際に、高校側のほうからお話が合ったのが、結局、給食なりを学校に配送・配達したときに、保管場所がないという話なのですよね。あと、衛生面のことも含めて、現状でそういった対応はちょっと難しいという話をいただきまして、今後、高校側としても、そういったニーズ少なからずあるというのは把握しておりますので、どういった形でその部分について対応できるか、それらについてまた引き続き私どもと協議というか、話ししていきましょうということで、今のところ終わっている状況なのであるけれども、現状、そういった形なので、高校側も受入れが今の中ではちょっと難しいというようなお話をされているというところであります。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

ほかに質問はございますでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質問がないようですので、審査の途中ですが、この際 15 時 20 分まで休憩といたします。

15 : 12 休憩

15 : 20 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、230 ページから 239 ページ、区分 29 について質疑をお受けしたいと思います。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 233 ページの教育振興費、備品購入費、教育用 ICT 機器についてであります。

昨今タブレット等ほぼ全域にわたりまして、小学校の子供たちも持っているわけですがけれども、教員のパソコンも含めて、先日も帯広では破損とか保守更新において財政がかなり占める割合が増えて、逼迫しているという記事もありました。

我が町においてはその破損状況とか、もう間もなくしますと更新も迎えてくるわけであります。教職員の方々のパソコン、こちら僕らも今回いただいたわけですがけれども、更新があるわけですがけれども、そういった部分において学校、特に小学校はもう子供たちが持つことで故障とか破損も多いかと思うのですが、その辺の実態はどのような感じになっていきますでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） ご質問の 1 点目、1 人 1 台学習用端末の関係かと思えます。令和 2 年度に導入しておりまして、これまで学校での活用、そして昨年度から持ち帰りも進めたところでございます。現在、破損状況になりますが、現時点では小学校が 72 台、中学校が 47 台、合計 119 台の破損状態となっております。主な破損の状況におきましては、画面割れ、キーボードパッドの不調、電源不調、そういったものが主な破損状況となっております。

破損の対応だったのでございますけれども、導入当初 120 台の予備機として導入しております。その後、毎年度末に児童生徒数の卒業入学、そういった状況で予備機のほうに回ってっております。

更新におきましては、令和 7 年度に共同調達において、中学校の端末を予定しているのですが、まだ北海道の入札が終わっていないことから、まだ当初予算のほうでは計上してございません。

○委員長（岡本眞利子） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 破損については予備があるというところ、他の自治体もそれで対応しているのですけれども、それで今後、補充をしていく間に更新を迎えていくという状況もあります。そして補助金のほうも破損に対してはないと思うのですよね。そして更新については、ある程度 3 分の 1 ぐらいは、こちらから出さなければいけないのかなということは思っているのですけれども、今後この更新、破損、予算的に見てやっているのかなというところを、今のところは大丈夫だという話なのですけれども、今年は予算的にはどのくらい上げている形ですか。上がっていないという状況で、大丈夫ということよろしいですか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 破損に係る修繕費用なのですけれども、こちらは特別予算のほうには計上してございません。

○委員長（岡本眞利子） いいですか。ほかに質疑のある方。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連で、荒委員。

○委員（荒 貴賀） 関連です。

タブレット端末の更新されるというお話がありました。国の予算では昨年度の補助予算からついてきたように意識していたのですけれども、町では、では昨年の補助は利用しないということ。今年中学校何台入れる予定でありますか。

あと補助率なのですが、3分の2の場合と全額補助とあったのですけれども、幕別町はどちらに該当されますか。補助上限額が5万5,000円なのです。結構タブレットの単価が上がっているということで、5万5,000円でやりくりできるのか、その辺についてお聞きいたします。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 1人1台端末、学習用端末の更新についてです。

国では令和6年度から更新のほうが始まっているのですけれども、幕別町においては令和2年に購入しておりまして、一般の教職員と同様なのですけれども、6年経過、7年目で更新ということです。まず一括購入だったので、更新の際には中学校と小学校と分けて更新を考えております。

補助率ですが、更新に係る補助率は3分の2という補助率になっております。

台数におきましては、中学校の生徒の分で808台、教職員の分で92台、合計900台の更新を予定しているところでございます。

補助に係る上限ですが、1台5万5,000円ということで上限額になっております。

金額におきましては、北海道のほうで一括入札を行いますので、その中で収まるようなお話は伺ってございます。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員、いいですか。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、小島委員。

○委員（小島智恵） 関連ですが、タブレットの使用ということで、238ページが中学校になってくるのですけれども、不登校の児童生徒がこのタブレット端末で、ご家庭で学習できるよう支援していくことについてなのですけれども、これはタブレットで授業を受けますと出席扱いになるかと思うのですけれども、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

それと、帯広市の取組になってくるのですけれども、この不登校の児童生徒がオンライン上の仮想空間、仮想教室にアバターとなって学習をしたり、他のアバターと交流をしたりするという、ひろびろチョイスという取組をしております。こういった方法もあるのだなということを思ったのですけれども、成果が出てきておりまして、こういった取組についてのお考え、検討をされたことはあるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 不登校児童生徒がタブレット端末を活用して、出席扱いになるかというご質問だったかと思えます。

こちらは令和5年度から通知を出しておりまして、授業にタブレットを使って参加ということで、出席のカウントをしております。

帯広で導入しているアバターの、そういった検討をしているかというご質問だったのですけれども、現在、北海道のほうでもそういった仮想空間での対応を考えているということなのですけれども、うちの町としては、まずその北海道の導入、ほかの自治体の導入状況を見ながら、必要性を考えていきたいと思っています。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今されているタブレット端末のご家庭での利用、これは期待をしております。帯

広市のその仮想空間の取組なのですけれども、これも要件を満たせば出席扱いとなってきますけれども、実際、学校に通える状況になったとか、成果は出てきておりますし、このひろびろチョイスをきっかけに友達ができたとか、そういった声もありまして、よく新聞報道でも取り上げております。道の取組も見ていくということで、さらなる方法もあるといったことで、今後も調査研究していただきたいなと思います。

○委員長（岡本眞利子） 答弁ありますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 不登校の児童生徒が学びの場の選択、そういったものに広がっていくのかなと思っております。活用はたくさんあるかと思うのですけれども、今後検討を進めたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点お伺いいたします。

233 ページ、13 節使用料及び賃借料、21 の授業支援ソフト使用料、同じく 238 ページ、中学校教育活動推進事業で、同じく授業推進ソフトの使用料になります。今回新たに授業支援ソフトの導入が予算化されました。内容等はもう決められているのか、どうかお聞きしたいと思います。

二つ目です。238 ページ、同じく中学校教育活動推進事業で、10 節需用費、教員用指導書についてであります。

教科書が4年に1回変わり、次年度は中学校の教科書が変わるということでもあります。前回もこの問題でご指摘させていただいたのですが、指導書が教職員全員に当たらないという問題が実はありまして、現場から指導書を教師分頂きたいということで、学校側から教育委員会のほうに要望書を提出しているということで、前回ありました。そのときは対応できないということであったのですが、今回、中学校の教科書が変わるに当たって、教職員用指導書が必要な分、いわゆる学校で必要とする指導書の数がしっかりと対応できているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） ご質問の1点目、授業支援ソフトの使用料についてでございます。

こちら1人1台端末、学習用端末ですね、こちらを活用した授業支援ソフトになります。こちらは主体的、対話的で深い学びの実現、個別最適化の実現を図ることで、全ての児童生徒が適切な学習機会を得られるよというということで、学習用端末に授業支援ソフトを導入し、協働的な学びを充実させるということで、こちら教材配付ですとか回収、回答を一覧して共有し合うというようなソフトになっております。こういったツールを使いながら授業を進めていくということで予定してございます。

ご質問の2点目、指導書の購入に係るものであります。

こちらは今回、中学校の教科書改訂に伴いまして、指導書の導入になります。書籍での購入は限られた財源の中での購入となりますので、1人1冊ということではなく、クラス数に応じた冊数となっております。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 授業用支援ソフトについてであります。タブレットの使用についてはいろいろな問題があったりとか、いい面と悪い面といたらあれですけども、いろいろな活動の使用方法があるなと思います。ICT の活用については、効果が期待できる面もあれば期待が難しい面というものもありますので、この支援ソフトが私どういったものか分からないのですが、タブレットを使用するためのソフトの導入であってはいけないと思うのですよ。要は、タブレットを使用するためにソフトを入れる、目的がタブレットを使用するためとかではなくて、タブレットを使うことによって、効果的

だというものについてはタブレットを使うべきでありますし、そうでないものについては、今までどおり教科書とペンでよろしいのかなという思いもあります。そこはこの導入が学校側からの要請なのか、それとも町からそういったものを取り入れたいという思いで来たのかについて、その辺の経過をお聞かせ願いたいと思います。

あと、教師用の指導書についてですが、クラスに1冊で、いや、中学校なので、クラスに1人とかではなくて、専門の先生たちがついて対応するので、どういった状況になるのかも学校ごとによって変わってくるのですが、学校側としては、必ずその改訂に当たって指導書の数、これだけ頂きたいですというを出しているはずで、これくらいないと厳しいと。その中でその要望に答えている状況にあるのかを、私確認したかったのですが、その辺はどうですか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 授業支援ソフトの購入に関わってです。こちらはGIGAスクール構想が始まって以降、町の教育研究所、そちらのほうに、どういった支援ソフトですとか、そういったものが必要なのかということで調査研究をお願いしたところであります。その中で、各いろいろなソフト、業者のそういった提案を受けた中での、あと昨年1年間、無償でこういったものを使いながら、こちらの導入に至ったところでございます。

指導書の関係ですが、こちらは中学校2学級で1冊、3学級で2冊ということで、学級数に応じて導入しております。こちらは各学校に予算要求の際、事前には学校のほうには確認を取っているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 授業支援ソフトについては理解いたしました。1年間使って、それで導入に決めたということですので、理解したいと思います。

教職員用の指導書については、足りない状況が行ってしまうと借りなければいけないという状況が発生します。指導書ですから、それを基に授業を進めるので、例えば数学で、どういう状況になるかわからないですけれども、要は学校側からの要求に答えているのかどうかを聞きたかったのです。どうなのですか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 指導書の購入につきましては、先ほどもお話ししたとおりなのですが、各学校のほうには冊数の確認をしながら導入しておりますので、こちらのほうでは要望どおりかなというところで、予算計上してございます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質問はございますでしょうか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では232ページ、1目学校管理費の中の、ページでは学校健康診断事業（小学校）、それから同じくその下の12節委託料の教職員ストレスチェック委託料、これは小学校の項目であります、同じく237ページでは、中学校でも同じ項目があります。関連がありますので、併せて質問をさせていただきたいと思います。

学校健康診断を毎年やっておられるとは思いますが、先ほど申し上げましたように、なかなか教育現場の働く環境が残業も含めて厳しいということもありまして、健康被害に及んでいることもお聞きするところですが、実際に幕別町の現状はどうか。それから、このストレスチェック委託というのは、委託した以上は、その結果というのが出されるのだと思うのですが、どういう現状では結果が挙げられているか、この2点です。

それからもう1点の質問は、233ページの教育振興費の一番上、小学校教育活動推進事業で、ここには当てはまるかどうかはちょっと疑問なところはあるのですが、お尋ねしたいことは、実は

直近の大雪に関わりまして、小学校の登校のあり方について保護者の方たちから、教育委員会の姿勢としてどうなのだという疑問の声が寄せられ、多分教育委員会のほうにも届いているのではないかと思いますのですけれども、ああいった今回は124センチという想定外の大雪の中で、幕別では4日、5日は休校されたと思うのですが、その後、登校されました。その登校開始に当たっての判断というのが、なかなか児童、それから保護者との理解と登校を促す側のところにちょっと溝があったように思います。それで、そういった臨時休校されるときは、当然、学校現場と連絡を取り合いながらやっていると思うのですけれども、今回の2月4日の大雪に当たっての休校の判断というのは、どんな過程でされたのか、お示しいただけますか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） ご質問の1点目、教職員の健康診断の関係です。こちらは、毎年人間ドックにおかれましては35歳、あと指定年齢人間ドックということで、55歳から58歳および定年退職前年齢ということと、あと一般人間ドック、こちらが36歳から54歳、59歳から61歳以上ということで、人間ドックのほうを受診してございます。あと、ストレスチェックの関係ですが、こちらにおきましては、令和6年度、小学校、中学校ともに受検率は100パーセントとなっております。

結果においては、2名の方が医師による面談指導の希望者がいらっしゃいます。

2月の大雪による臨時休校の対応についてでございます。臨時休校の基本的な判断としましては、登校時間までに降雪が継続する場合ですとか、そういったときに朝6時までには除雪車の状況ですとかスクールバス、そういった運行が可能かということで、担当部署と情報共有しながら行っております。今回の降雪におきましては、前日から大雪警報が発令されておりましたので、前日に臨時休校ということで対応し、校長会とも協議の上、前日に決定したものでございます。

登校再開の判断におきましては、2月4日が臨時休校の1日目、その日に、翌日、記録的な大雪だったので、通学路ですね、そういったところを確認しながら2日目、2月5日についても臨時休校としてございます。

2月5日に、一定程度の除雪が進み、通学路が確保できる見込みがあったこと、あとはスクールバスの運行路線および学校施設内の除雪が終了したということで、こちらもちょうど校長会と協議の上、2月6日から学校を再開することと判断いたしました。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1番目は、今、医師による面談希望の先生が2人いらっしゃるということであります。この間、教職員の皆さんの長時間勤務が随分問題になってきまして、幕別町もこれを解消するための学校における働き方改革というのに取り組まれまして、現在第3期目に入っておられると思います。今の期は令和8年までの期間として取り組んでいらっしゃると思うのですけれども、現実的には今の教員の皆さんのその目標とする状況に達しているのかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

この目標の中には、これはもう第2次からそうなのですけれども、時間外勤務1か月で45時間と、それから年間360時間、これを全先生がクリアされているのかどうかということです。それをお伺いしたいと思います。

3月4日の学校の臨時休校に関わりまして、校長会と相談をなされて、あるいは現場の通学路の除雪状況を確認されて、そして再開をしたということでありますが、実際には通学路全部が空いていなかったという声が届いて、非常に危険な状況があったということなのですけれども、その辺の確認等はどの範囲まで行われたのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 通学路の範囲、どこまで確認したかということだったのですけれども、2月5日、あと2月6日の朝にも札内地区路線等を含め確認を行いました。ただ、確認を行ったところ、やっぱり一部通学路が空いていない部分が、機械の関係ですとか大雪だったので、時間がということもありまして、そちらにおいては教育委員会のほうで迂回路を設置して、職員を配置しながら通学を行ったところでございます。

あと、逆になります、働き方改革の関係になります。全教職員の時間外在校等時間の実績で申し上げますと、令和5年度の合計時間が1人当たり1か月平均23時間23分、45時間を超えた教職員は全体の12.4パーセントでありました。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 通学路のほうからお答えいただきましたのでね。指定されている通学路の確認を全部されて、一部迂回するところは、教育委員会が現場に立ち会っておられたのですか。その通学の時間に全学校、これ特に小学校だと思えますけれども、それぞれ町場と農村地帯はまた違うのかなと思えますけれども。

といいますのは、実際には通学路そのものの、保護者にしたら空いていないという声と、それからあの状況ですから、通学路までたどり着くのに道路の除雪の状況が本当に十分でない、除雪が悪いというのではなくて、あの雪ですから、もうかき分け除雪で、歩道なんていうものはもう確保されなくて走っていく、これはもう当然ですよ。そういう状況が全町にあったわけですよ。そういう状況と通学路というのは、また別なわけですが、その通学路にたどり着くまでになかなかたどり着けないと、危険を顧みながら行ったという声なのです。

それで、何が問題かといいますと、そういうことは非常事態ですから、私もあるだろうと思うのです。これだけ降ったときに、どう対応するかということですからね。ただ、そのときに学校再開しますよという指導の文書を出されましたよね。その文書が、私はやっぱり委員会としては、もう少し慎重に、子供の安全という点で考えて出すべきではなかったのかなと、保護者から指摘されて思いました。

それであえて申し上げますと、そういう文書の中で、歩道は頑張って空けましたと。しかし今言われたような状況もありますと。やむを得ず歩道を歩く際には、道路の端を歩き、車両に十分注意をしてくださいと。車の行き来の多いところは注意してくださいと。これ小学校1年生もいるわけです。あれだけの雪で、車両に十分注意すれと言った中でも、そのかき分けの中の狭いところは、車道を車が走るわけですよ。そこに子供がいるわけですよ。こういうことも言っているのです。歩行に困難な状況が生じた場合は、無理せず安全な場所に待機してください。安全な場所はなかったですよ。たまたまその一軒一軒の道路の入り口のところででもいればね、それは妨げることができたのではなかったかなとは思いますが。それと、さらに登校に当たっては、除雪が十分でないところがあるため、登校時に間に合うように自宅から早く、ふだんより早めに出てくださいというような文書でね。

私はこれ、善意で子供たちの教育を保障しようということで、先生方とも相談なされて判断されたことであつたと思っています。しかし、それを受けた保護者の方たちから、果たして子供の安全という点を考えたら、どうだったのかという声が複数上がってきましてね。当然、教育委員会のほうにはお話ししたのですかと云ったら、お話もされたと聞いたものですから。ただ、これはこういう事態というのはそうそうないとは思いますが、やっぱり子供の安全を考えたら、除雪が十分でないところがあるため、登校は早くしなさいよとか、あるいは危ないようだったら、そこに立ち止まっていなさいよと言うだけで、安全は守られる保証はないと思うのです。

私はあくまでも、学校にたどり着くまでの子供の安全ということで、公共施設のところに障害が生じたときの対策というのは、もう少し掘り下げる必要があるなと思って、何か申し訳ないなとは思っている

ですが、あえてこの場所で発言をさせていただきました。

それと、教職員の働き方改革の問題です。まだ多少残っているということですが、現場の先生方から、実際に朝の1時間目から終わる時間、大体3時ぐらいになるそうなのですが、ほとんど休憩が取れない状況の中で、子供さんを見送った後に、初めて次の授業の準備が開始されるということをお聞きしました。こういった実態については、教育委員会はアンケートなども含めて調査などは行われてきていたのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 働き方改革におけますその休憩が取れていないというなお話なのですけれども、こちらについてはアンケートは特別取ってはございません。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 除雪の件ですけれども、確かに私どもも学校側と十分協議した上で、あと除雪の状況なんかも確認した上で、学校再開という形を取らせていただいたところではあるのですが、確かにその文書を含めて分かりづらい点というか、至らない点というのでしょうかね、そういったものがあつたのかなと思っています。結局、保護者の方が不安を完全に払拭できるような形にはなっていなかったというのは、そこは本当に重く受け止めております。

ですので、今後、今回のこういった、なかなかないケースではあつたのですが、この経験、知見というものを十分踏まえた上で、今後判断していきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。通学路の件は分かりました。

働き方改革のほうなのですが、残業時間だけを私もこれまでも長時間にならないようにと思って、繰り返しお尋ねしてきていたのですが、実際にはそういった朝から子供さんがいる15時までには全く休憩が取れない中で過ごしているということであれば、これはまた教育上にいろんな支障が来すと思いますので、実態調査というのも、それはいろんな手法があるのだとは思いますが、ぜひ学校現場、管理職の方とも相談されてやっていく必要があるのではないかなと思います。この必要性についてどう思われますか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 今のご指摘いただきましたので、校長会を通じてそういった形も考えていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） それでは、ほかに質問がないようですので、次に239ページから246ページ、区分30についての質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方。塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 先ほどの国際交流、この場所かどうか、該当のところがなかなかあれなのですが、242ページの説明欄の中学生・高校生海外研修事業という欄がありますが、これに絡めまして、先ほどのように、今オーストラリアということになっておりますけれども、昨今航空運賃も高く経費もかかっているところだと思います。それに併せまして、やっぱりアジア圏との交流というのも北海道は取り組んでおりまして、十勝圏においても交流されているところが増えている状況ですので、やっぱり学生の交流に限らず、多方面にわたって他市町村はそれぞれの目的に合った交流をしております。

こういったことも含めまして、幕別町としても社会教育の幅を広げるという多様性ということで、より多くの子供たちにも行っていただけるような、台湾とかアジアでしたら多少経費的にも安くはな

るかと思ひますし、やっぱりアジアとの交流というのはこれから大事だと思ひますので、幕別町としても取り組んでいったらどうかと思ひますので、その辺のお考えを聞かせていただきたいのですけれども。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 中学生・高校生の海外研修の関係かなと思ひます。平成4年から事業を行ってまして、派遣先につきましては、その年その年で若干変わっていたことはあります。最初カナダですとか、翌年からはアメリカ、今のオーストラリアになったのが平成9年から行っています。縁がありましてオーストラリアを選択したのですけれども、それまでは学校に入り込んだプログラムを提供してくれるというところがなかなかなくて、今はオーストラリアのキャンベラ市にあります、メルローズ・ハイスクールというところと交流を行っています。そこは、幕別町側からは毎年行くのですけれども、オーストラリアからはコロナの時期は自粛しておりましたが、2年に1度、幕別町を訪れて交流していました。コロナ禍においてはなかなか行き来ができなかったものですから、Zoom等を使った交流事業を行っていました。これを行うことによって、通常では研修に参加できない生徒も学校で交流をしておりまして、今も幕別中学校では引き続きこの事業を進めています。

この後、アジア圏とか台湾、先ほどもありましたが、金額的には少し安くなってくるのかもしれませんが、現在、今まで進めてきた経緯と相手側の高校との交流の内容もありまして、引き続き行っていきたいと思ひますが、あまりにも金額が高くなってくようであれば、検討も必要なかと思ひていますが、6年度に比べまして、若干金額も落ち着いてきたのかなというのが現状であります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 交流については、そういった事情はよく理解しておりますので、多様化ということで、今後検討していただきたいと思ひます。

多岐にわたってアジア圏との交流、この項目からずれてしまいますので、あえてその辺のところまでは申し上げませんが、中学校の交流以外にもそういったメリットはありますので、他部署におかれましてはご検討していただければと思ひます。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、野原委員。

○委員（野原恵子） この件なのですけれども、令和7年度は中学生15名、高校生3名派遣という予算になっております。それで、私、令和3年度から令和5年度の決算資料を見ますと、実績としては、中学生が応募人数20人、高校生が2人で、派遣人数は中学生が16人、高校生が3人ということでした。こういうふうになりますと、どのような基準で派遣人数を決めてきたのか、その基準が分かりませんので、どのような基準でこのように人数を絞ってきたのか、お聞きしたいと思ひます。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 派遣の人数につきましては、しばらく中学生においては16名、高校生はもともと江陵高校と幕別高校があったときに、それぞれ1名ずつ2名としておりました。それが清陵高校になりましてから、3クラスあるものから1クラスから1名を派遣したいなという思いで3名としたところであります。

16名から15名に変わったところなのですけれども、この対象となる学年の人数をこっちのほうで計算する、何人に1人という計算をして、学校ごとに切り上げたりとか計算をするのですけれども、それで1名、生徒数が少なくなっている関係もありまして、令和6年度だったからと思ひます。

けれども、15名に今減ってきているところです。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 令和5年度の決算で、中学生は応募人数が20人だったのです。それで、派遣人数が16人だったのです。では、その4人というのはどういうことで、この応募20人であって、派遣人数16人、その4人はどうやって減らされたのですか。基準があつて減らされたのですか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 申込みいただいて定員を超えるようであれば、面接を行っています。大体例年定員を超えるような応募があるのですけれども、教育委員会の職員が面接を行いまして、それに加えて作文ですとか、あとアンケートの中身を見ながら面接を行っています。英語による面接も行いまして、その合計点で順位をつけて、学校で設けています枠を外れる分につきましては落選するというので、例えば糠内であれば1人とかなのですけれども、大体1人か2人だと1人落ちます。札内中学校からの申込みが多いのですけれども、超える部分は面接結果を基にして、合格と不合格を判断しているところであります。

以上です。

○委員（野原恵子） ということは、希望があつても面接で行かれなくなる、そういう子供がいるということですよ。そういうことであれば、子供たちを振り分けていく、そういうことになりませんか。希望があつても、面接ですとかそういうところで行かれなくなる、そういうことにつながって、子供たちが行きたくても行けないという状況になると思うのです。そういう社会教育の目的として、そういうことでいいのでしょうかという疑問が一つあります。

私は今、コロナの状況からオンラインで交流していますということでしたので、オンラインであれば、希望する方どなたでも交流できますよね。そういう形での交流というのは大いに賛成だと思うのですけれども、このようにして子供たちが行きたくても行けない、こういう状況を生み出すということでは、学校教育の中でいかなものかという、私は思います。ですから、こういう派遣の仕方というのはやめていくべきではないか。そして、最初から見ますと、派遣の人数も減ってきておりますよね。今、課長おっしゃいましたけれども、予算が多くなれば検討していきたいということも、今、答弁の中でされております。ですから、この状況を見ますと、どなたでも外国と交流する、そういう場を設けるということであれば、オンラインとかそういうことを活用していくべきではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 1人でも多くの生徒に、本当に海外に行っているいろんな経験をしていただきたいという思いはあります。ただ、予算があつての事業で、希望する方全てを海外に派遣するというのは無理なのかなと考えています。

インターネットを使った研修なのですけれども、これは本当にクラス単位ですとかいろんな形でできますので、学校の授業、通常の授業に影響が出る部分もあるのでしょうかけれども、学校側のほうで希望していただけるのであれば、そういったことに対応してもいけるのかなとは考えています。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 私は、費用だけのことではないのです。子供たちをそのように振り分けていいかどうか、そこが問題だと私は思うものですから、やはりこういうところに振り分けていくということになりますと、経済的な問題も入ってくるでしょうし、そういうことで本当に手を挙げられない子供も募集するとき、派遣の人数を募集するときから手を挙げられない子供もいるのではないかと、そういうことも含めまして、こういう派遣の仕方というのは、子供たちを振り分けていくことに

なるのではないかということで、その点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 振り分けているつもりはないのですけれども、人数的にも海外研修に行く人数につきましては、要綱のほうで定めています。それに伴って人数を超える場合には、面接で行ける子と行けない子が出てしまうというところは、以前から何年もこういった形では進めてきております。ただ、これを行けなかったという悔しい思いをした子供も、高校ですとかそういった機会にまたチャンスはあると思いますので、そういったことに励みにつながればと考えています。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 機会はいくつあるとおっしゃいますけれども、中学生と高校生ですけれどもね、10代でこのように希望があっても行かれない、そこは私はやっぱりどなたも同じような状況で、そういう経験をしていただくというのが一番だと思うのですけれども、今の予算の中では本当に15人と3人、18人ですね。そこではやはり体験をするという機会から外されてしまう子供のほうが多いのではないかと思います。ですから、こういう派遣の仕方というのはやめていくべきではないかということですので、ぜひそういうことも含めて、幕別町では、いつでも私たち、子どもの権利条例と言うのですけれども、そういうところから照らしても、やはりそれから外れる対応ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 希望する方全員が当然行ければ、子どもにとってもいいのでしょうけれども、課長が再三お話ししているように、当然予算が絡むものですから、基本的に例えば希望した方みんな行けますよとなったときに、変な話ですけれども、全校生徒が手を挙げた場合に、皆さん行かせるのかとなってしまいますよね。そういったことに本来ならないのかなと思っております、やっぱり予算があって、この事業があってという部分は、そういったものはちょっと致し方ない部分というのはあるのかなと思っておりますので。私どもも行かせられる範囲内で予算を確保した中で、こういった15名何なりという派遣を行っているので、これにつきましては、今後もこの範囲内の中で行ける対応をしたいと思っております。

○委員（野原恵子） この問題は保留にしておきまして、また機会がありましたら議論を進めていっていきたく思っておりますので、これで終わります。

○委員長（岡本眞利子） はい、そのようにしてください。

予算の質問ですので、予算にずれないように質疑のほうをしていただきたいと思います。

区分30のところですね。そちらの質疑があるということで、小田委員。

○委員（小田新紀） 端的に済ませます。

240 ページ、報償費のところであります。表彰等の記念品というところで、文化スポーツ奨励賞あるいは文化スポーツ賞の関係についてだと思っておりますが、そこについて3点あります。

1点目は、申請手続きに関わってですけれども、現在、直接というのもあるのですけれども、学校の教員を通して取りまとめであったりとか、それから結果の報告も含めて、先生方を通してやっているというような話を聞いています。そこらあたりについては、かなり雑務と言ったら言い方悪いですが、業務があるということで、これはやっぱり教育委員会で一括してやるべきではないかなという意見を言わせていただきます。

2点目、表彰基準の見直し、いわゆるスリム化ということを少し考えていってもいいのかなと思っております。ここに出てくる金額は、そんなに大きな金額ではないのですけれども、これに対する教育委員会の職員の皆さんの労務であったりとか、先ほど申し上げた教員の労務もそうですけれども、そう

いったものが結構かかっていると。それから式全体、当日も、なかなか立派な式ではあるのですけれども、小中学生、高校生もありますけれども、子供たちの表彰ですので、あまり大々的というものはなくて、本当に心が伝わるようなお祝いのお場であっていいのかなと思いますし、そもそもというところになります。基準の見直しというところで、昔からのこういった事業ですので、昔からずっと続いているのであるのですけれども、いろんな時代の変化の中で、小学校あたりでそこまで表彰する必要があるのかというような考えもあるかと思うのです。これはちょっと議論すべき課題かと思うのですけれども、そういったことも含めて、これ次3月、来年3月ですから、まだ時間あると思いますので、検討する余地があるのかなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 文化スポーツ賞等の表彰に関するご意見だったというふうに思います。

申請をしていただく際に、各学校、少年団ですとか、スポーツ協会、加盟団体、文化協会等に周知はして、申請をしていただいています。ただその現状、どうしてもやっぱり学校で取りまとめたということが確かに多くはなっています。成績をちゃんと証明するものですとか、そういったものもつけていただいていますので、今後そういった部分につきまして、そういったご意見も大切にしながら、いろいろうちのほうでも話していきたいなと思うのですけれども、ただ、あの場で、正式にかしこまった場で表彰されるというところは、子供たちにとって非常にいい経験というところもご意見いただいております。いずれにしても、いろんなご意見あると思いますので、いろんな方からお話を聞いて進めたいなと思います。

あと、基準の見直しなので、どちらかという、以前は十勝大会で優勝ですとか、各その大会において最上位というような表彰をしてきました。若干多くの子供たちに受賞できるように、準優勝で全道に行けた子については表彰対象とするとか、途中で少しずつ変わってはきています。ということが子供たちが負担なく参加できて喜ばれる文化スポーツ奨励賞になるのか、スポーツ推進委員会とかにお諮りしながらいろんな意見を伺っていきなと思っています。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 全体的としては理解しているつもりです。

見直しという部分については、こういうのも含めて全体、ほかのところも関わるのですけれども、町がスポーツ、文化、芸術に対して、どういうふうな姿勢でいるのかということでも関わってくる話かなと思います。大会で成績を収める子供たち、それは否定するものではないですし、その頑張りをはたえてあげたいと思うのですけれども、そういったものに出場しなくても、日々頑張っている子供たち、そういった大会形式ではないような種目も、とにかく多様な今時代ですので、そういったものに頑張っている子供たちもいるわけで、限られた種目、限られた競技系式のものだけ表彰するというのも、どうかなというふうになってきていると思いますし、先ほど申し上げたとおり、小学校の段階から、そこまでする必要はあるのかという時代の流れもあるので、そのあたりご回答いただいたとおり、今ここで結論が出るものではないかと思っておりますので、引き続き検討していただきたいということを求めたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に246ページから253ページ、区分31についての質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 249 ページ、ナウマン象記念館管理費に関わって質問をしたいと思います。

記念館、この忠類の地で骨が見つかったぞということだけでなしに、博物館の役割も同時に果たしているものだというふうに認識をしています。だから、学術的に正しくする、そういったことの努力は、それら研究員を先頭に順調に解決していつているのではないかなと感じているところです。

そこで、添田さんに質問なのですけれども、ナウマンゾウは本当は何色なのですか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部主幹。

○教育部主幹（添田雄二） 体の色ということですよ。ナウマンゾウに関しては分かりません。今生きているアジアゾウとアフリカゾウと、それからシベリアのほうで氷漬けで見つかるマンモスゾウと比較しながら、そうかけ離れないというような色を、それぞれ研究者で考えて復元しているという状況です。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 突然指名して申し訳ありませんでした。分かりました。

なぜこんなお話をしたかということ、幕別町ではパオくんを使って、いろいろな宣伝活動に出ている。それからキャラクターでもパオくんのマークを使ってやっている。国道沿い2か所には親子のナウマンゾウの銅像が置いてある。それぞれ色が別々なのです。これをやはり何かの機会に解決することというのが必要でないかなと。それはさっきも言った、学術的にこの町がナウマンゾウに対して正しく理解をしていると考えられることに、ちゃんと配慮しているということが大事なのだと思うものだから、このことを提案させていただきたいと思います。

教育委員会、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 谷口委員がおっしゃいますとおり、確かに親子象の色ですとかパオくんですとか、今回も忠類小学校、中学校で共同で作成しましたぬいぐるみも全くすべてが同じ色ではございません。

先ほど添田のほうからもお話ありましたとおり色が分かっていない、それぞれの研究者によってその方なりに考えた色で示すというのが現状かなと思います。そういった統一する機会があれば、そういったことも進めていきたいなと思いますけれども、今のところ現状ではそういった研究はしますけれども、色は早急に変えられないのかなという思いもあります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 早急に変えるということをお願いしたつもりはなくて、幕別町なのか、この研究者の団体の中での一つの大きな推測なのか、ふさわしい色で統一することということは、でも何かの機会に、例えば塗り替えるだとか、パオくんを作り替えるだとか、キャラクターを新たにいろんなことで使う際など、統一していくことは必要なことではないかなと思いました。

質問したかったことは、以上です。特に答弁は、意図さえつかんでいただければよろしいです。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） まずは谷口委員と同感でして、学芸員のご活躍、ご努力というのが目覚ましく、新聞紙上でも多々拝見しておりまして、こういった頑張りや熱意が今回の 54 年ぶりの化石の発見につながっていったのではないかと感じるものもありまして、しっかりと評価をさせていただきたいと思います。

今年度は未発掘エリアを調査されるといったことなのですけれども、なかなか見通しが見えづらい分野ではありますが、今年度の目標やどこまでやっていかれるのか、最終的にはこういったものほど

ういったところまで目指されていくのか、お聞きしたいと思います。

あと、ナウマン象記念館の来場者数が見込まれるといった説明ありましたが、展示のほうもリニューアルされたかと思います。その辺のにぎわいの状況、もう既ににぎわってきている状況なのか、そしてこの活性化している状況を観光のほうにつなげていくことも重要かと思ひまして、観光について、学芸員の視点でもよろしいのですけれども、考えられることがありましたら、お伺いしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部主幹。

○教育部主幹（添田雄二） 発掘調査のほうをどこまでやるかというのは、これは学術的な観点からいいますと、忠類ナウマン象は背骨と肋骨とあと頭がほとんど見つかっていないという状況です。ですので、今年の発掘はこれまでの研究成果を基に、ここを掘ればまだあるのではないかとということ掘った結果見つかりましたので、これからも掘れば出てくる可能性が分かりました。なので、学術的な方向からいいますと、まだ埋まっている可能性がある骨は全部見つけてあげて、あの子を完全な個体にしてあげたいというのが学術的には一つありますね。

ただ、私たち研究者だけが楽しんでやる発掘は意味がないと思っています。ですので、これまでどおり、新聞紙面等で少し感じてくださっているかもしれませんが、基本は地域づくりをしっかりと、そこに主観を置いて、発掘することと地域の方々との連携ですね、それが幕別町にとってもPRになるような、今は忠類地区はどうしても南のほうにありますので、幕別町内の学校も南側の学校がよく訪れるような傾向はございますけれども、今年の発掘で新しいのを見つけた結果、この間、札内南小からお声がけいただいて授業をやったり、今、幕別中学校で作成されているリーフレットですね、そちらのほうにも情報提供を、個別にも連絡をいただいてしたりと、化石が見つければ、よりこうやって幕別町全体の次世代の子供たちの教育にも、生涯学習にもつながると思いますので、いずれにしましても、学術的発掘と、それから地域住民の方々の声と次世代の子を育てるといふ、その連携の中で長く続けていけるのであれば、続けていきたいというのがございます。

その結果、先ほど課長がお話ししてくださったのですけれども、初めて学芸員、研究者が監修の下で、ナウマンゾウのぬいぐるみが日本で初めて誕生したのですね。これはぬいぐるみを作ったことだけではなくて、それについている豆本ですね、タグがとても重要な意味を持っています、それは忠類学園、忠類小中の子供たちと一緒に作った内容、それはナウマンゾウのことであったり、忠類小中が円山動物園と行っている授業のことの説明ですね。つまり子供たちがやったことが売れていくことで、全国に忠類の、幕別の活動が知れ渡っていくこととなりますので、例えばそういったことも観光にどんどんつながっていくと思いますので、個人的にもこれからも地域連携とその観光も含めて、具体的には道の駅とかアルコとかともっと連携を強くして、ほかの団体さんにもいろいろご助言いただきながら発掘を、調査を続けていきたいなと思っています。

リニューアル後の入館者数は、おかげさまで増えていまして、今のところ今月頭の中で2,400人プラスであったかと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 1点だけ。リニューアル後、今回、記念館のエアコン設置工事ということで、あそこの展示室のドームの中がすごく熱くなるということでよかったなと思うのですけれども、これのような工事になるのか。あと、ロビーもあれ、日差しが強くて、あそこも結構暑くなるのですよね。それで、入館者のことを思えば、あそこのロビーのエアコン設置もこれ絡んでくるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（岡本眞利子） 教育部主幹。

○教育部主幹（添田雄二） 工事の何ていうか、具体的な機械的な話ではできないのですが、ある程度休館日を設定して、中で工事をしていくことになります。展示物はもちろん養生してということになります。

それと、エントランスホールに関しましては、昨年のうちからいろいろと試して成功していることが二つございまして、コロナの対策で奥の企画展示室にはエアコンがついておりますので、あそこのエアコンの冷気を大型扇風機でエントランスに送ることで、エントランスの環境は気温は適温に保つことできております。日差しに関しましても、展示用の備品を使って、自作なのですが、ロールカーテンを全部設置しました結果、それもお客様に好評で、見た目も特に問題なく機能しておりますので、これで展示室の中とエントランスは大丈夫かと判断しております。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、ないようなので、審査の途中ですが、この際 16 時 40 分まで休憩したいと思います。

16 : 29 休憩

16 : 40 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。本日の委員会は、10 款教育費の審査が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようですので、本日の委員会は 10 款教育費の審査が終了するまで行います。

それでは、先ほどの区分 31 につきまして、質疑がある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に 253 ページから 261 ページ、区分 32 についての質疑をお受けしたいと思います。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 質問させていただきます。

たった今、忠類のナウマン象記念館の学術的価値のある施設にスポットが当たって、大変いい取組だと思っているのと同じように、社会教育で、今 259 ページになるのですが、アイヌ文化拠点空間整備事業が進んでいます。それで予算なので、まず数字的なことをお聞きしたいのですが、本年度予算が 15 億 6,000 万円になっています。前年度が 7 億 4,700 万円でしたが、この間、冬期養生を避けて 1 年延ばしたり、あと設計変更とかあったりして、最終的には 18 億 5,500 万円になっていると認識しております。

当初の予定では、14 億円ということだったので、この現時点で 4 億 5,000 万円アップしている要因と、あと完成までの最終予算、これ工事費の総額はどのくらいになる見込みかお聞きしたいのと、また完成は予定どおり 1 年後ということですのでよろしいのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 拠点空間整備、施設の建設に関わる金額であります。

当初は 6 年度に生活館棟を建設して、引き続き 7 年度に展示館棟を建てるということでしたが、い

ろいろと事情がありまして、6年度につきましては生活館棟を途中で、予定どおりの工事はするのですけれども、あとは7年度引き続き工事をするというところで、若干その間に経費的にも工事が長くなる分、値上がりする部分はあるかと思えます。

資材ですとか、土日の工事がなかなか動かせないような状況の中で、自然と工期が長くなってしまって、7年度に建築につきましては生活館棟残っている部分と展示館棟、なおかつ考古館の宝物堂の保存改修工事を行うのと併せまして、一部外構工事を行います。これらの工事、人件費も含めて資材費も高騰してしまっていて、当初の見積りした金額よりはかなり上がっているのかなと思えます。4億5,000万円アップしているというのは、実はそういった要因であるのかなと思えます。

建て始めというか、この工事始まってから、翌年度からアイヌ政策交付金を活用していろいろと事業を行っていますけれども、最終的にここの建築に係る費用であります。先ほど委員がおっしゃいましたように、大体18億5,000何ぼというふうに話しておりましたが、うちのほうで工事費だけ、5年度から解体工事から始まりまして、6年度に生活館棟の一部を行います、これ7年度まで、展示館棟については7年度ですね。外構工事につきましては6年度、7年度、8年度と3か年にまたがって工事を行います。考古館の改修を入れたり、あと5年度に解体したのが生活館棟と、あと寄附、寄贈いただきました土地に残った住宅も解体しております。それを併せて、ほぼほぼ大体18億5,000万円ぐらいなのかなと考えているところであります。

7年度終わって8年度につきましては、若干外構工事残っている部分がありますが、建物が7年度末ぎりぎりに完成する予定でありますので、オープンに関しては、当初は5月の連休明けぐらいに供用開始できればと考えておりましたが、もう少しというか、夏以降にずれ込むのではないかと今の段階で考えているところであります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 5月の末ぐらいにオープンできるということですよ。

○委員長（岡本眞利子） もうちょっと延びると言っています。

○委員（内山美穂子） あ、違います。夏ですね、すみません。

それまで工事が進んでいって、今度、中身になってくるのですけれども、例えば吉田菊太郎氏のいろんな資料が本当に国内的にも学術的に価値があるもので、やっぱりこういうことを町民の皆さんと共有しなければいけないと思うのですよね。取りあえず施設の中では、これまず肝の部分なのですが、その資料をもう永続的にちゃんと収蔵していけるという、そういった設備になる予定だと思えるのですけれども、その建物自体の維持管理コストというのは年間どのくらいかかるか、今の時点で分かる数字は押さえていますか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 施設管理に関する維持管理経費なのですが、今、展示館棟については6年度において実施設計を行っております。今月に完成品が納品される予定であります。その中で、全部ではないのですが、使われる機器が決まってくるので、ある程度その後示せるかと思えます。今の段階では把握しているものはございません。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 予算の中にはソフトの事業、各種文化振興事業が盛り込まれているのですけれども、今後、建物の活用が期待されるわけなのですけれども、今の段階でどのように運営していくか決まっているものはありますか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 運営に関しましては、いろいろな方法があるのかなと思います。いろいろなことを視野に入れながら、相手が伴うことですので、そういった方々と情報収集しながら、進めていきたいなどは思っています。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） この施設が有効に生かされなければいけないと思うのですね。それで、やはりまだ町民がここの価値とか分からず、やっぱりそういうところは、オープンが来年の夏にしても、それまでにやっぱりもっと発信していかなければいけないと思うのですよね。

それで、いろんな人に関わってもらって、まちづくりにもつなげていかなければいけないと思うのですけれども、来年のオープンまでにどういうことを考えているか、その発信も含めて伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 建物ができてからでは遅いと思います。情報発信につきましては、7年度の予算の中にもPRに関する部分を若干盛り込んでおります。

昨年、財源確保のためにふるさと納税企業版ということで、札幌市内のいろんな会社を回らせていただきました。その中で実感したのが、幕別町というとアスリートだとか、そういったオリンピックのことは皆さんご存知だったのですけれども、アイヌの事業に取り組んでいるというところはなかなか周知されていないところでありました。

道央圏ですとか首都圏なんかに修学旅行だとか、そういったことにPRのほこ先を向けるのがいいのではないですかというアドバイスもいただきましたので、7年度の予算におきましては、道央圏、ホテルで幕別フェアとか、アイヌの関連事業を周知することを行ったり、あと首都圏ですとか大阪のほうに、PRにいろいろとパンフレットというか、事業を紹介するものだとか、施設を紹介するものを持って伺ってまいりたいなと考えております。

あと、今、広報のほうでもアイヌ語の講座なんかも、アイヌ語についてお知らせしていましたが、もう少しいろんな方にアイヌのことに親しみをを持っていただくために、情報発信に努めていきたいと考えています。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、次に261ページから270ページ、区分33について質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 恐らく263ページに出てくる保健体育総務費のアスリートと創るオリンピックの町創生事業でご質問させていただくのがいいかなと思っているのです。

今年度、ミラノ・コルティナオリンピックが開催されると、来年の2月ですね。これには幕別町からも応援大使をお願いしている選手はじめ、そうでない選手もきっとスピードスケートを中心に、オリンピックを目指して最後の奮闘をすると、そういうようなことになっていくのではないかなというふうに思うのです。オリンピックの代表として決まればきっと、有志の団体や町や教育委員会と一緒にいろいろな行事が、パブリックコメントなどのそんなことが行われるのかなと思うのだけれども、何せ狭き門です。誰もがオリンピックに出られるなんていうことにはならない。その応援の取組の行事、何か仕組み、そういったことがあってもいいのかな、そんなふうに思っていて、そのことで幕別町を応援してもらえばかりでなくて、こちらからも代表に向けて応援すると、そんなことにならないかということの思いで質問させていただきました。何か考えられることというのは、考えていら

っしゃるということはありませんか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 7年度におきましては、来年の2月ですよ、オリンピックが開催されます。例年であれば、今年の12月の末に選考会が開かれまして、代表者が決定します。それを受けてからですと、2月までもうほとんど時間がないので、当然補正予算で応援する会実行委員会の予算は要求させていただきますが、大会等が始まった段階からいろんな情報発信はしていきたいと思っています。

ただ、どういう形がいいのか、あまりにも華美に情報発信するというのも、本人たちにプレッシャーがかかるのかなというところもあって、ほどほどにいいあंबいで進めていきたいなは考えています。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今、スピードスケートの代表選考会のお話を石田課長されましたけれども、世界選手権等で優秀な成績を収めていれば、その種目について代表権は与えられるけれども、あとは一発勝負ということの中でやる中では、大変厳しい選定の仕方がされるということは、私も前回、前々回、大したスピードスケートに対する造詣はないのだけれども、エムウェーブに行ってその模様を直接見て、感動しているところです。

幕別からも10人とまでは言わないけれども、それに近い人数の選手がその大会に参加していて、応援のしがいがとてもあるものでありました。それに向けてプレッシャーになるようなことになって、マイナスになっては困るのだけれども、何か考えられることがあれば、選手家族、それから関係の団体などと協議をしてもらえたらいいなど、そんな思いでいるところです。

何かやれと、どうしてもやれというようなことではなくて、そういった思いであることをお伝えさせていただいて、これに対して何かご答弁があればしていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 前回のオリンピックのときにもSNSのほう、幕別から参加している選手を紹介させていただいたり、谷口委員も同調していただいたりなんかして、いろいろと情報発信していたところなのですけれども、そういったことは当然行っていきたいなと思っています。今いろいろと新聞等見ながら、幕別出身で頑張っている選手、オリンピックに出場できそうな方々をピックアップしているところであります。そういった方々が本当に悔いなく競技できるように、陰ながら力強く応援していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） いらっしゃいません、はい。

質疑がないようですので、10款教育費につきましては、以上をもって終了いたします。

[散会宣告]

○委員長（岡本眞利子） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開催いたします。

16:56 散会

令和7年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和7年3月19日

開会 10時00分 閉会 12時20分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員(16名)

畠山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
酒井はやみ	荒 貴賀	野原恵子	石川康弘	小島智恵	藤谷謹至
田口廣之	谷口和弥	藤原 孟	中橋友子		

② 委員長 岡本眞利子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	企 画 総 務 部 長	山端広和 <small>(選挙管理委員会事務局長)</small>
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
経 済 部 長	高橋修二	建 設 部 長	小野晴正
会 計 管 理 者	武田健吾	忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
札 内 支 所 長	川瀬吉治	教 育 部 長	白坂博司
政 策 推 進 課 長	宇野和哉	総 務 課 長	西田建司 <small>(選挙管理委員会書記長)</small>
地 域 振 興 課 長	谷口英将	糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
住 民 課 長	佐々木一成	税 務 課 長	古山悌士
保 健 課 長	西嶋 慎	水 道 課 長	河村伸二
経 済 建 設 課 長	吉仲有希		

ほか、関係係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 議事課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子

4 審査事件 令和7年度幕別町一般会計ほか5会計予算審査

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長

議事の経過

(令和7年3月19日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○委員長（岡本眞利子） 昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開きます。

[審査]

○委員長（岡本眞利子） それでは、11款公債費、12款職員費、13款予備費の審査を行います。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 11款公債費についてご説明いたします。

271ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金17億9,399万円、借入れしております起債の償還元金に要する費目があります。

2目利子7,375万円、起債の償還利子に要する費目であります。

以上が公債費であります。

272ページをお開きください。

12款職員費についてご説明いたします。

12款職員費、1項1目職員給与費18億3,657万9,000円、特別職を含め、一般会計から支弁する233人分の職員の人件費等であります。

2節の給料は、人事院勧告に基づく給与改定により前年度比3,081万2,000円の増となっております。

3節職員手当等につきましては、人事院勧告に基づく期末勤勉手当や寒冷地手当の増などにより、前年度比724万6,000円の増であります。

4節の共済費は、次のページにわたりますが、人事院勧告に基づく月例給および期末勤勉手当の増に伴う共済負担金の増などにより、前年度比1,477万9,000円の増となっております。

以上が職員費であります。

274ページをお開きください。

13款予備費についてご説明いたします。

13款1項1目予備費500万円であります。

以上で、公債費、職員費および予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

271ページから274ページ、区分34について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

中橋委員

○委員（中橋友子） 272ページの職員給与費に関わりまして、説明の2給料のところの一般職給料230人が計上されております。一つは、この中で11番の時間外勤務手当4,335万8,000円と少ない金額が計上されております。昨年の残業の現状をお聞きいたしまして、過度な仕事、労働時間、職員の皆さんの負担になっていないかどうかということをお聞きしたいと思います。併せまして、過去の場合に、一番多い残業は何時間あって、さらにそれに類する時間外、上位の時間外の時間と、それから人数をお示しいただきたいと思っております。

もう一つ、幕別町だけではないのですが、職員の退職が相次いでいるとお聞きしております。この

点でも、令和7年度の執行に当たりまして、全員が安心、安定できる職場として勤め切られることを願うわけですが、昨年の実態と、それにつながる、その安心・安全を継承していくための対策といえますか、考え方を伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まず、ご質問の1点目でございます。時間外のことについてであります、昨年の実績、昨年度というのが令和6年度の実績ということで、1人当たりの時間数をお伝えいたしますけれども、まだ終わるところですけれども、見込みとしては時間数が3万8,259時間、1人当たりになりますと189時間。ちなみに、令和5年度の実績で申しますと3万9,578時間、1人当たりの時間数で196時間ということで、令和5年度から徐々にちょっと少ない実績ではあるという状況でございます。

上位の時間数についてということだったのですけれども、昨年1か月の時間数で一番多かったのが187時間ということで、これは実は選挙に係る事務に携わった者ということで、私の部下になりますけれども、そちらのほうでちょっとその時間を費やしてしまったということなのですけれども、上位というのが、実はそういったちょっと選挙事務に関わった者が1か月当たりの時間数が多かったということになっております。

その年によって、選挙だったりいろんな特殊事務というのが出てくるのですけれども、もちろんそういった部分はみんな課の中だったり、職場の中で協力し合って軽減し合えるような取組は行っているのですが、今後もさらにそういったものを取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、先ほどの時間数と実績なのですけれども、これはもちろん保育士も含めた実績というふうになっておりまして、当たり前ですけれども管理職は除かれています。

あと、職員数、退職の部分のお話でございます。実績といたしまして、今回令和6年度中に退職される方、中途退職で12人、年度末の退職で8人ということで20名の退職。失礼しました。年度末が9人です。ということで、合計で6年度中の退職者ということで21名の退職ということになります。

退職される方はそれぞれ諸事情あります。転職される方、ご結婚されて辞められる方、それぞれの事情がありますけれども、必ずしも幕別町役場の職場の雰囲気が悪くて辞めるというところにつながったものではないと考えてはいるのですけれども、これ若い方については、やはり早く転職だとかそういうことで、これはどこの職場もそういう実態にあると聞いてはいるのですけれども、またさらに魅力のある職場になるよう、いろんな研修だったり、そういったものにつなげていければと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はじめに、時間外ですけれども、3万8,259時間、これは年間の総数ということになるのでしょうか。1人当たり189時間とおっしゃいまして、上位の1か月最高幾らでしたかという、187時間ということなのですけれども、要するにこの最初にお答えいただいたのは年平均ということなのでしょうか。年平均で1人当たり189時間だと。しかし、一人ひとりの実態を見ると、たった1か月で最高187時間の方がいましたよということですね。

私、昨日、教職員の働き方改革のことでちょっとお尋ねしたのですけれども、教職員も1か月45時間というのを目安にしていますよね。これを超えると業務に支障を来すということで定められているのですけれども、職員にとっても同じだと思うのですけれども、この理事者側としては、職員の残業といえますか、それを一体どの程度、適切とは言わないとは思いますが、最高どこまで押さえていくといえますか、つまり改善しなければこれ駄目だと思うのですよね。日曜ですとか、休日出勤も入っているから187時間ということになるのでしょうかけれども、単純に20日間勤務したとしてもすごい時間ですよ。8時間。これ、放置してはいけないと思うので、どういうふう改善しようと考えられているのか。

それと、中途の退職者なのですけれども、確かにまず定年前で中途が12人ということでした。年度末の9人という方も、定年を待たずして辞められる方もいらっしゃるのだと思うのですよね。その方

は何人いるのか。そして、250人の職場で1割近い方が辞めていかれるというのは、町民からしたら業務執行していただく大切な人たち、やっぱり大きな財産ですよ。その人たちがいなくなってしまうというのは本当に切ないことです。もちろん職業を選択する自由は個人にありますから、うちの町の職場よりもいいところがあればというのは、それは当然認めるべきことだとは思いますが、やっぱりこれだけ多い職員が辞めていかれるということに対する要因というのは、どんなふうに押さえていらっしゃるんですか。そして参考までに、令和6年の状況を伺いましたけれども、令和5年、令和4年はどうだったのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 最初に時間外のお話です。すみません、先ほど3万8,259時間というのは、1年間の全職員の実績の合計です。そして、189時間というのは、1年間の職員1人当たりの平均時間になります。先ほど187時間、上位の者ということは、これは1か月単位なのですけれども、45時間というのは教職員と同じ受取りをしています。

です。例えば月に100時間を超えた者、あとは2か月から6か月の月平均で80時間を超える者については、産業医との面接指導、そちらのほうの実施につなげております。そして、さらに45時間を超える時間外を命じる場合については、そこに命じた管理職から、どうしてこう増えたのだとかという聞き取りをやらせていただいたりだとかということで、やはり45時間というのをキャップにしながらも、100時間を超えた者は産業医の面接のほうにつなげて、そこがもう限界値だろうということで、やはり通常であれば過労死に至るレベルと言われているところになるので、そこに至るときには、適切な対応をこのように取ってきているというものではございます。

改善というところは、そういうふうな面談だったり、月ごとにきちんと管理しながら、適切に管理職ともお話ししながらやってはきているのですけれども、これ、課長連絡会議のたびにも、その都度その都度、全管理職の方にも縮減に向けた取組ということで目配りだったり、気配り、そういったものもお願いをしながら、やっぱりそういうふうによく地道に取り組んでいくしかないのかなと思っております。

さらには、自治体DXということで、今どんどんデジタル化を進めていて、いろんな予算計上もさせていただいていますけれども、そういったものを、住民サービスのほうはもちろんなのですけれども、事務の効率化、そちらのほうにもつないでやらせていただいていますので、そういったところからも、事務の軽減を図っていきけるのではないかと考えているところでございます。

続いて、退職に係るお話です。年度末退職者の、定年なのかどうかという部分なのですけれども、先ほど令和6年度で9人、年度末退職者いますよという中で、7人が年齢による退職というもので、ある程度若い方が辞められた方が2人と、3月31日で辞める予定という方が2人になっています。

令和5年度の退職の状況ですが、退職が12人になります。退職された方が12人、途中で入っている方が3人ということでありまして。令和4年度の状況なのですけれども、定年退職が5人と、途中で辞められた方が7人の方が退職されております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 要因は。

○総務課長（西田建司） 定年で迎える方については、そのとおりの年齢でのということだとは思いますが、先ほども申し上げましたとおり、やっぱり若い方の転職だとかというのが、今テレビのCMとかでもありますように、やはり若い方、いろんな職を目指してステップアップということで退職される方が実際にいるというのは、こちらのほうとしても確認しているのですけれども、そこに尽きるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今のその退職のことですけれども、時間外ともつながりますから、時間外先にい

きますね。

労働基準法にも基づきますから、45時間を上限とするということでやってこられて、しかし180時間にも超えていくという実態があると。これ、45時間超えている職員というのは何人いらっしゃるのですか。そしてマックス100時間とも言いました。そのうち100時間超えているのは何人なのでしょう。

それと、退職のほうですけれども、令和4年が12人、令和5年が15人、そして令和6年が21人と増えてきていますよね。要因と伺ったのは、もちろん自ら別なやりがいのある仕事を、役場の仕事以上に見つけたのだと、あるのだという、あるいは学びたいのだというような形で辞められていくというのは、これは致し方がないことだと思うのですけれども、これだけ残業が多かったら、一体その仕事の量として適切なのかどうか、1人当たりの仕事というのは私たちにはなかなか分かりませんが、それがどうなのかということが一つと、それから職場の中の、チームで、課ごとにお仕事されていると思うのですけれども、そこのチームプレーあるいはコミュニケーションや連携といったことにおいては、十分その機能が果たされているのか、ここが見えないと、本当の意味の要因というのは見えないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 私からは1点目についてお答えしたいと思います。

令和6年度の45時間の人数の実績について、ちょっと今、押さえたものがなかったのですけれども、例えば令和5年度であれば、実質24人だったり、令和4年度であれば35人ということで、こちらについてはそれほど人数のほうは変わっていないのかなと思います。

あと、一月当たり100時間、そして2か月から6か月の間の平均が80時間以上という者の人数なのですけれども、令和6年で15人、令和5年で17人、例えば令和4年であれば16人と、そのような状況となっております。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 退職された方の要因ということなのですけれども、先ほど課長申し上げましたように、個人的な、私的な理由というのが一番なのですけれども、中には、要はそこに至るといっては、いわゆる公務員としての価値観という部分もあるでしょうし、あるいはこれからの人生長く見据えたときにどうするかといった方もいるでしょうし、退職間際で辞めるという方もいらっしゃいますし、ちょっと時代とともにその考え方といいますか、変わってきているのかなと思っております。具体的に要因というの、いずれも別な転職という部分ではありますけれども、大きくは価値観的なものが大きいのかなと捉えております。

それと、組織間、これだけの時間外の部分での体制ということなのですけれども、先ほど課長からも申し上げましたように、こちら側としても機会あるたびに、要は連携といいますか、先ほど委員がおっしゃったように、課内あるいは大きくは部内、これは例えば先ほど選挙の話もありましたけれども、全体制という形で協力体制という部分も、当然、投開票、具体的に言えばそういう形で取っていますし、ただどうしても選挙管理委員会事務局という形で部局を持っているところは、集中的に業務が重なるという部分もあります。ほかの部署においても、これ個別な部分になりますけれども、その時々によって、その経験値も当然ありますし、そういった部分で若干、年度によってもばらつきがありますし、部署間でもばらつきがあります。なるべくそういった部分、特に人事異動も含めて、そういった時間外等も考慮しながら、バランスのいいような形でということには努めておりますが、いずれにしても、これはそれぞれの担当部署において業務の効率化等を見直した中で、十分縮減に努めていかなければいけないと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 仕事の量から見ると、私たち、住民側から見ても、行政の仕事というのは、住民の福祉向上のサービスということが大前提で出発しますけれども、このところ、例えばデジタル化に進むに当たってのさまざまな計画や企画、あるいは脱炭素に向けてのさまざまな企画、計画実施、ど

んどんどんいろんな面で計画そのものもたくさん立てる、立てなければ国で認めて、交付金、補助金が来ないというようなことで、仕事は増えているのではないかなと、私たちのほうから見たら見えるのですよね。

そういう中で、これだけの残業が、100 時間を超える人が 15 人もいらしたとなれば、いや、これは本当に健康を害していくと完全に思いますね。したがって、その業務そのものも、価値観となってしまくと、それはもう個人、自己責任みたくなっています、責任という言い方も変ですね。その人の判断になりますから、それはそれとして置くのですけれども、仕事の量から見て、幹部の方たちは検証する、そういう視点が必要なのではないでしょうか。どんどん増えていっている中で、実際にはこれ残業も減ってきていませんね。多少と言いましたけれども、ほとんど動きがない中で、これだけのことが続いていて、もし同じ部署で 100 時間を超える勤務を 1 人の方が何か月もするということになる、本当にギブアップしていくと思うのですよね。そういうことも含めて、もう少し職員の一人心の勤務実態、それからその職務の量、それからチームの中における仕事のこなし方と判断です。そういうことは、恐らく多ければ部課長会議あたりの中で調整も含めてあるのでしょうか。けれども、こういう状況というのは、やっぱり改善が要ると思わないでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） はじめに、まず価値観と申し上げましたのは退職者の部分で、残業の部分ではちょっとございませんので申し訳ありません。

それと、今、量的にだとか、そういった部分の見直しどうなのだという部分です。基本的に、業務するに当たって、課単位で当然組織されていますので、部もありますけれども。恐らくどこの部署も、当然年間のスケジュール、どんな業務が年間どのぐらいあるかというのを、きちっとそこを捉えて業務の分担を配分しているのかなと考えております。なので、そこには当然新採用もいますし、例えば異動で代わって配置になるだとか、総合的にそういった形で毎年組んで、そしてまた次の年に、ではどうなのだと。あるいはこちら側としては、全体の時間外の勤務、当然必要な部分については人事の部分で配置する、増員ですとか、全体のバランスを見てそういった形で配置もしなければいけないと考えて、現在も実際のところはそういった部分は加味した中で、総合的に配置していると考えております。

いかにせん、全て細かい業務がどうなのだというのは、担当部署によるところが多いのかなと思いますので、そこは先ほど申し上げましたように、機会あるごとにその辺の業務の効率化、あるいはスクラップ・アンド・ビルドとよく言っておりますけれども、本当にその業務が必要なのかというものを含めまして、その事務の改善という部分については、十分努めていくよう指導してまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後にします。

今ご報告いただいた実態は、やっぱり改善が必ず必要です。そして、例えば今年もう 20 人近く辞められても、中途退職のときにはなかなか途中で補填できないということになれば、それは残っている方の負担にまたなっていくということだと思います。したがって、職員が安定して、退職を少なくしていく、時間外を減らしていくということに、令和 7 年は意を用いていただきたいと思います、このように思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようでありますので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、以上をもって終了をいたします。

以上をもちまして、一般会計歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査を行います。

1 款町税から 23 款町債まで、一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 歳入につきましてご説明いたします。

17 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 12 億 8,282 万円、定額減税が終了したことにより、前年対比で 11.6 パーセントの増額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 4,978 万円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 12 億 1,611 万 4,000 円、新規償却資産の増加により、前年対比 5.9 パーセントの増額を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,338 万円、前年度と同額を見込んでおります。

18 ページをお開きください。

3 項軽自動車税、1 目種別割 8,725 万 1,000 円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

2 目環境性能割 584 万 4,000 円、軽自動車取得件数の増を見込み、前年対比 51.2 パーセントの増額で計上しております。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 8,184 万 8,000 円、課税本数の減を見込み、前年対比 3.2 パーセントの減額で計上しております。

5 項 1 目入湯税 1,014 万円、観光需要の回復を見込み、前年対比 12.4 パーセントの増額で計上しております。

次のページになります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 6,600 万円、地方揮発油税総額の 42 パーセント相当額が、市町村に譲与されるもので、前年対比 12.0 パーセント減で計上しております。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億 3,000 万円、自動車重量税総額の 40.7 パーセントが市町村に譲与されるもので、前年と同額で計上しております。

3 項 1 目森林環境譲与税 4,687 万 6,000 円、木材利用の促進や森林整備等に要する費用に充当するため、森林環境譲与税の収入額の 9 割に相当する額が市町村に譲与されるもので、全国譲与額総額の見直しに伴い、前年対比 7.5 パーセントの増で計上しております。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、北海道に納入された利子割額の 99 パーセントの 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

20 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,000 万円、北海道に納入された配当割額の 99 パーセントの 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 800 万円、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の 99 パーセントの 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金 4,111 万 8,000 円、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人市町村民税法人税割の減収分を補填する仕組みとして、北海道に納入された法人事業税額の 7.7 パーセントに相当する額が交付されるもので、前年とほぼ同額で計上しております。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付 6 億 5,000 万円、北海道に配分された地方消費税の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年対比 1.6 パーセントの増額で計上しております。

21 ページになります。

8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 1,600 万円、前年と同額で計上しております。

9 款 1 項 1 目自動車税環境性能割交付金 2,000 万円、北海道に納入された自動車税環境性能割収入額の 95 パーセントのうち 100 分の 43 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

10 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円、前年と同額であります。

11 款 1 項 1 目地方特例交付金 2,000 万円、住宅借入金等特別税額控除に係る住民税の減収補填について措置されるもので、前年対比で 84.3 パーセントの減額で計上しております。大きく減額となって

おりますのは、個人住民税の定額減税に係る減収補填の皆減によるものであります。

22 ページをお開きください。

12 款 1 項 1 目地方交付税 62 億 4,000 万円、前年対比 2.3 パーセントの増額で計上しておりますが、このうち、普通交付税については 1.5 パーセント増の 59 億 4,000 万円、特別交付税については 20.0 パーセント増の 3 億円で見込んでおります。

13 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円、前年と同額であります。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 7,882 万 9,000 円、農業基盤整備事業に係る分担金であります。

23 ページになりますが、2 項負担金、1 目民生費負担金 4,322 万 4,000 円、2 節の施設型保育施設保育料が主なものであります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 670 万円、4 節公共施設共通利用券売払収入が主なものであります。

2 目民生使用料 1,859 万円、2 節のうち、24 ページになりますが、学童保育所保育料が主なものであります。

3 目衛生使用料 257 万 9,000 円、葬斎場および墓地の使用料であります。

4 目農林業使用料 3,419 万 6,000 円、2 節の町営牧場の入牧料が主なものであります。

5 目商工使用料 1,202 万円、1 節のスキー場リフト使用料および 2 節の宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6 目土木使用料 1 億 3,805 万 6,000 円、1 節の道路占用料や 3 節のナウマン公園キャンプ場の使用料、4 節の公営住宅使用料が主なものであります。

7 目教育使用料 455 万 5,000 円、25 ページになりますが、2 節のナウマン象記念館入館料が主なものであります。

2 項手数料、1 目総務手数料 1,000 万 1,000 円、戸籍住民票手数料が主なものであります。

2 目民生手数料 1,276 万 6,000 円、介護予防サービス計画等作成手数料であります。

3 目衛生手数料 5,491 万 9,000 円、ごみ処理手数料が主なものであります。

26 ページをお開きください。

4 目農林業手数料 21 万 1,000 円、農地の異動に係る嘱託登記手数料などであります。

5 目土木手数料 195 万 1,000 円、3 節の建築確認に係る申請手数料や完了検査手数料が主なものであります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 11 億 6,768 万 7,000 円、1 節の障害者自立支援給付費、2 節の児童手当や、27 ページになりますが、保育所等に係る施設型給付費等負担金が主なものであります。

2 目衛生費負担金 146 万 8,000 円、新型コロナウイルスの予防接種により健康被害を受けた方に対する国からの給付金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 2 億 3,006 万 4,000 円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とデジタル基盤改革支援国庫補助金が主なものであります。

2 目民生費補助金 1 億 6,211 万 5,000 円、1 節の障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金と、重層的支援体制整備事業交付金、2 節の学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業補助金が主なものであります。

3 目衛生費補助金 124 万 8,000 円、母子保健事業に係る補助金が主なものであります。

28 ページをお開きください。

4 目土木費補助金 4 億 7,612 万 3,000 円、1 節は、道路や橋梁などに係るもの、2 節は、公営住宅に係る交付金などであります。

5 目教育費補助金 4 億 4,709 万 8,000 円、4 節のアイヌ政策推進交付金が主なものであります。

3 項国庫委託金、1 目総務費委託金 23 万 3,000 円、中長期在留者登録事務などに係る委託金であり

ます。

29 ページになります。

2 目民生費委託金 717 万 4,000 円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

17 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 6 億 1,197 万 9,000 円、1 節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2 節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金が主なものであります。

2 目農林業費負担金 970 万 6,000 円、農業委員会職員設置に係る道の負担金が主なものであります。

30 ページをお開きください。

3 目土木費負担金 7 億 556 万 9,000 円、2 節の相川 20 号橋改修事業に係る道負担金が主なものであります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 472 万 5,000 円、結婚新生活支援や防災備蓄品に係る補助金が主なものであります。

2 目民生費補助金 1 億 4,329 万 4,000 円、1 節は、地域生活支援事業や重度心身障害者医療費などの障害者福祉に係るもの、重層的支援体制整備事業に対するもの、2 節は、学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業や、31 ページになりますが、乳幼児等医療費、多子世帯の保育料軽減など、児童福祉に係る補助金であります。

3 目衛生費補助金 1,836 万円、ゼロカーボン化推進事業に係る補助金が主なものであります。

4 目農林業費補助金 5 億 257 万 9,000 円、1 節の環境保全型農業直接支援対策事業や中山間地域等直接支払対策事業などに係る道補助金、3 節の各種土地改良事業に伴う道補助金、32 ページになりますが、4 節の民有林や町有林の管理・造成などに係る道補助金であります。

5 目商工費補助金 217 万 6,000 円、消費者行政機能拡充のための補助金であります。

6 目消防費補助金 100 万円、消防庁舎改修に係る道補助金であります。

7 目教育費補助金 108 万 2,000 円、アスリートと創るオリンピックの町創生事業に係る道補助金が主なものであります。

33 ページになります。

3 項道委託金、1 目総務費委託金 7,730 万円、2 節の道民税徴収事務委託金が主なものであります。

2 目衛生費委託金 1 万 5,000 円、3 目農林業費委託金 175 万 7,000 円は、3 節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4 目商工費委託金 3 万円、34 ページをお開きください。

5 目土木費委託金 330 万円、1 節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金 45 万円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

18 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 1,159 万 1,000 円、土地および建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当金 6 万円、各種基金等からの利子収入であります。

35 ページになります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 1,550 万 1,000 円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2 目物品売払収入 602 万 8,000 円、公社貸付牛譲渡代などであります。

19 款 1 項寄付金、1 目一般寄付金 10 万円であります。

2 目総務費寄付金 3 億円、ふるさと寄付金であります。

36 ページをお開きください。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 4 億円、令和 7 年度予算における一般財源充当分として繰入れするものであります。

2 目減債基金繰入金 2 億円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰入れし、公債費の支出に充てるものであります。

3目まちづくり基金繰入金4億3,471万2,000円、このうち3億円につきましては、合併特例債で造成した基金を活用し、まちづくり全般にわたる各種事業に活用するもの、それ以外は、ふるさと寄付を各種事業の財源として活用するために繰入れするものであります。

4目森林環境譲与税基金繰入金7,094万8,000円、前年度までに基金に積立てした森林環境譲与税を各種事業の財源として活用するために繰入れするものであります。

5目新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金繰入金2,743万4,000円、令和2年度に借り入れた新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給を行うため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して造成した基金から繰り入れるものであります。

6目企業版ふるさと納税基金繰入金100万円、企業からのふるさと納税であります。

2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金711万8,000円、重層的支援体制整備事業の実施に際して、介護保険特別会計から、65歳以上の被保険者保険料を繰入れするものであります。

37ページになります。

21款1項1目繰越金20万円であります。

22款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金3万円、2目加算金1,000円、3目過料1,000円であります。

2項1目町預金利子1,000円であります。

38ページをお開きください。

3項貸付金元利収入、1目生活環境改善設備資金貸付金元金収入20万円あります。

トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

2目勤労者福祉資金貸付金元金収入330万円、3目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入2,768万5,000円、4目中小企業貸付金元金収入3億5,000万円、5目工業団地取得資金貸付金元金収入3,555万4,000円あります。

4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入3万円、2目民生費受託事業収入1,000円、3目衛生費受託事業収入1,231万4,000円、後期高齢者健診受託事業と後期高齢者保健・介護一体的実施受託事業であります。

39ページになります。

4目教育費受託事業収入409万7,000円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

5項雑入、1目滞納処分費7万5,000円、2目弁償金1,000円、3目違約金及び延滞利息1,000円あります。

4目雑入2億1,759万9,000円あります。

1節は住民健診等の負担金、2節は学校給食費、3節は各施設の電話使用料であります。

40ページをお開きください。

4節雑入は、他の科目に属さない各種収入であります。

42ページをお開きください。

5目過年度収入1,000円あります。

43ページになります。

23款1項町債であります、各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当のソフト事業であります。

1目総務債1億3,460万円、役場庁舎に設置するエアコン整備事業債が主なものであります。

2目民生債8,580万円、保健福祉センター改修事業債や忠類地域通所介護事業運営費補助事業債、幕別認定こども園整備事業債が主なものであります。

3目衛生債9,070万円、新中間処理施設整備事業債が主なものであります。

4目農林業債1億5,210万円、44ページになりますが、1節のうち、忠類地区道営草地整備事業債と2節の忠類第一幹線明渠排水路整備事業債、道営農地整備事業に係る起債が主なものであります。

5目商工債2,370万円、道の駅忠類整備事業債やアルコ236整備事業債、白銀台スキー場整備事業債が主なものであります。

6目土木債7億3,770万円、1節の道路橋梁整備や、45ページになりますが、3節のあかしや南団地建替事業債が主なものであります。

7目消防債1億7,040万円、とちがひ広域消防局に設置されている高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新事業債や幕別消防署忠類支署に配備する水槽付消防ポンプ自動車整備事業債が主なものであります。

8目教育債11億7,480万円、46ページをお開きください。

3節のアイヌ文化拠点空間整備事業債が主なものであります。

臨時財政対策債は、皆減であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、一般会計歳入につきましては、以上をもちまして終了いたします。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑に入ります。

はじめに、3月17日の予算審査特別委員会で、2款総務費において、谷口委員からの質疑に対する答弁が求められておりますので、この場で答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（西田建司） 17日の2款総務費における谷口委員からのNHK受信料に係るご質問に対しまして、ご答弁申し上げます。

令和6年度におきましては、当初予算で48台、42万344円として計上しておりましたが、予算審査特別委員会の中で受信料に係る台数等の確認がなされ、再調査の上、NHKとも協議を行い、未支払いに該当する台数が確認されたことから、過年度分を含めて補正予算で24台、26万7,012円を追加で計上し、合計で72台、68万7,356円とし、NHKにお支払いしたところでございます。

また、令和7年度におきましては、昨年11月にテレビを設置する施設担当部署に、設置台数につきまして漏れのないようしっかりと調査を行いまして、72台、73万9,002円の受信料となり、このたび当初予算において、それぞれの予算科目で計上したところであります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（岡本眞利子） それでは、総括質疑に入りたいと思います。

総括質疑のある方は挙手を願います。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、総括質疑は以上をもって終了をいたします。

これで、一般会計の審査を終了いたします。

これより、特別会計予算の審査を行います。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質問も同じく一括してお受けをいたします。

それでは、議案第14号、令和7年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 議案第14号、令和7年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ28億5,843万3,000円と定めるものであります。

同条第2項では、歳入歳出の款項の区分および当該区分ごとの金額を、「第1表 歳入歳出予算」によることとし、2ページから3ページまで、それぞれ定めるものであります。

なお、令和7年度における年間平均の国保被保険者数は5,100人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

11 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 8,050 万円であります。

国民健康保険の事務に要する経費であり、担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料、細節 6 は、ジェネリック医薬品利用差額通知の作成委託料が主なものであります。

13 ページになります。

2 目連合会負担金 92 万 8,000 円であります。

国保事務の共同処理や診療報酬の審査および支払いを行う国保連に対する負担金であります。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費 982 万 2,000 円であります。

国保税の賦課および徴収の事務に要する経費であり、徴収員や事務補助員の人件費のほか、次のページになります。

11 節役務費は、納付書発送に係る郵便料と口座振替やコンビニ収納に係る手数料、18 節負担金補助及び交付金は、次のページになりますが、滞納整理機構に対する負担金などであります。

3 項 1 目運営協議会費 42 万 3,000 円であります。

幕別町国民健康保険運営協議会の運営に要する経費であり、協議会委員 9 人分の報酬および費用弁償が主なものであります。

16 ページになります。

2 款 1 項保険給付費、1 目療養諸費 15 億 7,846 万 2,000 円であります。

保険給付事業は、主に被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

2 目高額療養費 2 億 2,030 万円であります。

被保険者の高額療養費および高額介護合算療養費に係る経費であります。

3 目移送費 20 万円であります。

被保険者の移送費に係る経費であります。

4 目出産育児諸費 1,250 万 6,000 円であります。

出産育児一時金として、基本分と加算分の産科医療補償制度の掛金相当額を合わせ 1 件当たり 50 万円を支給するものであります。

17 ページになります。

5 目葬祭諸費 120 万円であります。

葬祭費として 1 件当たり 3 万円を支給するものであります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目医療給付費分 6 億 4,526 万円であります。

被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金が主なものであります。

18 ページになります。

2 項 1 目後期高齢者支援金等分 1 億 9,499 万 7,000 円であります。

被保険者の後期高齢者支援金分に係る北海道への納付金であります。

3 項 1 目介護納付金分 7,592 万 6,000 円であります。

被保険者の介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

4 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 3,282 万 8,000 円であります。

生活習慣病予防のための特定健康診査および特定保健指導に要する経費であり、担当職員の人件費

のほか、次のページ下段になります。

12 節委託料、細節 5、細節 6 は、特定健診および特定保健指導などの委託料が主なものであります。
20 ページになります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 197 万 8,000 円であります。

本目は、健康の保持・増進を図るために要する経費であり、7 節報償費では、健康づくり教室等の開催に要する講師謝礼、11 節役務費では、被保険者に対する医療費通知の発送に係る郵便料などであり
ます。

21 ページになります。

5 款 1 項 1 目基金積立金 1,000 円あります。

国民健康保険基金への積立金であります。

6 款 諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険税還付金 300 万円あります。

被保険者の過年度の国保税還付金であります。

2 目償還金 2,000 円あります。

過年度の国庫支出金等の返還金であります。

22 ページになります。

3 目還付加算金 10 万円あります。

被保険者の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

退職被保険者等保険税還付金および退職被保険者等還付加算金は、廃目であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目国民健康保険税 6 億 5,427 万 5,000 円あります。

被保険者に係る国民健康保険税であります。

退職被保険者等国民健康保険税は、廃目であります。

2 款 道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 18 億 7,676 万 8,000 円あります。

1 節の保険給付費等交付金は、歳出予算の保険給付費と同額が交付されるものであります。

7 ページになります。

3 款 財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円あります。

4 款 繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 億 7,023 万 4,000 円あります。

一般会計からの繰入金で、国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものであり
ます。

8 ページになります。

2 項 基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金 5,704 万 7,000 円あります。

国民健康保険基金からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 1,000 円あります。

9 ページになります。

6 款 諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金 1,000 円あります。

退職被保険者等延滞金は、廃目であります。

2 項 1 目預金利子 1,000 円、3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入 1,000 円。

10 ページになります。

4 項 雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、いずれも 1,000 円あります。

3 目返納金 10 万円、4 目保険医療機関返還金、5 目雑入、いずれも 1,000 円あります。

退職被保険者等第三者納付金および退職被保険者等返納金は、廃目であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了をいたします。

審査の途中ですが、この際 11 時 10 分まで休憩をいたします。

10：59 休憩

11：10 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 15 号、令和 7 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 議案第 15 号、令和 7 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

31 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 4,287 万 8,000 円と定めるものであります。

同条第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、32 ページから 33 ページまで、それぞれ定めるものであります。

なお、令和 7 年度における年間平均の被保険者数は 5,228 人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算からになります。

39 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 967 万 9,000 円であります。

後期高齢者医療一般管理事務事業は、後期高齢者医療事務に要する経費であり、主なものとして担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料、細節 7 後期高齢者服薬通知作成委託料は、多くの薬剤を服用している方にかかりつけ医や薬剤師への相談を促し、服薬リスクの回避と医療費の適正化を図るため、服薬情報を作成し通知するものであります。

2 項 1 目徴収費 126 万 3,000 円であります。

後期高齢者医療保険料徴収事務事業は、保険料の徴収事務に要する経費であり、主なものとして 10 節需用費、細節 30 は、納付書の印刷経費、11 節役務費は、納付書作成に係る郵便料のほか、次のページになりますが、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 3,088 万 6,000 円であります。

北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担金分と、被保険者から徴収した保険料および保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

42 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円で、過年度の保険料還付金であります。

2 目保険料還付加算金 5 万円で、保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

36 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 3 億 9,600 万円であります。

令和 7 年度の北海道における保険料については、昨年度と同じく均等割額が 5 万 2,953 円、所得割

率が 11.79 パーセントであります。

なお、賦課限度額は 80 万円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 4,512 万 7,000 円であります。

一般会計からの繰入金であります。

1 節は北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2 節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

37 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 10 万円。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金 1 万円、2 目過料 1,000 円、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円、2 目還付加算金 5 万円であります。

38 ページになります。

3 項 1 目預金利子 1,000 円、4 項受託事業収入、1 目保健事業受託事業収入 58 万 6,000 円であります。

北海道後期高齢者医療広域連合からの保健事業に係る受託事業収入であります。

5 項雑入、1 目滞納処分費、2 目雑入、いずれも 1,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、以上をもって終了をいたします。

次に、議案第 16 号、令和 7 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 議案第 16 号、令和 7 年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

47 ページをお開きください。

第 1 条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 4,517 万 6,000 円と定めるものであります。

第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、48 ページから 51 ページまでに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算」のとおり定めるものであります。

なお、令和 7 年度における年間平均の第 1 号被保険者数は、9,044 人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

60 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,509 万 2,000 円であります。

担当職員の人件費のほか、10 節需用費は、介護保険被保険者証の印刷経費、次のページになりますが、11 節役務費は、郵便料などであります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 148 万 5,000 円であります。

10 節需用費は、納付書の印刷経費、11 節は、次のページになりますが、納付書発送の郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などあります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 1,476 万 7,000 円であります。

東部 4 町で共同設置している介護認定審査会の運営に要する経費であり、認定審査会委員 20 人の報酬および費用弁償のほか、担当職員の人件費であります。

64 ページになります。

2 目認定調査等費 1,666 万円であります。

介護認定に係る訪問調査および主治医意見書作成に要する経費であり、介護認定調査員の人件費、次のページになりますが、11 節役務費、細節 15 の主治医意見書作成手数料は、本年度の主治医意見書作成件数を 1,375 件分見込んでおります。

4 項 1 目介護保険運営等協議会費 21 万 5,000 円であります。

次のページになりますが、協議会委員 15 人の報酬および費用弁償などあります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 7 億 6,086 万 3,000 円あります。

訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付費であります。

67 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 9 億 4,732 万 7,000 円あります。

グループホーム、小規模特養などの地域密着型介護サービスに係る保険給付費であります。

68 ページにであります。

3 目施設介護サービス給付費 7 億 1,621 万 9,000 円あります。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

69 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費 1 億 236 万 6,000 円あります。

要介護者のケアプラン作成に係る保険給付費であります。

70 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 6,495 万 2,000 円あります。

要支援者の訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付費であります。

71 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費 532 万 4,000 円あります。

要支援者のグループホーム、小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費 1,565 万 1,000 円あります。

要支援者のケアプラン作成に係る保険給付費であります。

72 ページになります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料 229 万円あります。

介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で国保連に支払うものであります。

73 ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス等費 6,197 万 6,000 円あります。

利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

74 ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費 934 万 1,000 円あります。

1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

75 ページになります。

6 項 1 目市町村特別給付費 40 万円あります。

バスケット購入などの経費に対する給付であります。

76 ページになります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費 1 億 243 万 1,000 円あります。

介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費について、所得の低い方に対して、負担軽減を図るための給付であります。

77 ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金 1,000 円であります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 7,357 万 4,000 円であります。次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、要支援者および事業対象者が利用する訪問型サービスおよび通所型サービスに係る給付などであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 881 万 7,000 円であります。

事業対象者のケアプラン作成に要する経費であり、介護支援専門員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は、さらに次のページになりますが、介護予防ケアマネジメント委託料であります。

2 項 1 目一般介護予防事業費 785 万 1,000 円であります。

要支援、要介護になる恐れのある方への介護予防の普及啓発に要する経費であります。

次のページになりますが、生活実態把握事業は、例年実施している生活実態調査に係る事務補助員の報酬と郵便料であります。

82 ページになります。

介護予防教室開催事業は、12 節委託料、細節 5 は、老福リフレッシュ体操、忠類では福寿フィットネスなどの介護予防教室のほか、加齢に伴い筋力や認知機能など心身の活力が低下する状態を予防するため、フレイル予防教室の開催に要する経費であります。

83 ページになります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 65 万 1,000 円であります。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを継続するための支援体制の構築や認知症の方や家族に対する支援などに要する経費であります。

在宅医療・介護連携推進事は、7 節報償費の講師謝礼は、在宅医療・介護連携講演会の開催に係る講師謝礼などあります。

認知症総合支援事業は、7 節報償費は、認知症初期集中支援チームの医師に対する謝礼、12 節委託料は、SOS 見守りネットワーク委託料であります。

84 ページになります。

2 目任意事業費 840 万 3,000 円であります。

地域における自立した日常生活を支援するため、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業や支援に要する経費であります。

中段の成年後見制度利用推進事業は、19 節扶助費は、成年後見制度を利用する生活保護者に対する成年後見報酬費用の助成であります。

グループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業は、グループホームに入所されている低所得者への家賃補助であります。

次のページになりますが、1 番下の高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業は、道営とかち野団地、シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料であります。

86 ページになります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料 30 万円あります。

訪問型および通所型サービスを提供した事業者を支払う報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

87 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 100 万円は、過年度の介護保険料還付金であります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金 10 万円は、介護保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

3 目償還金 1,000 円は、過年度の国庫支出金の返還金であります。

6 款 1 項繰出金、1 目他会計繰出金 711 万 9,000 円は、重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰

出金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

54 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 5 億 6,937 万円であります。

65 歳以上の被保険者に係る介護保険料の定率負担分であり、介護給付費に対して 23 パーセントとなります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 827 万 9,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円は、情報公開等請求手数料であります。

2 目民生手数料 1,000 円は、高齢者世話付住宅生活援助員手数料であります。

55 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 5 億 1,091 万 8,000 円であります。

介護給付費に対する国の定率負担分であり、介護分は 20 パーセント、施設分は 15 パーセントとなります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 1 億 4,396 万 5,000 円であります。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の 5 パーセント相当分となります。

2 目保険者機能強化推進交付金 161 万 9,000 円であります。

高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組を支援するための交付金であります。

3 目地域支援事業交付金 2,159 万 3,000 円であります。

総合事業および介護予防事業などに対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20 パーセント、2 節のその他の事業に対しては 38.5 パーセントの交付率となります。

4 目介護保険保険者努力支援交付金 486 万 9,000 円であります。

介護予防・健康づくり等に資する市町村の取組を支援するための交付金であります。

56 ページになります。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 7 億 5,296 万円であります。

40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 27 パーセントとなります。

2 目地域支援事業支払基金交付金 2,448 万 5,000 円であります。

総合事業に対する支払基金からの交付金であります。

総合事業に対して 27 パーセントとなります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 3 億 9,542 万 3,000 円であります。

介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5 パーセント、施設分は 17.5 パーセントとなります。

57 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 1,305 万 9,000 円であります。

総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5 パーセント、2 節のその他の事業に対しては 19.25 パーセントとなります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4 億 3,252 万 6,000 円であります。

1 節から、次のページにわたりますが、3 節は、介護給付費や地域支援事業に対する繰入金、4 節は、世帯全員が非課税の低所得者の保険料軽減分、5 節は、職員給与費および事務費相当分であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金 6,600 万円であります。

9款1項1目繰越金 10万1,000円。

59 ページになります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金 1,000 円。

2 項 1 目預金利子 1,000 円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、3 目返納金、4 目雑入、いずれも予算額 1,000 円
であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点、お尋ねをいたします。

ページ数では 68 ページ、3 目施設介護サービス給付費の、18 節負担金補助及び交付金 7 億 1,621 万 9,000 円ということですが、例年、施設の入所を希望しながら待機しているという状況があり、解消されていない現状であると思います。したがって、現時点での待機者数と、また待機期間どのぐらいになるのか、最高はどのぐらいになっているのか伺います。

そして、さらに、令和 7 年度、今年度の見通し、事業を行うことによって、どう解消されているのかについてお尋ねいたします。

2 点目ですが、行政資料を出していただきました。町内地域密着型介護事業所の従事者数と充足率ということでお尋ねをいたしました。介護事業所の人手不足ということが従来から問題になってきているところですが、提出いただきました資料につきましては、総事業所、20 事業所のうち、実に人員基準 148 に対して 227 ということでありまして、153.4 パーセントの充足率になっているということで、思っていたことと逆の数字が出たなと思いました。それで、これは介護事業所というのは、いろいろですけれども、シフト制で 1 日の勤務の中で何人も携わりながら介護に当たるという状況だと思いのですけれども、純粋にこういう 1 人工と考えて 227 人になるのか、それともこれは短い期間も入れながら、リレーしながらやっていっているという人数も含めて、こういう数字になっているのか教えてください。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、ご質問の 1 点目、町内の介護施設の待機者状況になりますけれども、本年 1 月末現在で、待機者と呼ばれる者は、実人数としては 98 人ではございますけれども、そのうち 28 人につきましては、入所の見込みがない、要は早くから申込みをしておいて、ただ、当たってもちよっとまだ在宅で頑張ろうという意識のある方でございます。そのため、実人数としましては 70 人となっております。

平均の待機時間につきましては、7 か月ぐらい、7.5 か月となっているところでございます。

すみません。申し訳ございません。最長の部分につきましては、1 年 7 か月でございます。平均の待機時間につきましては、7 か月半でございます。

2 番目の質問でございますけれども、人工、行政指導の部分の従事者数、この 227 人につきましては、実人数ではなくて常勤換算、シフトに基づいて計算した人数を 227 人としております。

待機の令和 7 年度の見通しにつきましては、毎年この時期にこの数年、待機者数を報告させていただいてはいるのですけれども、令和 5 年が 100 人、令和 6 年の 1 月が 73 人、令和 7 年、本年 1 月は、先ほど申し上げたように、70 人と徐々に減ってきている状況でございます。なので、今年度につきましても、同じかもしくは減っていくものと推測しているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 待機者が少しずつ減ってきているということは、期待したいところだと思います。ただ、介護保険制度そのものができまして今年で25年なのですが、そのときに、いわゆる団塊の世代が、利用が増える時期が2025年だというようなことでありましたから、希望される方も増えるのではないかというふうに思います。そういったところには、今年度の予算の中では実際に受入れが決まっていますから、増やすということは難しいのだと思うのですけれども、特別な対応も必要ではなかったかと思うのですけれども、どうだったでしょうか。

行政資料のほうです。実人数ではなくて、常勤として登録されている数だという答えだったのですけれども、要するに人手不足になっていないということが分かればいいのですけれども、なっていないのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 介護施設の入所者につきましては、それぞれ施設ごとに入所判定会議で行っております。その中で、常に状況を把握して、なるべく優先度の高い方を入れていくという考え方があります。委員おっしゃるように、受入れの定数は決まっておりますけれども、そちらにつきましては、実際にケアマネさんですとか、事業所、そして町と包括支援センターなども入りながら、より必要な方に対して必要なサービスを提供していきたいと考えております。

次に、人手不足になっていないかというところでございます。こちらの行政資料で出したものは、人員基準、国の基準に定めたものに対して、これだけの人数でございます。今現在の実際の従事者数から割り出しております。しかしながら、実際には、例えば従業員が体調で休んだりだとか、あと急遽休んだりする場合、そういったところの部分の対応につきましては、今回、全事業者にも直接聞きましましたけれども、やはりもう少し余裕がある中でシフトを回していきたいという声は聞いております。そのため、人員基準上は満たしてはいるけれども、やはりなかなか求人募集を出しても採用というのが、応募が実際に全てを満たしていない、そういった意味では、より従業員が必要とは考えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 待機者のほうは分かりました。

職員の配置で、実際に行政資料として求めた場合には、この形でしか出していただけないのでしょうか。実際に必要とする人数、そして今、余裕のことも言われましたけれども、もちろん余裕も必要だと思いますが、頭から人手不足なのだという状況が、一体どうなっているのだということをやはり押さえて、そして次の政策を展開していかなければならないと思ったものですから、こういう形での資料しか実際に出せないのかどうか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今回の資料につきましては、この人員基準はあくまで施設を設置する上で必要と認められているものなので、介護職員ですとか、看護職員、そういった人員基準で定められている人数に対して、実際にその職員の、それを求められている職種の従業者数を出したものでございます。ちょっと我々のほうとしては、現在、事業者とも話はしたのですけれども、出せるものとしてはこの数字ということで、今回、出させていただきました。

以上です。

○委員（中橋友子） 分かりました。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がないようですので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、議案第17号、令和7年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 議案第17号、令和7年度幕別町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

97 ページをご覧ください。

第1条は、総則であります。

第2条、業務の予定量は、給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量および主な建設改良事業について、それぞれ水道事業と簡易水道事業の業務予定量を示したものであります。

第3条、収益的収入及び支出、いわゆる3条予算は、各事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用を計上しております。

98 ページになります。

収入は第1款水道事業収益を5億7,723万9,000円、第2款簡易水道事業収益を3億85万8,000円、収入合計を8億7,809万7,000円とし、支出は第1款水道事業費用を6億4,413万1,000円、第2款簡易水道事業費用を3億4,907万1,000円、支出合計を9億9,320万2,000円とし、一旦前のページにお戻りいただき、下段最終行になりますが、第3条のなお書きにおいて、営業費用中、総係費の委託料の財源に充てるため、企業債110万円を借り入れると定めるものであります。

99 ページになります。

第4条、資本的収入及び支出、いわゆる4条予算は、安心・安全な水を供給できるよう、各事業の建設改良費とその財源を計上しております。

収入は第1款水道事業資本的収入を4億291万9,000円、第2款簡易水道事業資本的収入を3億4,578万7,000円、収入合計を7億4,870万6,000円とし、支出は第1款水道事業資本的支出を5億9,866万1,000円、100 ページになります。

第2款簡易水道事業資本的支出を4億3,756万3,000円、支出合計を10億3,622万4,000円とし、ここで、一旦前のページにお戻りいただき、第4条、後述の括弧書きにおいて、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額2億8,751万8,000円については、消費税資本的収支調整額5,354万円と、損益勘定留保資金2億3,397万8,000円で補填すると定めるものであります。

これら第3条および第4条予算の詳細については、後ほど予算に関する説明書の実施計画書でご説明いたします。

100 ページになります。

第5条、企業債は、起債の目的にある上水道整備事業から公営企業法適用事業までの8事業について、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を表のとおり定めるものであります。

101 ページになります。

第6条、一時借入金は、限度額を5億円と定め、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用および特別損失の間の流用と定め、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費5,964万円と定め、第9条、他会計からの補助金は、補助を受ける金額を2億7,099万7,000円と定めるものであります。

以上が、水道事業会計予算になります。

次のページ以降が、水道事業会計予算に関する説明書であり、予算の実施計画書から説明いたします。

はじめに、収益的収入および支出について、収益的支出から申し上げます。

104 ページをご覧ください。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費1億6,042万円、本目は、十勝中部広域水道企業団からの受水に要する経費であります。

2目配水及び給水費3,642万5,000円、本目は、配水管や給水管に要する経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、11節委託料は、上水道施設維持管理業務のほか、電気計装設備保守点検業務に要する委託料が主なもので、105 ページになります。

14節修繕費は、配水管の漏水修理をはじめとする構築物の修理と機械設備の修理が主なものであります。

4目総係費1億3,849万3,000円、本目は、水道事業会計全般の事務的経費であり、担当職員3名

分の人件費のほか、106 ページになります。

11 節委託料は、1 万 2,066 件分の検針業務や、経営戦略改定支援業務が主なものであります。

107 ページになります。

5 目減価償却費 2 億 2,787 万 6,000 円は、有形固定資産の減価償却に要する経費、6 目資産減耗費 3,548 万 4,000 円は、構築物、機械および装置の更新、移設等に伴う除却資産の減耗費であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2,996 万 8,000 円は、企業債の利息、2 目消費税及び地方消費税は 1,526 万 5,000 円であります。

90 目雑支出 10 万円は、過年度分過誤納還付金、4 項 1 目予備費は 10 万円であります。

108 ページになります。

2 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 7,339 万 5,000 円、本目は、取水施設および浄水場施設などに要する経費であり、主なものは、11 節委託料の簡易水道施設の維持管理、点検、清掃業務に係る委託料や、16 節動力費の電気料などであります。

2 目配水及び給水費 916 万 4,000 円、本目は、配水管や給水管に要する経費であり、主なものは 109 ページになります。

14 節修繕費、配水管の漏水修理や機械設備の修理であります。

4 目総係費 1,313 万 2,000 円、本目は、簡易水道事業会計全般の事務的経費であり、11 節委託料は、1,502 件分の検針業務や、経営戦略改定支援業務が主なものであります。

5 目減価償却費は 2 億 400 万 5,000 円、6 目資産減耗費は 1,566 万円であります。

2 項営業外費用、110 ページになります。

1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2,305 万 9,000 円は、企業債の利息であります。

2 目消費税及び地方消費税は 1,050 万 6,000 円、90 目雑支出 5 万円は過年度分過誤納還付金、4 項 1 目予備費は 10 万円であります。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

102 ページへお戻りください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 4,134 万 2,000 円は、上水道地区の水道使用料です。

4 目他会計補助金 4,400 万円は、水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴う、基本料金 11 か月相当分の一般会計からの補助金、90 目その他営業収益 522 万 3,000 円は、給水装置の設置等に要する新設工事事務手数料や、給水申請に要する加入者負担金などあります。

2 項営業外収益、5 目長期前受金戻入 5,488 万円は、過年度において固定資産の取得に充当した補助金等を収益化するもので、90 目雑収益 3,179 万 3,000 円は、下水道使用料の収納等に係る受託収入が主なものであります。

103 ページになります。

2 款簡易水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 8,097 万 2,000 円は、幕別地区のほか、全 5 地区の水道使用料であります。

4 目他会計補助金 550 万円は、水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴う基本料金 11 か月相当分の一般会計からの補助金、90 目その他営業収益 22 万 8,000 円は、新設工事事務手数料などあります。

2 項営業外収益、3 目他会計補助金 1 億 3,337 万 9,000 円は、一般会計からの補助金、5 目長期前受金戻入は 8,077 万 6,000 円、90 目雑収益 3,000 円は、配水管切断事故があった場合の補償金であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

はじめに、資本的支出から申し上げます。

113 ページをご覧下さい。

1 款水道事業資本的支出、1 項 1 目建設改良費 4 億 4,131 万 2,000 円、本目は、上水道施設の整備・

更新に要する経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、11節委託料は、相川20号橋の架け替えに伴う配水管の更新に係る設計業務などであり、24節工事請負費は、若草7号通の鉄道横断工事のほか、若草東団地道路6号などの老朽化した配水管の更新工事や、大規模な地震に備えた緊急遮断弁設置工事などがあります。

114 ページになります。

2目固定資産購入費2,996万1,000円、1,155件分の検定満了量水器の取替えなどに要する経費であります。

2項1目企業債償還金1億2,738万8,000円、建設改良工事等に伴う企業債償還金の元金であります。

115 ページになります。

2款簡易水道事業資本的支出、1項1目建設改良費2億6,883万5,000円、本目は、簡易水道施設の整備・更新に要する経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、24節工事請負費は、忠類24号線などの道路整備に伴う配水管移設工事や、糠内配水池の弁体更新工事、糠内減圧弁施設の改築工事、糠内浄水場の深井戸改良工事などがあります。

26節負担金は、道営駒島中里地区営農用水整備事業に伴う負担金が主なものであります。

2目固定資産購入費521万円は、223件分の検定満了量水器の取替えなどに要する経費であります。

2項1目企業債償還金1億6,351万8,000円は、企業債の元金であります。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

111 ページへ、お戻りください。

1款水道事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債3億6,220万円は、配水管布設替え工事などの建設改良に要する企業債であります。

6項補助金、1目国庫補助金3,250万円は、緊急遮断弁設置工事に係る緊急時給水拠点確保等事業交付金であります。

7項1目負担金786万7,000円は、道路工事に伴う水道管移設工事や、消火栓の更新に係る負担金、8項1目固定資産売却代金35万2,000円は、10トン給水タンク車の売払いの売却代金であります。

112 ページになります。

2款簡易水道事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債2億3,980万円は、配水管布設替え工事などの建設改良に要する企業債であります。

4項1目他会計補助金8,811万8,000円は、企業債元金の償還などに充てる一般会計からの補助金であります。

7項1目負担金1,786万9,000円は、道路工事に伴う水道管移設工事や、消火栓の更新に係る負担金であります。

116 ページをご覧ください。

こちらは、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。

キャッシュ・フロー計算書は、企業がどのように現金を得て、使用したかという財務状況を表すものであります。

次の117 ページをご覧ください。

このページの一番下の金額が、令和7年度の資金期末残高で4億6,964万2,000円と見込むものであります。

次のページの118 ページから124 ページまでは、給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

続いて、125 ページへお進みください。

こちらは、債務負担行為に関する調書であります。

委託業務5件についての限度額等は記載のとおりであります。

次に、126 ページになります。

こちらは、令和7年度末時点における水道事業会計の予定貸借対照表であります。

資産の部、1、固定資産、有形固定資産は、土地や建物、構築物などの資産であり、次のページになります。

下段に記載の2、流動資産は、現金預金のほか、今後回収する予定の未収金などであり、水道事業会計が保有する全事業の資産合計は、128ページ中段に記載の110億2,666万8,000円であります。

次に、負債の部では、3、固定負債は企業債の残高を計上しており、129ページになります。

4、流動負債は、(1)企業債のほか、今後支払う予定の未払金や引当金を計上し、130ページになります。

5、繰延収益は、(1)長期前受金と減価償却見合い分の長期前受金収益化累計額を計上しており、中段に記載の負債合計は76億7,354万4,000円であります。

資本の部、6、資本金の片仮名の(ロ)は、本企業会計開始時に簡易水道特別会計から引き継いだ資本金であり、7、剰余金は、無償で取得した資産を受贈財産評価額として資本剰余金に計上し、131ページになります。

利益剰余金は、減債積立金や、目的等が特定されていない利益剰余金を当年度未処分利益剰余金として計上しており、資本合計は33億5,312万4,000円であります。

負債資本合計は110億2,666万8,000円と見込んでおります。

128ページの資産合計と一致するものであります。

次に、132ページから140ページまでは、令和6年度末時点における予定貸借対照表と、予定損益計算書、141、142ページは会計の方針や、セグメント情報を掲載する注記になります。

143ページは地方債の調書となっており、後ほどご参照いただきたいと存じます。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、水道事業会計予算につきましては、以上をもって終了をいたします。

次に、議案第18号、令和7年度幕別町下水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 議案第18号、令和7年度幕別町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

144ページをご覧ください。

第1条は、総則であります。

第2条、業務の予定量は、処理戸数、年間処理水量、1日平均処理量および、145ページになります。

主な建設改良事業について、それぞれ公共下水道事業、個別排水処理事業、農業集落排水事業の業務予定量を示したものであります。

第3条、収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入の第1款公共下水道事業収益を8億9,339万2,000円、第2款個別排水処理事業収益を1億9,596万2,000円、第3款農業集落排水事業収益を1億392万円とし、収入合計を11億9,327万4,000円とするものであります。

146ページになります。

支出の第1款公共下水道事業費用を8億8,073万4,000円、第2款個別排水処理事業費用を2億193万9,000円、第3款農業集落排水事業費用を1億1,738万2,000円とし、支出合計を12億5万5,000

円とするものであり、ここで一旦、前のページにお戻りいただき、第3条のなお書きにおいて、営業費用の委託料および営業外費用の企業債利息の財源として、企業債1,960万円を借り入れるとともに、企業債利息については基金から8万4,000円を繰り入れると定めるものであります。

146 ページ下段の第4条になります。

第4条、資本的収入及び支出は、主に下水道事業を継続して維持するための建設改良費を計上しております。

147 ページになります。

収入の第1款公共下水道事業資本的収入を12億4,245万8,000円、第2款個別排水処理事業資本的収入を7,477万2,000円、第3款農業集落排水事業資本的収入を1億4,674万2,000円とし、収入合計を14億6,397万2,000円とするものであります。

148 ページになります。

支出の第1款公共下水道事業資本的支出を15億2,781万6,000円、第2款個別排水処理事業資本的支出を1億4,117万2,000円、第3款農業集落排水事業資本的支出を1億5,618万1,000円とし、支出合計を18億2,516万9,000円とするものであります。

ここで一旦146ページ下段の第4条にお戻り願います。

第4条、後述の括弧書きにおいて、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億6,119万7,000円は、消費税資本的収支調整額5,756万6,000円と当年度損益勘定留保資金3億363万1,000円で補填すると定めるものであります。

これら第3条および第4条予算の詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の実施計画書でご説明いたします。

149 ページになります。

第5条、企業は、起債の目的にある公共下水道建設事業から公営企業法適用事業までの9事業について、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を定めております。

150 ページになります。

第6条、一時借入金は、限度額を10億円と定め、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用および特別損失の間の流用と定め、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2,639万7,000円と定め、第9条、他会計からの補助金は、補助を受ける金額を4億7,478万9,000円と定めるものであります。

次のページ以降が、下水道事業会計予算に関する説明書であります。

はじめに、収益的収入及び支出について、支出から申し上げます。

154 ページをご覧ください。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費2,520万1,000円、本目は、汚水および雨水の管渠などの維持管理に要する経費であり、主なものは、11節委託料の泉町とみずほ町の雨水排水ポンプ所の管理業務や、管渠点検調査業務に要する委託料であります。

2目ポンプ場費3,745万8,000円、本目は、十勝川浄化センターへ汚水を圧送する札内中継ポンプ場の維持管理に要する経費であり、主なものは、11節委託料のポンプ場管理業務や、耐震診断調査業務に要する委託料のほか、16節動力費の電気料であります。

155 ページになります。

3目処理場費1億1,062万7,000円、本目は、幕別町浄化センターの維持管理に要する経費で、主なものは、11節委託料の処理場管理業務や、汚泥処理業務に要する委託料のほか、14節修繕費の汚水ポンプ分解整備費や、16節動力費の電気料であります。

5目総係費4,951万4,000円、本目は、公共下水道事業全般の事務的経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、156ページになります。

11節委託料は、経営戦略改定支援業務や公共下水道事業計画変更業務が主なものであります。

26節負担金、下水道使用料収納業務等負担金が主なものであります。

6目流域下水道管理運営費負担金 6,076万6,000円、本目は、十勝川流域下水道の維持管理に伴う運営負担金であります。

7目減価償却費は5億52万7,000円、8目資産減耗費は161万4,000円であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費 6,042万4,000円は、企業債および一時借入金の利息であります。

157ページになります。

2目消費税及び地方消費税は3,445万3,000円であります。

90目雑支出5万円は、過年度分過誤納還付金、4項1目予備費は10万円であります。

158ページになります。

2款個別排水処理事業費用、1項営業費用、1目浄化槽費 8,660万7,000円、本目は、施設の維持管理に要する経費であり、主なものは、11節委託料の合併浄化槽の保守点検および修繕に要する経費であります。

3目総係費 326万6,000円、本目は、個別排水処理事業全般の事務的経費で、11節委託料は、経営戦略改定支援業務が主なものであります。

4目減価償却費は9,648万1,000円であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費 1,294万8,000円は、企業債の利息であります。

2目消費税及び地方消費税は、248万7,000円であります。

90目雑支出5万円は、過年度分過誤納還付金、4項1目予備費は10万円であります。

159ページになります。

3款農業集落排水事業費用、1項営業費用、1目管渠費 198万7,000円、本目は、汚水管渠などの維持管理に要する経費で、24節工事請負費は、公共ますやマンホールの補修工事であります。

2目処理場費 4,553万円、本目は、忠類浄化センターの維持管理に要する経費で、主なものは11節委託料の忠類浄化センター管理業務に要する経費や、16節動力費の電気料であります。

4目総係費 454万1,000円、本目は、農業集落排水事業全般の事務的経費で、11節委託料は、経営戦略改定支援業務が主なものであります。

160ページになります。

5目減価償却費は6,296万6,000円あります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費 178万8,000円は、企業債の利息、2目消費税及び地方消費税は47万円あります。

4項1目予備費は10万円あります。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

151ページへ、お戻りください。

1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料 3億2,357万7,000円は、幕別処理区および札内処理区の下水道使用料であります。

2目他会計負担金 7,153万5,000円は、雨水処理に要する経費の一般会計からの負担金、2項営業外収益、3目他会計補助金 2億3,040万1,000円は、一般会計からの補助金、4目補助金 2,000万円は、管渠調査などの公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

5目長期前受金戻入は2億4,757万5,000円、90目雑収益 30万4,000円は、浄化センター管理棟に設置している水道施設監視装置に係る負担金が主なものであります。

152ページになります。

2款個別排水処理事業収益、1項営業収益、1目個別排水処理施設使用料 3,019万2,000円は、合併浄化槽の使用料であります。

2項営業外収益、3目他会計補助金 1億4,093万3,000円は、一般会計からの補助金、5目長期前受金戻入は2,483万7,000円あります。

153ページになります。

3款農業集落排水事業収益、1項営業収益、1目農業集落排水処理施設使用料1,588万6,000円は、忠類地区の農業集落排水の使用料であります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金2,000円は、農業集落排水事業償還基金の利息、3目他会計補助金4,715万2,000円は、一般会計からの補助金、5目長期前受金戻入は4,088万円でありませう。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

はじめに、資本的支出から申し上げます。

164ページまでお進みください。

1款公共下水道事業資本的支出、1項1目建設改良費10億690万8,000円、本目は、公共下水道施設の整備・更新に要する経費で、担当職員2名分の人件費のほか、24節工事請負費は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事や、幕別中継ポンプ場整備工事が主なものであります。

165ページになります。

2目流域下水道建設費負担金3,709万4,000円、本目は、十勝川流域下水道建設事業に伴う負担金であります。

2項1目企業債償還金4億8,381万4,000円は、企業債償還金の元金であります。

166ページになります。

2款個別排水処理事業資本的支出、1項1目建設改良費6,981万9,000円、本目は、個別排水処理施設の整備に要する経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、24節工事請負費は、合併浄化槽15基分の工事費であります。

2項1目企業債償還金7,085万3,000円は、企業債償還金の元金であります。

4項1目長期貸付金50万円は、水洗便所改造等に伴う資金の貸付金であります。

167ページになります。

3款農業集落排水事業資本的支出、1項1目建設改良費1億3,583万9,000円、本目は、農業集落排水処理施設の整備に要する経費であり、忠類浄化センターの強靱化を図るための発電機設置工事が主なものであります。

2項1目企業債償還金2,033万9,000円は、企業債償還金の元金であります。

6項1目基金積立金3,000円は、農業集落排水事業償還基金の積立金であります。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

161ページへ、お戻りください。

1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債7億2,740万円、本目は、污水管新設工事などの建設改良に要する企業債であります。

3項1目他会計負担金663万5,000円は、雨水処理施設の建設改良費に要する経費の一般会計からの負担金、4項1目他会計補助金2,317万9,000円は、一般会計からの補助金、6項補助金、1目国庫補助金4億8,500万円は、建設改良に係る社会資本整備総合交付金であります。

7項1目負担金等24万4,000円は、受益者負担金であります。

162ページになります。

2款個別排水処理事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債4,910万円、本目は、浄化槽建設工事の建設改良に要する企業債であります。

4項1目他会計補助金2,295万4,000円は、一般会計からの補助金、7項1目負担金等221万8,000円は、受益者分担金であります。

9項1目長期貸付金償還金50万円は、水洗便所改造等に伴う貸付金の元金収入であります。

163ページになります。

3款農業集落排水事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債6,980万円、本目は、農業集落排水処理施設の建設改良に要する企業債であります。

4項1目他会計補助金1,017万円は、一般会計からの補助金、6項補助金、1目国庫補助金6,600

万円は、農山漁村地域整備交付金、10項1目基金繰入金77万2,000円は、農業集落排水事業償還基金より、起債の償還に充てる繰入金であります。

次に、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

168ページをご覧ください。

こちらは、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。

下水道事業会計が、どのように現金を得て使用したかという財務状況を表すものであります。

次の169ページになります。

このページの一番下の金額が、令和7年度の資金期末残高であり、7,482万1,000円と見込むものであります。

次のページの170ページから174ページまでは、給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

続いて、175ページへ、お進みください。

こちらは、債務負担行為に関する調書であります。

委託業務5件についての限度額等は、記載のとおりであります。

次に、176ページになります。

こちらは、令和7年度末時点における下水道事業会計の予定貸借対照表であります。

資産の部、1、固定資産、有形固定資産は、土地や建物、構築物などの資産であり、177ページに記載の無形固定資産の施設利用権は、十勝川流域下水道建設費の負担金であります。

178ページになります。

(3)投資その他資産は、農業集落排水事業償還基金であり、2、流動資産は、現金預金のほか、今後回収する予定の未収金などであり、下水道事業会計が保有する全事業の資産合計は136億435万8,000円であります。

179ページになります。

次に、負債の部では、3、固定負債は企業債残高を計上、4、流動負債は企業債のほか、未払金と、180ページになります。

引当金を計上、5、繰延収益は、長期前受金と減価償却見合い分の長期前受金収益化累計額を計上しており、負債合計は130億3,647万3,000円であります。

次に、資本の部では、6、資本金は、企業会計開始時に各特別会計から引き継いだ資本金であり、181ページになります。

7、剰余金は、土地を取得した際の国庫補助金を資本剰余金に計上、損益取引から生じた剰余金を利益剰余金に計上しており、資本合計は5億6,788万5,000円であります。

負債資本合計は、136億435万8,000円と見込んでおり、178ページの資産合計と一致するものであります。

次の182ページから190ページまでは、令和6年度末時点における予定貸借対照表と予定損益計算書です。

191、192ページは会計の方針などを掲載する注記になります。

193ページは地方債の調書となっております、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、下水道事業会計予算につきましては、以上をもって終了をいたします。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 13 号、令和 7 年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、令和 7 年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第 15 号、令和 7 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第 16 号、令和 7 年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第 17 号、令和 7 年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第 18 号、令和 7 年度幕別町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました令和 7 年度幕別町各会計予算の審査が全て終了をいたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、3 日間にわたり熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者および説明員におかれましても、審議の円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。皆さまのご協力に対し委員長として心より感謝を申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

[閉会宣告]

○委員長（岡本眞利子） これをもちまして、令和7年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

12：20 閉会